

乙訓環境衛生組合  
ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る  
環境影響評価方法書

令和8年3月  
乙訓環境衛生組合



# 目 次

## 第 1 章 事業計画概要

1-1 事業者の氏名及び住所.....	1-1
1-2 対象事業の名称 .....	1-1
1-3 対象事業の目的及び内容 .....	1-1
1-3-1 対象事業の目的.....	1-1
1-3-2 対象事業の内容.....	1-3

## 第 2 章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

2-1 環境影響評価を実施しようとする地域及び地域特性を把握する範囲 .....	2-1
2-2 環境影響評価を実施しようとする地域の概況.....	2-5
2-2-1 自然的状況.....	2-5
2-2-2 社会的・文化的状況.....	2-86

## 第 3 章 計画段階環境配慮書の概要

3-1 計画段階配慮書における検討.....	3-1
3-1-1 予測及び評価の結果.....	3-3
3-2 総合評価.....	3-20

## 第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

<b>4-1 配慮書の公告及び縦覧等</b> .....	<b>4-1</b>
4-1-1 公告 .....	4-1
4-1-2 縦覧 .....	4-1
4-1-3 意見書 .....	4-3
<b>4-2 配慮書についての知事の意見及び事業者(本組合)の見解</b> .....	<b>4-4</b>
<b>4-3 配慮書についての計画段階関係地域の市町長からの意見及び事業者(本組合)の見解</b> .....	<b>4-7</b>
4-3-1 京都市長の意見及び事業者(本組合)の見解.....	4-7
4-3-2 長岡京市長の意見及び事業者(本組合)の見解.....	4-8
4-3-3 八幡市長の意見及び事業者(本組合)の見解.....	4-8

## 第5章 環境影響評価の項目の選定

<b>5-1 環境影響要因の抽出</b> .....	<b>5-1</b>
<b>5-2 環境影響評価の項目の選定</b> .....	<b>5-3</b>

## 第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

<b>6-1 大気環境</b> .....	<b>6-1</b>
6-1-1 大気質.....	6-1
<b>6-2 騒音・振動</b> .....	<b>6-19</b>
6-2-1 騒音.....	6-19
6-2-2 低周波音・超低周波音.....	6-26
6-2-3 振動.....	6-29
<b>6-3 悪臭</b> .....	<b>6-37</b>
6-3-1 悪臭.....	6-37
<b>6-4 水環境</b> .....	<b>6-43</b>
6-4-1 水質汚濁.....	6-43
6-4-2 水の濁り.....	6-46
6-4-3 底質汚染.....	6-50
6-4-4 地下水の水位.....	6-53
<b>6-5 地質・土壌環境</b> .....	<b>6-55</b>
6-5-1 地盤沈下.....	6-55
6-5-2 土壌汚染.....	6-57
<b>6-6 動物</b> .....	<b>6-61</b>
6-6-1 重要な種・注目すべき生息地.....	6-61
<b>6-7 植物</b> .....	<b>6-66</b>
6-7-1 重要な種及び群落.....	6-66
6-7-2 植物生育環境としての土壌.....	6-71
<b>6-8 生態系</b> .....	<b>6-75</b>

6-8-1 地域を特徴づける生態系.....	6-75
<b>6-9 景観.....</b>	<b>6-80</b>
6-9-1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観.....	6-80
6-9-2 人と自然との触れ合いの活動の場.....	6-86
<b>6-10 廃棄物等.....</b>	<b>6-91</b>
6-10-1 廃棄物.....	6-91
6-10-2 建設工事に伴う副産物(残土等).....	6-93
<b>6-11 温室効果ガス等.....</b>	<b>6-95</b>
6-11-1 温室効果ガス(二酸化炭素、メタン等).....	6-95
<b>6-12 文化財、埋蔵文化財包蔵地等.....</b>	<b>6-99</b>
6-12-1 埋蔵文化財包蔵地.....	6-99
<b>6-13 歴史的・文化的景観.....</b>	<b>6-101</b>
6-13-1 主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観.....	6-101

## 第7章 その他規則で定める事項

<b>7-1 対象事業を実施するために必要な許認可等.....</b>	<b>7-1</b>
<b>7-2 方法書に関する業務の委託先.....</b>	<b>7-1</b>

はじめに

本図書は、京都府環境影響評価条例(平成10年10月16日京都府条例第17号)第9条の規定に基づき作成した「乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る環境影響評価方法書」(以下「方法書」という。)である。



## 第1章 事業計画概要



## 1-1 事業者の氏名及び住所

---

名称 : 乙訓環境衛生組合  
代表者の氏名 : 乙訓環境衛生組合 管理者 中小路健吾  
(令和8年4月1日付けで前川光より管理者交代)  
主たる事務所の所在地 : 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地

## 1-2 対象事業の名称

---

乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業 (仮称)

## 1-3 対象事業の目的及び内容

---

### 1-3-1 対象事業の目的

乙訓環境衛生組合(以下「本組合」という。)では、組合を構成する向日市、長岡京市及び大山崎町(以下「関係市町」という。)の区域内から発生し、本組合へ搬入される一般廃棄物を、現在、ごみ処理施設、リサイクルプラザ、プラプラザ、し尿処理施設及び勝竜寺埋立地の各施設により、安全・安定した処理を継続して行っている。ごみ処理施設、リサイクルプラザ、し尿処理施設は京都府乙訓郡大山崎町の本組合敷地内において、プラプラザ及び勝竜寺埋立地は京都府長岡京市勝竜寺の本組合敷地内において運営が行われている。

現在のごみ処理施設(以下「現ごみ処理施設」という。)は、平成26年度から平成29年度の4か年で施工した「ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事」により、稼働目標年次を令和14年度まで延命し、その他の施設については、計画的な定期整備と老朽化等に伴う維持補修により、今日まで安定した処理を継続しているが、安定処理の中核である基幹的設備や建築物の老朽化が進行しており、地震や水害による大規模災害に対する脆弱性も指摘されている。将来にわたり安全・安定した廃棄物処理を継続するとともに、気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムを確保するためには、計画的な各施設の更新・整備に取り組まなければならない。

また、リサイクルプラザのうち粗大ごみ処理設備については、破碎機軸受からのオイル漏れ、コンベヤ類の腐食や建屋躯体壁等の老朽化が進行しており、定期補修工事において老朽化に伴う補修が増加している状況となっていることや受入供給設備などの重要機器が浸水想定水位より低い位置に設置されているため、災害時の対策の検討を踏まえると新たに整備を行う必要がある。

このような状況を踏まえ、本組合では、令和4年3月に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定し、現ごみ処理施設を更新することにより、新ごみ処理施設では安全性や安定性の向上、低コスト化や低炭素社会に貢献する施設の整備を行う方針とした。

なお、新ごみ処理施設については、リサイクルプラザの粗大ごみ処理設備を合棟として整備す

る方針としており、選別後の可燃物の搬送の効率化を図る計画としている。

さらに、ごみ処理施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）を令和7年3月に策定し、令和15年度の稼働開始を目指し、新施設整備を行うものである。

なお、本組合が京都府乙訓郡大山崎町の敷地内で行っている事業のうち、京都府環境影響評価条例の対象となる事業の位置付けについては図1-1の赤枠内に示すとおりである。新ごみ処理施設は現し尿処理施設の解体後の跡地に整備予定であり、新ごみ処理施設の整備が完了後、現ごみ処理施設を解体することとなっている。

事業のスケジュールは表1-1に示すとおりである。令和6年度を1年目として、6年目から9年目（令和11～14年度）で新ごみ処理施設建設工事を、9年目から10年目（令和14～15年度）で現ごみ処理施設の解体工事及び敷地整備を予定している。

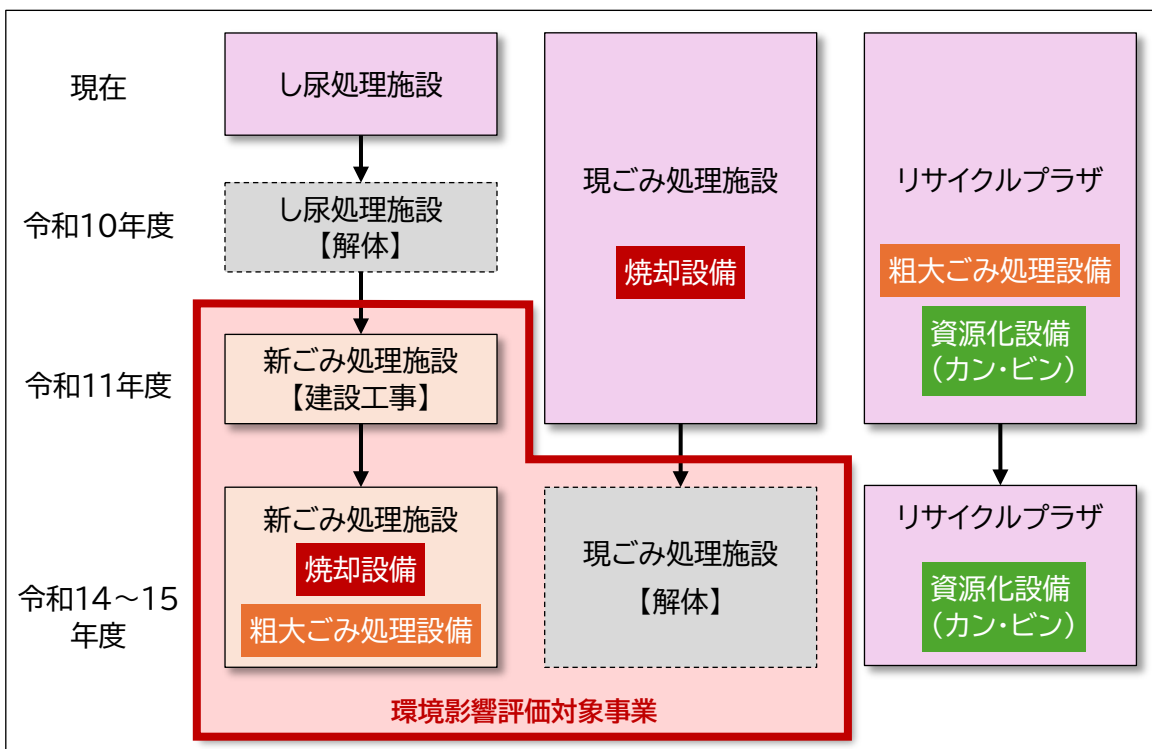


図1-1 対象事業の位置付け

表1-1 事業スケジュール

実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
ごみ処理施設環境影響評価	■									
新ごみ処理施設建設工事						■				
現ごみ処理施設の解体工事 敷地整備									■	

※ 計画段階環境配慮書の作成を開始した令和6年度を1年目としている。

1-3-2 対象事業の内容

(1) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の事業

(2) 対象事業及び現施設の規模

対象事業及び現施設の規模を表1-2に示す。

表1-2 対象事業及び現施設の規模

項目	新施設（対象事業による整備予定施設）	現施設
名称	新ごみ処理施設	現ごみ処理施設
規模	焼却設備：123 t /日（61.5t/24h×2 炉） （併設）粗大ごみ処理設備：10.6t/5h	焼却設備：225 t /日（75t/24h×3 炉）

(3) 対象事業が実施されるべき区域

対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）は以下のとおりである。

乙訓環境衛生組合敷地内  
京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地

対象事業実施区域の位置を図1-2及び図1-3に示す。

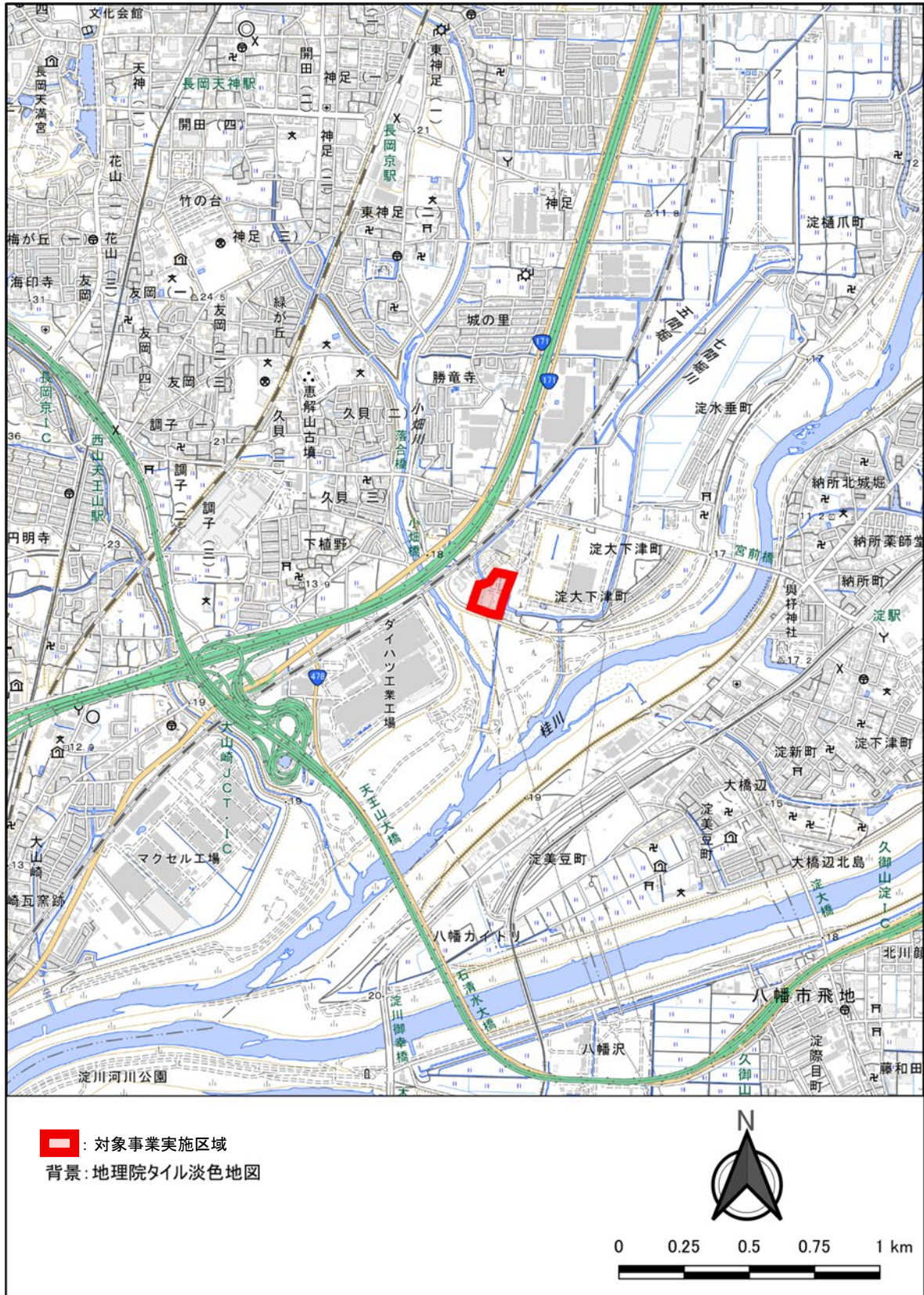


図1-2 対象事業実施区域(広域)

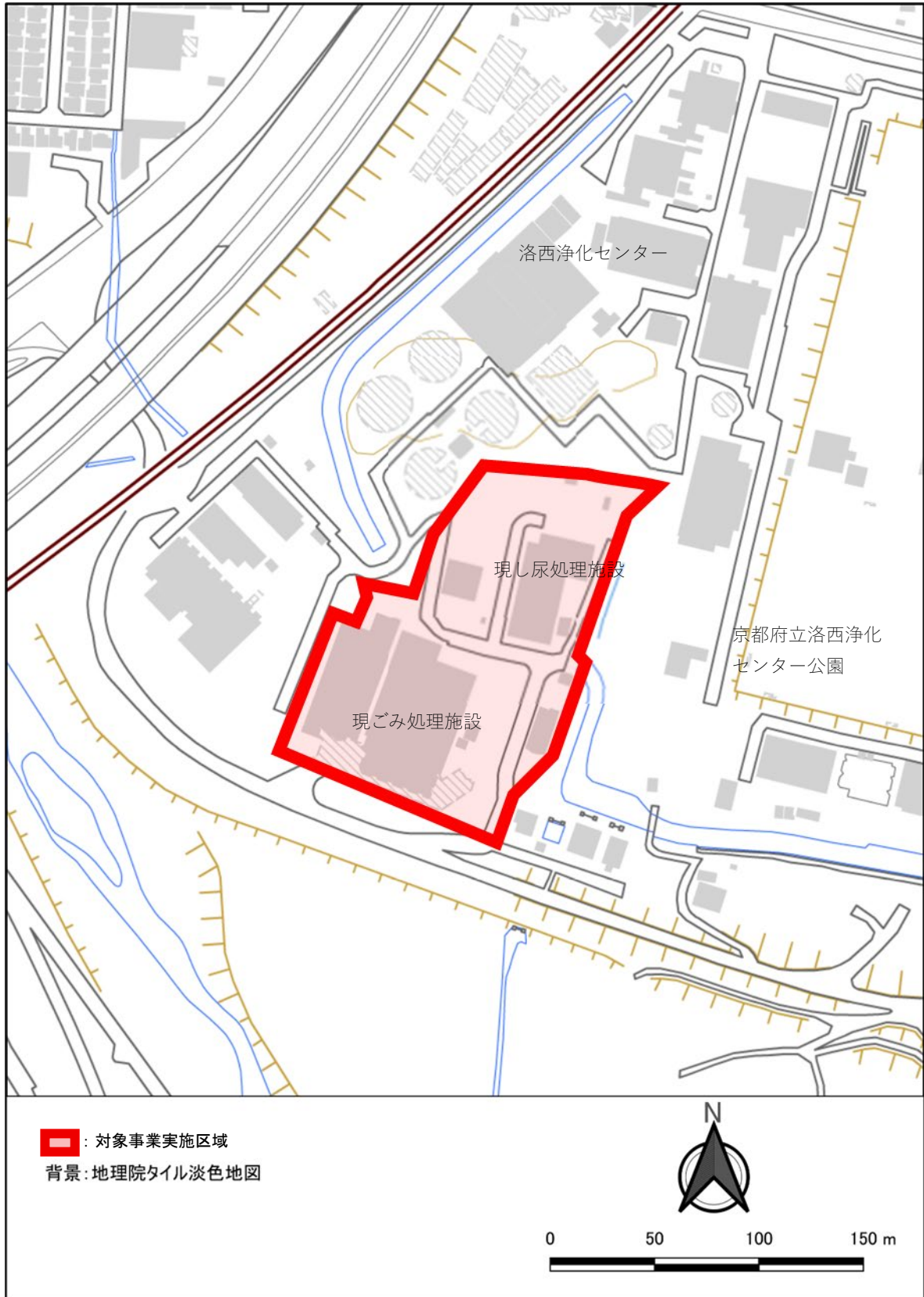


図1-3 対象事業実施区域(拡大)

(4) 対象事業の位置等に関する検討の状況

ア. 対象事業実施区域の位置について

ごみ処理の広域化については、平成9年、厚生省が「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出し、ごみ処理の広域化を推進している。

京都府では、平成11年策定の「京都府ごみ処理広域化計画」に続き、令和4年9月、府、市町村、一部事務組合、広域連合及び学識経験者で構成する「ごみ処理広域化計画に係る仮ブロック別市町村会議」を開催することとし、新たに設定した4つの仮ブロックでの意見を踏まえて、令和5年12月に「京都府ごみ処理広域化プラン」（以下「府広域化プラン」という。）を策定し、広域化・集約化に関する基本的な考え方を示している。

本組合は、平成11年策定の「京都府ごみ処理広域化計画」においては乙訓ブロックに配置されており、乙訓ブロック内においてはすでに本組合における広域化処理がなされ、目標を達成しているとされている。そのような状況を踏まえ、府広域化プランでは、新たな広域化ブロックが表1-3のとおり設定されている。

表1-3 京都府広域化ブロックの概要

ブロック名	構成市町村等	ごみ焼却施設 （※1）		人口（人） （※3）	面積 （km <sup>2</sup> ）
		施設数	現有能力 （t/日）（※2）		
丹後・中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市、京丹後市、宮津与謝環境組合	6	413	280,970	2,086
南丹	亀岡市、船井郡衛生管理組合	1	120	131,619	1,144
京都市	京都市	3	1,600	1,388,807	828
山城	乙訓環境衛生組合、城南衛生管理組合、京田辺市（※4）、木津川市精華町環境施設組合、相楽東部広域連合、枚方京田辺環境施設組合（※4）	6	754	710,098	554
京都府合計	全域	16	2,887	2,511,494	4,612

※1 ここでは、綾部市のRDF化施設を含む。

※2 令和3年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和5年4月現在）

※3 住民基本台帳に基づく人口（令和4年1月1日現在）

※4 枚方京田辺環境施設組合による新ごみ焼却施設が、令和7（2025）年度末から稼働予定

出典：京都府ごみ処理広域化プラン（令和5年12月）

本組合は山城ブロックに属しているが、木津川市精華町環境施設組合では平成30年から新施設が稼働開始し、京田辺市（枚方京田辺環境施設組合）では現在新施設が建設中、城南衛生管理組合では現在長寿命化工事中である。残る相楽東部広域連合の相楽東部クリーンセンターは平成31年4月から休止中であり処理を民間委託しているが、本組合関係市町と相楽東部広域連合とは山城ブロック内で最も離れており、広域化は地理的な課

題や道路状況から鑑みて非効率的であり現実的ではないことから、対象事業においてはさらなる広域化はせず、本組合単独において事業を推進するものとした。

さらに、事業予定地については、現ごみ処理施設及びリサイクルプラザが、本組合の現し尿処理施設と隣接しており、現し尿処理施設の老朽化に伴う解体事業の実施後に対象事業を実施することにより現し尿処理施設の跡地が用地として確保できることから、本組合の敷地内において事業を実施することが最も効率的であるとの結論に至っている。

なお、敷地内の配置計画については敷地の制約上、事業予定地は現し尿処理施設の跡地のみである。

以上のことから、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）の環境影響評価を行うべき第一種事業に係る一般廃棄物処理施設を整備する対象事業実施区域は、図1-3に示す現し尿処理施設周辺が適地であるとの結論に至っている。

#### イ. 対象事業の規模について

対象事業の施設規模については、令和7年3月策定の基本計画において、排出量の推計及び施設規模の算定を実施しており、焼却設備は123 t/日と算定されている。

$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{ごみ処理焼却処理量（年最大予測量、プラ分別による減量・事業系ごみ増量込み）} \\ &\div \text{稼働率（365日中75日停止としての稼働率：（365-75）\div 365）} \\ &\times \text{災害廃棄物量の見込み10\%} \\ &= 32,438\text{t/年} \div 365\text{日/年} \div 0.7945 \times 1.1 \\ &= 123 \text{ t/日（} 61.5 \text{ t/日} \times 2 \text{ 炉）} \end{aligned}$
---

出典：ごみ処理施設整備基本計画 令和7年3月 乙訓環境衛生組合

施設規模の算定は、令和7年3月時点で最新の環境省通知（「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第24032920号、令和6年3月29日）及び「令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日平均排出量について（通知）」（環循適発第2409052号、令和6年9月5日））に基づいて算定しており必要最小限な規模である。

## ウ. 事業が実施されるべき区域等の設定

対象事業は、京都府環境影響評価条例に基づき、令和7年7月1日に計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を提出し、同年11月19日に知事意見が送付されている。

配慮書においては、対象事業実施区域及び対象事業の規模は前述したとおりの計画であることから、煙突排ガスによる周辺地域への影響及び景観への影響を考慮して、設定可能な複数案として、煙突高さ及び煙突位置について表1-4のとおりケースを設定し、計画段階配慮事項の検討を行った。検討結果については第3章に詳細を示す。

表1-4 配慮書における複数案

ケース名	煙突高さ	煙突位置
ケース1	59m	施設南側
ケース2	59m	施設北側
ケース3	78m	施設南側
ケース4	78m	施設北側

## (5) 事業実施区域の位置等の決定に係る検討結果

ごみ処理施設の整備にあたっては、煙突排ガスによる周辺地域への影響、煙突が及ぼす景観への影響、及びその他の要因を考慮し、煙突高さは59m、煙突位置は施設南側とする計画である。設定理由を以下に示す。

## a. 煙突高さ

配慮書における将来予測で、煙突高さが59mと78mのいずれの場合も環境基準を下回っており、バックグラウンド濃度と比べて煙突排ガスによる寄与濃度は十分小さく、重大な影響が生じることはないことが示されている。また、煙突高さが59mのほうが寄与濃度は高くなるが、寄与濃度はバックグラウンド濃度と比べて十分小さいため、将来濃度はいずれのケースも同程度になる（検討結果の詳細は第3章を参照）。

景観への影響については、眺望点からの見え方はいずれのケースも同程度であることが示されている（検討結果の詳細は第3章を参照）。

ただし、煙突高さが60mを超えると航空法による航空障害灯等を設置する必要性があり、現ごみ処理施設の煙突高さは59mであることを考慮すると、煙突高さが60mを超えた場合には、近隣からの景観は現状と異なることが明らかである。

以上により、景観への影響を最も低減できる煙突高さとして、現ごみ処理施設と同じ59mを採用することとする。

今後の施設整備においては、環境保全の観点に加え、煙突の色彩やデザイン等に配慮し、地域の景観と調和するよう周辺からの日常的な景観も考慮の上、検討することとする。

## b. 煙突位置

配慮書において煙突位置が施設南側と北側の場合で、煙突排ガスによる影響及び眺望点からの見え方は同程度であることが示されている（検討結果の詳細は第3章を参照）。

現ゴミ処理施設では、搬入車両等が大山崎町道下植野線第40号から進入してから計量機までの距離が短く、年末年始等に搬入車両等が増加した場合に敷地外まで並ぶおそれがあることから、計量機とは離れた敷地内の駐車場等に待機するように案内するなどしており、搬入車両等の動線が複雑となっている。これを回避するため、新ゴミ処理施設では、できるだけ搬入車両等が敷地内で待機できるよう、入口からプラットホームまでの進入動線を長く確保する必要がある、プラットホームは、敷地南側にある入口とは反対にある敷地北側に配置することが望ましい。ゴミ処理施設の構造上、煙突とプラットホームは相対する位置に設置されるため、プラットホームを施設北側に配置した場合、煙突は施設南側となる。（図1-4）

これらの理由から、施設北側に煙突を配置した場合よりも施設南側に煙突を配置したほうが進入動線を長く確保でき、搬入車両が増加する年末年始等において敷地外の大山崎町道下植野線第40号で渋滞することを避けられる。

以上により、煙突位置は施設南側を基本として今後の検討を進めることとする。ただし、今後の検討において、周辺からの日常的な景観も考慮の上、環境影響を考慮した上でより良い煙突位置や効率的な動線がある場合には変更する可能性がある。



出典：地理院タイル淡色地図を加工して作成

図1-4 煙突位置

## (6) 事業計画

新ごみ処理施設の整備を行うにあたり、本組合では令和7年3月に基本計画を策定している。これは、基本構想を基に、新ごみ処理施設に求められる役割を踏まえて、施設規模の算定、公害防止目標、処理方式、余熱利用計画、施設配置及びプラント計画等の基本的事項について整理を行ったものである。

また、配慮書の検討結果等を考慮し、方法書以降の環境影響評価手続きについては、煙突高さ59m及び煙突位置を施設南側とする。

## a. 整備に係る基本方針

新ごみ処理施設では長期にわたり安全・安定した廃棄物処理を継続するとともに、地球環境（温室効果ガスの排出量低減や低炭素化）に配慮し、災害に対して強靱な施設であることなど下記に示す基本方針に基づき、整備することとする。

～施設整備基本方針～
<b>基本方針1 安全・安心な処理を長期的に行える施設</b>
周辺住民の安全と安心を最優先し、安全性と信頼性が高いシステムを選定すると同時に、長期利用を可能とする施設とします。
<b>基本方針2 周辺環境や低炭素社会に配慮した施設</b>
公害防止対策に万全を期し、周辺環境への負荷を可能な限り低減するとともに、温室効果ガスの排出量を低減するなど低炭素化を目指した施設とします。
<b>基本方針3 災害時にも稼働を確保できる施設</b>
耐震性(有馬-高槻断層帯による地震など)、耐水性(浸水水位2.0～5.0mなど)に配慮し、災害発生時にも安定的に稼働できる施設とします。
<b>基本方針4 エネルギーの有効利用に貢献する施設</b>
ごみ処理に伴い発生するエネルギーを効率的に活用し、地域の持続可能な社会に貢献する施設とします。
<b>基本方針5 地域に親しまれる施設</b>
施設見学対応等を通じて、環境啓発や情報発信を行う施設とします。また、周辺の景観との調和に配慮した地域住民に親しまれる施設とします。
<b>基本方針6 経済性に優れた施設</b>
建設時のイニシャルコストに加え、運営費・維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減に配慮し、経済性に優れた施設とします。

出典：ごみ処理施設整備基本計画 令和7年3月 乙訓環境衛生組合

## b. 事業の規模

新ごみ処理施設の施設規模等の概要については、表1-5に示すとおりである。

施設規模の算出は、表1-6に示すとおりであり、近年（令和2～5年度）の可燃ごみ処理実績を踏まえた推計及び都市計画を考慮した将来人口予測をもとに可燃物の推計を行い、災害廃棄物の処理に必要となる施設規模を踏まえて、施設規模の算定を行った。

表1-5 新ごみ処理施設の施設規模等の概要

項目	内容
種 類	ごみ処理施設
処理方式	焼却方式（ストーカ式）
施設規模	123 t /日（61.5 t /日×2炉）
備 考	（併設）粗大ごみ処理設備

表1-6 新ごみ処理施設の施設規模算出結果

項目	単位	数値	備考
総 人 口	人	152,041	R15推計値
予 測 可 燃 物 量 よ り 算 定	焼却処理量	t/年	32,493 R15可燃物量
	プラ分別による減量	t/年	54.3 R15分別による減量（可燃物分を除く）
	補正焼却処理量	t/年	32,438 R15想定焼却量
	1人1日平均排出量	g/人・日	584.5 可燃物総量を対象として算出
	実稼働率	—	0.7945 75日停止として
	施設規模	t/日	111.9
	災害廃棄物量10%見込み	t/日	<b>123.0</b>
施設規模＝補正焼却処理量（プラ分別による減量込み） $\div$ 実稼働率（365日中75日停止としての稼働率： $(365-75) \div 365$ ） $\times$ 災害廃棄物量の見込み10% $= 32,438\text{t/年} \div 365\text{日/年} \div 0.7945 \times 1.1$ $= 123.0\text{t/日} \Rightarrow 123 \text{ t /日（} 61.5 \text{ t /日} \times 2 \text{ 炉、小数点以下切捨て）}$			

出典：ごみ処理施設整備基本計画 令和7年3月 乙訓環境衛生組合

c. 環境保全計画

① 大気汚染に関する公害防止計画

大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質の排出規制が定められている。

また、工場又は事業場が集合している地域及び現行の排出基準のみでは環境基準の確保が困難である地域においては、一定規模以上のばい煙発生施設を設置する工場又は事業場に対し総量規制基準が適用される。大山崎町は硫黄酸化物の指定地域に指定されている。

京都府環境を守り育てる条例においては、大気汚染防止法の対象施設や物質を拡大して規制の強化が図られており、ごみ処理施設に関しては、有害物質の排出基準（敷地境界線上及び排出口）が適用される。

硫黄酸化物、ばいじん、有害物質等の排出に関する規制基準を表1-7～表1-10に示す。

表1-7 硫黄酸化物の規制基準

許容限度	
排出基準	$q = K \times 10^{-3} He^2$ q：硫黄酸化物の量（m <sup>3</sup> N/時） K：地域ごとに定められた値（大山崎町2.34） He：補正された排出口の高さ（m） ※Heは、排ガス量や排ガス温度によって異なる。
総量規制基準	$Q = a \times W^{0.85} + r \times a \{ (W + Wi)^{0.85} - W^{0.85} \}$ Q：許容排出量（m <sup>3</sup> N/時） W：昭和53年1月1日前に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算kL/時） Wi：昭和53年1月1日以後に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算kL/時） a：区域ごとに定める値（山城区域3.2） r：区域ごとに定める値（山城区域0.5） ※すべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kL/h未満の工場等に適用される。

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

出典：大気汚染防止法による硫黄酸化物の総量規制基準（昭和52年京都府告示第610号）

表1-8 ばいじんの排出基準

施設	規模	焼却能力（1炉）	許容限度
廃棄物焼却炉	火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	2,000～4,000 kg/時	0.08 g/m <sup>3</sup> N
<p>ばいじん量の算出式</p> $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$ <p>C：ばいじんの量（g、標準状態に換算した排出ガス1m<sup>3</sup>中）                      O<sub>n</sub>：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12）                      O<sub>s</sub>：排出ガス中の酸素濃度（%）                      （当該濃度が20%を超える場合にあつては20%とする）                      C<sub>s</sub>：日本工業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（g）</p>			

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

総量規制											
<p>特定工場に係るばいじんの規制基準は、次に定める算式により算出されたばいじんの量とする。</p> $T = (u_1v_1 + u_2v_2 + \dots + u_nv_n + x_1y_1 + x_2y_2 + \dots + x_my_m) \times z$ <p>この式においてT、u、v、x、y及びzは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>T：排出が許容されるばいじんの量(単位 グラム毎時)                      u：排出ガス中のばいじん濃度(標準状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通産省令第1号)別表第2(以下この表において「施行規則別表第2」という。)の第2欄に掲げる施設の種別及び施行規則別表第2の第3欄に掲げる規模ごとに定められた施行規則別表第2の第4欄に掲げるばいじんの量をいう。)(単位 1立方メートル当たりグラム)。ただし、施行規則別表第2の備考の1でO<sub>n</sub>の値が定まっている施設については、次の算式により算出した標準状態に換算した排出ガス中のばいじんの濃度(単位 1立方メートル当たりグラム)</p> $u = \frac{21 - O_s}{21 - O_n} u_0$ <p>O<sub>s</sub>：施行規則別表第2の備考の1に掲げるO<sub>n</sub>の値                      O<sub>n</sub>：排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20体積パーセントを超える場合にあつては、20体積パーセントとする。)(単位 百分率)                      u<sub>0</sub>：排出ガス中のばいじんの濃度(標準状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの施行規則別表第2の第4欄に掲げるばいじんの量をいう。)(単位 1立方メートル当たりグラム)                      v：施行規則別表第2の第2欄に掲げる施設ごとの排出口から大気中に排出される標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの量(単位 立方メートル毎時)                      x：施行規則別表第2の第2欄に掲げる施設以外のばい煙施設ごとの標準状態に換算した排出ガス中のばいじんの濃度 1立方メートルにつき0.5グラム                      y：施行規則別表第2の第2欄に掲げる施設以外のばい煙施設の排出口から大気中に排出される標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの量(単位 立方メートル毎時)                      z：次の表に掲げる特定工場に設置されている全てのばい煙施設の排出口から排出される標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの量の和の値ごとに定める数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出ガスの量の和(単位 立方メートル毎時)</th> <th>z</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40,000 未満</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>40,000 以上 200,000 未満</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>200,000 以上 500,000 未満</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>500,000 以上</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考                      1 この表に掲げる規制基準は、別表第1の1の項に掲げる特定工場に適用する。                      2 ばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとする。                      3 ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。                      4 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。</p>		排出ガスの量の和(単位 立方メートル毎時)	z	40,000 未満	0.9	40,000 以上 200,000 未満	0.8	200,000 以上 500,000 未満	0.7	500,000 以上	0.6
排出ガスの量の和(単位 立方メートル毎時)	z										
40,000 未満	0.9										
40,000 以上 200,000 未満	0.8										
200,000 以上 500,000 未満	0.7										
500,000 以上	0.6										

出典：京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号）

表1-9 有害物質(塩化水素)の排出基準

施設	規模	許容限度
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	700mg/m <sup>3</sup> N
塩化水素量の算出式  $C = \frac{9}{21 - O_s} C_s$ C : 塩化水素の量 (mg、標準状態に換算した排出ガス 1m <sup>3</sup> 中) O <sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (%) C <sub>s</sub> : 日本工業規格 K0107 に定める方法により測定された塩化水素の量 (mg)		

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

表1-10 有害物質(窒素酸化物)の排出基準

施設	規模	許容限度
廃棄物焼却炉 連続炉	火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	250ppm
窒素酸化物量の算出式  $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$ C : 窒素酸化物の量 (cm <sup>3</sup> 、標準状態に換算した排出ガス 1 m <sup>3</sup> 中) O <sub>n</sub> : 施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉：12) O <sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする) C <sub>s</sub> : 日本工業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (cm <sup>3</sup> )		

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

国内での水銀対策として、水銀排出者に対し、排出基準の遵守、水銀濃度の測定等を義務付ける大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）が成立・公布され、平成30年4月1日から施行されることとなった。水銀に係る排出基準を表1-11に示す。

表1-11 水銀の排出基準

施設	規模	排出基準
廃棄物焼却炉 (新規施設)	火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	30 μg/m <sup>3</sup> N 以下
<p>水銀量の算出式</p> $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$ <p>C : 水銀の量 (μg、標準状態に換算した排出ガス 1m<sup>3</sup> 中)                      O<sub>n</sub> : 施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 : 12)                      O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (%)                      (当該濃度が 20% を超える場合にあつては 20% とする)                      C<sub>s</sub> : 排出ガス中の実測水銀濃度 (μg/m<sup>3</sup>N)</p>		

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

京都府環境を守り育てる条例に基づく有害物質排出基準は表1-12に示すとおりである。

表1-12 京都府環境を守り育てる条例に基づく有害物質排出基準

物質名	単位	敷地境界線上基準	排出口基準
亜鉛及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	亜鉛として 0.2	亜鉛として 20
アクリルアルデヒド	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.003	0.3
アクリロニトリル	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.07	7
アンチモン及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	アンチモンとして 0.003	アンチモンとして 0.3
アンモニア	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	1	100
塩化水素	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.2	20
塩化ビニル	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.1	10
塩素	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.03	3
カドミウム及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	カドミウムとして 0.002	カドミウムとして 0.2
キシレン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	3	300
クロム及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	クロムとして 0.002	クロムとして 0.2
クロロホルム	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.3	30
シアン化水素及びシアン化合物	mg/m <sup>3</sup> N	シアン化物イオンとして 0.2	シアン化物イオンとして 20
ジクロロメタン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	2	200
臭素及びその化合物	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.003	0.3
水銀及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	水銀として 0.002	水銀として 0.2
すず及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	すずとして 0.07	すずとして 7
窒素酸化物（燃焼により生成するものを除く。）	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	1	100
テトラクロロエチレン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	2	200
銅及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	銅として 0.003	銅として 0.3
トリクロロエチレン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	2	200
トルエン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	2	200
鉛及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	鉛として 0.003	鉛として 0.3
ニッケル及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	ニッケルとして 0.03	ニッケルとして 3
二硫化炭素	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.3	30
砒素及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	砒素として 0.02	砒素として 2
フェノール	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.2	20
弗素、弗化水素及び弗化珪素	mg/m <sup>3</sup> N	弗化物イオンとして 0.05	弗化物イオンとして 5
ベンゼン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.3	30
ホスゲン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.003	0.3
ホルムアルデヒド	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.02	2
マンガン及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	マンガンとして 0.01	マンガンとして 1
メタノール	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	7	700
メチルエチルケトン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	3	300
硫化水素	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.3	30
硫酸	mg/m <sup>3</sup> N	0.03	3

※1 この表に掲げる規制基準は、敷地境界線上基準にあつては標準状態に換算した大気1m<sup>3</sup>中の有害物質の量、排出口基準にあつては標準状態に換算した排出ガス1m<sup>3</sup>中の有害物質の量とする。

※2 敷地境界線上の測定場所は、原則として、特定工場等の敷地境界線上で、地上1.5mの高さとする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定できるものとする。

出典：京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号）

② ダイオキシン類特別措置法による排出基準等

ダイオキシン類特別措置法に基づく、ダイオキシン類については、表1-13のとおり、大気排出基準が定められている。

表1-13 ダイオキシン類の大気排出基準

施設	規模	焼却能力（1炉）	基準値
廃棄物焼却炉	火格子面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上ある いは焼却能力が 50kg/時以上	2,000～4,000kg/時	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下
<p>ダイオキシン類の算出式</p> $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$ <p>C : ダイオキシン類の量 (ng-TEQ、標準状態に換算した排出ガス 1 m<sup>3</sup> 中)                      O<sub>n</sub> : 施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 : 12)                      O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (%)                      (当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする)                      C<sub>s</sub> : 高分解性ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量 (ng-TEQ)</p>			

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

また、廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならないとされている。廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準を表1-14に示す。

表1-14 ダイオキシン類のばいじん等の処理基準

項目	基準値
廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理	3 ng-TEQ/g 以下

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、ダイオキシン類の水質排出基準が定められている。ダイオキシン類の水質排出基準を表1-15に示す。

表1-15 ダイオキシン類の水質排出基準

項目	基準値
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

## ③ 騒音・振動に関する公害防止計画

騒音に関する規制基準値は、騒音規制法及び京都府環境を守り育てる条例において、表1-16のとおり定められている。対象事業実施区域は市街化調整区域に指定されているため、騒音規制地域の区域に含まれない。そのため、周辺状況を考慮し、表1-17の第3種区域における規制値を自主基準値として設定する。

表1-16 騒音規制法に基づく騒音規制基準

区域の区分	昼間 午前8時～午後6時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
第1種区域	45dB	40dB	40dB
第2種区域	50 (45) dB	45 (40) dB	40dB
第3種区域	65 (60) dB	55 (50) dB	50 (45) dB
第4種区域	70 (65) dB	60 (55) dB	55 (50) dB

※ ( ) 内の数値は、学校、保育園、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内に適用される。現時点では対象事業実施区域は該当しない。

表1-17 騒音規制地域の区分(特定施設)

区域	特定施設の区域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域

振動に関する規制基準値は、振動規制法及び京都府環境を守り育てる条例において、表1-18のとおり定められている。対象事業実施区域は市街化調整区域に指定されているため、振動規制地域の区域に含まれない。そのため、周辺状況を考慮し、表1-19の第2種区域における規制値を自主基準値として設定する。

表1-18 振動規制法に基づく振動規制基準

区域の区分	昼間 午前8～午後7時	夜間 午後7～午前8時
第1種区域	60 (55) dB	55dB
第2種区域	65 (60) dB	60 (55) dB
※ ( ) 内の数値は、学校、保育園、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内に適用される。現時点では対象事業実施区域は該当しない。		

表1-19 振動規制地域の区分(特定施設)

区域	特定施設の区域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域 第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

④ 悪臭に関する公害防止計画

悪臭防止法では、規制地域内における工場や事業場を対象に規制基準の遵守を定め  
ており、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和51年京都府告  
示第20号）により、対象事業実施区域は、表1-20に示す規制区域（A地域）に定められ  
ている。

表1-20 敷地境界における悪臭の規制基準(昭和51年京都府告示第20号)

悪臭物質	単位	許容限度	
		A地域（臭気強度：2.5）	B地域（臭気強度：3.5）
アンモニア	ppm	1	5
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.01
硫化水素	ppm	0.02	0.2
硫化メチル	ppm	0.01	0.2
二硫化メチル	ppm	0.009	0.1
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.07
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.009	0.05
イソバレルアルデヒド	ppm	0.003	0.01
イソブタノール	ppm	0.9	20
酢酸エチル	ppm	3	20
メチルイソブチルケトン	ppm	1	6
トルエン	ppm	10	60
スチレン	ppm	0.4	2
キシレン	ppm	1	5
プロピオン酸	ppm	0.03	0.2
ノルマル酪酸	ppm	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	0.004
イソ吉草酸	ppm	0.001	0.01

※A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいう。ただし、京都市については規制地域全域にA地域の規  
制基準が設定される。

※B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の規定により農  
業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条の規定により森林地域と  
して定められた地域(都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。)をいう。

出典：悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和51年1月20日 京都府告示第20号）

⑤ 水質に関する公害防止計画

排水については、プラント排水は排水処理施設を設置し適切に処理し、循環利用を図ることを基本とするが、生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ表1-21～表1-24に示す排水基準を遵守したうえで公共用水域又は下水道へ放流する。なお、現段階では排水量は未定であり今後の施設整備事業において詳細が決定するが、ここでは可能性として排水量が50m<sup>3</sup>以上を想定した排水基準を記載するものとする。また、放流先の詳細についても、今後の施設整備事業において決定するが、本事業実施想定区域は淀川水域に位置し、放流先は淀川水系となることから、淀川水域の排水基準とした。

表1-21 水質汚濁防止法等における基準値(生活環境項目等)

本事業において適用される排水基準を赤字で示す。

項目	単位	水質汚濁防止法 ※2	水質汚濁防止法に基づく 排水基準に関する条例 ※2※3	京都府環境を 守り育てる条例 ※2※4
水素イオン濃度	—	5.8～8.6 (海域以外)	—	5.8～8.6 (海域以外)
生物化学的酸素要求量	mg/L	160 (日間平均120)	25 (日間平均20)※1	25 (日間平均20)※1
浮遊物質量	mg/L	200 (日間平均150)	90 (日間平均70)※1	90 (日間平均70)※1
大腸菌数	CFU/mL	日間平均800※1	—	日間平均800※1
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量	鉱油類含有量	mg/L	5	5
	動植物油脂類 含有量	mg/L	30	20
フェノール類含有量	mg/L	5	1	1
銅含有量	mg/L	3	—	3
亜鉛含有量	mg/L	2	—	5
溶解性鉄含有量	mg/L	10	—	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10	—	10
クロム含有量	mg/L	2	—	2
ニッケル含有量	mg/L	—	—	2
窒素含有量※5	mg/L	120 (日間平均60)※1	—	120 (日間平均60)※1
燐含有量※5	mg/L	16 (日間平均8)※1	—	16 (日間平均8)※1

※1 『日間平均』による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

※3 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例においては、淀川水域に立地する特定事業場は日平均排水量30m<sup>3</sup>以上が対象となる。

※4 京都府環境を守り育てる条例に基づく排水基準は、淀川・宇治川水域を含むA区域の排水基準を示す。

※5 当該施設からの排水は瀬戸内海に流入する公共用水域に排出するため、窒素含有量及び燐含有量の基準が適用される。

※6 当該施設からの排水は海域及び湖沼には排出されないため、化学的酸素要求量についての排水基準は記載していない。

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和50年10月18日京都府条例第33号）、京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第11号）に基づき作成

表1-22 水質汚濁防止法等における基準値(有害物質項目)

本事業において適用される排水基準を赤字で示す。

項目	単位	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	京都府環境を守り育てる条例
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	—	0.03
シアン化合物	mg/L	1	0.5	0.5
有機燐化合物	mg/L	1	0.5	0.5
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	—	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.2	—	0.2
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	—	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	—	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	—	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	—	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	—	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	—	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	—	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	—	0.02
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	—	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	1	—	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	—	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3	—	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	—	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	—	0.02
チウラム	mg/L	0.06	—	0.06
シマジン	mg/L	0.03	—	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	—	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1	—	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	—	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	10 (海域以外)	—	10 (海域以外)
ふっ素及びその化合物	mg/L	8 (海域以外)	—	8 (海域以外)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100	—	100
1, 4-ジオキサン	mg/L	0.5	—	0.5

※1 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

※2 京都府環境を守り育てる条例に基づく排水基準は、淀川・宇治川水域を含むA区域の排水基準を示す。

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和50年10月18日京都府条例第33号）、京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第11号）に基づき作成

表1-23 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準(下水道法施行令第9条の4)

項目	単位	基準値
カドミウム	mg/L	0.03以下
シアン	mg/L	1以下
有機燐	mg/L	1以下
鉛	mg/L	0.1以下
六価クロム	mg/L	0.5以下
砒素	mg/L	0.1以下
総水銀	mg/L	0.005以下
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと
P C B	mg/L	0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下
四塩化炭素	mg/L	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下
チウラム	mg/L	0.06以下
シマジン	mg/L	0.03以下
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下
ベンゼン	mg/L	0.1以下
セレン	mg/L	0.1以下
ほう素	mg/L	陸水域 10以下 海域 230以下
ふっ素	mg/L	陸水域 8以下 海域 15以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下
フェノール類	mg/L	5以下
銅	mg/L	3以下
亜鉛	mg/L	2以下
溶解性鉄	mg/L	10以下
溶解性マンガン	mg/L	10以下
クロム	mg/L	2以下
ダイオキシン類(※)	pg-TEQ/L	10以下

※ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)を設置する事業場に適用される。

出典：下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)

表1-24 下水道排水基準(大山崎町公共下水道条例)

項目	単位	基準値
水素イオン濃度	—	5以上9未満
生物化学的酸素要求量	mg/L	600未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	30以下

出典：大山崎町下水道条例（昭和56年条例第16号）

⑥ 地球温暖化防止に関する計画

国においては地球温暖化対策計画により2050年カーボンニュートラルの実現を目指しており、京都府においても京都府地球温暖化対策推進計画に基づき、国の法整備やその基幹となる制度、施策、関西広域連合等の広域的な施策、市町村の地域や住民生活に密着した施策も織り込むとともに、府民、企業、地域、NPOなど多様な主体との協働を通じて、脱炭素で持続可能な社会を創造していくための道筋を示し、多様な主体の取組を支え応援するための施策を推進している。また、大山崎町においては、大山崎町地球温暖化対策実行計画を策定し、再生可能エネルギーや新技術の導入等に積極的に取り組むことで、2050年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指している。

本組合では、第4期乙訓環境衛生組合地球温暖化防止実行計画を令和4年4月に策定している。計画期間は令和4年度から令和12年度までとし、事務部門と廃棄物部門に分けて目標を設定しており、施設更新に関連する具体的な取組項目として、以下を挙げている。

- ・エネルギー効率の高い設備等を導入することで省エネルギー化を推進すること。
- ・機器類の更新には省エネルギー型の製品を導入すること。
- ・法令等により照度の規定が特にされていない場所では、自然光の活用に努めること。
- ・照明器具を更新する際には高効率照明を導入すること。
- ・環境に関する法令を順守し、環境負荷の低減を図ること。

⑦ 土壌汚染に関する公害防止計画

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を遵守し、適正な土壌管理を行う。

建設工事及び解体工事において3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合は、土壌汚染対策法第4条に基づき届け出を行う。知事より調査命令が発出された場合には、同法に定める特定有害物質を対象に、適切な土壌汚染状況調査を実施する。

本組合では、令和6年度に指定調査機関にて、自主的に土地利用履歴調査（地歴調査）を実施した。その結果、過去の有害物質の使用履歴や廃棄物の埋設等は確認されず、指定調査機関が汚染の蓋然性は低いと判断している。

ただし、工事に伴い残土を場外搬出する場合は土壌の分析を実施し、適正に処理を行う。

万一、建設工事及び解体工事において汚染が疑われる事象が発生した場合には、直ちに作業を中断し、法及び条例に基づき適切に対応する。

## d. 環境保全目標

新ごみ処理施設は既存施設と同一敷地内に建設されることから、法規制より厳しく設定している既存施設の自主基準値や、同等規模の他団体施設の自主基準値を参考とし環境保全目標を表1-25のとおり定める。なお、同等規模とは100 t/日以上～200 t/日未満のごみ焼却施設であり、詳細は令和7年3月に策定した「ごみ処理施設整備基本計画」に示している。悪臭の自主基準値は表1-20に示す規制基準を遵守する。排水に関しては、プラント排水は排水処理施設を設置し適切に処理し、循環利用を図ることを基本とするが、生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ表1-21～表1-24に示す排水基準を遵守したうえで公共用水域又は下水道へ放流する。

表1-25 新ごみ処理施設環境保全目標

項目		単位	法規制値・ 許容基準値	既存施設の 自主基準値	新施設の 自主基準値
排ガス	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.08 以下	0.01 以下	0.01 以下
	塩化水素	ppm	約 430 以下	50 以下	50 以下
	硫黄酸化物	ppm (K 値)	(2.34) (※ 1)	(2.34) (※ 1)	50 以下
	窒素酸化物	ppm	250 以下	150 以下	100 以下
	ダイオキシン類	ng-TEQ /m <sup>3</sup> N	0.1 以下	0.1 以下	0.05 以下
	水銀	μg/m <sup>3</sup> N	30 以下 (※2)	50 以下	30 以下
騒音	朝・夕	デシベル	規制区域外	55 以下	55 以下
	昼間	デシベル	規制区域外	65 以下	65 以下
	夜間	デシベル	規制区域外	50 以下	50 以下
振動	昼間	デシベル	規制区域外	65 以下	65 以下
	夜間	デシベル	規制区域外	60 以下	60 以下

※1 硫黄酸化物の濃度は排ガス量や排ガス温度によって異なるが、現ごみ処理施設の濃度基準に換算すると、K値2.34は約906ppmとなる。

※2 水銀の法規制値は平成30年4月1日の時点で現に設置されている施設は50μg/m<sup>3</sup>N、平成30年4月1日以降に設置された施設は30μg/m<sup>3</sup>Nが適用される。

## e. 構造基準及び維持管理基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条の2第1項第1号では、都道府県知事は一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の第4条第1項で定められた一般廃棄物処理施設の技術上の基準（表1-26）に適合していると認めるときでなければ、設置の許可をしてはならないこととされている。対象事業においては、表1-26に示す一般廃棄物処理施設の技術上の基準を遵守するものとする。

表1-26 一般廃棄物処理施設の技術上の基準

No.	一般廃棄物処理施設の技術上の基準
1	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
2	削除
3	ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
4	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
5	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
6	ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。
7	焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあっては、次の要件を備えていること。
イ	法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。）である焼却施設にあっては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあっては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。
ロ	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。 (1) 燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態でごみを焼却することができるものであること。 (2) 燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。 (3) 外気と遮断されたものであること。 (4) 燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 (5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
ニ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。

No.	一般廃棄物処理施設の技術上の基準
ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（このただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
ヘ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。
ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
チ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。
リ	<p>次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。</p> <p>（1）ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。</p> <p>（2）ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。</p> <p>（イ）ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にするのできるものであること。</p> <p>（ロ）溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>（3）ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。</p> <p>（イ）焼成炉中の温度が摂氏千度以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。</p> <p>（ロ）焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>（ハ）焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>（4）ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること</p>
ヌ	固形燃料（廃棄物を原材料として成形された燃料をいう。以下同じ。）を受け入れる場合にあっては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること。
ル	<p>固形燃料を保管する場合にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>（1）固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。</p> <p>（2）常時換気することができる構造であること。</p> <p>（3）散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。</p>
ヲ	<p>固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（カに掲げる場合を除く。）にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>（1）保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>（2）異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。</p>

No.	一般廃棄物処理施設の技術上の基準	
	ワ	<p>固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であって、当該保管の期間が七日を超えると、又は保管することのできる固形燃料の数量が、一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えると、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(1) 固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。</p> <p>(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>
	カ	<p>固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管の期間が七日を超えると、又は保管することのできる固形燃料の数量が、一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えると、ルの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(3) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあっては、この限りでない。</p>
8		<p>ガス化改質方式の焼却施設及び製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設（以下「電気炉等を用いた焼却施設」という。）にあっては、次の要件を備えていること。</p>
	イ	<p>ガス化改質方式の焼却施設にあっては、前号チからカまでの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。</p> <p>(イ) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。</p> <p>(ロ) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(2) 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。</p> <p>(イ) ごみのガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(ロ) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(ハ) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(3) 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(4) 除去設備に流入する改質ガス（改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。）の温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(5) 除去設備に流入する改質ガスの温度（（4）のただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(6) 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。</p>

No.	一般廃棄物処理施設の技術上の基準	
	ロ	<p>電気炉等を用いた焼却施設にあっては前号へ及びりからかまでの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼（銅の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却施設にあっては溶体、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあっては焼鉱とする。以下同じ。）を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(2) 炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。</p> <p>(3) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること。</p> <p>(4) 集じん器に流入するガスの温度（（5）のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(5) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</p>
9	ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては、第七号りの規定の例による。	
10	高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽内の温度及び空気量を調節することができる装置が設けられていること。	
11	破砕施設にあっては、次の要件を備えていること。	
	イ	投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。
	ロ	破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。
	ハ	爆発による被害を防止するために必要な防爆設備又は爆風逃がし口の設置その他必要な措置が講じられていること。
12	ごみ運搬用パイプライン施設にあっては、次の要件を備えていること。	
	イ	運搬によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器等が設けられていること。
	ロ	管路の点検補修のための設備が設けられていること。
	ハ	十分な容量を持つ貯留設備が設けられていること。
13	選別施設にあっては、次の要件を備えていること。	
	イ	再生の対象とする廃棄物を容易に選別できるものであること。
	ロ	選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。
14	固形燃料化施設にあっては、次の要件を備えていること。	
	イ	<p>次の要件を備えた破砕設備が設けられていること。</p> <p>(1) 投入する廃棄物に破砕及び固形燃料化に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。</p> <p>(3) 爆発による被害を防止するために必要な防爆装置又は爆風逃がし口の設置その他必要な措置が講じられていること。</p>

No.	一般廃棄物処理施設の技術上の基準	
	ロ	固形燃料化の対象とする廃棄物を容易に選別できる選別設備が設けられていること。
	ハ	外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に廃棄物を乾燥室に投入することができる供給装置が設けられていること。
	ニ	<p>次の要件を備えた乾燥設備が設けられていること。</p> <p>(1) 次の要件を備えた乾燥室が設けられていること。</p> <p>(イ) 乾燥室内を廃棄物の乾燥に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。</p> <p>(ロ) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(2) 乾燥室の出口における温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 乾燥させた廃棄物の乾燥状態を連続的に監視するための装置が設けられていること。</p>
	ホ	排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。
	ヘ	廃棄物に薬剤を添加する場合にあっては、廃棄物と薬剤とを十分に混合することができる薬剤添加設備が設けられていること。
	ト	定量ずつ連続的に廃棄物を成形設備に投入することができる供給装置が設けられていること。
	チ	<p>次の要件を備えた成形設備が設けられていること。</p> <p>(1) 固形燃料として必要な大きさ、形状及び硬さに成形できるものであること。</p> <p>(2) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。</p>
	リ	<p>次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。</p> <p>(1) 固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。</p> <p>(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。</p>
	ヌ	固形燃料の保管設備を設ける場合は、第七号ルからカまでの規定の例によること。この場合において、第七号ワ及びカ中「処理能力」とあるのは、「固形燃料の製造能力」とする。
15		施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

出典：廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

また、廃棄物処理法第8条の3では、廃棄物処理法施行規則の第4条の5第1項で定められた一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準(表1-27)に従い一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならないとされており、維持管理においてもこれらの基準を遵守するものとする。

表1-27 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

No.	一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準
1	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
2	焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあっては、次のとおりとする。
イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。
ロ	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあっては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあっては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。
ニ	焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。
ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものには、この限りでない。
ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄*に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

No.	一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準
ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。
ソ	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。
ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。
ナ	固形燃料の受入設備にあっては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。
ラ	<p>固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 固形燃料に含まれる水分が十重量パーセント以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。</p>
ム	搬入しようとする固形燃料の性状がラ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあっては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと。
ウ	固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあっては、ラの規定の例による。
キ	搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあっては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること。
ノ	保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。
オ	<p>固形燃料を保管する場合にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 保管設備内を常時換気すること。</p> <p>(3) 保管期間がおおむね七日間を超える場合にあっては、固形燃料の入換えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること。</p>
ク	<p>固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(3) (2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>

No.	一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	
	ヤ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（ケに掲げる場合を除く。）にあっては、次のとおりとする。 （１）保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 （２）（１）の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。
	マ	第四条第一項第七号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあっては、オ（３）の規定にかかわらず、次のとおりとする。 （１）保管設備内を定期的に清掃すること。 （２）保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。 （３）固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。 （４）保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 （５）（３）及び（４）の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。
	ケ	第四条第一項第七号カの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあっては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする。 （１）固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。 （２）保管設備内を定期的に清掃すること。 （３）固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。 （４）固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあっては、この限りでない。 （５）保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。 （６）（５）の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。
	フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
3	ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設にあっては、次のとおりとする。	
	イ	ガス化改質方式の焼却施設にあっては、前号レからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。 （１）投入するごみの数量及び性状に応じ、ガス化設備におけるごみのガス化に必要な時間を調節すること。 （２）ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度に保つこと。 （３）改質設備内のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。 （４）改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 （５）除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。 （６）除去設備に流入する改質ガスの温度（（５）のただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。

No.	一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	
		<p>(7) 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>(8) 除去設備の出口における改質ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシンの濃度が<math>0.1 \text{ ng/m}^3</math>以下となるようにごみのガス化及びごみのガス化によって得られたガスの改質を行うこと。</p> <p>(9) 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>
	ロ	<p>電気炉等を用いた焼却施設にあっては、前号ワ、ヨ、タ及びソからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。</p> <p>(2) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(3) 集じん器内に流入するガスの温度（(6)のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(4) 排ガス処理設備（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては冷却設備及び排ガス処理設備）にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>(5) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を三月に一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(6) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</p>
4		ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては、第二号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。
5		高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調節すること。
6		破砕施設にあっては、次のとおりとする。
	イ	投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。
	ロ	破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
7		ごみ運搬用パイプライン施設にあっては、次のとおりとする。
	イ	ごみの運搬によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
	ロ	管路の破損を防止するために必要な措置を講ずること。
8		選別施設にあっては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
9		固形燃料化施設にあっては、第二号ヨ及びフの規定の例によるほか、次のとおりとする。
	イ	受入設備にあっては、廃棄物の性状が均一となるよう必要な措置を講ずること。

No.	一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準
ロ	<p>破砕設備にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 投入する廃棄物に破砕及び固形燃料化に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。</p> <p>(2) 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>
ハ	<p>廃棄物の選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>
ニ	<p>乾燥設備にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乾燥室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。</p> <p>(2) 乾燥室の出口における温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(3) 乾燥させた廃棄物の乾燥状態を連続的に監視すること。</p> <p>(4) 乾燥室内に廃棄物が滞留する場合にあつては、火災の発生を防止するために散水その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) 排ガスに係る管路を定期的に清掃すること。</p> <p>(6) (2)の規定により測定した温度及び(3)の規定により監視した乾燥状態が乾燥設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>
ホ	<p>排気口又は排気筒から排出される排ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が<math>0.1 \text{ ng/m}^3</math>以下となるよう廃棄物の乾燥を行うこと。</p>
へ	<p>排気口又は排気筒から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>
ト	<p>薬剤添加設備にあつては、投入した廃棄物と薬剤とを均一に混合すること。</p>
チ	<p>成形設備にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。</p> <p>(2) 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。</p> <p>(3) 固形燃料として必要な大きさ、形状及び硬さとなるよう成形すること。</p> <p>(4) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。</p> <p>(5) (4)の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>
リ	<p>冷却設備にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。</p> <p>(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。</p> <p>(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。</p> <p>(4) 冷却設備内で固形燃料が滞留する場合にあつては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) (2)及び(3)の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>
ヌ	<p>固形燃料を保管する場合にあつては、第二号ラからケまでの規定の例によること。この場合において、第四条第一項第七号ワ及びカ中「処理能力」とあるのは、「固形燃料の製造能力」とする。</p>
ル	<p>製造した固形燃料を保管設備に搬入することなく、固形燃料化施設から搬出しようとする場合は、当該固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。</p>

No.	一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準
10	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
11	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
12	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
13	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。
14	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。
15	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。
16	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。

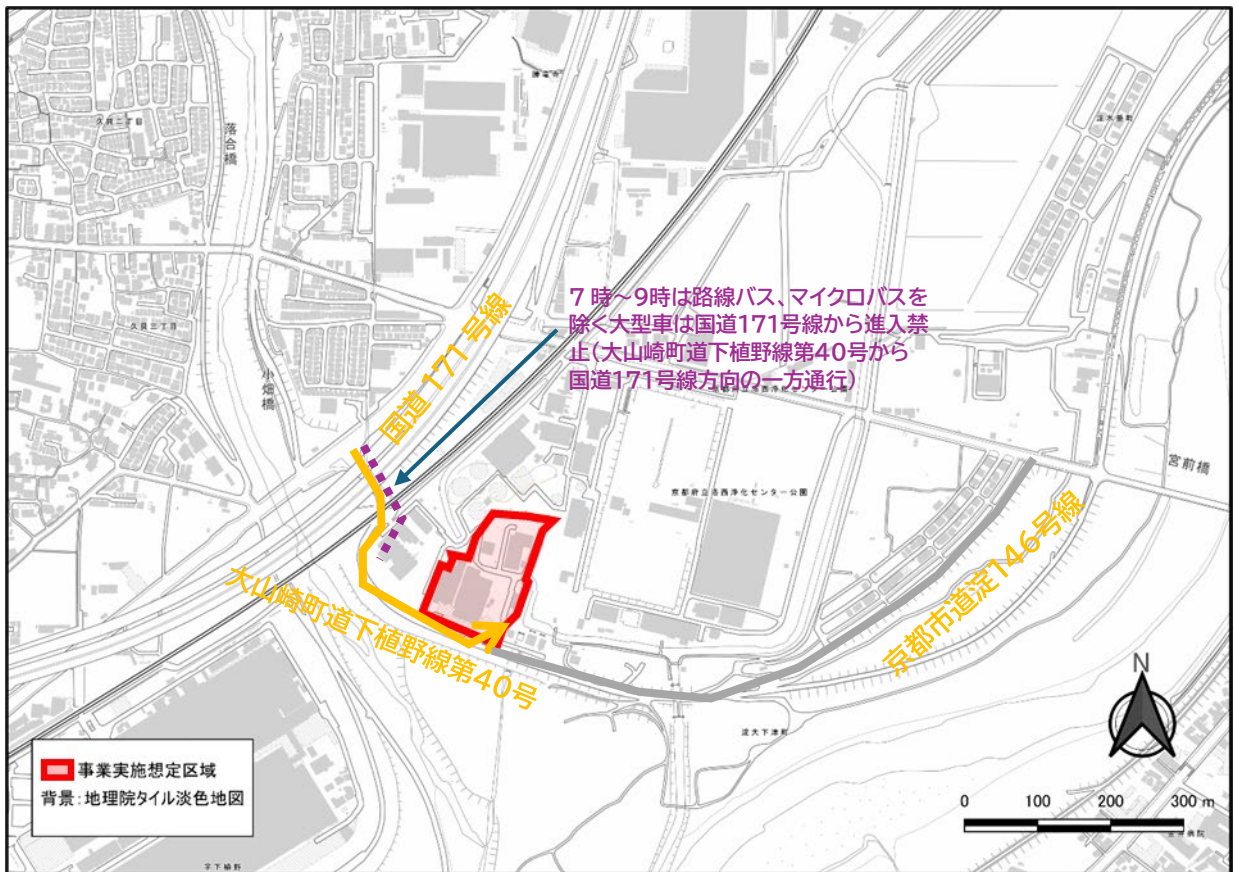
※ 時間当たりの処理能力が2トン以上4トン未満に該当するため1 ng/m<sup>3</sup>

出典：廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

f. 運搬車両の主要走行ルート計画

供用時における廃棄物等の運搬車両は、現ごみ処理施設の搬出入と同様に、図1-5に示すとおり国道171号線から大山崎町道下植野線第40号へ進入・退出する計画である。

工事中の運搬車両については、現ごみ処理施設の進入・退出路とは別に敷地への仮設の進入・退出路を今後計画する可能性があるが、原則として国道171号線から大山崎町道下植野線第40号を通行する。ただし、国道171号線から大山崎町道下植野線第40号へ進入するルートには名神高速道路及び東海道新幹線の高架があり、桁下制限3.6mとなっている。また、7時から9時に大型車（路線バス、マイクロバスを除く）は一方通行（大山崎町道下植野線第40号から国道171号線への方向）となる。工事中の運搬車両のうちこれらに該当するものについては、京都市道淀146号線を走行するものとする。



出典：大山崎町道路台帳図02-04D、京都市認定路線網図提供システム  
図1-5 運搬車両の主要走行ルート

## 第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況



## 2-1 環境影響評価を実施しようとする地域及び地域特性を把握する範囲

対象事業により環境影響を受けるおそれがある地域（以下「調査地域」という。）は、対象事業の実施により及ぼす影響のうち、煙突排ガスの影響が最も広範囲に及ぶと想定されることから、最大着地濃度出現予想距離の地域を十分に包含する事業予定地域周辺を設定した。

煙突排ガスの最大着地濃度出現予想距離については配慮書において簡易予測計算を実施した。予測条件は表2-1～表2-3のとおりである。

計算結果を図2-1に示す。最大着地濃度出現地点は煙突から0.7kmの地点であった。

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年、環境省）では、調査対象地域は最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定されているが、現段階では、排ガス量や排ガス処理設備等の詳細が未定であり不確定要素があることから、安全側の予測として廃棄物処理施設生活環境影響調査指針で示されている2倍よりもさらに広い4倍の2.8km（＝0.7km×4）を調査地域に設定する。調査地域を図2-2に示す。ただし、予測に用いた気象データは、周辺測定局のデータであり、現地で測定したものではないため、今後、精度を高めるための現地調査を行う計画としている。

調査地域に含まれる市区町は以下のとおりである。市区町村単位で公表されている統計資料等を出典とする地域特性については、該当市区町の全域を範囲として把握した。

- ①大山崎町のほぼ全域
- ②長岡京市の一部
- ③向日市の一部
- ④八幡市の一部
- ⑤京都市伏見区の一部
- ⑥久御山町の一部

表2-1 計画ごみ質(高質ごみ)から推定した各成分の比率

単位：%				単位：%							
ごみ質(高質ごみ)	比率	可燃分内訳(過去10年平均)		c(炭素)	h(水素)	n(窒素)	s(硫黄)	Cl(塩素)	o(酸素)	W(水分)	a(灰分)
水分	28.3										
可燃分	65.4	紙・布類	32.63	15.43	2.27	0.10	0.00	0.06	14.76	28.3	6.3
		プラスチック類	22.27	16.83	2.57	0.10	0.01	0.62	2.15		
		木・竹・ワラ類	4.63	2.36	0.30	0.04	0.00	0.01	1.93		
		厨芥類	4.89	2.55	0.34	0.16	0.01	0.01	1.82		
可燃性雑物類	0.98	0.52	0.07	0.03	0.00	0.00	0.36				
灰分	6.3										
合計	100.0		65.40	37.68	5.55	0.43	0.02	0.70	21.00	28.3	6.3

※1 計画ごみ質、可燃分内訳比率は「一般廃棄物処理施設整備基本構想」（令和4年3月、乙訓環境衛生組合）による高質ごみ質とする。

※2 可燃分内訳比率は過去10年平均値（乾ベース）及び計画ごみ質から推計した。

※3 各成分の比率は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版）の工場搬入ごみの項目ごとの元素量及び発熱量（p.212）を参考値として用いて計算した。

表2-2 高質ごみの各成分から推定した排ガス量

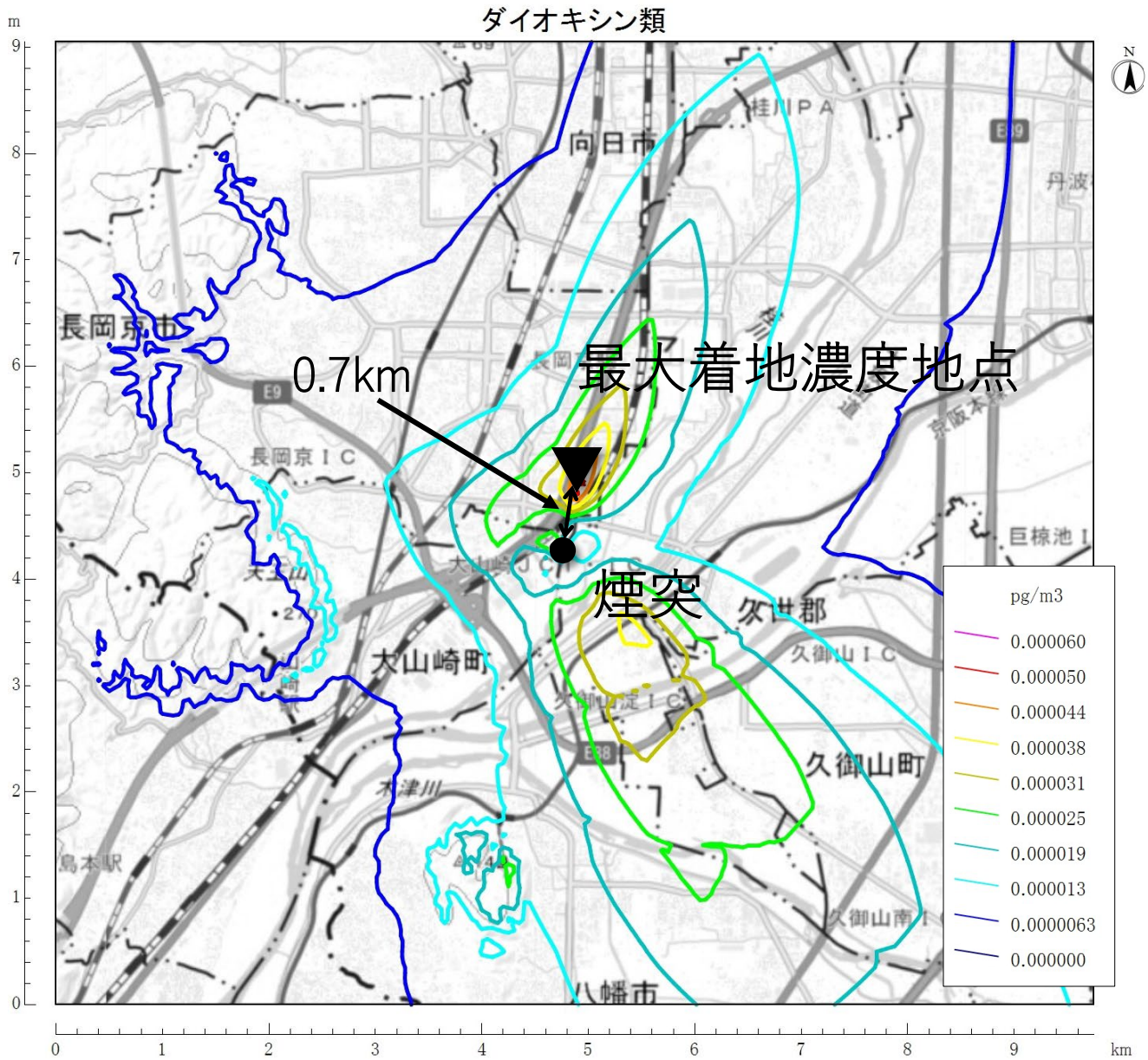
項目	単位	値	計算式
理論空気量L0	(m <sup>3</sup> N/kg)	4.13	8.89c+26.7(h-o/8)+3.33s
空気比 λ	-	1.3	
ごみ1kgあたりのガス量(湿) Vw	(m <sup>3</sup> N/kg)	6.18	1.867c+11.2h+1.244W+0.7s+0.8n+(λ-0.21)L0
ごみ1kgあたりのガス量(乾) Vd	(m <sup>3</sup> N/kg)	5.21	1.867c+0.7s+0.8n+(λ-0.21)L0
ごみ処理量 A	(kg/h)	5,125	124(t/24h)÷24*1000
<b>排ガス量(湿) 【推定値】</b>	<b>(m<sup>3</sup>N/kg)</b>	<b>31,673</b>	Vw×A
<b>排ガス量(乾) 【推定値】</b>	<b>(m<sup>3</sup>N/kg)</b>	<b>26,701</b>	Vd×A

- ※1 排ガス量の計算は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版)のごみ質推定に従い計算した。
- ※2 空気比λは「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版)の近年の一般値1.3より設定した。
- ※3 排ガス量はあくまでも推定値であり、冷却空気量や炉内水噴射、排ガス再循環等は考慮していないため、今後の施設整備内容や設計により変わる可能性がある。

表2-3 大気質拡散予測計算の条件

施設規模	123t/24h
煙突高さ	59m
排ガス量(煙突出口)	(湿) 31,673m <sup>3</sup> N/h、(乾) 26,701 m <sup>3</sup> N/h (※1)
排ガス温度	170°C(※2)
ダイオキシン類の排出濃度	0.05ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N(※3)
風向・風速	乙訓消防本部 気象観測システムによる令和5年度 1時間データ
日射量	気象庁 大阪観測局における令和5年度データ
雲量	気象庁 京都観測局における令和5年度データ

- ※1 排ガス量は表2-2に示す推定値とする。
- ※2 排ガス温度は現ごみ処理施設の排ガス温度を参考として設定した。
- ※3 ダイオキシン類の排出濃度は、表1-25に示す新ごみ処理施設の自主基準値とした。



※ 例としてダイオキシン類の拡散予測計算結果を示す。有害物質の排出濃度によって分布濃度は変わるが、最大着地地点の位置については物質に関係なく同一地点となるため、ここではダイオキシン類の拡散予測結果のみを示す。

図2-1 大気質(ダイオキシン類)拡散予測計算結果

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

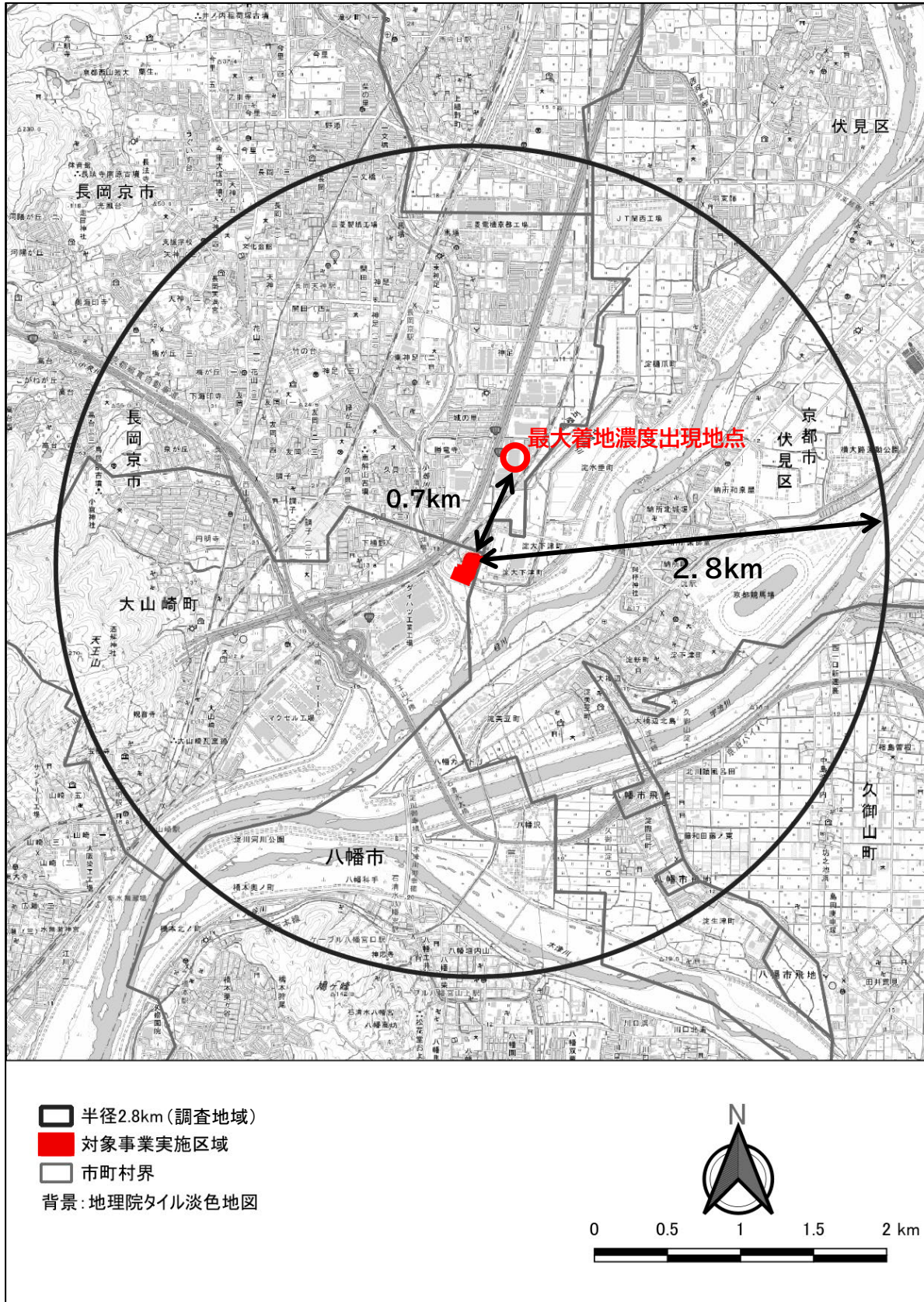


図2-2 調査地域(半径2.8km)

## 2-2 環境影響評価を実施しようとする地域の概況

### 2-2-1 自然的状況

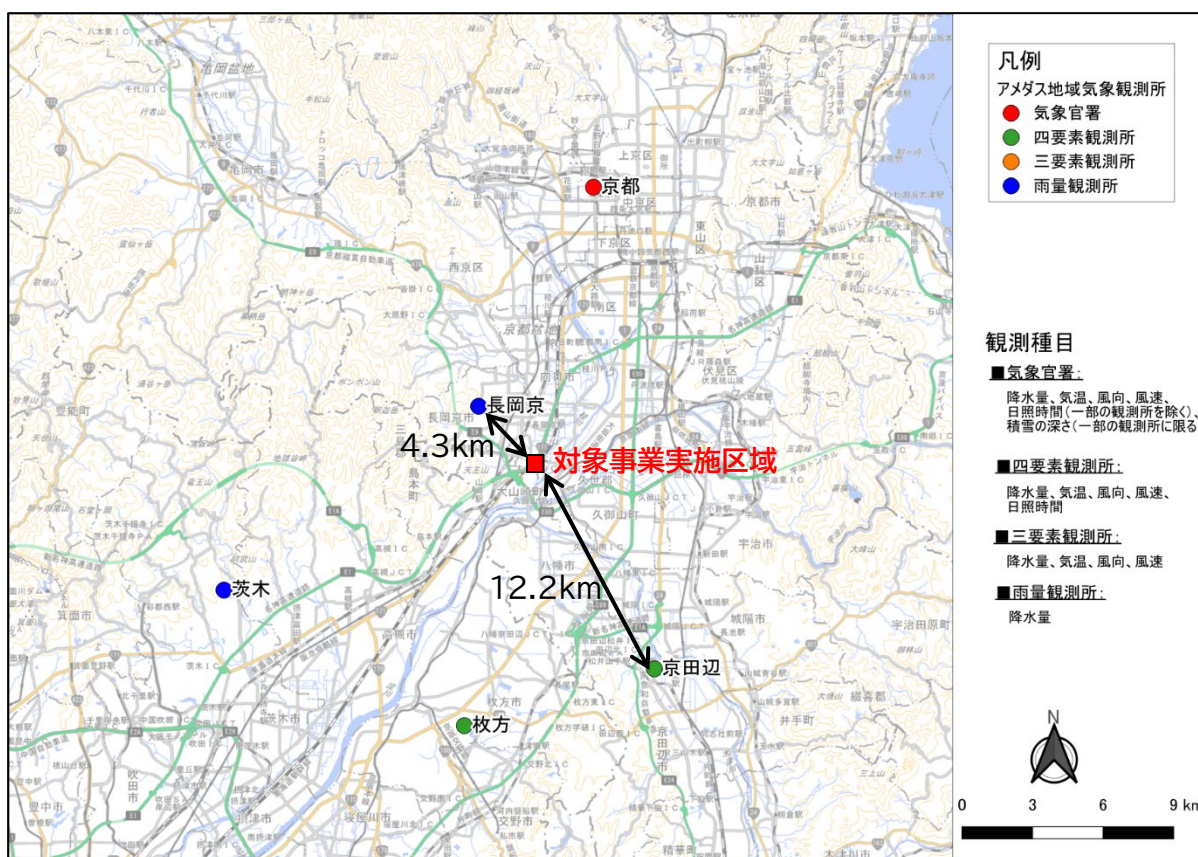
#### (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

##### ア. 気象

対象事業実施区域は瀬戸内気候区に属しており、一般的には温暖な気候とされているが、併せて内陸的な気候の影響も強く、京都盆地の特有の底冷えや酷暑もみられる。

気象庁設置の地域気象観測所のうち、対象事業実施区域に最も近い気象観測所は「長岡京観測所」(図2-3参照)で、降水量が測定されている。また、次に近い「京田辺観測所」(図2-3参照)では、降水量、気温、風速、日照時間が測定されている。

気象庁公表の30年平年値を表2-4、図2-4に示す。降水量は3月～10月で月100mmを超えており、特に6、7月では月200mmを超えている。平均気温は年間平均で15.3℃、年平均風速は1.6m/s、平均日照時間は5.4時間である。

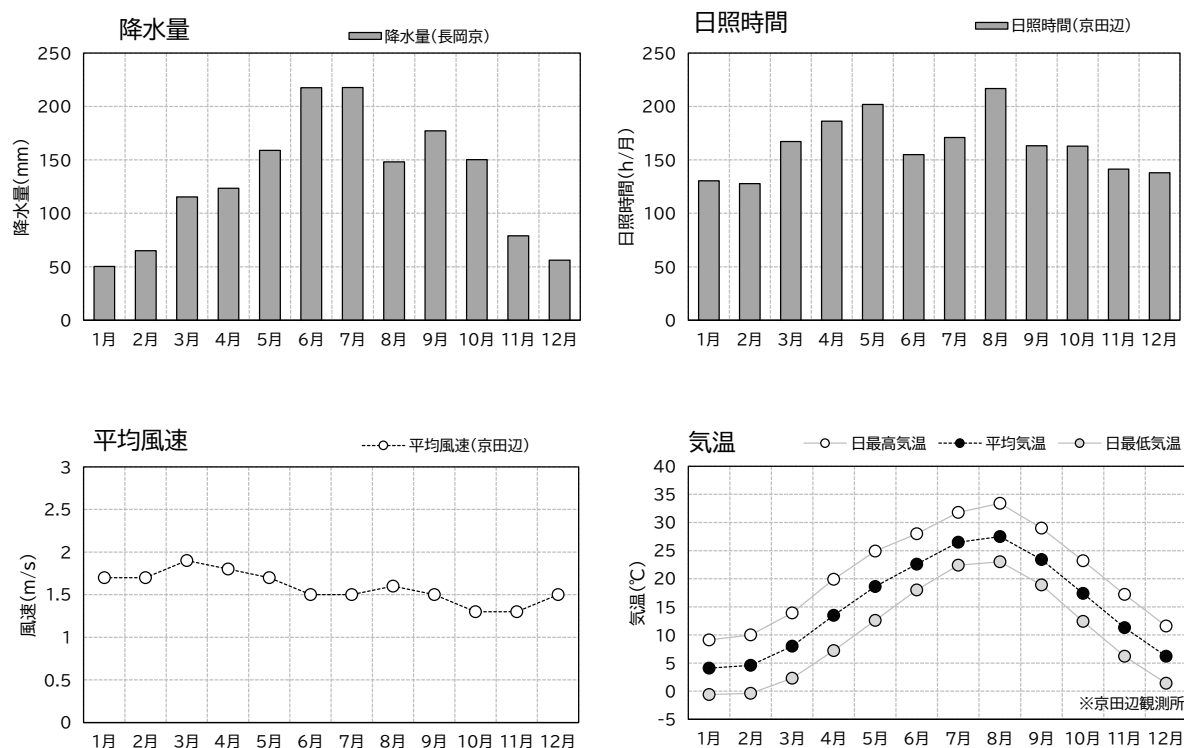


出典：気象庁 アメダス 地点情報履歴ファイル

図2-3 対象事業実施区域と気象観測所の位置関係

表2-4 長岡京観測所及び京田辺観測所の30年平年値

要素	降水量 (長岡京)	平均気温 (京田辺)	日最高気温 (京田辺)	日最低気温 (京田辺)	平均風速 (京田辺)	日照時間 (京田辺)	平均日照時間 (京田辺)
	(mm)	(°C)	(°C)	(°C)	(m/s)	(時間/月)	(時間/日)
統計期間	1991~ 2020	1991~ 2020	1991~ 2020	1991~ 2020	1991~ 2020	1991~ 2020	1991~ 2020
資料年数	30	30	30	30	30	30	30
1月	50.3	4.1	9.1	-0.6	1.7	130.5	4.2
2月	65.1	4.6	10.0	-0.4	1.7	127.8	4.6
3月	115.4	8.0	13.9	2.3	1.9	167.2	5.4
4月	123.5	13.5	19.9	7.2	1.8	186.3	6.2
5月	159.0	18.6	24.9	12.6	1.7	201.9	6.5
6月	217.5	22.6	28.0	18.0	1.5	155.0	5.2
7月	217.7	26.5	31.8	22.4	1.5	170.9	5.5
8月	148.1	27.5	33.4	23.0	1.6	216.7	7.0
9月	177.2	23.4	29.0	18.9	1.5	163.3	5.4
10月	150.2	17.4	23.2	12.4	1.3	162.8	5.3
11月	78.9	11.3	17.2	6.2	1.3	141.4	4.7
12月	56.1	6.2	11.6	1.4	1.5	138.0	4.5
年	1559.0	15.3	21.0	10.3	1.6	1961.8	5.4



出典：気象庁 過去の気象データ 年・月ごとの平年値

図2-4 長岡京観測所及び京田辺観測所の30年平年値グラフ

## 第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

### イ. 大気質

京都府では大気汚染防止法に基づき大気環境濃度の常時監視測定を行っており、調査地域においては、表2-5、図2-5に示す測定局において測定が実施されている。なお、大山崎測定局は一般環境大気測定局として、国道171号測定局は自動車排出ガス測定局として設置されている。

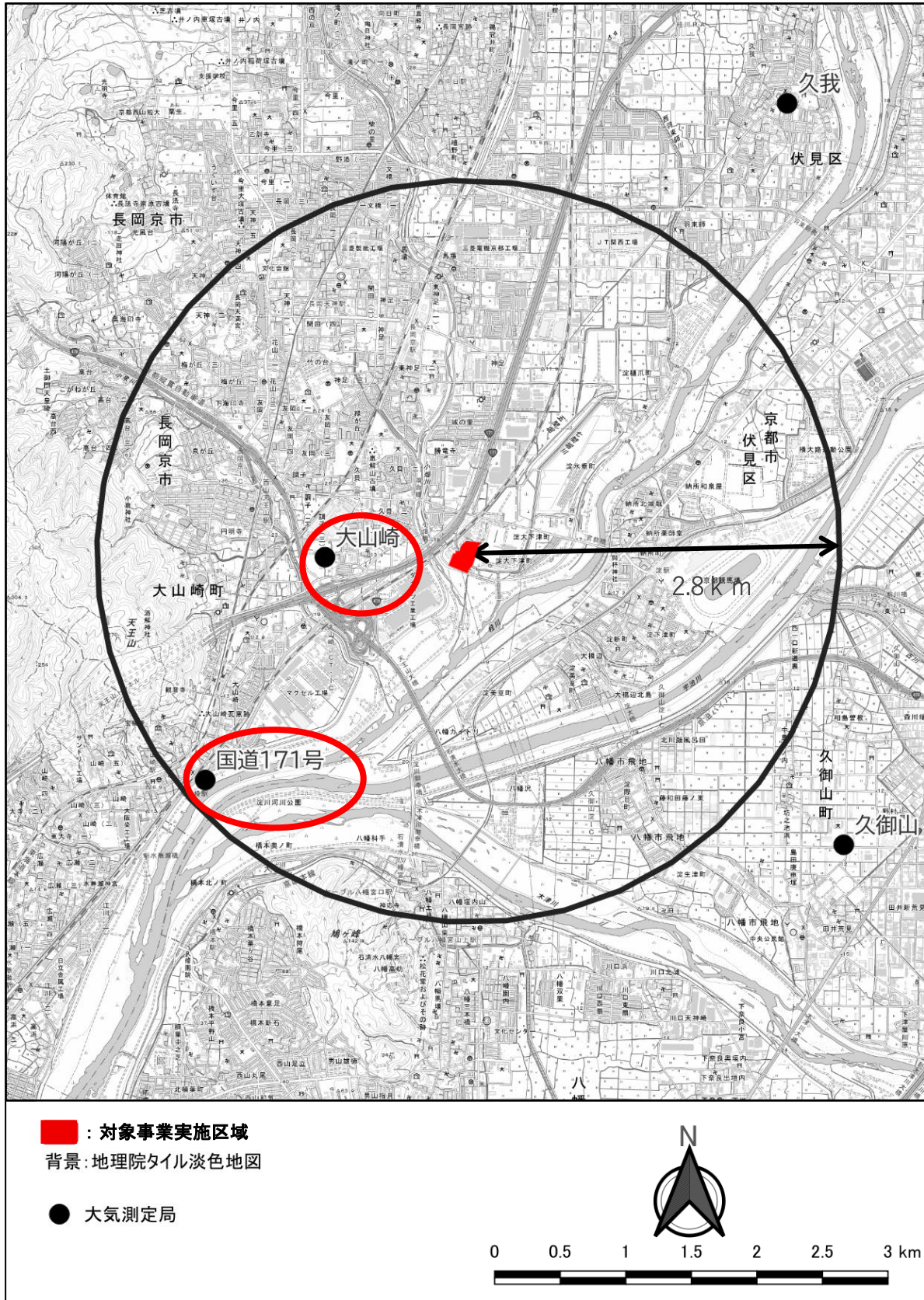
表2-5 調査地域の大气常時監視測定局における測定項目

番号	測定区分	自治体等	測定局名称	測定項目			
				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物(NOx)	
						一酸化窒素	二酸化窒素
1	一般環境大気測定局	大山崎町	大山崎	—	○	○	○
2	自動車排出ガス測定局	大山崎町	国道171号	—	○	○	○

測定区分	自治体等	測定局名称	測定項目			
			光化学オキシダント	炭化水素 (T-HC)		微小粒子状物質
				非メタン	メタン	
一般環境大気測定局	大山崎町	大山崎	○	—	—	—
自動車排出ガス測定局	大山崎町	国道171号	—	—	—	○

※ 表中の「—」は、測定が実施されていないことを示す。

出典：京都府大気常時監視測定情報（2025年10月31日閲覧）



出典：京都府大気常時監視測定情報

図2-5 調査地域の大气常時監視測定局

## 第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

### a. 二酸化硫黄

調査地域では二酸化硫黄測定結果がないため、概況を把握するため最も近い久御山測定局における結果を表2-6に示す。過去3年間で二酸化硫黄はすべて環境基準を下回っている。

表2-6 二酸化硫黄測定結果

測定区分	自治体等	測定局名称	年度	有効測定日数	測定時間	年平均	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有：× 無：○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
				日	時間		ppm	時間	%	日				
一般環境大気測定局	久御山町	久御山	令和3	364	8,690	0.0010	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	○	0
			令和4	365	8,689	0.0010	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0
			令和5	365	8,716	0.0010	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0

※ 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数。

出典：「京都府環境白書」（令和4年度版～令和6年度版）

### b. 窒素酸化物

二酸化窒素測定結果を表2-7、表2-8に、窒素酸化物（一酸化窒素及び窒素酸化物）測定結果を表2-9に示す。二酸化窒素はいずれの測定局においても環境基準を下回っており、年平均値においては横ばい傾向を示している。

表2-7 二酸化窒素測定結果(1/2)

番号	測定区分	自治体等	測定局名称	年度	有効測定日数	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合	
					日			ppm	ppm	時間	%
1	一般環境大気測定局	大山崎町	大山崎	令和3	364	0.010	0.050	0	0.0	0	0.0
				令和4	362	0.010	0.055	0	0.0	0	0.0
				令和5	358	0.010	0.051	0	0.0	0	0.0
2	自動車排出ガス測定局	大山崎町	国道171号	令和3	322	0.015	0.052	0	0.0	0	0.0
				令和4	365	0.014	0.058	0	0.0	0	0.0
				令和5	365	0.014	0.049	0	0.0	0	0.0

出典：「京都府環境白書」（令和4年度版～令和6年度版）

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-8 二酸化窒素測定結果(2/2)

番号	測定区分	自治体等	測定局名称	年度	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値 ppm	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 日
					日	%	日	%		
1	一般環境大気測定局	大山崎町	大山崎	令和3	0	0.0	0	0.0	0.023	0
				令和4	0	0.0	0	0.0	0.024	0
				令和5	0	0.0	0	0.0	0.022	0
2	自動車排出ガス測定局	大山崎町	国道171号	令和3	0	0.0	0	0.0	0.027	0
				令和4	0	0.0	0	0.0	0.027	0
				令和5	0	0.0	0	0.0	0.026	0

※ 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えた日数。

出典：「京都府環境白書」（令和4年度版～令和6年度版）

表2-9 窒素酸化物測定結果

番号	測定区分	自治体等	測定局名称	年度	一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )			
					年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 (NO <sub>2</sub> /NO+NO <sub>2</sub> )
					ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
1	一般環境大気測定局	大山崎町	大山崎	令和3	0.003	0.091	0.010	0.013	0.133	0.031	77.9
				令和4	0.003	0.068	0.010	0.013	0.102	0.031	77.2
				令和5	0.003	0.063	0.011	0.014	0.097	0.033	75.9
2	自動車排出ガス測定局	大山崎町	国道171号	令和3	0.013	0.131	0.030	0.029	0.178	0.057	54.2
				令和4	0.011	0.098	0.028	0.025	0.133	0.053	56.0
				令和5	0.010	0.101	0.025	0.024	0.128	0.050	57.8

出典：「京都府環境白書」（令和4年度版～令和6年度版）

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

c. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定結果を表2-10に示す。いずれの測定局においても環境基準を下回っており、年平均値は横ばい傾向である。

表2-10 浮遊粒子状物質測定結果

番号	測定区分	自治体等	測定局名称	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超え た日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日 数
					(日)	(時間)	(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	(有：× 無：○)	(日)
1	一般環 境大気 測定局	大山崎町	大山崎	令和3	363	8,711	0.015	0	0.0	0	0.0	0.104	0.029	○	0
				令和4	353	8,533	0.015	0	0.0	0	0.0	0.105	0.029	○	0
				令和5	364	8,735	0.015	1	0.0	0	0.0	0.246	0.037	○	0
2	自動車 排出 ガス 測定局	大山崎町	国道171号	令和3	363	8,708	0.011	0	0.0	0	0.0	0.064	0.021	○	0
				令和4	363	8,709	0.011	0	0.0	0	0.0	0.065	0.021	○	0
				令和5	352	8,468	0.011	0	0.0	0	0.0	0.092	0.027	○	0

※ 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数

出典：「京都府環境白書」（令和4年度版～令和6年度版）

## 第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

### d. 光化学オキシダント

光化学オキシダント測定結果を表2-11に、京都府内の調査地域周辺の光化学オキシダント測定局を図2-6に示す。環境基準である昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は年間69日～76日あり、昼間の1時間値の年平均値は横ばい傾向である。調査地域の測定局では、過去3年間で昼間の1時間値が光化学スモッグ注意報の発令される基準0.12ppmを超えた日はない。なお、光化学オキシダントについては全国的に環境基準の達成率は低く、令和5年度の全国の常時監視測定結果における環境基準の達成率は一般環境大気測定局で0.1%、自動車排ガス測定局で0.0%であり、全国的にも達成状況は極めて低い水準となっている。

乙訓地域における光化学スモッグ注意報発令状況を表2-12に示す。乙訓地域では直近の3年間で令和5年度に1回、令和7年度に1回、光化学スモッグ注意報が発令されている。全国では、令和5年度の光化学スモッグ注意報の発令都道府県数は17都府県、発令延べ日数が45日で、岐阜県において被害の届け出（2人）があった。

表2-11 光化学オキシダント測定結果

測定区分	自治体等	測定局名称	年度	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数			昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値 (ppm)
							(日)	時間数とその割合		(日)	時間数とその割合			
								(時間)	(%)		(%)	(時間)		
一般環境大気測定局	大山崎町	大山崎	令和3	365	5,419	0.034	69	344	6.3	0	0.0	0	0.099	0.049
			令和4	365	5,412	0.033	76	379	7.0	0	0.0	0	0.107	0.048
			令和5	366	5,434	0.032	75	288	5.3	0	0.0	0	0.109	0.047

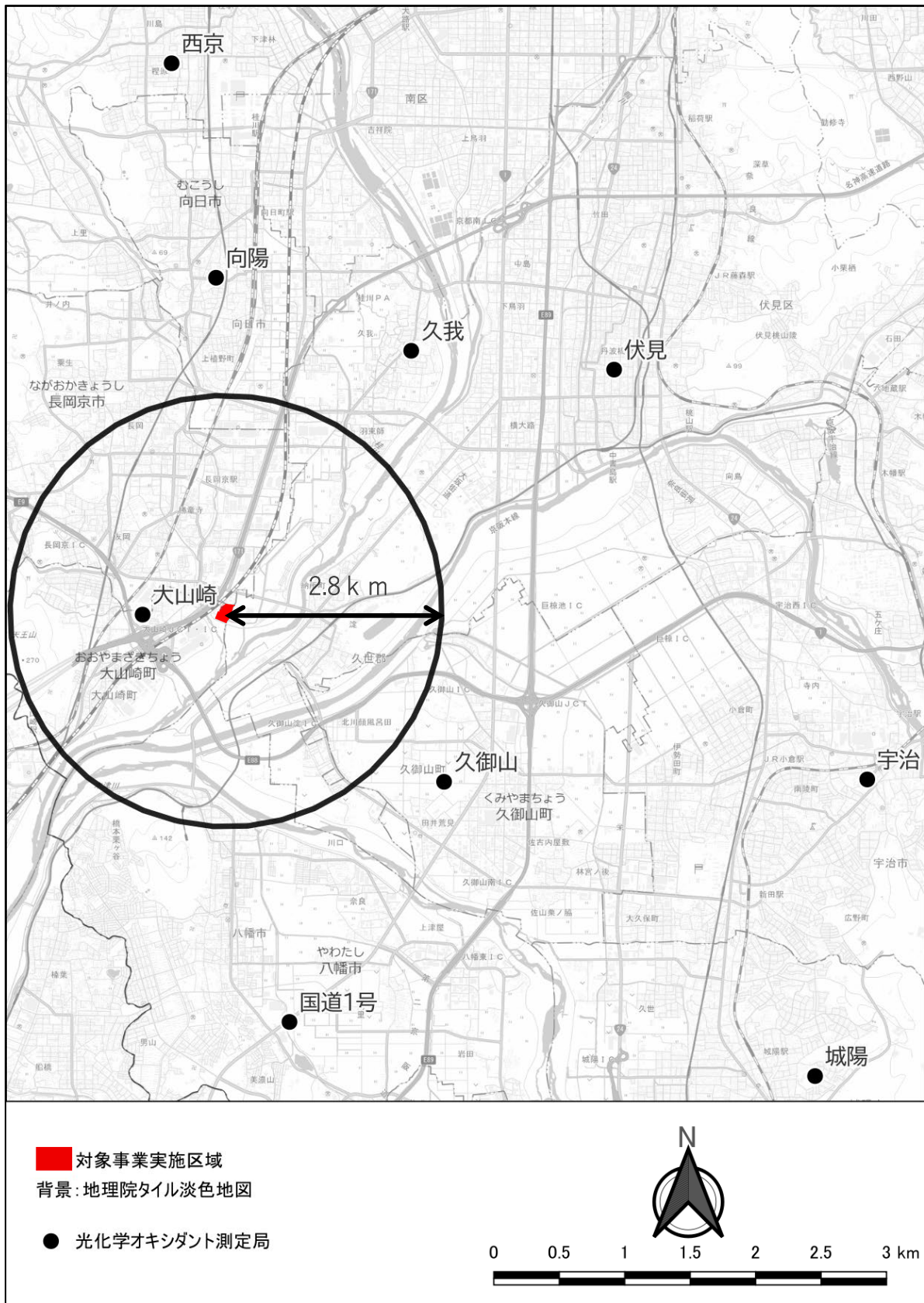
※ 昼間とは5時から20時までの時間帯をいい、昼間の1時間値は6時から20時までの測定値である。

出典：「京都府環境白書」（令和4年度版～令和6年度版）

表2-12 乙訓地域における光化学スモッグ注意報発令状況

年度	注意報発令回数	オキシダント最高濃度	被害訴え者数
令和5	1回	0.124 (向陽測定局)	なし
令和6	なし	—	なし
令和7	1回	0.131 (宇治測定局)	なし

出典：京都府HP「過去の光化学スモッグ注意報発令状況」より（2025年10月21日閲覧）



出典：京都府大気常時監視測定情報

図2-6 調査地域周辺の光化学オキシダント測定局

## 第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

### e. 微小粒子状物質

微小粒子状物質の測定結果を表2-13に示す。いずれの年度も環境基準を達成している。

表2-13 微小粒子状物質測定結果

番号	測定区分	自治体等	測定局名称	年度	有効測定日数	年平均値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値
					(日)	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	(時間)	(%)	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
1	自動車排出ガス測定局	大山崎町	国道171号	令和3	362	9.0	0	0.0	45	20.8
				令和4	363	9.1	0	0.0	44	19.8
				令和5	364	9.0	0	0.0	62	19.9

※ 環境基準は1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。1年平均値(長期基準)及び1日平均値(短期基準)の両方について長期的評価を行い、両方を達成した場合に、環境基準を達成したものとする。1日平均値は、年間の1日平均値のうち低い方から98%に相当する値とする。

出典：「京都府環境白書」(令和4年度版～令和6年度版)

### f. ダイオキシン類

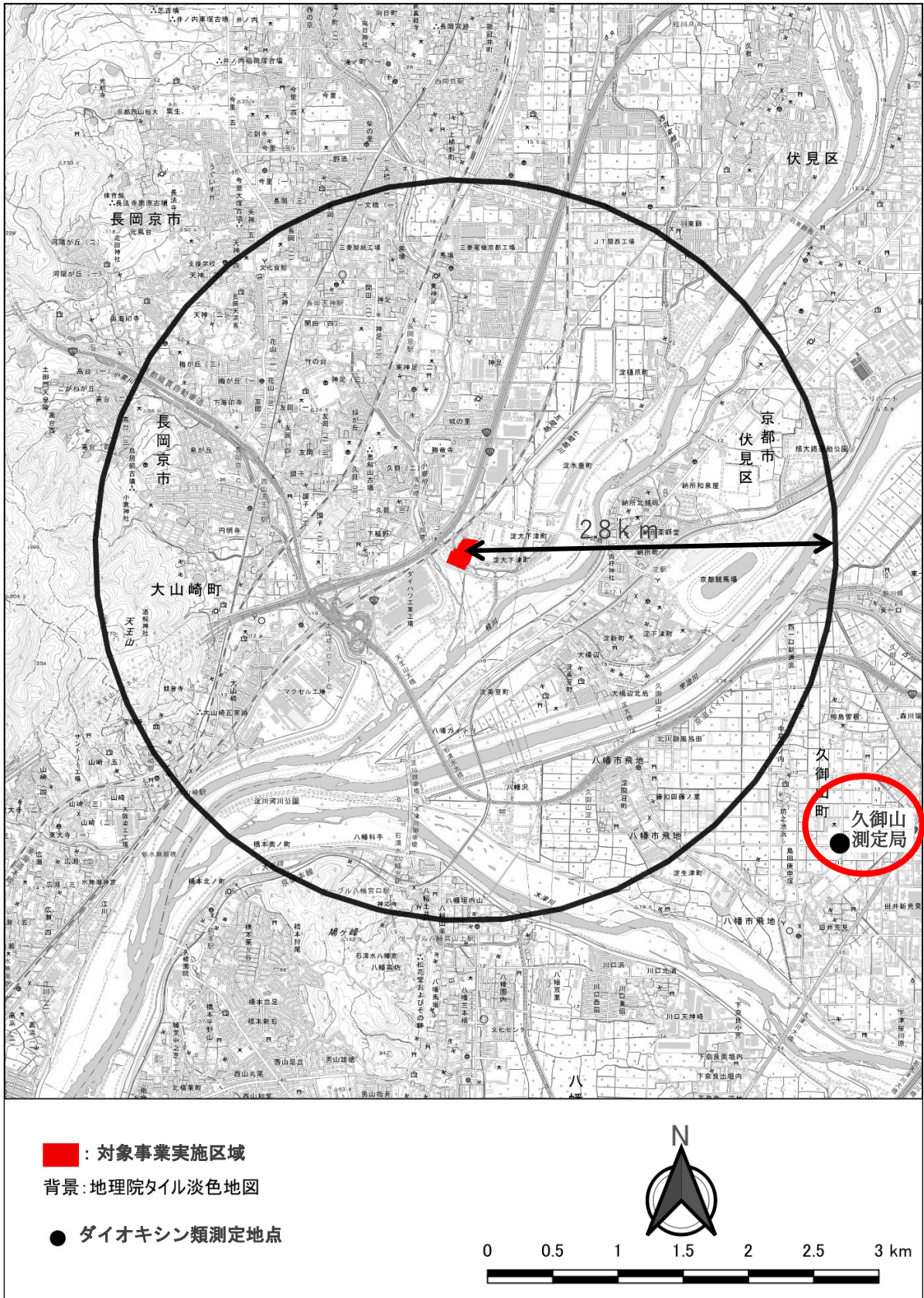
調査地域における大気中のダイオキシン類調査地点を図2-7に示す。調査地域では調査を実施していないため、参考として最も近い一般環境大気測定局の久御山測定局と同地点で実施した結果を表2-14に示す。過去3年間で環境基準値を下回っている。なお、京都府内においては、このほかに5か所において測定が行われているが、いずれの地点も過去3年間において環境基準を下回っている。

表2-14 大気中のダイオキシン類濃度測定値

調査地点	R4年度	R5年度	R6年度
	年平均値	年平均値	年平均値
	$\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$	$\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$	$\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$
久御山測定局(久御山町)	0.011	0.018	0.013
環境基準値	0.6		

出典：ダイオキシン類測定結果(令和4年度～令和6年度)(京都府HP)(2025年11月4日閲覧)

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況



出典：令和6年度ダイオキシン類測定結果（京都府HP）（2025年11月4日閲覧）

図2-7 調査地域のダイオキシン類大気測定地点

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

g. 水銀

調査地域における大気中の水銀類測定地点を図2-8に示す。調査地域における大気中の水銀については、調査地域では調査を実施していないため、参考として最も近い一般環境大気測定局の久御山測定局と同地点で実施した結果を表2-15に示す。過去3年間で指針値<sup>※1</sup>を下回っている。なお、京都府内においては、このほかに1か所(京都市左京区総合庁舎)において測定が行われているが、過去3年間に於いて指針値を下回っている。

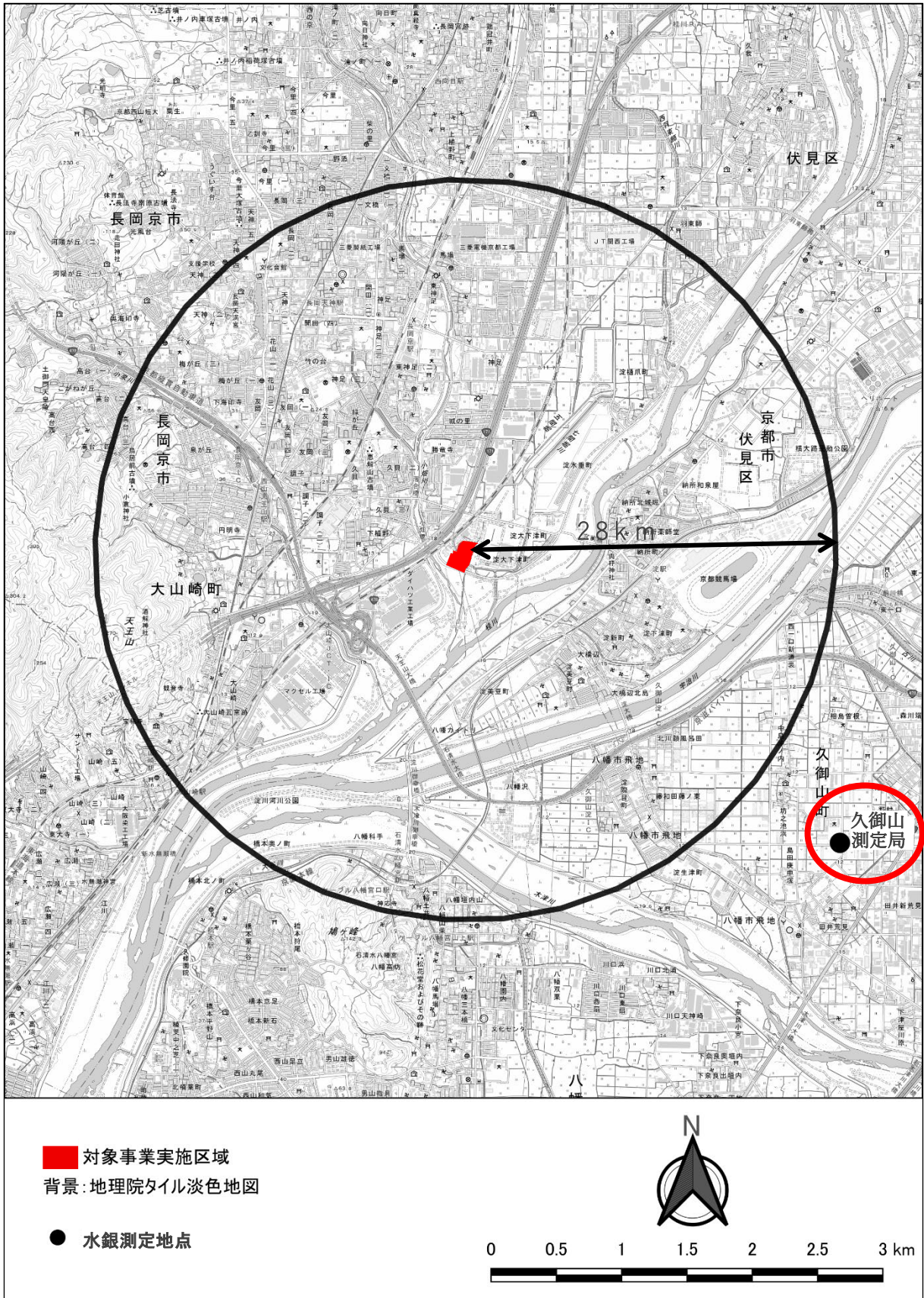
表2-15 大気中の水銀濃度測定値

番号	区分	自治体等	測定地点	年度	測定結果 (ngHg/m <sup>3</sup> )		
					最小値	最大値	平均値
1	一般環境	久御山町	久御山 測定局	令和4	1.0	2.4	1.5
				令和5	1.4	2.1	1.7
				令和6	1.0	2.5	1.7
指針値					40		

出典：京都府HP（令和4～6年度環境常時測定結果等 添付資料）

※1 「今後の有害大気汚染物質対策の在り方について(第7次答申)」(中央環境審議会 平成15年7月)による指針値

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況



出典：令和6年度環境常時測定結果等 添付資料（京都府HP）（2025年11月4日閲覧）

図2-8 調査地域の水銀大気測定地点

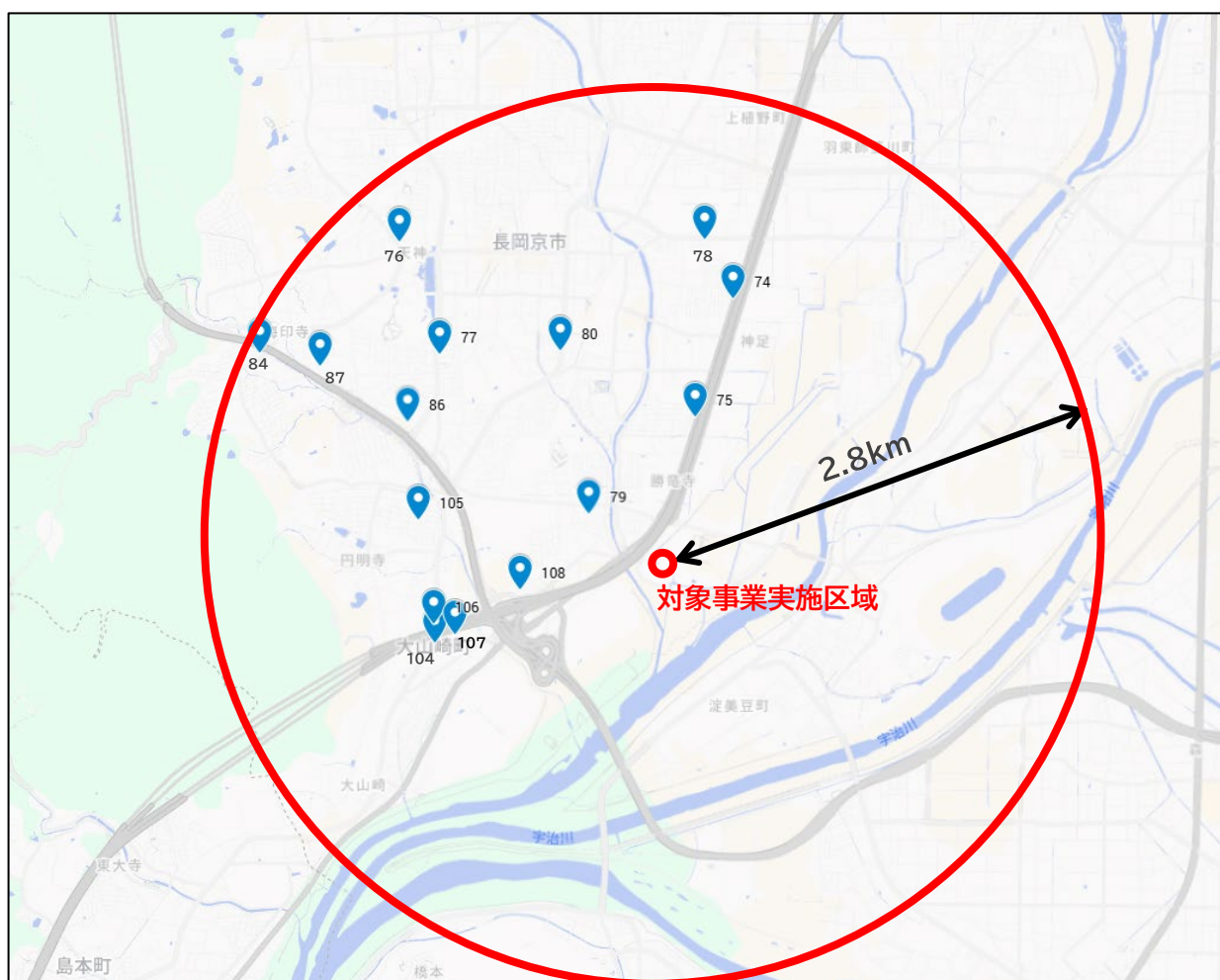
ウ. 騒音

a. 自動車騒音

調査地域では、大山崎町5地点、長岡京市10地点において自動車騒音の測定を行っており、調査地点の位置は図2-9、表2-16に示すとおりである。

測定結果については、表2-17に示すとおりであり、昼間においては長岡京市の2か所で、夜間は長岡京市の1か所で環境基準を上回っていた。また、要請限度<sup>※2</sup>については全時間帯、全地点で下回っていた。

また、参考資料として、主要幹線道路を対象とした道路に面する地域に立地する住居ごとの環境基準達成率（面的評価）を表2-18に示す。向日市の一部で環境基準達成率が90～99%の場所があるものの、それ以外の場所では環境基準達成率は100%となっている。



出典：「京都府環境白書」（令和6年度版）

図2-9 自動車騒音測定地点番号

※2 道路交通騒音により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-16 自動車騒音測定位置

測定地点番号	環境基準の地域類型	道路名	測定地点	車線数	近接空間特例	測定位置(m)	
						車道端からの距離	地上からの高さ
74	C	一般国道171号	長岡京市神足麦生11	4	有	35.0	2
75	B	一般国道171号	長岡京市城の里13	4	有	19.0	2
76	A	府道大山崎大枝線	長岡京市天神4丁目3-30	2	有	0.0	3
77	A	府道大山崎大枝線	長岡京市花山1丁目63	2	有	0.0	3
78	C	府道伏見柳谷高槻線	長岡京市馬場見走り17-5	2	有	0.0	2
79	B	府道奥海印寺納所線	長岡京市久貝3丁目4-5	2	有	0.0	3
80	B	府道西京高槻線	長岡京市神足3丁目4-10	2	有	1.0	3
84	A	府道奥海印寺納所線	長岡京市高台1丁目1-2	2	有	3.0	3
86	B	市道2184号線	長岡京市下海印寺下内田	2	無	31.0	3
87	B	市道2184号線	長岡京市下海印寺方丸	2	無	0.0	3
104	B	府道大山崎大枝線	大山崎町字円明寺小字夏目3	2	有	10.0	4
105	A	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字西山田17-27	8	有	5.0	1.2
106	B	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字茶屋前29	8	有	19.0	1.2
107	B	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字夏目9-5	8	有	10.0	1.2
108	A	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字松田58-22	8	有	72.0	1.2

※ 近接空間特例：幹線交通を担う道路近接空間（高速道路、国道、府道及び4車線以上の市町村道から15m（2車線以下）又は20m（2車線超）の範囲）における基準値の適用の有無

出典：「京都府環境白書」（令和6年度版）

表2-17 自動車騒音測定結果

測定地点番号	環境基準の地域類型	道路名	測定結果(dB) 昼				測定結果(dB) 夜					
			等価騒音レベル	環境基準値	環境基準	要請限度値	要請限度	等価騒音レベル	環境基準値	環境基準	要請限度値	要請限度
74	C	一般国道171号	59	70	○	75	○	56	65	○	70	○
75	B	一般国道171号	66	70	○	75	○	62	65	○	70	○
76	A	府道大山崎大枝線	61	70	○	75	○	54	65	○	70	○
77	A	府道大山崎大枝線	72	70	×	75	○	64	65	○	70	○
78	C	府道伏見柳谷高槻線	64	70	○	75	○	57	65	○	70	○
79	B	府道奥海印寺納所線	67	70	○	75	○	60	65	○	70	○
80	B	府道西京高槻線	68	70	○	75	○	62	65	○	70	○
84	A	府道奥海印寺納所線	61	70	○	75	○	51	65	○	70	○
86	B	市道2184号線	67	65	×	75	○	61	60	×	70	○
87	B	市道2184号線	62	65	○	75	○	57	60	○	70	○
104	B	府道大山崎大枝線	61	70	○	75	○	56	65	○	70	○
105	A	名神高速道路	53	70	○	75	○	52	65	○	70	○
106	B	名神高速道路	60	70	○	75	○	57	65	○	70	○
107	B	名神高速道路	57	70	○	75	○	54	65	○	70	○
108	A	名神高速道路	56	70	○	75	○	53	65	○	70	○

※ 昼間午前6時～午後10時、夜間午後10時～午前6時

※ 灰色着色部は基準値超過を示す。

出典：「京都府環境白書」（令和6年度版）

表2-18 自動車騒音面的評価結果

番号	路線名	評価区間		面的評価の結果				
		始点	終点	評価住居数(戸)	環境基準達成住居数(戸)		環境基準達成率(%)	
					昼	夜間	昼	夜間
1	府道伏見向日線	向日市森本町	向日市森本町	276	276	276	100	100
2	府道伏見向日線	向日市森本町	向日市寺戸町	304	303	304	100	100
3	府道志水西向日停車場線	向日市上植野町	向日市上植野町	759	731	695	96	92
4	府道上久世石見上里線	向日市寺戸町	向日市寺戸町	212	204	210	96	99
5	府道上久世石見上里線	向日市寺戸町	向日市寺戸町	67	60	66	90	99
6	府道上久世石見上里線	向日市寺戸町	向日市寺戸町	165	165	165	100	100
7	府道上久世石見上里線	向日市寺戸町	向日市寺戸町	266	265	265	100	100
8	府道奥海印寺納所線	長岡京市調子2丁目1	長岡京市勝竜寺	557	557	557	100	100
9	府道奥海印寺納所線	大山崎町円明寺鳥居前	大山崎町円明寺鳥居前	503	503	503	100	100
10	名神高速道路	大山崎町円明寺	大山崎町円明寺	118	118	118	100	100

出典：「京都府環境白書」（令和6年度版）

b. 環境騒音

令和4年度に大山崎町で実施された一般環境の騒音測定結果を表2-19に示す。1か所において夜間で環境基準を上回っているが、その他の地点においてはすべて環境基準に適合している。

また、久御山町で実施された一般環境の騒音測定結果を表2-20に示す。令和2年度で2か所、令和3年度で3か所、令和4年度及び令和5年度で1か所において夜間で環境基準を上回っているが、その他の各年度及び地点においてはすべて環境基準に適合している。

なお、長岡京市、向日市、京都市、八幡市においては環境騒音の測定はない、または公開されていない。

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-19 環境騒音測定結果(大山崎町)

番号	地域類型	測定地点	測定年月日	測定結果 (dB)		環境基準 (dB)		環境基準適合	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	A	字円明寺小字脇山	令和4年11月11日	45	42	55	45	○	○
2	A	字円明寺小字殿山	令和4年11月11日	47	44	55	45	○	○
3	A	字円明寺小字西法寺	令和4年11月16日	48	42	55	45	○	○
4	A	字円明寺小字若宮前	令和4年11月11日	46	43	55	45	○	○
5	A	字下植野小字宮脇	令和4年11月16日	44	40	55	45	○	○
6	A	字円明寺小字東ノ口	令和4年11月16日	53	50	55	45	○	×
7	A	字大山崎小字鏡田	令和4年11月25日	45	44	55	45	○	○
8	A	字大山崎小字谷田	令和4年11月25日	48	42	55	45	○	○
9	A	字大山崎鏡田(東部)	令和4年11月25日	47	45	60	50	○	○

出典：大山崎町HP\_騒音・振動測定調査結果（2025年11月4日閲覧）

表2-20 環境騒音測定結果(久御山町)

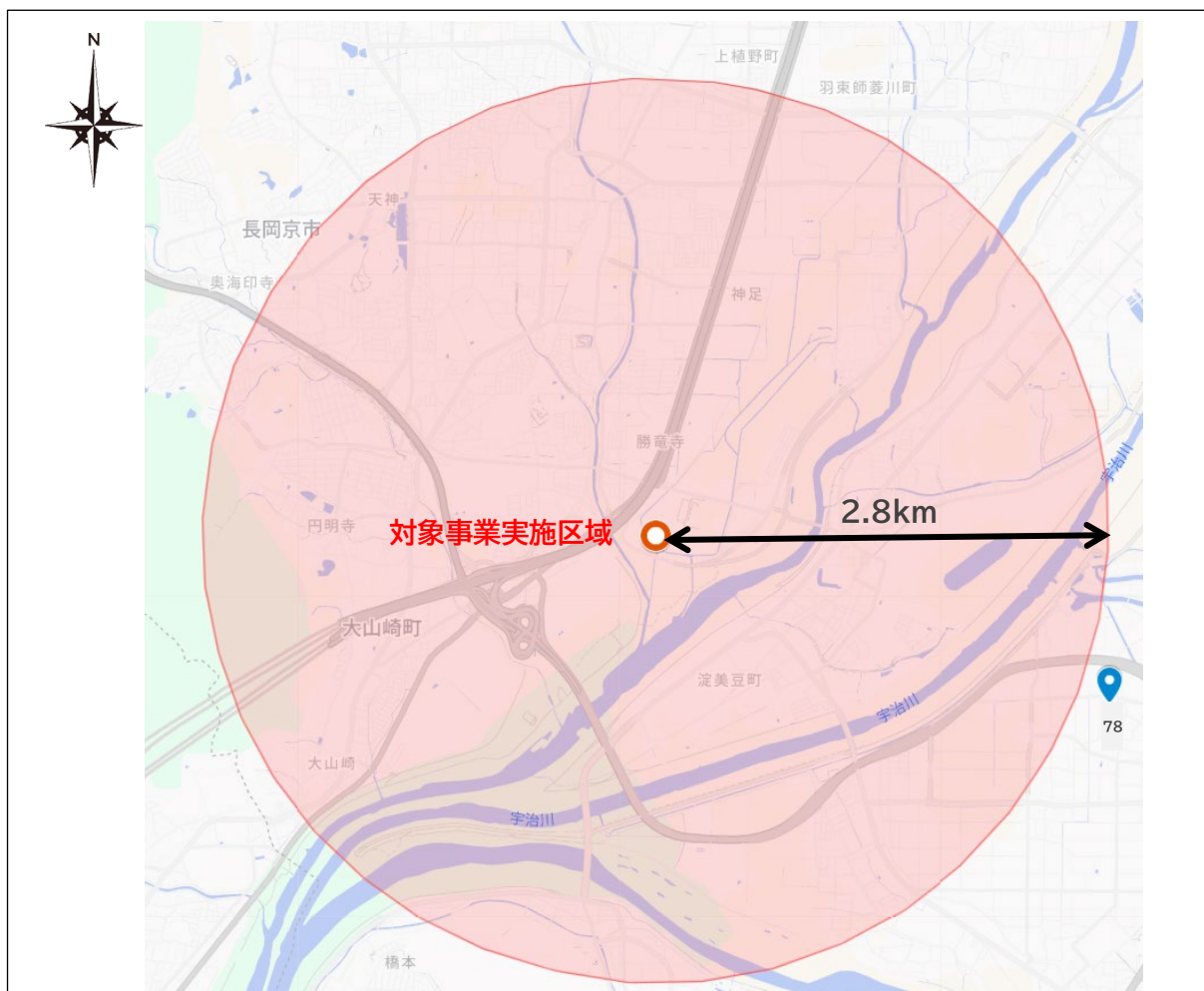
区分	道路	測定地点	地域	等価騒音レベル(dB)									
				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
道路に面する地域	国道24号	栄3丁目栄南公園	幹線交通を担う道路	69	65	70	<u>66</u>	69	65	69	65	70	66
	府道宇治淀線	佐山双置		67	64	67	64	67	64	67	64	69	66
		藤和田村西		69	<u>66</u>	70	<u>67</u>	-	-	-	-	69	67
	府道八幡宇治線	市田北浦65		70	<u>67</u>	70	<u>68</u>	70	<u>68</u>	69	<u>67</u>	69	67
	国道478号	相島地域		59	56	60	56	60	56	59	56	59	56
一般地域	-	栄3・4丁目集会所前	A	49	43	51	44	49	43	51	45	50	45
	-	佐古公民館前	B	48	38	48	43	47	39	48	41	46	37
	-	下津屋川原公園	C	49	42	49	45	48	43	48	42	47	43

(注) 下線部は環境基準超過

出典：久御山町HP「令和7年度版 久御山町の環境」

エ. 振動

道路交通振動については府内78か所において測定されているが、調査地域における測定はないため、参考として最も近い久御山町（測定地点番号78番、図2-10参照）における測定結果を表2-21に示す。該地点は区域区分がいずれにも該当しないため要請限度の定めがないが、昼間39dB、夜間38dBと十分低い値となっている。



出典：「京都府環境白書」（令和6年度版）

図2-10 道路交通振動測定地点番号

表2-21 道路交通振動測定結果(令和5年度測定結果)

番号	道路名	測定場所	車線数	区域区分	振動レベル L10(dB)			
					昼間	対要請限度	夜間	対要請限度
78	一般国道478号	久御山町相島付近	2	なし	39	—	38	—

※ 昼間：午前8時～午後7時、夜間：午後7時～翌日の午前8時

出典：「京都府環境白書」（令和6年度版）

(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

ア. 河川流況

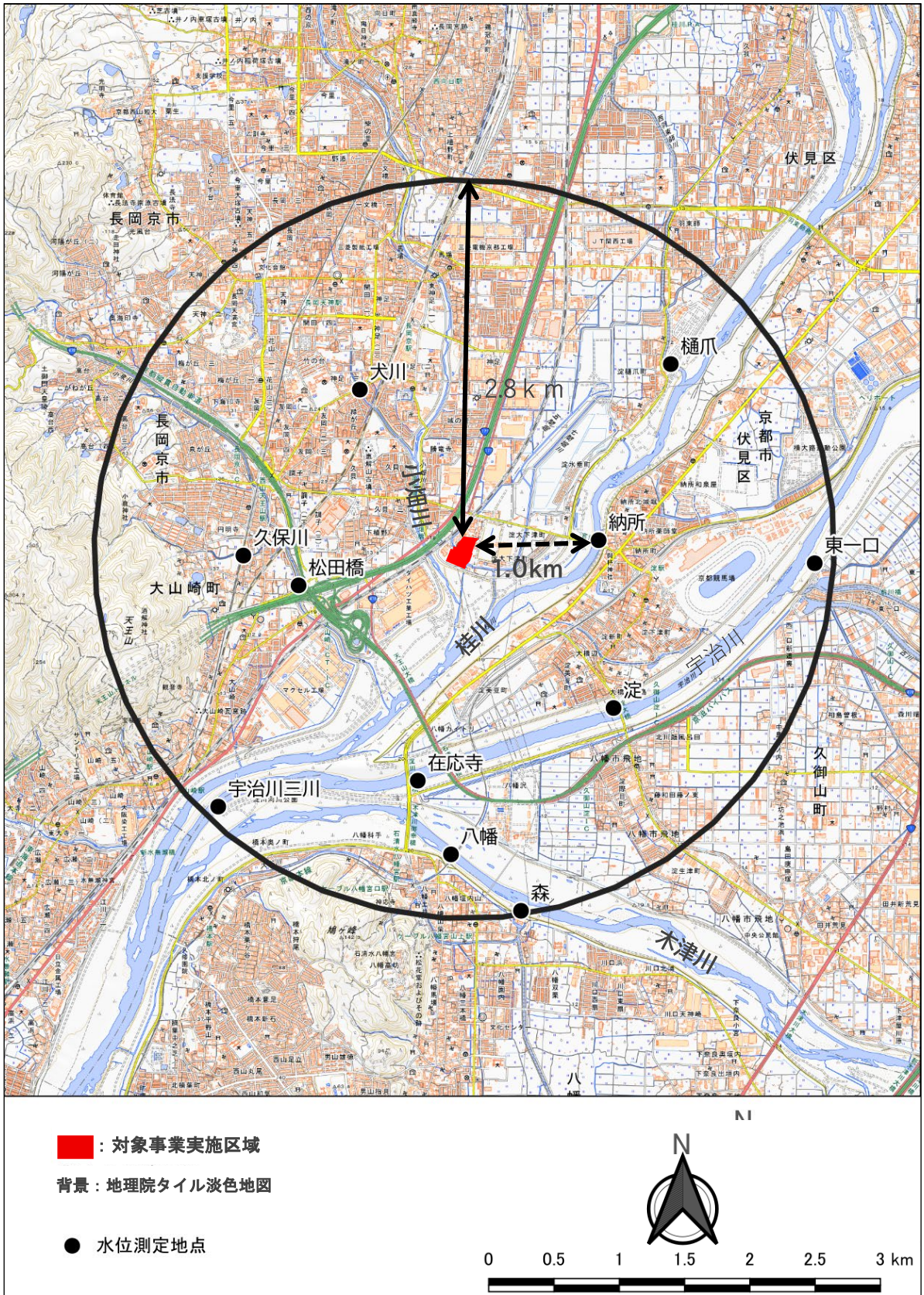
対象事業実施区域周辺を流れる主な河川は小畑川である。小畑川は対象事業実施区域西側を流れ、対象事業実施区域の南約600m付近で桂川と合流する。桂川は約3.5km下流の三川合流地点で宇治川、木津川と合流し淀川となる（図2-11）。

調査地域の水位観測所を図2-12に示す。対象事業実施区域から最も近い国土交通省の水位観測所は桂川の上流にある「納所」で直線距離は約1.0kmである。納所観測所における過去3年の水位観測結果を図2-13～図2-14に示す。5月から9月にかけて水位が高くなっている。



出典：Google map に加筆

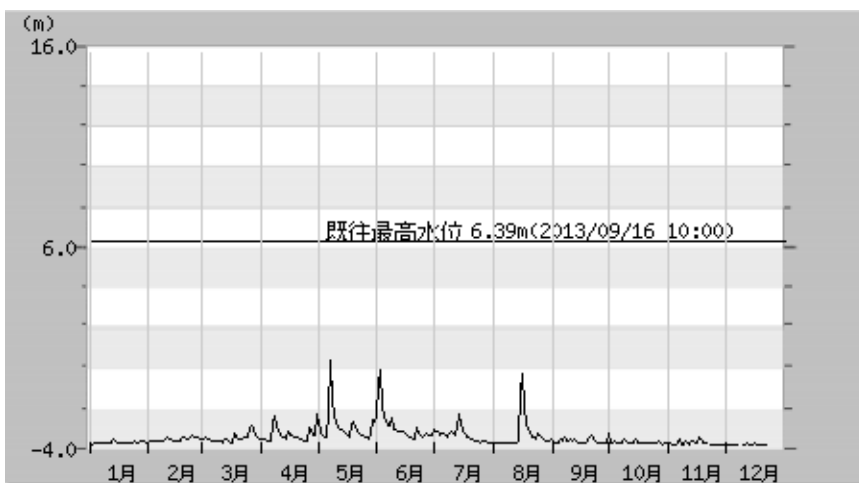
図2-11 対象事業実施区域周辺の河川



出典：国土交通省 川の防災情報ホームページの水位観測点を加工

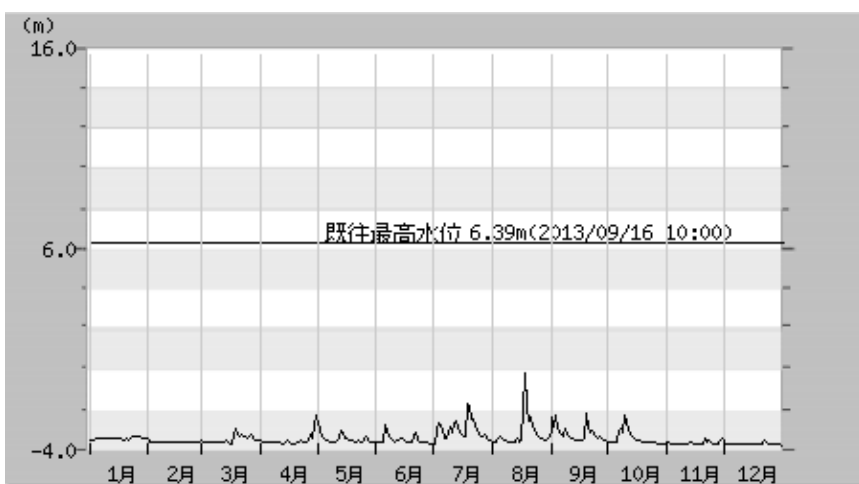
図2-12 調査地域の周辺における水位観測所

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況



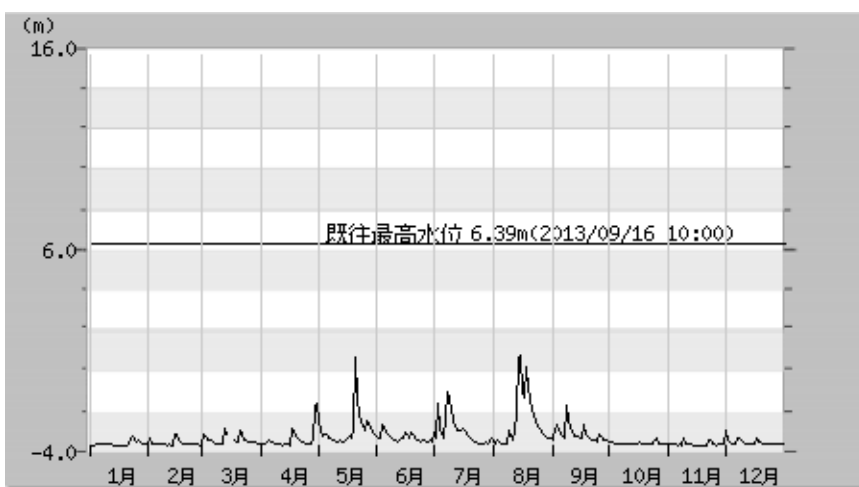
出典：水文水質データベース（国交省）

図2-13 水位観測結果(2023年、納所観測所)



出典：水文水質データベース（国交省）

図2-14 水位観測結果(2022年、納所観測所)

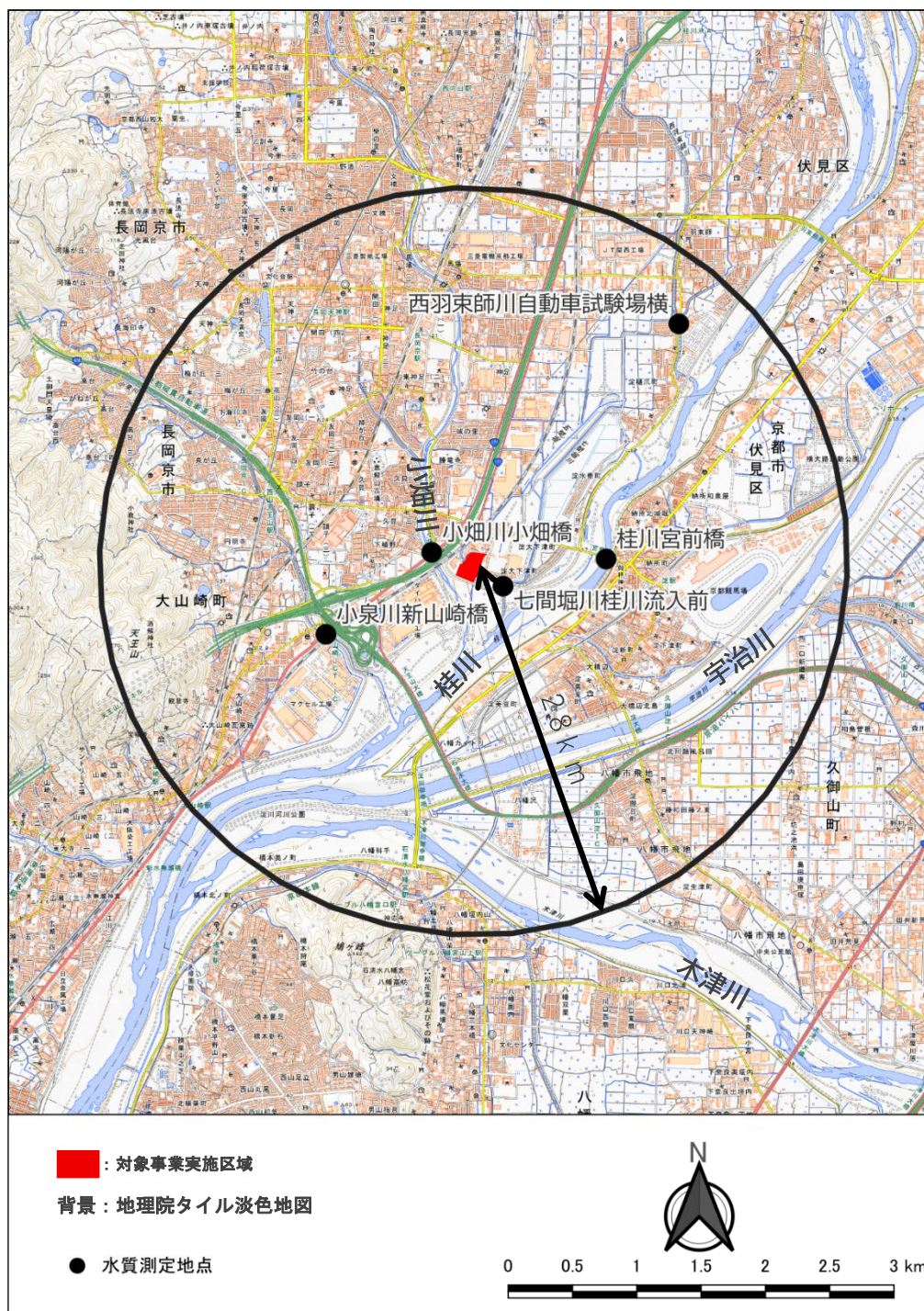


出典：水文水質データベース（国交省）

図2-15 水位観測結果(2021年、納所観測所)

イ. 河川の水質に係る状況

調査地域の水質測定地点を図2-16に、測定結果を表2-22～表2-26に示す。調査地域では環境基準点の桂川宮前橋・小畑川小畑橋の2地点で年12回、それ以外の3地点で年4～5回の測定が実施されている。データ数が多いことから、ここでは、令和7年11月時点で最新データである令和5年度のみ掲載とした。



出典：令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（京都府）

図2-16 調査地域の水質測定地点

表2-22 水質測定結果(小畑川小畑橋)

年度	調査区分	水域名			河川名				測定地点名				類型	地点統一番号
2023	年間調査	小畑川下流			小畑川				小畑橋				A	26-015-01
項目	単位	基準値	04月12日	05月10日	06月07日	07月05日	08月02日	09月06日	10月11日	11月08日	12月06日	01月10日	02月14日	03月06日
一般項目	採取時刻	-	09時05分	10時10分	09時00分	09時45分	09時16分	09時07分	09時25分	10時07分	09時15分	11時10分	09時07分	09時15分
	採取位置	-	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)
	採取水深	m	-	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	天候コード	-	曇り	快晴	快晴	曇り	快晴	曇り	晴れ	快晴	曇り	曇り	晴れ	曇り
	気温	℃	-	17.2	19.2	21.2	27.3	28.5	28.5	18.0	19.9	8.5	5.0	8.5
	水温	℃	-	16.5	16.8	19.5	25.0	29.1	28.4	18.0	13.0	8.2	5.1	6.9
	流量	m <sup>3</sup> /s	-	0.26	1.50	0.47	0.18	0.03	0.03	0.10	0.04	0.02	0.04	0.03
	全水深	m	-											
	透明度	m	-											
	pH		6.5以上8.5以下	7.8	7.1	7.3	7.8	7.3	7.8	8.6	7.4	6.9	8.4	7.0
DO	mg/L	7.5以上	10	7.9	10	13	11	13	10	10	15	14	11	12
BOD	mg/L	2以下	1.2	< 0.5	< 0.5	0.8	1.9	1.5	< 0.5	< 0.5	0.5	< 0.5	< 0.5	1.1
COD	mg/L	-	2.3	1.6	2.1	2.1	3.7	3.7	2.9	2.9	1.6	1.7	2.0	4.7
SS	mg/L	25以下	1	2	< 1	< 1	3	4	1	1	< 1	1	< 1	7
大腸菌数	CFU/100mL	300以下	36	66	140	39	110	27	150	200	16	8	11	400
n-ヘキサリン抽出物質 油分等	mg/L	-												
底層DO	mg/L	-												
全窒素	mg/L	-		1.5		0.35				0.95			0.71	
全磷	mg/L	-		0.042		0.046				0.032			0.022	
全亜鉛	mg/L	0.03以下		0.002						0.003				
ノニルフェノール	mg/L	0.002以下												
LAS	mg/L	0.05以下												
健康項目	カドミウム	mg/L	0.003以下	< 0.0003										
	全シアン	mg/L	検出されないこと			ND								
	鉛	mg/L	0.01以下	< 0.005										
	六価クロム	mg/L	0.02以下							< 0.01				
	砒素	mg/L	0.01以下	< 0.005										
	総水銀	mg/L	0.0005以下			< 0.0005								
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと											
	PCB	mg/L	検出されないこと							ND				
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	< 0.002										
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	< 0.0002										
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	< 0.0004										
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01										
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	< 0.004										
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	< 0.1										
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	< 0.0006										
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001										
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001										
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	< 0.0002										
	チウラム	mg/L	0.006以下	< 0.0006										
	シマジン	mg/L	0.003以下	< 0.0003										
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	< 0.002										
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	< 0.001										
	セレン	mg/L	0.01以下	< 0.002										
	硝酸性窒素	mg/L	-	1.4										
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	< 0.01										
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	1.4										
	ふっ素	mg/L	0.8以下							0.08				
	ほう素	mg/L	1以下	< 0.1										
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	< 0.005										

※1 NDは「検出されない」の略

※2 着色部は環境基準超過箇所を示す。

出典：京都府HP（令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細)）

表2-23 水質測定結果(桂川宮前橋)

年度	調査区分	水域名			河川名			測定地点名			類型	地点統一番号				
		桂川下流(2)			桂川			宮前橋								
2023	年間調査	項目	単位	基準値	04月18日	05月24日	06月21日	07月19日	08月01日	09月20日	10月18日	11月01日	12月06日	01月10日	02月07日	03月04日
一般項目	採取時刻	-	-	11時35分	12時20分	11時25分	11時40分	13時30分	11時30分	10時05分	13時05分	10時25分	10時45分	12時35分	11時35分	
	採取位置	-	-	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	
	採取水深	m	-	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	天候コード	-	-	曇り	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	曇り	快晴	快晴	晴れ	曇り	晴れ		
	気温	℃	-	19.5	23.6	30.1	32.9	37.6	33.2	21.4	22.8	11.4	5.9	8.6	9.6	
	水温	℃	-	17.0	20.3	23.6	27.6	31.5	28.7	20.6	20.9	13.6	10.5	9.7	9.3	
	流量	m <sup>3</sup> /s	-	26.62	33.82	20.70	25.66	14.79	14.43	14.43	14.43	12.38	12.71	21.13	34.38	
	全水深	m	-	3.0	3.0	2.6	2.4	2.7	3.5	2.5	2.4	2.4	2.5	2.7	2.9	
	透明度	m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	pH	-	6.5以上8.5以下	7.5	7.6	7.6	7.5	7.9	7.6	7.5	7.6	7.3	7.5	7.5	7.3	
DO	mg/L	7.5以上	9.9	9.5	9.2	8.0	9.7	8.5	8.5	10	10	10	11	11		
BOD	mg/L	2以下	1.0	0.6	0.9	0.7	0.9	0.8	0.7	0.9	0.8	1.2	1.1	0.8		
COD	mg/L	-	3.2	2.8	3.1	2.7	3.5	3.3	3.1	3.6	3.7	4.0	3.9	2.5		
SS	mg/L	25以下	5	2	2	3	3	2	2	5	3	5	10	5		
大腸菌数	CFU/100mL	300以下	360	130	460	540	460	840	990	660	920	600	640	430		
n-ヘキサン抽出物質 油分等	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
底層DO	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
全窒素	mg/L	-	1.8	1.8	2.0	1.8	2.7	2.8	3.0	3.3	3.8	3.6	2.2	1.6		
全燐	mg/L	-	0.19	0.15	0.15	0.13	0.21	0.23	0.24	0.27	0.23	0.31	0.16	0.13		
全亜鉛	mg/L	0.03以下	-	0.008	-	-	0.009	-	-	0.012	-	-	0.009	-		
ノニルフェノール	mg/L	0.002以下	-	< 0.00006	-	-	< 0.00006	-	-	< 0.00006	-	< 0.00006	-	< 0.00006		
LAS	mg/L	0.05以下	-	0.0006	-	-	< 0.0006	-	-	< 0.0006	-	< 0.0006	-	< 0.0006		
カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	< 0.0003	-	-	-	-	-	-	-		
全シアン	mg/L	検出されないこと	-	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	< 0.005	-	-	-	-	-	-	-		
六価クロム	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	< 0.01	-	-	-	-	-	-	-		
砒素	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	< 0.005	-	-	-	-	-	-	-		
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-		
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
PCB	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	ND	-	-	-	-	-	-	-		
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	< 0.002	-	-	-	-	-	-	-		
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	-	-	-	-	-		
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	< 0.0004	-	-	-	-	-	-	-		
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	< 0.01	-	-	-	-	-	-	-		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	< 0.004	-	-	-	-	-	-	-		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	< 0.1	-	-	-	-	-	-	-		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	< 0.0006	-	-	-	-	-	-	-		
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	< 0.001	-	-	-	-	-	-	-		
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	< 0.001	-	-	-	-	-	-	-		
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	-	-	-	-	-		
チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	< 0.0006	-	-	-	-	-	-	-		
シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	< 0.0003	-	-	-	-	-	-	-		
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	< 0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	< 0.001	-	-	-	-	-	-	-		
セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	< 0.002	-	-	-	-	-	-	-		
硝酸性窒素	mg/L	-	-	1.6	-	1.5	2.3	-	-	3.1	-	3.2	1.8			
亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	< 0.01	-	0.01	0.02	-	-	< 0.01	-	0.01	0.01			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	-	1.6	-	1.5	2.3	-	-	3.1	-	3.2	1.8			
ふっ素	mg/L	0.8以下	-	-	-	-	0.10	-	-	-	-	-	-			
ほう素	mg/L	1以下	-	-	-	-	< 0.1	-	-	-	-	-	-			
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	< 0.005	-	-	-	-	-	-			

※1 NDは「検出されない」の略

※2 着色部は環境基準超過箇所を示す。

出典：京都府HP（令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細)）

表2-24 水質測定結果(西羽束師川自動車試験場横)

年度	調査区分	水域名					河川名			測定地点名	類型	地点統一番号
		桂川下流(2)					西羽束師川					
2023	年間調査	項目	単位	基準値	04月13日	06月16日	08月03日	10月05日	02月07日	自動車試験場横		26-248-01
一般項目	採取時刻	-	-	-	11時00分	11時40分	13時15分	14時00分	14時20分			
	採取位置	-	-	-	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)			
	採取水深	m	-	-	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2			
	天候コード	-	-	-	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	曇り			
	気温	℃	-	-	19.7	27.7	34.9	22.0	8.7			
	水温	℃	-	-	17.5	22.8	31.9	20.7	9.5			
	流量	m <sup>3</sup> /s	-	-	-	1.30		0.48	1.70	0.50		
	全水深	m	-	-	-	1.3	1.2	1.1	1.2	1.3		
	透明度	m	-	-	-							
	生活環境項目	pH	-	-	-	8.2		8	9	8.5		
DO		mg/L	-	-	11		9.3	12	13			
BOD		mg/L	-	-	0.7		0.9	0.9	0.7			
COD		mg/L	-	-	2		2.8	2.2	3.3			
SS		mg/L	-	-	4		3	2	6			
大腸菌数		CFU/100mL	-	-	170		140	200	370			
n-ヘキサン抽出物質 油分等		mg/L	-	-								
全窒素全燐	全窒素	mg/L	-	-	0.67		0.62	0.68	0.86			
	全燐	mg/L	-	-	0.05		0.095	0.089	0.052			
	全亜鉛	mg/L	-	-			0.011		0.012			
水生生物保全項目 (環境基準)	ノニルフェノール	mg/L	-	-			< 0.00006		< 0.00006			
	LAS	mg/L	-	-			0.0007		0.0013			
健康項目	カドミウム	mg/L	0.003以下	< 0.0003			< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003			
	全シアン	mg/L	検出されないこと	ND			ND	ND	ND			
	鉛	mg/L	0.01以下	< 0.005			< 0.005	< 0.005	< 0.005			
	六価クロム	mg/L	0.02以下	< 0.01			< 0.01	< 0.01	< 0.01			
	砒素	mg/L	0.01以下	< 0.005			< 0.005	< 0.005	< 0.005			
	総水銀	mg/L	0.0005以下	< 0.0005			< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005			
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと									
	PCB	mg/L	検出されないこと									
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	< 0.002			< 0.002	< 0.002	< 0.002			
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	< 0.0002			< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002			
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	< 0.0004			< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004			
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01			< 0.01	< 0.01	< 0.01			
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	< 0.004			< 0.004	< 0.004	< 0.004			
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	< 0.1			< 0.1	< 0.1	< 0.1			
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	< 0.0006			< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006			
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001			< 0.001	< 0.001	< 0.001			
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001			< 0.001	< 0.001	< 0.001			
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	< 0.0002			< 0.0002					
	チウラム	mg/L	0.006以下	< 0.0006			< 0.0006					
	シマジン	mg/L	0.003以下	< 0.0003			< 0.0003					
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	< 0.002			< 0.002					
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	< 0.001			< 0.001	< 0.001	< 0.001			
	セレン	mg/L	0.01以下	< 0.002			< 0.002	< 0.002	< 0.002			
	硝酸性窒素	mg/L	-	0.55			0.42	0.49	0.67			
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.01			< 0.01	< 0.01	< 0.01			
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	0.56			0.43	0.5	0.68			
	ふっ素	mg/L	0.8以下	< 0.08			< 0.08	< 0.08	< 0.08			
	ほう素	mg/L	1以下	< 0.1			< 0.1	< 0.1	< 0.1			
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	< 0.005			< 0.005	< 0.005	< 0.005			

※1 NDは「検出されない」の略

※2 着色部は環境基準超過箇所を示す。

出典：京都府HP（令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細)）

表2-25 水質測定結果(桂川流入前七間堀川)

年度	調査区分	水域名				河川名		測定地点名		類型	地点統一番号
		桂川下流(2)				七間堀川		桂川流入前(七間堀川)			
2023	年間調査	桂川下流(2)				七間堀川		桂川流入前(七間堀川)			26-249-10
項目		単位	基準値	05月10日	07月05日	11月08日	01月10日				
一般項目	採取時刻		-	09時40分	09時20分	09時44分	10時40分				
	採取位置		-	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)				
	採取水深	m	-	0.1	0.1	0.1	0.1				
	天候コード		-	快晴	曇り	快晴	曇り				
	気温	℃	-	21.6	27.0	17.0	5.4				
	水温	℃	-	22.3	25.0	21.6	17.0				
	流量	m³/s	-	2.73	1.57	1.02	1.29				
	全水深	m	-								
生活環境項目	透明度	m	-								
	pH		-	6.8	6.7	7.1	7.0				
	DO	mg/L	-	7.5	8.8	9.0	11				
	BOD	mg/L	-	0.7	2.0	0.6	0.9				
	COD	mg/L	-	5.7	7.0	6.9	6.8				
	SS	mg/L	-	1	< 1	< 1	< 1				
	大腸菌数	CFU/100mL	-	1	1	1					
	n-ヘキサン抽出物質 油分等	mg/L	-								
全窒素全磷	底層DO	mg/L	-								
	全窒素	mg/L	-	5.1	4.7	8.3	7.5				
水生生物保全項目 (環境基準)	全磷	mg/L	-	0.60	0.35	1.0	1.0				
	全亜鉛	mg/L	-	0.024		0.036					
	ノニルフェノール	mg/L	-								
	LAS	mg/L	-								
健康項目	カドミウム	mg/L	0.003以下	< 0.0003							
	全シアン	mg/L	検出されないこと		ND						
	鉛	mg/L	0.01以下	< 0.005							
	六価クロム	mg/L	0.02以下			< 0.01					
	砒素	mg/L	0.01以下	< 0.005							
	総水銀	mg/L	0.0005以下		< 0.0005						
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと								
	PCB	mg/L	検出されないこと								
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	< 0.002							
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	< 0.0002							
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	< 0.0004							
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01							
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	< 0.004							
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	< 0.1							
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	< 0.0006							
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001							
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001							
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	< 0.0002							
	チウラム	mg/L	0.006以下	< 0.0006							
	シマジン	mg/L	0.003以下	< 0.0003							
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	< 0.002							
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	< 0.001							
	セレン	mg/L	0.01以下	< 0.002							
	硝酸性窒素	mg/L	-	4.3		6.9					
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.03		0.04					
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	4.3		6.9					
	ふっ素	mg/L	0.8以下			0.14					
	ほう素	mg/L	1以下	< 0.1							
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下								

※1 NDは「検出されない」の略

※2 着色部は環境基準超過箇所を示す。

出典：京都府HP（令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細)）

表2-26 水質測定結果(小泉川新山崎橋)

年度	調査区分	水域名			河川名			測定地点名			類型	地点統一番号
2023	年間調査	桂川下流(2)			小泉川			新山崎橋				26-250-01
項目		単位	基準値	05月10日	07月05日	11月08日						
一般項目	採取時刻		-	11時05分	10時30分	11時12分						
	採取位置		-	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)						
	採取水深	m	-	0.1	0.1	0.1						
	天候コード		-	快晴	曇り	快晴						
	気温	℃	-	22.3	29.0	18.0						
	水温	℃	-	20.6	22.1	15.1						
	流量	m <sup>3</sup> /s	-	0.38	0.03	0.03						
	全水深	m	-									
生活環境項目	透明度	m	-									
	pH		-	7.1	7.4	7.2						
	DO	mg/L	-	7.6	10	8.6						
	BOD	mg/L	-	0.7	1.0	< 0.5						
	COD	mg/L	-	1.9	2.6	3.9						
	SS	mg/L	-	2	< 1	1						
	大腸菌数	CFU/100mL	-	50	130	490						
	n-ヘキサン抽出物質 油分等	mg/L	-									
全窒素全磷	底層DO	mg/L	-									
	全窒素	mg/L	-	1.0	0.63	0.99						
水生生物保全項目 (環境基準)	全磷	mg/L	-	0.029	0.025	0.025						
	全亜鉛	mg/L	-	0.001		0.003						
	ノニルフェノール	mg/L	-									
健康項目	LAS	mg/L	-									
	カドミウム	mg/L	0.003以下	< 0.0003								
	全シアン	mg/L	検出されないこと		ND							
	鉛	mg/L	0.01以下	< 0.005								
	六価クロム	mg/L	0.02以下			< 0.01						
	砒素	mg/L	0.01以下	< 0.005								
	総水銀	mg/L	0.0005以下		< 0.0005							
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと									
	PCB	mg/L	検出されないこと									
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	< 0.002								
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	< 0.0002								
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	< 0.0004								
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01								
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	< 0.004								
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	< 0.1								
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	< 0.0006								
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001								
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001								
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	< 0.0002								
	チウラム	mg/L	0.006以下	< 0.0006								
	シマジン	mg/L	0.003以下	< 0.0003								
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	< 0.002								
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	< 0.001								
	セレン	mg/L	0.01以下	< 0.002								
	硝酸性窒素	mg/L	-	0.96								
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	< 0.01								
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	0.97								
	かつ素	mg/L	0.8以下				0.09					
ほう素	mg/L	1以下	< 0.1									
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下										

※1 NDは「検出されない」の略

※2 着色部は環境基準超過箇所を示す。

出典：京都府HP（令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細)）

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

また、ダイオキシン類については、水質と底質が測定されている。過去3年間のダイオキシン類濃度を表2-27に示す。いずれも環境基準を下回っている。

水底の底質については、京都府ではダイオキシン類のみが測定されている。

表2-27 ダイオキシン類測定結果(水質及び底質)

調査地点名	所在地名	年度	ダイオキシン類(水質)		ダイオキシン類(底質)	
			水質濃度 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)	底質濃度 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/L)
三川合流前	小畑川小畑橋 (大山崎町)	令和4	0.097	1以下	-	150以下
		令和5	0.041		-	
		令和6	0.056		0.14	

出典：京都府HP（ダイオキシン類調査結果、京都府の環境モニタリング結果）

ウ. 地下水の水質に係る状況

京都府では地下水の水質測定を継続して実施しており、府内をメッシュで区切り、メッシュ番号で測定を管理している。

調査地域における地下水水質測定実施内容を表2-28に、地下水水質測定メッシュ番号を図2-17に示す。調査地域の概況調査は令和3、4年度に1メッシュ1か所、令和5年度に2メッシュ3か所、継続監視調査は令和3年度に3メッシュ3か所、令和4、5年度に2メッシュ2か所、汚染井戸周辺地区調査は令和3年度に2メッシュ8か所、令和4年度に1メッシュ2か所で行われている。測定結果を表2-29～表2-31に示す。

概況調査では令和5年度にメッシュ番号6541において2か所のうち1か所で砒素が環境基準を超過している。

継続監視調査では、京都市（メッシュ番号6541）で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、大山崎町（メッシュ番号6540）でクロロエチレンが、令和3～5年度で環境基準を超過している。

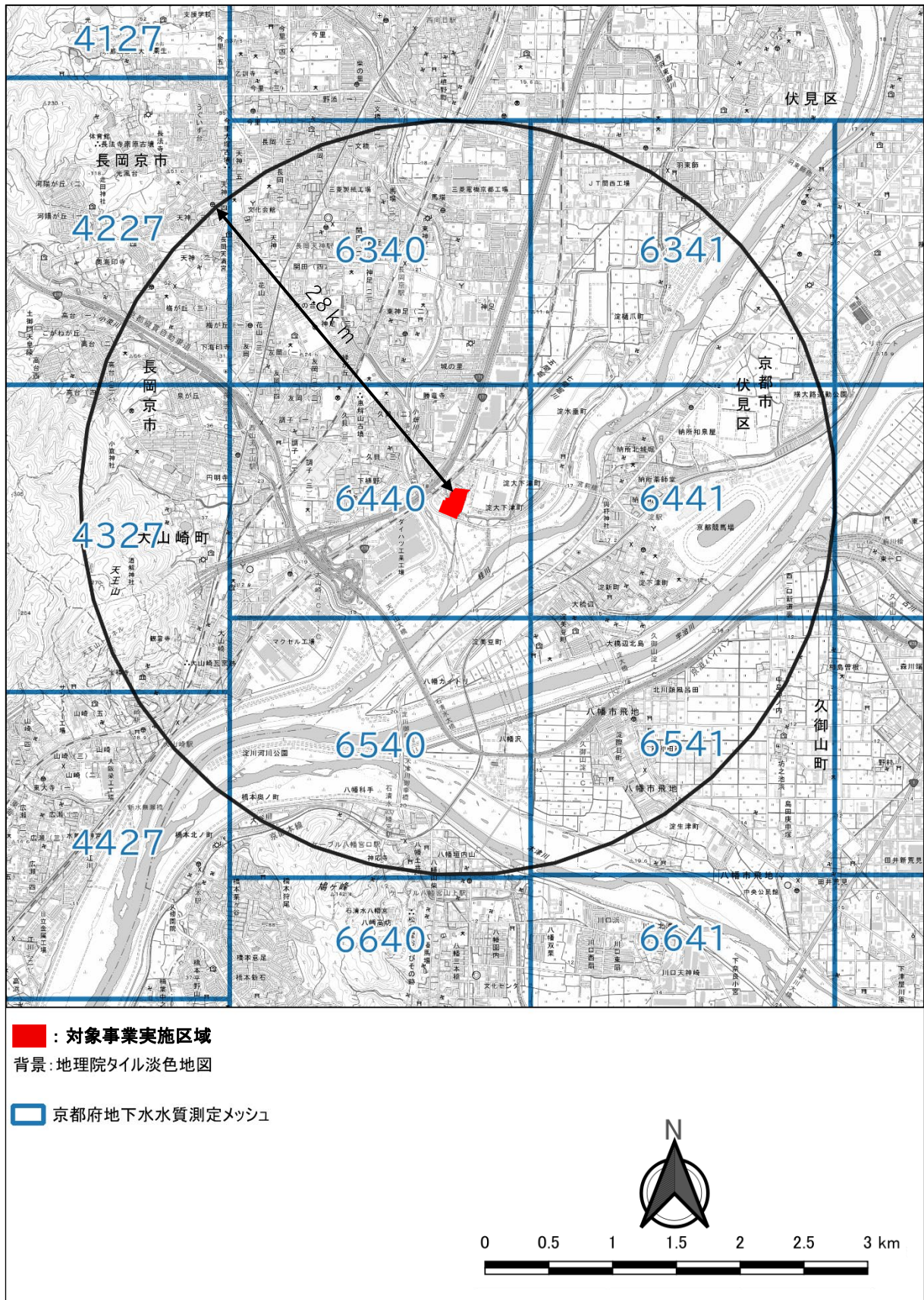
汚染井戸周辺地区調査ではいずれの地点、年度においても環境基準を下回っている。

また、過去3年間の地下水中のダイオキシン類測定結果を表2-32に示す。いずれも環境基準を下回っている。

表2-28 調査地域の地下水水質測定実施内容

メッシュ番号	年度								
	R3			R4			R5		
4227									
4327									
4427									
6340			□				○		
6440									
6540		●			●			●	
6341			□	○					
6441	○	●				□			
6541		●			●		○	●	

出典：令和3～5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（京都府）



出典：公共用水域及び地下水の水質測定計画（京都府）

図2-17 地下水水質測定地点(メッシュ番号)

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-29 地下水水質測定結果(概況調査)

調査項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度			環境基準
		メッシュ番号	メッシュ番号	メッシュ番号	メッシュ番号	メッシュ番号	
		6441 京都市	6341 京都市	6340 長岡京市	6541 京都市	6541 京都市	
カドミウム	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003以下
全シアン	mg/L	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01以下
六価クロム	mg/L	< 0.02	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.02以下
砒素	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.038	< 0.005	0.01以下
総水銀	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L						検出されないこと
P C B	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
クロロエチレン	mg/L	< 0.0002	0.0007	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.01以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	※1
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L			< 0.0002	< 0.0002		0.002以下
チウラム	mg/L			< 0.0006	< 0.0006		0.006以下
シマジン	mg/L			< 0.0003	< 0.0003		0.003以下
チオベンカルブ	mg/L			< 0.002	< 0.002		0.02以下
ベンゼン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
セレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.06	< 0.02	0.19	0.72	0.1	10以下(※2)
硝酸性窒素	mg/L	0.05	< 0.01	0.12	0.71	0.09	—
亜硝酸性窒素	mg/L	< 0.01	< 0.01	0.07	< 0.01	< 0.01	—
ふっ素	mg/L	< 0.08	< 0.08	0.09	< 0.08	< 0.08	0.8以下
ほう素	mg/L	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1以下
1,4-ジオキサソ	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05以下

※1 シス体とトランス体の濃度の和を1,2-ジクロロエチレンの濃度とする。

※2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：京都府HP（令和3～5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細)）

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-30 地下水水質測定結果(継続監視調査)

項目	単位	令和3年度			令和4年度		令和5年度		環境基準
		メッシュ番号	メッシュ番号	メッシュ番号	メッシュ番号	メッシュ番号	メッシュ番号	メッシュ番号	
		6441 京都市	6541 京都市	6540 大山崎町	6541 京都市	6540 大山崎町	6541 京都市	6540 大山崎町	
ジクロロメタン	第1回		< 0.002						0.02以下
	第2回								
	年間平均		< 0.002						
四塩化炭素	第1回		< 0.0002						0.002以下
	第2回								
	年間平均		< 0.0002						
クロロエチレン	第1回		< 0.0002	0.0047	0.0042	0.0055			0.002以下
	第2回			0.0018	0.0030	0.0015			
	年間平均		< 0.0002	0.0033	0.0036	0.0035			
1,2-ジクロロエタン	第1回		< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004			0.004以下
	第2回			< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004			
	年間平均		< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004			
1,1-ジクロロエチレン	第1回		< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01			0.1以下
	第2回			< 0.01	< 0.01	< 0.01			
	年間平均		< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01			
1,2-ジクロロエチレン	第1回		< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004			0.04以下
	第2回			< 0.004	< 0.004	< 0.004			
	年間平均		< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004			
シス-1,2-ジクロロエチレン	第1回		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002			※1
	第2回			< 0.002	< 0.002	< 0.002			
	年間平均		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002			
トランス-1,2-ジクロロエチレン	第1回		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002			※1
	第2回			< 0.002	< 0.002	< 0.002			
	年間平均		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002			
1,1,1-トリクロロエタン	第1回		< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1			1以下
	第2回			< 0.1	< 0.1	< 0.1			
	年間平均		< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1			
1,1,2-トリクロロエタン	第1回		< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006			0.006以下
	第2回			< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006			
	年間平均		< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006			
トリクロロエチレン	第1回		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001			0.01以下
	第2回			< 0.001	< 0.001	< 0.001			
	年間平均		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001			
テトラクロロエチレン	第1回		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001			0.01以下
	第2回			< 0.001	< 0.001	< 0.001			
	年間平均		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001			
ベンゼン	第1回		< 0.001						0.01以下
	第2回								
	年間平均		< 0.001						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	第1回		12		2.6	2.2			10以下
	第2回		19		20	15			
	年間平均		16		11	8.6			
硝酸性窒素	第1回		12		2.2	2.2			※2
	第2回		19		20	15			
	年間平均		16		11	8.6			
亜硝酸性窒素	第1回		< 0.01		0.38	0.03			※2
	第2回		0.01		0.11	< 0.01			
	年間平均		0.01		0.25	0.02			

※1 シス体とトランス体の濃度の和を1,2-ジクロロエチレンの濃度とする。

※2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

※3 着色部は環境基準超過箇所を示す。

出典：京都府HP（令和3～5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細)）（2025年11月4日閲覧）

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-31 地下水水質測定結果(汚染井戸周辺地区調査)

項目	単位	令和3年度				環境基準
		メッシュ番号 6340	メッシュ番号 6340	メッシュ番号 6340	メッシュ番号 6340	
		長岡京市	長岡京市	長岡京市	長岡京市	
四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
クロロエチレン	mg/L	< 0.0002	0.0006	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.009	0.009	< 0.004	< 0.004	0.04以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.007	0.007	< 0.002	< 0.002	シス体とトランス体の濃度の和を
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	1,2-ジクロロエチレンの濃度とする
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001	0.004	< 0.001	< 0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下

項目	単位	令和3年度				環境基準
		メッシュ番号 6341	メッシュ番号 6341	メッシュ番号 6341	メッシュ番号 6341	
		長岡京市	長岡京市	長岡京市	長岡京市	
四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
クロロエチレン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	< 0.004	0.004	< 0.004	0.04以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	0.002	< 0.002	シス体とトランス体の濃度の和を
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	1,2-ジクロロエチレンの濃度とする
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下

項目	単位	令和4年度		環境基準
		メッシュ番号 6441	メッシュ番号 6441	
		京都市	京都市	
クロロエチレン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.01	< 0.01	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	< 0.004	0.04以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	シス体とトランス体の濃度の和を
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	1,2-ジクロロエチレンの濃度とする
トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	0.01以下

出典：京都府HP（令和3～5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細)）

表2-32 地下水中のダイオキシン類測定結果

所在地名	年度	ダイオキシン類調査結果	環境基準 (pg-TEQ/L)
		測定値 (pg-TEQ/L)	
長岡京市	令和4	0.064	1以下
	令和5	—	
	令和6	—	
大山崎町	令和4	0.043	
	令和5	—	
	令和6	—	
向日市	令和4	—	
	令和5	0.029	
	令和6	—	
京都市伏見区	令和4	0.015、0.022	
	令和5	0.017、0.015	
	令和6	0.050、0.051	

※ 八幡市、久御山町における測定結果はない。

出典：京都府HP（ダイオキシン類調査結果）（2025年11月4日閲覧）

## 第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

### (3) 土壌及び地盤の状況

#### ア. 土壌に係る環境の状況

調査地域において土壌汚染が判明している区域は、表2-33に示す形質変更時要届出区域である。このうち最も近い大山崎町下植野小字山王前の区域は対象事業実施区域より500m程度離れている。なお、京都府内において土壌汚染対策法に基づく要措置区域はない。

また、表2-34に過去3年間の土壌中のダイオキシン類測定結果を示す。調査地域における市区町ではいずれも環境基準を下回っている。なお、過去3年間での向日市における土壌中のダイオキシン類の測定結果はない。

表2-33 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

番号	自治体名	所在地	指定年月日	区域の面積 (m <sup>2</sup> )	指定に係る特定有害物質の種類
1	大山崎町	乙訓郡大山崎町字大山崎小字柳島55番1の一部及び小字八畝割1番1の一部	平成24年2月7日	232.4	鉛及びその化合物
2	大山崎町	乙訓郡大山崎町字下植野小字山王前30番4、大条10番、菖蒲原1番1、上古17番及び北細池1番の一部	令和3年12月28日	4,700	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
3	長岡京市	長岡京市神足典薬1番10の一部及び1番11の一部	令和6年10月22日 (令和7年4月25日一部解除)	346.83	六価クロム化合物、砒素及びその化合物
4	八幡市	八幡市八幡澤1番の一部、6番の一部、7番の一部、7番1の一部、8番の一部、9番の一部、29番の一部、30番の一部及び31番の一部	令和3年5月21日 (令和4年3月4日一部解除)	1,037.53	砒素及びその化合物
5	京都市	横大路八反田8番1の一部	平成26年11月5日	-	砒素及びその化合物
6	京都市	横大路八反田8番1、29番、57番、58番、59番、60番及び63番以上の地番の一部	平成27年7月30日	-	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
7	京都市	横大路八反田8番1、29番以上の地番の一部	平成28年8月26日	-	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

出典：京都府HP（2025年11月4日閲覧）、京都市HP（2026年1月14日閲覧）

表2-34 土壌中のダイオキシン類測定結果

所在地名	年度	ダイオキシン類調査結果	環境基準 (pg-TEQ/g)
		測定値 (pg-TEQ/g)	
長岡京市	令和4	—	1,000以下
	令和5	3.2	
	令和6	—	
大山崎町	令和4	0.060	
	令和5	—	
	令和6	—	
京都市伏見区	令和4	0.0021、0.18、0.36	
	令和5	0.0024、1.2、0.0050	
	令和6	1.7、0.90、5.3	
久御山町	令和4	—	
	令和5	—	
	令和6	0.81	
八幡市	令和4	—	
	令和5	0.25	
	令和6	—	

出典：京都府HP（ダイオキシン類）（2025年11月4日閲覧）

### イ. 地盤の状況

「全国地盤環境情報ディレクトリ 令和5年度」(環境省)では、国土地理院、京都府及び京都市の水準測量により京都市南部及び乙訓地区において平成10年度ごろまで沈下の傾向が認められたが、その後は沈静化し回復傾向にあるとされている。

乙訓地区の地下水総採取量は、令和元年度が約30.0千m<sup>3</sup>/日、令和5年度が約28.2千m<sup>3</sup>/日と、この5年間で1.8千m<sup>3</sup>/日減少しており、一時的な増減はあるものの長期的にも減少傾向にある。用途別では、令和元年度では上水道用が約7割を占め、次いで工業用の採取が多かったが、令和5年度においてもその傾向は変わっていない。また、乙訓地区においては、従来は水道水の水源地を地下水に依存していたが、長期的な水需要を考慮して平成4年度から京都府営水道乙訓浄水場の建設が着手され、平成12年度から供用開始されたことにより、桂川上流の日吉ダムの安定した水源を確保できている。

同じく「全国地盤環境情報ディレクトリ 令和5年度」(環境省)によると、直近の水準測量調査は、京都府が平成16年度に、京都市が平成29年度に実施しており、府内の単年度最大沈下量は0.12cmで、地盤沈下の調査が開始されてからの最大累計沈下量は19.4cmであり、地盤沈下による被害報告はないとされている。

調査地域に位置する大山崎町では、昭和52年に「大山崎町地下水採取の適正化に関する条例」が制定されており、井戸の新設、掘替えの場合の取水基準などを規制している。

(4) 地形及び地質の状況

ア. 重要な地形

調査地域の地形分類図を図2-18に示す。対象事業実施区域は氾濫原低地であり、人工地形分類では盛土地であることから、桂川の氾濫原低地に盛土をして成り立った地形であることが分かる。対象事業実施区域周辺には桂川及び小畑川の河原・河川敷及び氾濫原低地が分布している。対象事業実施区域の南側には桂川、木津川、宇治川の河原・河川敷、湿地、自然堤防、氾濫原低地など3つの河川によって作られた地形が広がっており、北側は扇状地となっている。

また、調査地域における重要地形を表2-35に示す。重要地形の選定理由は、京都府レッドデータブック地形レッドリストにおいて、「消滅」「消滅危惧」「要注意」「要継続保護」とされているものとした。対象事業実施区域では、木津川の荒州が「要注意」、天王山山塊及び桂川・宇治川・木津川三川合流域が「要継続保護」とされており、「消滅」、「消滅危惧」に指定されている地形はない。

表2-35 調査地域の重要地形一覧

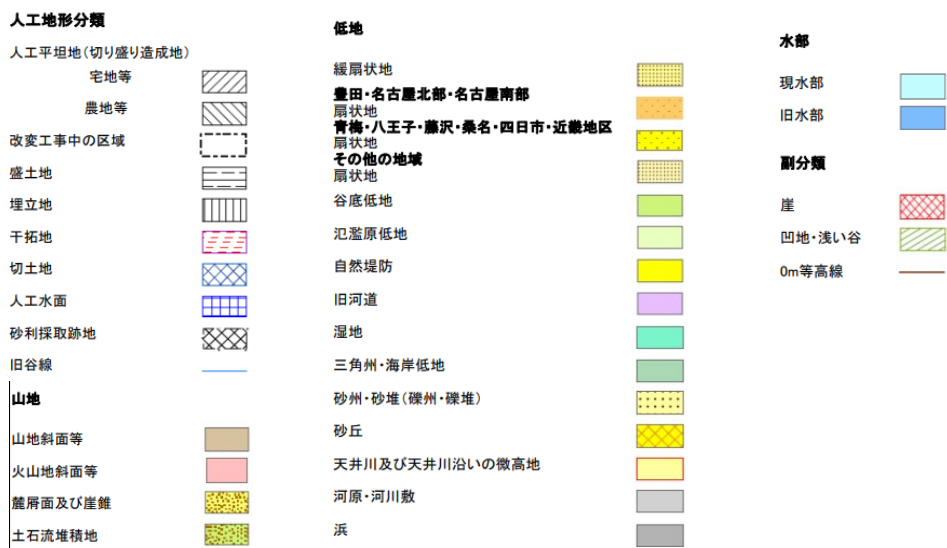
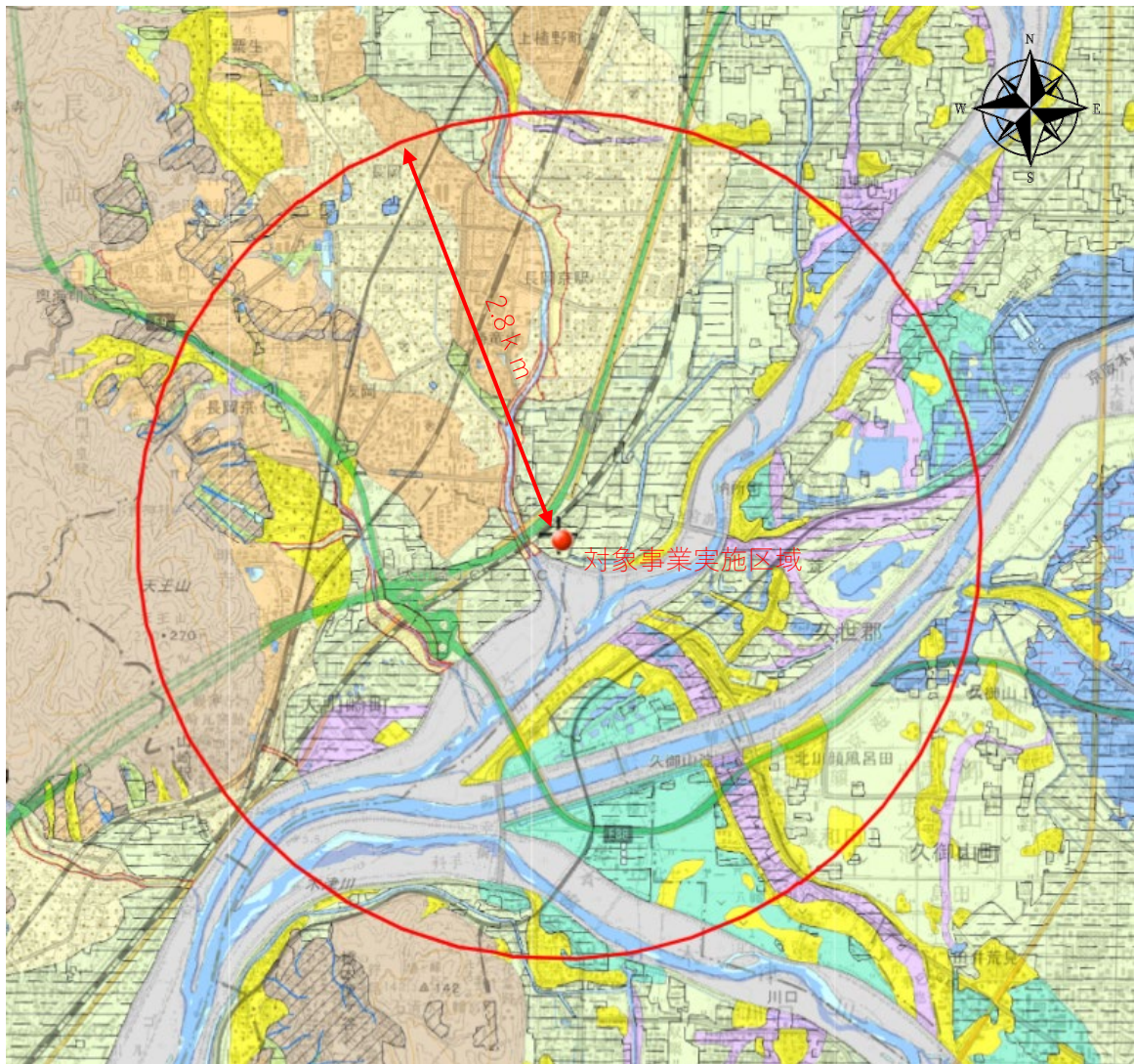
類型	名称	所在地	京都府レッドデータブック 地形レッドリスト
河川地形	木津川の荒州	城陽市寺田、八幡市	要注意
変動地形	天王山山塊	長岡京市、乙訓郡大山崎町	要継続保護
河川地形	桂川・宇治川・木津川三川合流域	京都市伏見区淀、乙訓郡大山崎町、八幡市	要継続保護

※要注意：京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現時点で軽度の破壊を受けており、今後も破壊が続けば消滅が危惧される地形

※要継続保護：京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち現時点では保存が良好であり今後も保護を続けるべき地形

出典：京都府レッドデータブック2015

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況



出典：国土数値情報 人工地形及び自然地形分類図

図2-18 地形分類図

## 第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

### イ. 重要な地質

調査地域の地質図を図2-19に示す。対象事業実施区域周辺は桂川、木津川、宇治川の河川堆積物が広く分布している。調査地域には河川堆積物及び自然堤防堆積物が広く分布しており、北側には段丘堆積物が分布している。

また、調査地域内に位置していると考えられる重要地質を表2-36に示す。重要地質の選定理由は、京都府レッドデータブックの地質レッドリストにおいて、「消滅寸前」「消滅危惧」「要注意」とされているものとした。消滅寸前に指定されているのは西山丘陵の大阪層群、長岡京市光明寺の化石、旧横大路沼の堆積物の3か所である。なお、「消滅危惧」「要注意」に指定されている地質はない。

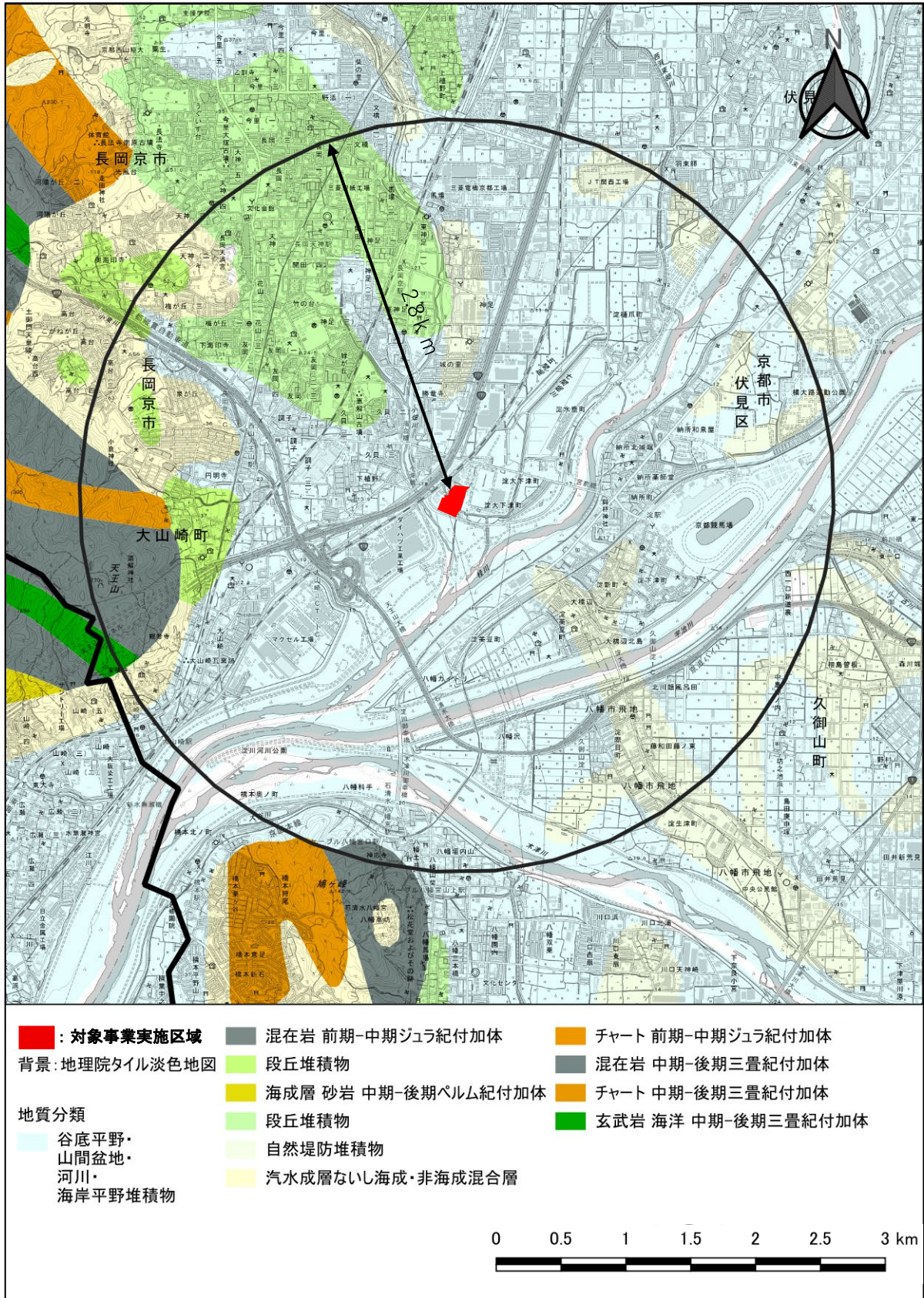
表2-36 調査地域周辺の重要地質

分類	名称	特徴	地質時代	所在地	京都府レッドデータブック 地形レッドリスト
堆積物	西山丘陵の大阪層群		更新世	京都市西京区、向日市、 長岡京市、大山崎町	消滅寸前
化石	腕足類、鮮虫類	大型化石	ペルム紀	長岡京市光明寺西水子谷	消滅寸前
堆積物	旧横大路沼の堆積物	横大路火山灰	完新世	京都市伏見区	消滅寸前

※ 消滅寸前とは、京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、著しく破壊されつつある地質。または対象露頭はなくなったが、地下に対象物の延長はある地質

出典：京都府レッドデータブック2015

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況



出典：産業技術総合研究所 地質調査総合センター 20万分の1 シームレス地質図

図2-19 地質図

(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

ア. 動物

調査地域の動物の生息状況については、環境省自然環境局生物多様性センターによる調査で、対象事業実施区域を含む2次メッシュ（メッシュ番号：523525、523535、図2-20参照）において、表2-37～表2-42に示す動物の生息が確認されている。

また、「ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査書」（平成11年3月、乙訓環境衛生組合）によると対象事業実施区域周辺には、昆虫類ではオオエゾトンボが天王山に、ナニワトンボ、ウラジロミドリシジミが長岡京市の光明寺周辺に、チャイロムナボソコメツキが小畑川付近の河川敷に生息し、淡水魚ではアユモドキとニホンバラタナゴが桂川、宇治川及び木津川に、オヤニラミが桂川、宇治川、木津川の合流地点周辺に生息しているとある。

大山崎町においてはイノシシ・ニホンジカが天王山一帯に生息し、捕獲及び防護施設設置等の措置を講じているが、農作物等への被害が発生している。特に、特産物（タケノコ）の被害が地下茎の伸長期から収穫期にかけて発生しており、大山崎町鳥獣被害防止計画（令和4年度）では被害防止対策を講じるとともに、生息地の管理を進めることとしている。ニホンザル・アライグマについては、住居エリアにも出没し、生活環境の保全を阻害しており、アライグマについては、特定外来生物法に基づく大山崎町アライグマ防除実施計画による活動を続けており、京都府策定の第13次鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣保護管理計画に基づき、町内全域において捕獲計画を実施している。

長岡京市においては、シカ・イノシシ・カラス・アライグマを対象とし長岡京市鳥獣被害防止計画（令和4年度）が策定されており、被害防止対策を講じるとともに防護柵、侵入防止柵等の設置・維持管理を進めている。

京都市では京都市鳥獣被害防止計画（令和5年度）において京都市全域を対象として、ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・アライグマ・ヌートリア・ハクビシン・ノウサギ・ツキノワグマ・カラス類・ヒヨドリ・ハト類・カワウ・アオサギによる農林水産業への被害軽減目標を設定し、地域ぐるみの年間を通じた自主防除及び有害鳥獣捕獲活動を支援することとしている。

そのほか、向日市ではアライグマによる農作物などへの被害を防ぐための捕獲用の檻の貸出、八幡市では農作物等の被害を防止するためカラス等の害鳥の捕獲、久御山町ではアライグマやヌートリアの防除計画に基づいた防除活動と捕獲檻の貸出を実施している。

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

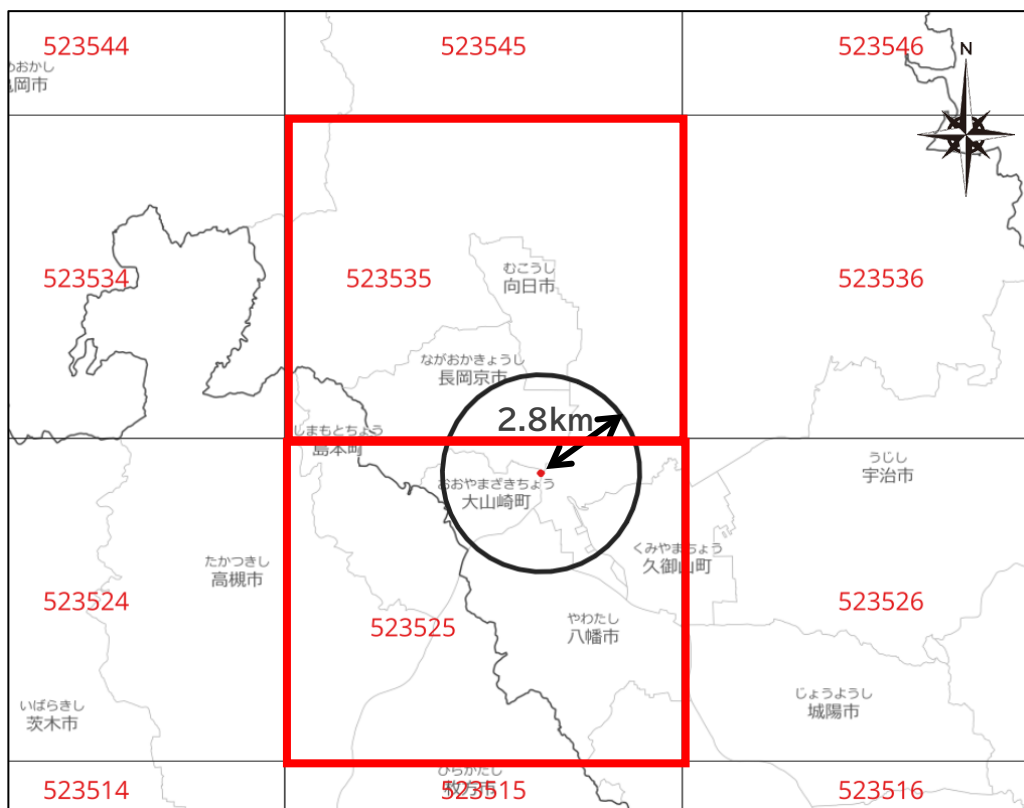


図2-20 2次メッシュ番号

表2-37 調査地域における哺乳類の生息状況

調査時期・調査名	生息が確認された種
令和3年度 中大型哺乳類分布調査 タヌキ、キツネ、アナグマ	タヌキ、キツネ、アナグマ
平成30年度 中大型哺乳類分布調査 クマ類 (ヒグマ・ツキノワグマ) ・カモシカ	クマ類
平成29年度 要注意鳥獣(クマ等)生息分布調査 アライグマ、ハクビシン、ヌートリア	アライグマ、ハクビシン、ヌートリア
平成12～16年度 第6回自然環境保全調査	イノシシ、キツネ、タヌキ、ツキノワグマ・ヒグマ、ニホンザル、ニホンジカ
平成9, 10年度 第5回自然環境保全調査	アカネズミ、カヤネズミ、コウベモグラ、ドブネズミ、ニホンリス、ハタネズミ、ハツカネズミ、ニホンザル
平成元～3年度 第4回自然環境保全調査	イタチ、イノシシ、キツネ、タヌキ、ニホンジカ、ニホンリス、ノウサギ、アカネズミ、カヤネズミ、ジネズミ、ハタネズミ、ハツカネズミ
昭和53年度 第2回自然環境保全調査	ニホンザル、シカ、イノシシ、キツネ、タヌキ、アナグマ

出典：環境省生物多様性センター 自然環境Web-GIS

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-38 調査地域における鳥類の生息状況

調査時期・調査名	生息が確認された種
昭和59年度 第3回 自然環境保全調査	アオサギ、アオジ、アオバト、アメリカヒドリ、イカル、イカルチドリ、イソシギ、ウグイス、エナガ、オオジュリン、オカヨシガモ、オナガガモ、カイツブリ、カケス、カシラダカ、カモメ、カルガモ、カワガラス、カワセミ、カワラヒワ、カンムリカイツブリ、キジ、キジバト、キセキレイ、キンクロハジロ、ギンバラ、クイナ、クサシギ、ケリ、ゴイサギ、コガモ、コゲラ、コサギ、シジュウカラ、シメ、ジョウビタキ、シロハラ、スズメ、セキセイインコ、セグロセキレイ、ダイサギ、タゲリ、タシギ、タヒバリ、チュウサギ、ツグミ、ツミ、ドバト、トビ、ニュウナイスズメ、ハイタカ、ハクセキレイ、ハシビロガモ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ハマシギ、バン、ヒドリガモ、ヒバリ、ヒヨドリ、ビンズイ、ベニマシコ、ホオジロ、ホシハジロ、マガモ、ミコアイサ、ミヤマホオジロ、ムクドリ、メジロ、モズ、ヤマガラ、ユリカモメ、ヨシガモ、ルリビタキ
昭和53年度 第2回 自然環境保全調査	アオゲラ、イカル、ウグイス、エナガ、オオヨシキリ、オオルリ、カイツブリ、カケス、カワガラス、カワセミ、カワラヒワ、キジ、キジバト、キセキレイ、コゲラ、コサメビタキ、コシアカツバメ、コジュケイ、サシバ、サンコウチョウ、サンショウクイ、シジュウカラ、スズメ、セグロセキレイ、セッカ、センダイムシクイ、ツツドリ、ツバメ、ドバト、トビ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、バン、ヒガラ、ヒバリ、ヒヨドリ、ホオジロ、ホトトギス、ムクドリ、メジロ、モズ、ヤブサメ、ヤマガラ、ヤマドリ

出典：環境省生物多様性センター 自然環境Web-GIS

表2-39 調査地域における両生類・は虫類の生息状況

調査時期・調査名	生息が確認された種
平成9, 10年度 第5回自然環境保全調査	アオダイショウ、アマガエル、イモリ、カジカガエル
平成元～3年度 第4回自然環境保全調査	アマガエル、イモリ、カジカガエル、タゴガエル、ダルマガエル、ツチガエル、トノサマガエル、ヌマガエル、ヒダサンショウウオ、ツチガエル

出典：環境省生物多様性センター 自然環境Web-GIS

表2-40 調査地域における淡水魚類の生息状況

調査時期・調査名	生息が確認された種
平成9, 10年度 第5回自然環境保全調査	アブラハヤ、アマゴ、アユ、イトモロコ、ウグイ、オイカワ、オオクチバス、カダヤシ、カネヒラ、カマツカ、カムルチー、カワムツB型、カワムツ類、カワヨシノボリ、ギギ、ギンブナ、ゲンゴロウブナ、コイ、コウライモロコ、シマドジョウ、シロヒレタビラ、スジシマドジョウ中型種、スジシマドジョウ類、ゼゼラ、タイリクバラタナゴ、タウナギ、タカハヤ、タモロコ、トウヨシノボリ、ドジョウ、ドンコ、ナマズ、ニゴイ類、ヌマチチブ、ハス、ビワコオオナマズ、フナ類、ブルーギル、ムギツク、メダカ、モツゴ、ヨシノボリ類、ワタカ
平成元～3年度 第4回自然環境保全調査	アブラハヤ、アブラボテ、アマゴ、アユ、アユモドキ、イチモンジタナゴ、イトモロコ、ウナギ、オイカワ、オオキンブナ、オオクチバス、カネヒラ、カマツカ、カムルチー、カワヒガイ、カワムツ類、カワヨシノボリ、ギギ、ギンブナ、ゲンゴロウブナ、コイ、コウライニゴイ、シマドジョウ、シロヒレタビラ、スゴモロコ、スジシマドジョウ類、ゼゼラ、タイリクバラタナゴ、タウナギ、タモロコ、デメモロコ、トウヨシノボリ、ドンコ、ナマズ、ニゴイ類、ハス、バラタナゴ、ヒガイ類、ビワコオオナマズ、ブルーギル、ホンモロコ、ムギツク、モツゴ、ヤリタナゴ、ヨシノボリ類、ワタカ

出典：環境省生物多様性センター 自然環境Web-GIS

表2-41 調査地域における昆虫類の生息状況

調査時期・調査名	生息が確認された種
平成9, 10年度 第5回自然環境 保全調査	アオイトトンボ、アオサナエ、アオスジアゲハ、アオバセセリ、アオモンイトトンボ、アオヤンマ、アカシジミ、アカタテハ、アカハナカミキリ、アキアカネ、アサギマダラ、アサマイチモンジ、アジアイトトンボ、アブラゼミ、アミメキシタバ、アメンボ、イチモンジセセリ、ウスバキトンボ、ウチワヤンマ、ウラギンシジミ、ウラクロシジミ、ウラゴマダラシジミ、ウラナミシジミ、エサキアメンボ、エゾスジグロシロチョウ、エリザハンミョウ、オオアオイトトンボ、オオカワトンボ、オオクワガタ、オオサカサナエ、オオシオカラトンボ、オオミドリシジミ、オオムラサキ、オオヤマトンボ、オオヨツスジハナカミキリ、オオルリボシヤンマ、オグマサナエ、オジロサナエ、オツネントンボ、オナガアゲハ、オナガサナエ、オニヤンマ、カトリヤンマ、カラスアゲハ、カワラハンミョウ、キアゲハ、キイトトンボ、キイロヤマトンボ、キシタバ、キタテハ、キチョウ、ギフチョウ、キマダラセセリ、ギンヤンマ、クスサン、クマゼミ、クロアゲハ、クロイトトンボ、クロコノマチョウ、クロスジギンヤンマ、クロハナカミキリ、クロヒカゲ、クロヒカゲモドキ、コオイムシ、コオニヤンマ、コガタキシタバ、コクワガタ、コシアキトンボ、コシマゲンゴロウ、コジャノメ、コツバメ、コツブゲンゴロウ、コニワハンミョウ、コハンミョウ、コフキトンボ、ゴマダラチョウ、コムスジ、コムラサキ、コヤマトンボ、サカハチチョウ、サトキマダラヒカゲ、サラサヤンマ、シオカラトンボ、シオヤトンボ、シマアメンボ、ジャコウアゲハ、ジャノメチョウ、ショウジョウトンボ、スジグロシロチョウ、スジクワガタ、スミナガシ、セスジイトトンボ、セスジゲンゴロウ、タイコウチ、ダイミョウセセリ、タイリクアカネ、チビクワガタ、チビゲンゴロウ、チャイロマメゲンゴロウ、チャバネセセリ、チョウトンボ、ツクツクボウシ、ツバメシジミ、ツブゲンゴロウ、ツマキチョウ、ツマグロヒョウモン、ツヤケシハナカミキリ、テングチョウ、トラフシジミ、トラフトンボ、ナガサキアゲハ、ナツアカネ、ナニワトンボ、ナミアゲハ（アゲハ・アゲハチョウ）、ニイニイゼミ、ニシカワトンボ、ニワハンミョウ、ネアカヨシヤンマ、ネブトクワガタ、ノコギリクワガタ、ノシメトンボ、ハイイロゲンゴロウ、ハグロトンボ、ハネナシアメンボ、ハラビロトンボ、ヒオドシチョウ、ヒカゲチョウ、ヒグラシ、ヒメアカタテハ、ヒメアカネ、ヒメアメンボ、ヒメウラナミジャノメ、ヒメゲンゴロウ、ヒメジャノメ、ヒメミズカマキリ、ヒメヤママユ、ヒラタクワガタ、フタスジサナエ、ベニイトトンボ、ベニシジミ、ホシミスジ、ホソオチョウ（ホソオアゲハ）、ホソセスジゲンゴロウ、ホソミオツネントンボ、ホンサナエ、マイコアカネ、マツモムシ、マメゲンゴロウ、マユタテアカネ、マルタンヤンマ、ミズイロオナガシジミ、ミズカマキリ、ミスジチョウ、ミドリヒョウモン、ミヤマカラスアゲハ、ミヤマクワガタ、ミヤマセセリ、ミルンヤンマ、ミンミンゼミ、ムラサキシジミ、ムラサキツバメ、メガネサナエ、モノサシトンボ、モンキアゲハ、モンキチョウ、モンシロチョウ、ヤスマツアメンボ、ヤツボシハナカミキリ、ヤブヤンマ、ヤマトシジミ、ヨツボシトンボ、リスアカネ、ルイスツブゲンゴロウ、ルリシジミ、ルリタテハ
平成元～3年度 第4回自然環境 保全調査	アオバセセリ、アオモンイトトンボ、アカアシクワガタ、アカシジミ、アカタテハ、アキアカネ、アサギマダラ、アブラゼミ、イチモンジセセリ、イチモンジチョウ、ウスバキトンボ、ウラジロミドリシジミ、ウラナミアカシジミ、ウラナミシジミ、オオシオカラトンボ、オオミドリシジミ、オオルリボシヤンマ、キタテハ、キチョウ、キマダラセセリ、キマダラルリツバメ、ギンヤンマ、クロヒカゲモドキ、コシアキトンボ、コツバメ、ゴマダラチョウ、サカハチチョウ、シオカラトンボ、ジャコウアゲハ、スジグロシロチョウ、スミナガシ、セスジイトトンボ、ツクツクボウシ、ツバメシジミ、ツマグロキチョウ、ツマグロヒョウモン、テングチョウ、ナツアカネ、ナニワトンボ、ナミアゲハ（アゲハ・アゲハチョウ）、ハグロトンボ、ヒグラシ、ヒメアカタテハ、フタスジハナカミキリ、ベニシジミ、マユタテアカネ、ミズイロオナガシジミ、ミスジチョウ、ミドリシジミ、ミドリヒョウモン、ミヤマセセリ、ミルンヤンマ、ミンミンゼミ、ムラサキシジミ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、リスアカネ、ルリシジミ、ルリボシヤンマ
昭和53年度 第 2回自然環境保 全調査	アオマツムシ、アオヤンマ、ウラジロミドリシジミ、オオエゾトンボ、オオクロカメムシ、オオルリボシヤンマ、キイロヤマトンボ、ギフチョウ、キンイロネクイハムシ、クロヒカゲモドキ、ダイリフキバツタ、タガメ、チツゼミ、チャイロムナボソコメツキ、ツシマヒラタシデムシ、トモンハナバチ、ナニワトンボ、ハルゼミ、マヤサンオサムシ、ムカシヤンマ、ヤマトオサムシダマシ

出典：環境省生物多様性センター 自然環境Web-GIS

表2-42 調査地域における貝類の生息状況

調査時期・ 調査名	生息が確認された種
平成9, 10年度 第5回自然環境 保全調査	イシガイ(亜種)、ウスカワマイマイ、ウスベニギセル(亜種)、オオケマイマイ(亜種)、オカチョウジガイ、カワニナ、ギューリキマイマイ、クチベニマイマイ、ケハダビロウドマイマイ、コオオベソマイマイ、コハクガイ、サカマキガイ、シリオレギセル、スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)、チリメンカワニナ、トクサオカチョウジガイ、ドブガイ、トンガリササノハガイ(亜種)、ナミギセル(亜種)、ナミコギセル(亜種)、ニッポンマイマイ(亜種)、ヒメタニシ、ヒメベッコウガイ、ヒメモノアラガイ、ヒラベッコウガイ、マシジミ、メンカラスガイ、ヤマナメクジ
平成元～3年 度 第4回自然 環境保全調査	イボカワニナ、オオケマイマイ(亜種)、オオタニシ、オグラヌマガイ、カワコザラガイ、カワニナ、キセルガイモドキ、ギューリキマイマイ、クチベニマイマイ、クロダカワニナ、ケハダビロウドマイマイ、コシダカヒメモノアラガイ、サカマキガイ、ササノハガイ、シリオレギセル、チリメンカワニナ、ドブガイ、トンガリササノハガイ(亜種)、ナカセコカワニナ、ナミギセル(亜種)、ナミコギセル(亜種)、ニッポンマイマイ(亜種)、ハベカワニナ、ヒメタニシ、ヒメビロウドマイマイ、ヒメモノアラガイ、ヒラベッコウガイ、ヒラマキミズマイマイ、マシジミ、マルドブガイ、モノアラガイ、ヤマトカワニナ(チクブカワニナ)

出典：環境省生物多様性センター 自然環境Web-GIS

以上を踏まえて、「京都府レッドデータブック2015」（平成27年、京都府）及びレッドリストにより、調査地域に生息する可能性がある重要種を抽出した。重要種の選定基準は、京都府レッドデータブックにおいて「絶滅種」「絶滅寸前種」「絶滅危惧種」「準絶滅危惧種」「要注目種」に分類される種とした。抽出方法は、分布範囲に以下の記載があるものとし、局地的に生息するもの（具体的に生息地等が記載されており調査地域に存在しないもの）や調査地域に該当しないもの（具体的な場所名の記載があるもの等）は除外した。

【抽出した生息区域の記載】

- ・「乙訓地域」
- ・「淀川」「桂川」「三川合流地点」
- ・「府内全域」「丹後～山城地域」

また、環境省レッドリスト2025において指定されている種（京都府レッドデータブック記載種を除く）のうち、調査地域に生息すると考えられる種（京都府、近畿地方、西日本、本州などの記述があり、調査地域に生息する可能性があるもの）についても、重要種として選定した。

また以下の法律及び条例によって定められている種のうち、調査地域に生息すると考えられる種についても抽出した。

- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく天然記念物に指定されている種
- ・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）において指定希少野生生物に指定されている種

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

選定結果を表2-43～表2-52に示す。重要種は哺乳類7種、鳥類34種、は虫類8種、両生類11種、淡水魚類23種、昆虫類77種、クモ類2種、甲殻類3種、貝類39種であった。

表2-43 調査地域に生息する可能性のある重要種一覧【哺乳類】

哺乳類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	アズマモグラ	準絶滅危惧種		①
2	オヒキコウモリ		絶滅危惧II類(VU)	④
3	カワネズミ	絶滅危惧種		①
4	サイゴクジネズミ	準絶滅危惧種		①
5	ハタネズミ	準絶滅危惧種		①②③
6	ホンシュウカヤネズミ	準絶滅危惧種		①
7	ミズラモグラ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①④

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015（京都府）及び京都府改訂版レッドリスト2021（哺乳類・鳥類）
- ②第4回自然環境保全基礎調査平成元～3年度（環境省生物多様性センター）
- ③第5回自然環境保全基礎調査平成9、10年度（環境省生物多様性センター）
- ④環境省レッドリスト2025

表2-44 調査地域に生息する可能性のある重要種一覧【鳥類】

鳥類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	アカゲラ	準絶滅危惧種		①
2	イカルチドリ	準絶滅危惧種		①③
3	オオタカ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①④⑤
4	オシドリ	準絶滅危惧種	情報不足 (DD)	①④
5	カイツブリ	準絶滅危惧種		①②③
6	ケリ		情報不足 (DD)	③④
7	コサメビタキ	絶滅危惧種		①②
8	コムクドリ	準絶滅危惧種		①
9	コルリ	絶滅危惧種		①
10	サシバ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②④
11	サンコウチョウ	準絶滅危惧種		①②
12	サンショウクイ	準絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②④
13	シマアジ	準絶滅危惧種		①
14	タカブシギ		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	⑤
15	タゲリ	準絶滅危惧種		①③
16	チュウサギ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①③④
17	チョウゲンボウ	絶滅危惧種		①
18	ツツドリ	準絶滅危惧種		①②
19	ツミ	絶滅危惧種		①③
20	トモエガモ	準絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①④
21	トラツグミ	絶滅危惧種		①
22	ノスリ	準絶滅危惧種		①
23	ハイタカ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①③④
24	ハギマシコ	準絶滅危惧種		①
25	ハチクマ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①④
26	ハマシギ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①③④
27	フクロウ	準絶滅危惧種		①
28	マミジロ	絶滅寸前種		①
29	ミサゴ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①④
30	ムギマキ	準絶滅危惧種		①
31	ムナグロ	準絶滅危惧種		①
32	ヤマシギ	絶滅危惧種		①
33	ヤマセミ	絶滅危惧種		①
34	ヤマドリ	準絶滅危惧種		①②

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015（京都府）及び京都府改訂版レッドリスト2021（哺乳類・鳥類）
- ②第2回自然環境保全基礎調査昭和53年度（環境省生物多様性センター）
- ③第3回自然環境保全基礎調査昭和59年度（環境省生物多様性センター）
- ④環境省レッドリスト2025
- ⑤京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例 指定希少野生生物

表2-45 調査地域に生息する可能性のある重要種一覧【は虫類】

は虫類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	ヤマカガシ	要注目種		①
2	ニホンイシガメ	要注目種	準絶滅危惧 (NT)	①②
3	ニホンスッポン	要注目種	情報不足 (DD)	①②
4	タカチホヘビ	絶滅危惧種		①
5	シロマダラ	要注目種		①
6	ジムグリ	要注目種		①
7	ヒバカリ	要注目種		①
8	ニホンマムシ	要注目種		①

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015 (京都府) 及び京都府改訂版レッドリスト2023 (は虫類・両生類・淡水魚類・コケ植物)
- ②環境省レッドリスト2025

表2-46 調査地域に生息する可能性のある重要種一覧【両生類】

両生類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	アカハライモリ	要注目種	準絶滅危惧 (NT)	①③
2	アズマヒキガエル	準絶滅危惧種		①
3	カジカガエル	準絶滅危惧種		①②
4	カスミサンショウウオ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①③
5	シュレーゲルアオガエル	要注目種		①
6	ナガレヒキガエル	絶滅危惧種		①
7	ナゴヤダルマガエル	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	①③④
8	ニホンアカガエル	要注目種		①
9	ニホンヒキガエル	準絶滅危惧種		①
10	ハコネサンショウウオ	絶滅寸前種		①
11	モリアオガエル衣笠山個体群	要注目種		①

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015 (京都府) 及び京都府改訂版レッドリスト2023 (は虫類・両生類・淡水魚類・コケ植物)
- ②第5回調査平成9, 10年度(環境省生物多様性センター)
- ③環境省レッドリスト2025
- ④京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例 指定希少野生生物

表2-47 調査地域に生息する可能性のある重要種一覧【淡水魚類】

淡水魚類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	アブラハヤ	絶滅寸前種		①②③
2	アブラボテ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②④
3	アユモドキ	絶滅寸前種	絶滅危惧 I A類 (CR)	①②④⑤
4	イタセンパラ	絶滅寸前種	絶滅危惧 I A類 (CR)	①④⑤
5	イチモンジタナゴ	絶滅寸前種	絶滅危惧 I A類 (CR)	①②④
6	カネヒラ	準絶滅危惧種		①②③
7	カワヒガイ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②④
8	ゲンゴロウブナ		絶滅危惧 I B類 (EN)	②③④
9	シロヒレタビラ	絶滅寸前種	絶滅危惧 I B類 (EN)	①②③④
10	スゴモロコ		絶滅危惧 II類 (VU)	②④
11	ズナガニゴイ	絶滅危惧種		①
12	ゼゼラ	絶滅危惧種	絶滅危惧 II類 (VU)	①②③④
13	チュウガタスジシマドジョウ	絶滅寸前種	絶滅危惧 II類 (VU)	①④
14	デメモロコ	要注目種	絶滅危惧 II類 (VU)	②④
15	ドジョウ		準絶滅危惧 (NT)	③④
16	ハス	要注目種	絶滅危惧 II類 (VU)	①②③
17	ビワコオオナマズ	要注目種		①②③
18	ホトケドジョウ	絶滅寸前種	絶滅危惧 I B類 (EN)	①④
19	ホンモロコ	要注目種	絶滅危惧 I A類 (CR)	②④
20	ミナミメダカ	絶滅危惧種	絶滅危惧 II類 (VU)	①④
21	ヤリタナゴ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②④
22	ヨドゼゼラ	リスト外	絶滅危惧 I B類 (EN)	①④
23	ワタカ	要注目種	絶滅危惧 I A類 (CR)	①②③④

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015 (京都府) 及び京都府改訂版レッドリスト2023 (は虫類・両生類・淡水魚類・コケ植物)
- ②第4回調査平成元～3年度(環境省生物多様性センター)
- ③第5回調査平成9, 10年度(環境省生物多様性センター)
- ④環境省レッドリスト2025
- ⑤文化財保護法 (昭和25年法律第214号) に基づく天然記念物に指定されている種

表2-48 調査地域に生息する可能性のある重要種一覧【昆虫類1/2】

昆虫類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	アオヒゲナガクチフトゾウムシ	要注目種		①
2	アオヤンマ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②④
3	アシナガニセオオキバハネカクシ	絶滅危惧種		①
4	イグチケブカゴミムシ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①
5	イトウハバチ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①
6	イマニシマダラカゲロウ	要注目種		①
7	ウラナミアカシジミ	準絶滅危惧種		①③
8	オオイシアブ	要注目種		①
9	オオクワガタ	絶滅寸前種	絶滅危惧 II 類 (VU)	①
10	オオチビマルハナノミ	絶滅寸前種		①
11	オオミズスマシ	要注目種	準絶滅危惧 (NT)	①
12	オオムラサキ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①④
13	オグマサナエ	要注目種	準絶滅危惧 (NT)	①④
14	カトリヤンマ	準絶滅危惧種		①④
15	カモヒゲナガトビケラ	要注目種		①
16	カワムラナガレトビケラ	要注目種		①
17	キアシハナダカバチモドキ	準絶滅危惧種	絶滅危惧 II 類 (VU)	①
18	キイロサナエ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①
19	キイロミヤマカミキリ	要注目種		①
20	キイロヤマトンボ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②④⑤
21	ギフチョウ	絶滅危惧種	絶滅危惧 II 類 (VU)	①②⑤⑥
22	キブネクダトビケラ	要注目種		①
23	キブネシマトビケラ	要注目種		①
24	キマダラルリツバメ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①③⑤
25	キョウトチビコブスジコガネ	絶滅寸前種	情報不足 (DD)	①⑤
26	キョウトチビマメコメツキ	要注目種		①
27	キョウトナガゴミムシ	要注目種		①
28	ギンツバメ	要注目種		①
29	クラマナガレトビケラ	要注目種		①
30	クレメンスナガレトビケラ	要注目種		①
31	クロオビハナアブ	要注目種		①
32	クロツツトビケラ	要注目種		①
33	ケシチビマメコメツキ	絶滅寸前種		①
34	コオイムシ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①④⑤
35	コカクツツトビケラ	要注目種		①
36	コガタカントン	要注目種		①
37	コブルリオトシブミ	要注目種		①
38	サクライメクラチビゴミムシ	絶滅危惧種		①
39	セアカオサムシ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①⑤

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015（京都府）及び京都府改訂版レッドリスト2024（昆虫類・クモ類・菌類）
- ②第2回調査昭和53年度(環境省生物多様性センター)
- ③第4回調査平成元～3年度(環境省生物多様性センター)
- ④第5回調査平成9、10年度(環境省生物多様性センター)
- ⑤環境省レッドリスト2025
- ⑥京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例 指定希少野生生物

表2-49 調査地域に生息する可能性のある重要種一覧【昆虫類2/2】

昆虫類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
40	セスジイトトンボ	要注目種		①③④
41	タバサナエ	要注目種	準絶滅危惧 (NT)	①⑤
42	チノマダラカゲロウ	要注目種		①
43	チャイロムナボソコメツキ	要注目種		①②
44	トランスクイラナガレトビケラ	要注目種		①
45	ナギサツルギアブ	絶滅危惧種		①
46	ナニワトンボ	絶滅危惧種	絶滅危惧 II 類 (VU)	①②④⑤
47	ニセニホンチビマメコメツキ	要注目種		①
48	ニッポンイワトビケラ	要注目種		①
49	ニッポンクダトビケラ	要注目種		①
50	ニノミヤトビクチミギワバエ	要注目種		①
51	ハチモドキハナアブ	準絶滅危惧種		①
52	ハッチョウトンボ	準絶滅危惧種		①
53	ハナセマルツツトビケラ	要注目種		①
54	ハネナシアメンボ			④
55	ハネビロエゾトンボ	絶滅寸前種	絶滅危惧 II 類 (VU)	①⑤
56	ヒガシヤマクダトビケラ	要注目種		①
57	ヒメキマダラヒカゲ	絶滅危惧種		①
58	ヒメサナエ	要注目種		①
59	ヒメセトトビケラ	要注目種		①
60	フタスジサナエ	要注目種	準絶滅危惧 (NT)	①④⑤
61	フタモンウバタマコメツキ	要注目種		①
62	マイコアカネ	要注目種		①④
63	マイマイツツハナバチ	準絶滅危惧種	情報不足 (DD)	①⑤
64	マツムシモドキ	要注目種		①
65	ミヤコクダトビケラ	要注目種		①
66	ミヤコヒゲナガトビケラ	要注目種		①
67	ミヤマアカネ	絶滅危惧種		①
68	ミヤマサナエ	要注目種		①
69	ミヤマフキバツタ種群	要注目種		①
70	ムカシヤンマ	準絶滅危惧種		①②
71	ムスジイトトンボ	要注目種		①
72	ヤセコヤマトビケラ	要注目種		①
73	ヤマトスナハキバチ	準絶滅危惧種	情報不足 (DD)	①⑤
74	ヤマトモンシデムシ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①⑤
75	ヨツボシカミキリ	要注目種	絶滅危惧 I B 類 (EN)	①⑤
76	ヨツモンチビカッコウムシ	要注目種		①
77	ルリボシヤンマ	準絶滅危惧種		①③

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2024 (昆虫類・クモ類・菌類)
- ②第2回調査昭和53年度(環境省生物多様性センター)
- ③第4回調査平成元～3年度(環境省生物多様性センター)
- ④第5回調査平成9, 10年度(環境省生物多様性センター)
- ⑤環境省レッドリスト2025
- ⑥京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例 指定希少野生生物

表2-50 調査地域に生息する可能性のある重要種一覧【クモ類】

クモ類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	キシノウエトタテグモ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
2	ゴホントゲザトウムシ		情報不足 (DD)	②

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015（京都府）及び京都府改訂版レッドリスト2024（昆虫類・クモ類・菌類）
- ②環境省レッドリスト2025

表2-51 調査地域に生息する可能性のある重要種一覧【甲殻類及びその他の淡水産無脊椎動物】

甲殻類およびその他の淡水産無脊椎動物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	モクズガニ	要注目種		①
2	カワスナガニ		準絶滅危惧 (NT)	②
3	ミナミヌマエビ	要注目種		①

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015（京都府）
- ②環境省レッドリスト2025

表2-52 調査地域に生息する可能性のある重要種一覧【貝類】

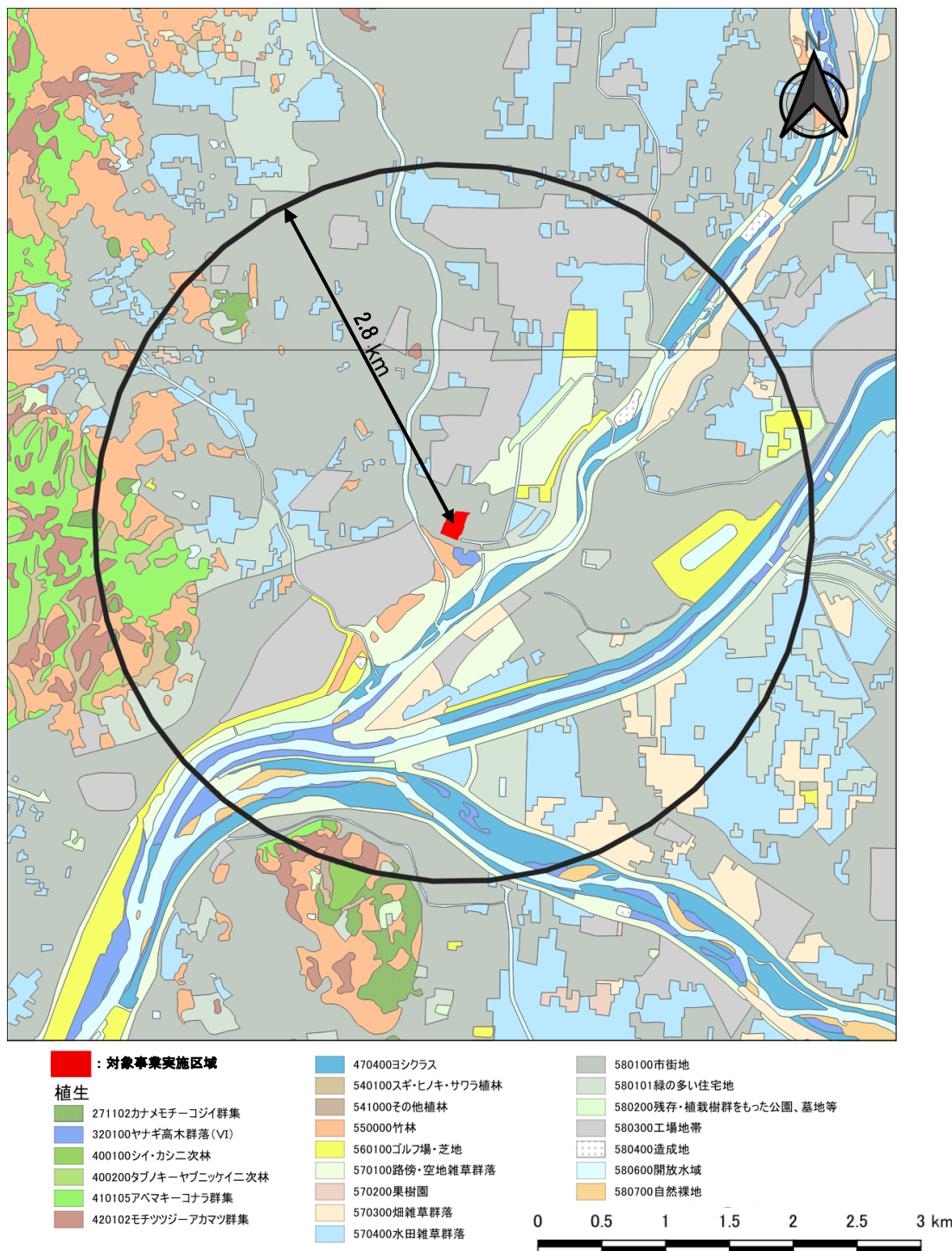
貝類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	アズキガイ	絶滅危惧種		①
2	イボカワニナ		準絶滅危惧 (NT)	②④
3	オオギセル	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①④
4	オオタニシ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②④
5	オバエボシガイ	絶滅危惧種	絶滅危惧II類 (VU)	①④
6	カサネシタラガイ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①④
7	カスガコギセル	絶滅寸前種	絶滅危惧I類 (CR+EN)	①④
8	カタハガイ	絶滅危惧種	絶滅危惧II類 (VU)	①④⑤
9	キセルガイモドキ	準絶滅危惧種		①
10	ギュリキマイマイ	準絶滅危惧種		①
11	キョウトギセル	絶滅危惧種	絶滅危惧II類 (VU)	①
12	キョウトキビ	要注目種		①
13	クチマガリマイマイ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①
14	クイロキセルガイモドキ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①
15	コウベマイマイ	準絶滅危惧種		①
16	コオオベソマイマイ	要注目種		①③
17	ココロマイマイ	絶滅危惧種	絶滅危惧II類 (VU)	①④
18	コシダカヒメモノアラガイ		情報不足 (DD)	②④
19	ゴマオカタニシ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①④
20	サガノミジンツボ	要注目種	情報不足 (DD)	①④
21	シリオレットノサマガセル	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①④
22	トノサマガセル属の一種	要注目種		①
23	トンガリササノハガイ(亜種)		準絶滅危惧 (NT)	②③④
24	ナガオカモノアラガイ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①④
25	ナタネキササナギガイ	要注目種	絶滅危惧II類 (VU)	①④
26	ニシキマイマイおよびナミマイマイ	要注目種		①
27	ヒラマキミズマイマイ		情報不足 (DD)	②④
28	フトキセルガイモドキ	要注目種		①
29	マシジミ	絶滅危惧種	絶滅危惧II類 (VU)	①②③④
30	マツカサガイ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①④
31	マルタニシ	準絶滅危惧種	絶滅危惧II類 (VU)	①④
32	マルドブガイ		絶滅危惧II類 (VU)	②④
33	マルニッポンマイマイ	要注目種		①
34	ミヤコオトメマイマイ	要注目種		①
35	ミヤコベッコウ	要注目種	情報不足 (DD)	①④
36	ミヤコムシオイ	要注目種		①
37	モノアラガイ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②④
38	ヤマコウラナメクジ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①④
39	ヤマタカマイマイ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①④

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015 (京都府)
- ②第4回調査平成元～3年度(環境省生物多様性センター)
- ③第5回調査平成9, 10年度(環境省生物多様性センター)
- ④環境省レッドリスト2025
- ⑤京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例 指定希少野生生物

イ. 植物

調査地域の植生図を図2-21に示す。周辺は工場地帯であるが、小畑川沿いに竹林及びヤナギ高木群落がある。また、桂川河川敷には川辺・湿原植生のヨシクラスが存在している。



出典：自然環境調査Web-GIS（環境省）（2024年12月18日ダウンロード）

図2-21 植生図

## 第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

「京都府レッドデータブック2015」（平成27年、京都府）及びレッドリストにより、調査地域に分布する可能性がある重要種を抽出した。重要種の選定基準は、京都府レッドデータブックにおいて「絶滅種」「絶滅寸前種」「絶滅危惧種」「準絶滅危惧種」「要注目種」に分類される種とした。抽出方法は、分布範囲に以下の記載があるものとし、局地的に生息するもの（具体的に生息地等が記載されており対象事業実施区域に存在しないもの）や調査地域周辺に該当しないもの（具体的な場所名の記載があるもの等）は除外した。

### 【抽出した生息区域の記載】

- ・「乙訓地域」
- ・「淀川」「桂川」「三川合流地点」
- ・「府内全域」「丹後～山城地域」

また、環境省レッドリスト2025において指定されている種（京都府レッドデータブック記載種を除く）のうち、調査地域に分布すると考えられる種（京都府、近畿地方、西日本、本州などの記述があり具体的に分布域等が記載されており調査地域に存在することが推測できるもの）についても、重要種として選定した。

選定結果を表2-53～表2-64に示す。重要種はシダ類が76種、種子植物が433種、コケ植物が7種、菌類が7種であった。

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-53 調査地域に分布する可能性のある重要種一覧【シダ類(1/2)】

シダ類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	ミズニラ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT) 種	①②
2	トネハナヤスリ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
3	マツバラソウ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT) 種	①②
4	デンジソウ	絶滅種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
5	アカウキクサ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	①②
6	オオアカウキクサ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	①②
7	サンショウモ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
8	クモノスシダ	絶滅寸前種		①
9	アオガネシダ	絶滅寸前種		①
10	トゲカラクサイヌワラビ	絶滅寸前種		①
11	ハコネシケチシダ	絶滅寸前種		①
12	コウライイヌワラビモドキ	絶滅寸前種		①
13	ヒカゲワラビ	絶滅寸前種		①
14	サクライカグマ	絶滅寸前種		①
15	スカイタチシダモドキ	絶滅寸前種		①
16	クラガリシダ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	①②
17	アオネカズラ	絶滅寸前種		①
18	イワヤナギシダ	絶滅寸前種		①
19	マンネンスギ (ウチワマンネンスギ)	絶滅危惧種		①
20	ヒメクラマゴケ	絶滅危惧種		①
21	イワヒバ	絶滅危惧種		①
22	アカハナワラビ	絶滅危惧種		①
23	コヒロハハナヤスリ	絶滅危惧種		①
24	コハナヤスリ	絶滅危惧種		①
25	キヨシミコケシノブ	絶滅危惧種		①
26	コケシノブ	絶滅寸前種		①
27	ハコネシダ	絶滅危惧種		①
28	アマクサシダ	絶滅危惧種		①
29	ナチシダ	要注目種		①
30	トキワトラノオ	準絶滅危惧種		①
31	クルマシダ	絶滅危惧種		①
32	ヤクイヌワラビ近似品	絶滅危惧種		①
33	フモトシケシダ	絶滅危惧種		①
34	ウスバミヤマノコギリシダ	絶滅危惧種		①
35	ミヤコヤブソテツ	絶滅危惧種		①
36	タカサゴシダ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT) 種	①②
37	スカイタチシダ	絶滅危惧種		①
38	キヨズミオオクジャク	絶滅危惧種		①
39	アツギノスカイタチシダマガイ	絶滅危惧種		①
40	ビロードシダ	絶滅危惧種		①
41	ナツノハナワラビ	絶滅危惧種		①
42	ヤシャゼンマイ	準絶滅危惧種		①
43	マツザカシダ	準絶滅危惧種		①
44	カミガモシダ	準絶滅危惧種		①
45	イスチャセンシダ	準絶滅危惧種		①
46	ルリデライヌワラビ	準絶滅危惧種		①
47	オオヒメワラビモドキ	準絶滅危惧種		①
48	ミヤコカナワラビ	準絶滅危惧種		①
49	タニヘゴ	準絶滅危惧種		①
50	ヤノネシダ	準絶滅危惧種		①

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015（京都府）及び京都府改訂版レッドリスト2022（シダ植物・種子植物）
- ②環境省レッドリスト2025

表2-54 調査地域に分布する可能性のある重要種一覧【シダ類(2/2)】

シダ類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
51	ヒメサジラン	準絶滅危惧種		①
52	カラクサシダ	準絶滅危惧種		①
53	オニトウゲシバ	要注目種		①
54	タチクラマゴケ	要注目種		①
55	ヤマドリゼンマイ	準絶滅危惧種		①
56	ホクリクハイホラゴケ	要注目種		①
57	タカサゴキジノオ	絶滅危惧種		①
58	クジャクフモトシダ	要注目種		①
59	イシカグマ	要注目種		①
60	シモツケヌリトラノオ	準絶滅危惧種		①
61	オオバショリマ	絶滅危惧種		①
62	アオハリガネワラビ	要注目種		①
63	トガリバイヌワラビ	要注目種		①
64	サキモリイヌワラビ	要注目種		①
65	ナチシケンダ	要注目種		①
66	タンゴワラビ	要注目種		①
67	オサンダ	要注目種		①
68	コモチシダ	要注目種		①
69	コバノカナワラビ	要注目種		①
70	ヤブソテツモドキ	要注目種		①
71	ナチクジャク	要注目種		①
72	ハコネオオクジャク	要注目種		①
73	ナガバノイタチシダ	要注目種		①
74	ホソバナライシダ	要注目種		①
75	ツルデンダ	準絶滅危惧種		①
76	ケイリュウウラボシ	要注目種		①

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015（京都府）及び京都府改訂版レッドリスト2022（シダ植物・種子植物）
- ②環境省レッドリスト2025

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-55 調査地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(1/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	オニバス	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
2	オグラコウホネ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
3	ヤマトテンナンショウ	絶滅寸前種		①
4	ヒメザゼンソウ	絶滅寸前種		①
5	マルミスブタ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
6	スブタ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
7	ヒロハトリゲモ (サガミトリゲモ)	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
8	イトトリゲモ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
9	イバラモ	絶滅寸前種		①
10	オオトリゲモ	絶滅寸前種		①
11	ホロムイソウ	絶滅寸前種		①
12	イトモ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
13	ヒナノシヤクジョウ	絶滅寸前種		①
14	シロシヤクジョウ	絶滅寸前種		①
15	ヒナラン	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	①②
16	シラン	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
17	クマガイソウ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
18	マツラン (ベニカヤラン)	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
19	ベニシュスラン	絶滅寸前種		①
20	ノビネチドリ	絶滅寸前種		①
21	ムカゴソウ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	①②
22	ムヨウラン	絶滅寸前種		①
23	クロムヨウラン	絶滅寸前種		①
24	フウラン	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
25	ヒメフタバラン	絶滅寸前種		①
26	ムカゴサイシン	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	①②
27	サギソウ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
28	ヤマサギソウ	絶滅寸前種		①
29	オオヤマサギソウ	絶滅寸前種		①
30	ヤマトキソウ	絶滅寸前種		①
31	クモラン	絶滅寸前種		①
32	ハクウンラン (イセラン)	絶滅寸前種		①
33	ヒメシャガ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
34	ステゴビル	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
35	ミズアオイ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
36	ナガエミクリ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
37	ヒメミクリ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
38	オオホシクサ	絶滅寸前種		①
39	ヒメコウガイゼキショウ	絶滅寸前種		①
40	ヒロハノコウガイゼキショウ	絶滅寸前種		①
41	タマコウガイゼキショウ	絶滅寸前種		①
42	エナシヒゴクサ	絶滅寸前種		①
43	タマツリスゲ	絶滅寸前種		①
44	ヒナスゲ	絶滅寸前種		①
45	ウマスゲ	絶滅寸前種		①
46	ヤチカワズゲ	絶滅寸前種		①
47	マメスゲ	絶滅寸前種		①
48	オオタマツリスゲ (ヒロハノタマツリスゲ、ナガエノムギスゲ)	絶滅寸前種		①
49	ヒメアオガヤツリ (ヒメタマガヤツリ)	絶滅寸前種		①
50	ミズハナビ (ヒメガヤツリ)	絶滅寸前種		①
51	クロハリイ	絶滅寸前種		①
52	コイヌノハナヒゲ	絶滅寸前種		①
53	ツクシカンガレイ	絶滅寸前種		①
54	ノグサ	絶滅寸前種		①
55	ミカワシンジュガヤ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
56	コシンジュガヤ	絶滅寸前種		①
57	マネキシジュガヤ	絶滅寸前種		①
58	ケシンジュガヤ	絶滅寸前種		①
59	ヒナザサ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
60	ミズタカモジ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022 (シダ植物・種子植物)
- ②環境省レッドリスト2025

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-56 調査地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(2/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
61	コゴメカゼクサ	絶滅寸前種		①
62	ヤマブキソウ	絶滅寸前種		①
63	フクジュソウ (暫定的に)	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
64	エンコウソウ (リュウキンカ)	絶滅寸前種		①
65	カザグルマ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
66	ヒキノカサ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
67	シギンカラマツ	絶滅寸前種		①
68	アズマツメクサ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
69	タコノアシ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
70	オグラノフサモ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
71	フサモ	絶滅寸前種		①
72	モメンヅル	絶滅寸前種		①
73	レンリソウ	絶滅寸前種		①
74	イヌハギ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
75	ツルフジバカマ	絶滅寸前種		①
76	オオバクサフジ	絶滅寸前種		①
77	アサダ (ミノカブリ)	絶滅寸前種		①
78	イワウメヅル	絶滅寸前種		①
79	トモエソウ	絶滅寸前種		①
80	アゼオトギリ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	①②
81	エイザンスミレ	絶滅寸前種		①
82	マルバスマミレ (ケマルバスマミレを含む)	絶滅寸前種		①
83	ラセンソウ	絶滅寸前種		①
84	ヒメタデ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
85	ホソバイスタデ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
86	サイコクヌカボ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
87	ヌカボタデ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
88	キブネダイオウ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	①②
89	イシモチソウ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
90	コモウセンゴケ	絶滅寸前種		①
91	トウカイコモウセンゴケ	絶滅寸前種		①
92	ヤナギイノコヅチ	絶滅寸前種		①
93	カラタチバナ	絶滅寸前種		①
94	クロミノシゴリ (ニシゴリ)	絶滅寸前種		①
95	マルバノイチヤクソウ (オオジンヨウイチヤクソウ)	絶滅寸前種		①
96	イナモリソウ	絶滅寸前種		①
97	アイナエ	絶滅寸前種		①
98	チョウジソウ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
99	フナバラソウ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
100	ハマヒルガオ府南部個体群	絶滅寸前種		①
101	オオマルバノホロシ	絶滅寸前種		①
102	マルバノサウトウガラシ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
103	オオアブノメ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
104	コムラサキ	絶滅寸前種		①
105	タニジャコウソウ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
106	ヤマジソ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
107	ヤマタツナミソウ	絶滅寸前種		①
108	シオガマガク	絶滅寸前種		①
109	フサタスキモ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	①②
110	イトタスキモ (ミカワタスキモ)	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
111	タスキモ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
112	ヒメタスキモ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
113	ムラサキミミカキグサ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
114	ガガブタ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
115	ヒメヨモギ	絶滅寸前種		①
116	フジバカマ	絶滅寸前種	準絶滅危惧 (NT)	①②
117	ホソバオグルマ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
118	ノニガナ	絶滅寸前種		①
119	メタカラコウ	絶滅寸前種		①
120	ホクチアザミ	絶滅寸前種		①

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022 (シダ植物・種子植物)
- ②環境省レッドリスト2025

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-57 調査地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(3/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
121	アオヤギバナ	絶滅危惧種		①
122	レンブクソウ	絶滅寸前種		①
123	サイコクヒメコウホネ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
124	ヒツジグサ	絶滅危惧種		①
125	オオバウマノスズクサ	絶滅危惧種		①
126	ヒメカンアオイ (ヒガシヤマカンアオイ)	絶滅危惧種		①
127	キシダマムシグサ (ムロウマムシグサ)	絶滅危惧種		①
128	アギナシ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
129	ヤナギスプタ	絶滅危惧種		①
130	トチカガミ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
131	トリゲモ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
132	ミズオオバコ (オオミズオオバコ)	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
133	コウガイモ	絶滅危惧種		①
134	セキショウモ	絶滅危惧種		①
135	キバナノアマナ	絶滅危惧種		①
136	マメヅタラン	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
137	ムギラン	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
138	ナツエビネ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
139	キンラン	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
140	ギンラン	絶滅危惧種		①
141	セキコク (セッコク)	絶滅危惧種		①
142	クロヤツシロラン	絶滅危惧種		①
143	ミズトンボ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
144	ジガバチソウ	絶滅危惧種		①
145	コケイラン	絶滅危惧種		①
146	ジンバイソウ	絶滅危惧種		①
147	トキソウ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
148	ヒトツボクロ	絶滅危惧種		①
149	アヤメ	絶滅危惧種		①
150	ノカンゾウ	絶滅危惧種		①
151	ミズギボウシ (ナガバミズギボウシ)	絶滅危惧種		①
152	ミクリ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
153	ヤマトミクリ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
154	コガマ	絶滅危惧種		①
155	クロホシクサ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
156	ハリガネスゲ	絶滅危惧種		①
157	イトスゲ	絶滅危惧種		①
158	ミノボロスゲ	絶滅危惧種		①
159	ホザキマスカサ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	①②
160	シラコスゲ	絶滅危惧種		①
161	ヤブスゲ	絶滅危惧種		①
162	サトヤマハリスゲ	絶滅危惧種		①
163	オオイトスゲ	絶滅危惧種		①
164	チャガヤツリ	絶滅危惧種		①
165	セイタカハリイ	絶滅危惧種		①
166	オオイヌノハナヒゲ	絶滅危惧種		①
167	イガクサ	絶滅寸前種		①
168	ヒメホタルイ	絶滅危惧種		①
169	フトイ (暫定的にオオフトイを含む)	絶滅危惧種		①
170	コマツカサススキ	絶滅危惧種		①
171	マツカサススキ	絶滅危惧種		①
172	コウボウ	絶滅危惧種		①
173	ヤマアワ	絶滅危惧種		①
174	ヒメノガリヤス	絶滅危惧種		①
175	ナルコビエ	絶滅危惧種		①
176	エゾノサヤスカグサ	絶滅寸前種		①
177	スマガヤ	絶滅危惧種		①
178	ウキシバ	絶滅危惧種		①
179	オオアブラススキ	絶滅危惧種		①
180	ミスミソウ (ユキワリソウ、スハマソウ)	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022 (シダ植物・種子植物)
- ②環境省レッドリスト2025

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-58 調査地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(4/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
181	ヤマシヤクヤク	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
182	ヤマシロネコノメ	絶滅危惧種		①
183	オオチャルメルソウ	絶滅危惧種		①
184	タチモ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
185	コフウロ	絶滅危惧種		①
186	ヒメミソハギ	絶滅危惧種		①
187	ミズマツバ	絶滅危惧種	絶滅危惧II類 (VU)	①②
188	オニビシ	絶滅危惧種		①
189	タヌキマメ	絶滅危惧種		①
190	マキエハギ	絶滅危惧種		①
191	クサフジ	絶滅危惧種		①
192	カキノハグサ	絶滅危惧種		①
193	カワラサイコ	絶滅危惧種		①
194	ツルキンバイ	絶滅危惧種		①
195	カツラギグミ	絶滅寸前種	絶滅危惧I B類 (EN)	①②
196	ミヤコミズ	準絶滅危惧種		①
197	サクラバハハノキ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
198	ウメバチソウ	絶滅危惧種		①
199	ヒトツバハギ	絶滅危惧種		①
200	ナガバノスミレサイシン	絶滅危惧種		①
201	コミヤマスミレ	絶滅危惧種		①
202	ヒナスミレ	絶滅危惧種		①
203	キヌヤナギ	絶滅危惧種		①
204	コイスガラシ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
205	メグスリノキ (チョウジャノキ)	絶滅危惧種		①
206	カラスノゴマ	絶滅危惧種		①
207	ヒノキバヤドリギ	絶滅危惧種		①
208	ヤドリギ	絶滅危惧種		①
209	ヤナギヌカボ	絶滅危惧種	絶滅危惧II類 (VU)	①②
210	ナガバノウナギツカミ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
211	ネバリタデ	絶滅危惧種		①
212	オオネバリタデ	絶滅危惧種		①
213	ヤマハコベ	絶滅危惧種		①
214	ウメガサノウ	絶滅危惧種		①
215	シャクジョウソウ	絶滅危惧種		①
216	サツキ (サツキツツジ)	絶滅危惧種		①
217	ルリミノキ	絶滅危惧種		①
218	カギカズラ	絶滅危惧種		①
219	フデリンドウ	絶滅危惧種		①
220	イヌセンブリ	絶滅危惧種	絶滅危惧II類 (VU)	①②
221	スズサイコ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
222	コバノカモメヅル (アズマ、シロバナを含む)	絶滅危惧種		①
223	ホタルカズラ	絶滅危惧種		①
224	アオイゴケ	絶滅危惧種		①
225	マルバノホロシ	絶滅危惧種		①
226	サワトウガラシ	準絶滅危惧種		①
227	キクガラクサ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
228	イヌノフグリ	絶滅危惧種	絶滅危惧II類 (VU)	①②
229	ヒナノウスツボ (ヤマヒナノウスツボ)	絶滅危惧種		①
230	オオヒナノウスツボ	絶滅危惧種		①
231	ジュウニヒトエ	絶滅危惧種		①
232	マネキグサ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
233	エゾシロネ	絶滅危惧種		①
234	セトエゴマ	絶滅危惧種		①
235	ミヤマナミキ	絶滅危惧種		①
236	クチナシグサ	絶滅危惧種		①
237	キヨズミウツボ	絶滅危惧種		①
238	ヒキヨモギ	絶滅危惧種		①
239	ノタスキモ	絶滅危惧種	絶滅危惧II類 (VU)	①②
240	イヌタスキモ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022 (シダ植物・種子植物)
- ②環境省レッドリスト2025

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-59 調査地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(5/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
241	スズムシバナ	絶滅危惧種		①
242	ミヤマウメドキ	絶滅危惧種		①
243	ヤマホタルブクロ	絶滅危惧種		①
244	アサザ	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
245	ヤマジノギク (アレノギク)	絶滅寸前種		①
246	オケラ	絶滅寸前種		①
247	コバナガンクビソウ (バンジンガンクビソウ)	絶滅危惧種	絶滅危惧II類 (VU)	①②
248	シマカンギク	絶滅危惧種		①
249	キクタニギク (アワコガネギク)	絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
250	ヒメアザミ (ヒメヤマアザミ)	絶滅危惧種		①
251	モリアザミ (ゴボウアザミ)	絶滅寸前種		①
252	スイラン	絶滅危惧種		①
253	オグルマ	準絶滅危惧種		①
254	ハンカイソウ	絶滅危惧種		①
255	タイミンガサ	絶滅危惧種		①
256	カシワバハグマ	絶滅危惧種		①
257	フクオウソウ	絶滅危惧種		①
258	ヤマゼリ	絶滅危惧種		①
259	マツブサ	準絶滅危惧種		①
260	ウマノスズクサ	準絶滅危惧種		①
261	コブシ	準絶滅危惧種		①
262	ウラシマソウ	準絶滅危惧種		①
263	コウキクサ	準絶滅危惧種		①
264	オオハンゲ	要注目種		①
265	ヘラオモダカ (暫定的にホソバヘラオモダカを含む)	準絶滅危惧種		①
266	ウリカワ	準絶滅危惧種		①
267	シライトソウ	準絶滅危惧種		①
268	コキョウショウジョウバカマ (フクシショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ)	準絶滅危惧種		①
269	ツクバネソウ	準絶滅危惧種		①
270	ツチアケビ	絶滅危惧種		①
271	カキラン	絶滅危惧種		①
272	オニノヤガラ	絶滅危惧種		①
273	アケボノシユスラン	絶滅危惧種		①
274	カヤラン	準絶滅危惧種		①
275	ノハナショウブ	準絶滅危惧種		①
276	カキツバタ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
277	ナツズイセン	準絶滅危惧種		①
278	オヒガンギボウシ	準絶滅危惧種		①
279	ユキザサ	準絶滅危惧種		①
280	ハナビゼキショウ	準絶滅危惧種		①
281	ハリコウガイゼキショウ	準絶滅危惧種		①
282	ウキヤガラ	準絶滅危惧種		①
283	ナガミショウジョウスゲ (ナガミノショウジョウスゲ)	準絶滅危惧種		①
284	カンサイイワスゲ	準絶滅危惧種		①
285	オニスゲ (ミクリスゲ)	準絶滅危惧種		①
286	タニガワスゲ	準絶滅危惧種		①
287	ヤマアゼスゲ	準絶滅危惧種		①
288	ヤガミスゲ	準絶滅危惧種		①
289	ヌカスゲ	準絶滅危惧種		①
290	ミコシガヤ	準絶滅危惧種		①
291	ヒメゴウソ (アオゴウソ)	準絶滅危惧種		①
292	コカンスゲ	準絶滅危惧種		①
293	イヌクグ	準絶滅危惧種		①
294	アオガヤツリ (オオタマガヤツリ)	準絶滅危惧種		①
295	シロガヤツリ	準絶滅危惧種		①
296	シカクイ	準絶滅危惧種		①
297	ノテンツキ (ヒラテンツキ)	準絶滅危惧種		①
298	ヒンジガヤツリ	準絶滅危惧種		①
299	イヌノハナヒゲ	準絶滅危惧種		①
300	タイワンヤマイ	絶滅危惧種		①

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022 (シダ植物・種子植物)
- ②環境省レッドリスト2025

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-60 調査地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(6/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
301	ヒメコスカグサ	準絶滅危惧種		①
302	オガルカヤ	絶滅危惧種		①
303	スズメガヤ	準絶滅危惧種		①
304	オオニワホコリ	準絶滅危惧種		①
305	ムツオレグサ (ミノゴメ)	準絶滅危惧種		①
306	マンゴクドジョウツナギ	準絶滅危惧種		①
307	ウシノシツベイ	準絶滅危惧種		①
308	ミノボロ	準絶滅危惧種		①
309	アシカキ	準絶滅危惧種		①
310	ウシクサ	準絶滅危惧種		①
311	イヌアワ	準絶滅危惧種		①
312	キケマン	準絶滅危惧種		①
313	コウモリカズラ	準絶滅危惧種		①
314	ルイヨウボタン	準絶滅危惧種		①
315	ユキワリイチゲ (ウラベニイチゲ)	準絶滅危惧種		①
316	キクザキイチゲ (キクザキイチリンソウ)	準絶滅危惧種		①
317	トリガタハンショウヅル	準絶滅危惧種		①
318	トウゴクサバノオ	準絶滅危惧種		①
319	イワボタン (広義)	準絶滅危惧種		①
320	ジンジソウ	準絶滅危惧種		①
321	キリンソウ	準絶滅危惧種		①
322	ホザキノフサモ (キンギョモ)	準絶滅危惧種		①
323	マルバヌスビトハギ	準絶滅危惧種		①
324	サイカチ (カワラフジノキ)	準絶滅危惧種		①
325	ナンテンハギ (フタバハギ)	準絶滅危惧種		①
326	エビラフジ	準絶滅危惧種		①
327	ズミ (コリンゴ、コナシ)	準絶滅危惧種		①
328	オオウラジロノキ	準絶滅危惧種		①
329	ヤマイバラ	準絶滅危惧種		①
330	クロウメモドキ (コバノクロウメモドキ)	準絶滅危惧種		①
331	コバノチョウセンエノキ	準絶滅危惧種		①②
332	キミズ	準絶滅危惧種		①
333	ノウルシ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
334	イヌミゾハコベ	準絶滅危惧種		①
335	ミスオトギリ	準絶滅危惧種		①
336	フモトスミレ	準絶滅危惧種		①
337	ミズタガラシ	準絶滅危惧種		①
338	イヌナズナ	準絶滅危惧種		①
339	ユリワサビ	準絶滅危惧種		①
340	カジカエデ (オニモミジ)	準絶滅危惧種		①
341	ヒナウチワカエデ	準絶滅危惧種		①
342	コショウノキ	準絶滅危惧種		①
343	カラスシキミ	準絶滅危惧種		①
344	コガンビ	準絶滅危惧種		①
345	キガンビ (キコガンビ)	準絶滅危惧種		①
346	カナビキノウ	準絶滅危惧種		①
347	マツグミ	準絶滅危惧種		①
348	サデクサ	準絶滅危惧種		①
349	リュウキュウマメガキ (シナノガキ)	準絶滅危惧種		①
350	ギンレイカ (ギンレイソウ、ミヤマタゴボウ)	準絶滅危惧種		①
351	クリンソウ	準絶滅危惧種		①
352	サラサドウダン	準絶滅危惧種		①
353	ベニドウダン	準絶滅危惧種		①
354	ヒカゲツツジ	準絶滅危惧種		①
355	レンゲツツジ	準絶滅危惧種		①
356	オオヤマムグラ (オヤマムグラ)	準絶滅危惧種		①
357	ケテイカズラ	準絶滅危惧種		①
358	タチカモメヅル	準絶滅危惧種		①
359	ヒヨクソウ	絶滅危惧種		①
360	カワヂシャ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧種 (NT)	①②

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022 (シダ植物・種子植物)
- ②環境省レッドリスト2025

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-61 調査地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(7/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
361	フジツギ	準絶滅危惧種		①
362	カワミドリ	準絶滅危惧種		①
363	ジャコウソウ	準絶滅危惧種		①
364	フトボナギナタコウジュ	準絶滅危惧種		①
365	ハッカ	準絶滅危惧種		①
366	ナツノタムラソウ	準絶滅危惧種		①
367	ミゾコウジュ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧 (NT)	①②
368	ホクリクタツナミソウ	準絶滅危惧種		①
369	イガタツナミソウ (イガタツナミ)	準絶滅危惧種		①
370	シソバタツナミ	準絶滅危惧種		①
371	カリガネソウ	準絶滅危惧種		①
372	コシオガマ	準絶滅危惧種		①
373	オオヒキヨモギ	準絶滅危惧種	絶滅危惧II類 (VU)	①②
374	ミミカキグサ	準絶滅危惧種		①
375	ホザキノミミカキグサ	準絶滅危惧種		①
376	オギノツメ	準絶滅危惧種		①
377	クマツヅラ	準絶滅危惧種		①
378	サワギキョウ	準絶滅危惧種		①
379	サワシロギク	準絶滅危惧種		①
380	クルマバハグマ	絶滅危惧種		①
381	ナベナ	準絶滅危惧種		①
382	オミナエシ	準絶滅危惧種		①
383	ケヤマウコギ (オニウコギ)	絶滅危惧種		①
384	ミヤマウコギ	準絶滅危惧種		①
385	ハナビゼリ	準絶滅危惧種		①
386	ドクゼリ	準絶滅危惧種		①
387	ムカゴニンジン	準絶滅危惧種		①
388	カノツメソウ (ダケゼリ)	準絶滅危惧種		①
389	ヒカゲミツバ	準絶滅危惧種		①
390	ヒメクロモジ	要注目種		①
391	クロモ	要注目種		①
392	オヒルムシロ	要注目種		①
393	エビネ	要注目種	準絶滅危惧 (NT)	①②
394	タシロラン	要注目種	準絶滅危惧 (NT)	①②
395	アキザキヤツシロラン (ヤツシロラン)	要注目種		①
396	スズムシソウ	要注目種		①
397	コクラン	要注目種		①
398	オオキツネノカミソリ	要注目種		①
399	コヤブラン (リュウキュウヤブラン)	要注目種		①
400	ノシラン	要注目種		①
401	ホシクサ	要注目種		①
402	マツバスゲ	要注目種		①
403	ヤマジスゲ	要注目種		①
404	ノゲスカスゲ	要注目種		①
405	ピロードスゲ (ピロウドスゲ)	要注目種		①
406	ツルナシコアゼガヤツリ	要注目種		①
407	オオシロガヤツリ	要注目種		①
408	サンカクイ	要注目種		①
409	トキワススキ	要注目種		①
410	メガルカヤ	要注目種		①
411	シバ	要注目種		①
412	イカリソウ	要注目種		①
413	イブキトリカブト (キタヤマブシ)	要注目種		①
414	サラシナショウマ	準絶滅危惧種		①
415	ボタンネコノメソウ	要注目種		①
416	ミズユキノシタ	要注目種		①
417	ニワフジ (イワフジ)	要注目種		①
418	カラメドハギ	要注目種		①
419	ナニワイバラ	要注目種		①
420	ユキヤナギ	要注目種		①

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022 (シダ植物・種子植物)
- ②環境省レッドリスト2025

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-62 調査地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(8/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
421	キカラスウリ	要注目種		①
422	オオイタヤメイゲツ	要注目種		①
423	フユザンショウ	要注目種		①
424	ヒメジャラ	要注目種		①
425	ハクウンボク	要注目種		①
426	リンドウ	要注目種		①
427	センブリ	要注目種		①
428	テンニンソウ	要注目種		①
429	ナンバンギセル	要注目種		①
430	ミツガシワ	要注目種		①
431	オカダイコン	要注目種		①
432	オクモミジハグマ (オクノモミジハグマ)	準絶滅危惧種		①
433	ミツバヒヨドリ	要注目種		①

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022  
(シダ植物・種子植物)
- ②環境省レッドリスト2025

表2-63 調査地域に分布する可能性のある重要種一覧【コケ植物】

コケ植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	ウキゴケ	準絶滅危惧種		①
2	ホソベリミズゴケ	準絶滅危惧種	情報不足 (DD)	①②
3	アカスジゴケ	準絶滅危惧種		①
4	マツムラゴケ	準絶滅危惧種		①
5	ミヤマハイゴケ	準絶滅危惧種		①
6	イチョウウキゴケ	要注目種	準絶滅危惧 (NT)	①②
7	オオミズゴケ	要注目種	準絶滅危惧 (NT)	①②

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015 (京都府) 及び京都府改訂版レッドリスト2023  
(は虫類・両生類・淡水魚類・コケ植物)
- ②環境省レッドリスト2025

表2-64 調査地域に分布する可能性のある重要種一覧【菌類】

菌類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	ハヤカワセミタケ	絶滅寸前種	絶滅危惧 I 類	①②
2	シマイヌノエフデ	絶滅寸前種		①
3	セミタケ	絶滅危惧種		①
4	ルリハツタケ	準絶滅危惧種		①
5	ツチダンゴ	要注目種		①
6	カバイロコナテングタケ	要注目種		①
7	コイシタケ	要注目種		①

文献番号：

- ①京都府レッドデータブック2015 (京都府) 及び京都府改訂版レッドリスト 2024  
(昆虫類・クモ類・菌類)
- ②環境省レッドリスト2025

## ウ. 生態系

「京都府レッドデータブック2015」(平成27年、京都府)の地域生態系レッドリストでは、府内で貴重な群落としてリスト化された地域生態系群落を、「要特別対策」「要保全対策」「管理維持」の三つのカテゴリーに区分している。京都市・乙訓地域及び山城地域の地域生態系重要群落を表2-65に示す。調査地域では大山崎町の観音寺のシイ群落(図2-22)が「管理維持」に区分されている。「管理維持」は現状の管理を維持することが必要であるものである。

表2-65 京都市・乙訓地域及び山城地域の地域生態系重要群落

名称	群落名	地点名	所在地	カテゴリー
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	安祥寺	京都市山科区安祥寺	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	円山公園	京都市東山区円山公園	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	清水寺裏	京都市東山区清水寺	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	松尾大社の裏山	京都市西京区松尾町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	嵐山宮ノ前町	京都市西京区嵐山宮の前町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	法然院	京都市左京区鹿ヶ谷御所ノ段町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	慈照寺	京都市左京区銀閣寺町	要保全対策
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	神護寺	京都市右京区梅ヶ畑高尾町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	勝持寺	京都市西京区南春日町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	観音寺	乙訓郡大山崎町白味才	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ・カシ群落	醍醐寺	京都市伏見区醍醐伽藍町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	イチイガシ群落	半木神社	京都市左京区下鴨半木町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	アラカシ群落	保津峡	京都市西京区保津峡	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	アラカシ群落	吉田	京都市左京区吉田	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シリブカガシ群落	保津峡南西面斜面	京都市右京区保津峡	要保全対策
暖温帯常緑広葉樹林	クスノキ群落	桃山陵	京都市伏見区桃山	管理維持
冷温帯落葉広葉樹林	ブナ群落	八丁平	京都市左京区久多	要保全対策
冷温帯落葉広葉樹林	ブナ群落	府立大学演習林	京都市左京区久多上の町	管理維持

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

名称	群落名	地点名	所在地	カテゴリー
冷温帯落葉広葉樹林	スギ・イヌブナ群落	八丁林道沿い	京都市右京区京北 八丁	管理維持
冷温帯落葉広葉樹林	自然林落葉広葉樹群落	片波川源流域林	京都市右京区京北	管理維持
冷温帯落葉広葉樹林	自然林落葉広葉樹群落	金蔵寺	京都市西京区大原野石作町	管理維持
冷温帯落葉広葉樹林	ミズナラ・アカシデ群落	峰定寺	京都市左京区花背原地町	管理維持
冷温帯落葉広葉樹林	クリ・ミズナラ群落	大悲山	京都市左京区花背大悲山	管理維持
冷温帯落葉広葉樹林	クリ・ミズナラ群落	石仏峠から祖父谷峠への途中	京都市右京区京北井戸町妹路谷	管理維持
冷温帯落葉広葉樹林	クリ・ミズナラ群落	八丁平湿原周辺	京都市左京区大平平	要保全対策
冷温帯落葉広葉樹林	ミズナラ・リョウブ群落	別所町	京都市西京区別所町	管理維持
温帯針葉樹林	スギ・イヌブナ群落	片波川源流域林	京都市右京区京北	管理維持
温帯針葉樹林	スギ・ミズナラ群落	片波川源流域林	京都市右京区京北	管理維持
温帯針葉樹林	ホンシャクナゲ・ヒメコマツ群落	片波川源流域林	京都市右京区京北	管理維持
温帯針葉樹林	モミ群落	実光院	京都市左京区大原勝林院町	要保全対策
温帯針葉樹林	モミ群落	鞍馬山奥ノ院付近	京都市左京区鞍馬本町	管理維持
温帯針葉樹林	モミ群落	百井	京都市左京区大原百井町	管理維持
温帯針葉樹林	モミ群落	青滝寺	京都市左京区比叡山	管理維持
温帯針葉樹林	モミ群落	金蔵寺	京都市西京区大原野石作町	管理維持
温帯針葉樹林	モミ群落	醍醐寺	京都市伏見区醍醐伽藍町	要保全対策
温帯針葉樹林	モミ群落	寂光院	京都市左京区大原草生町	管理維持

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

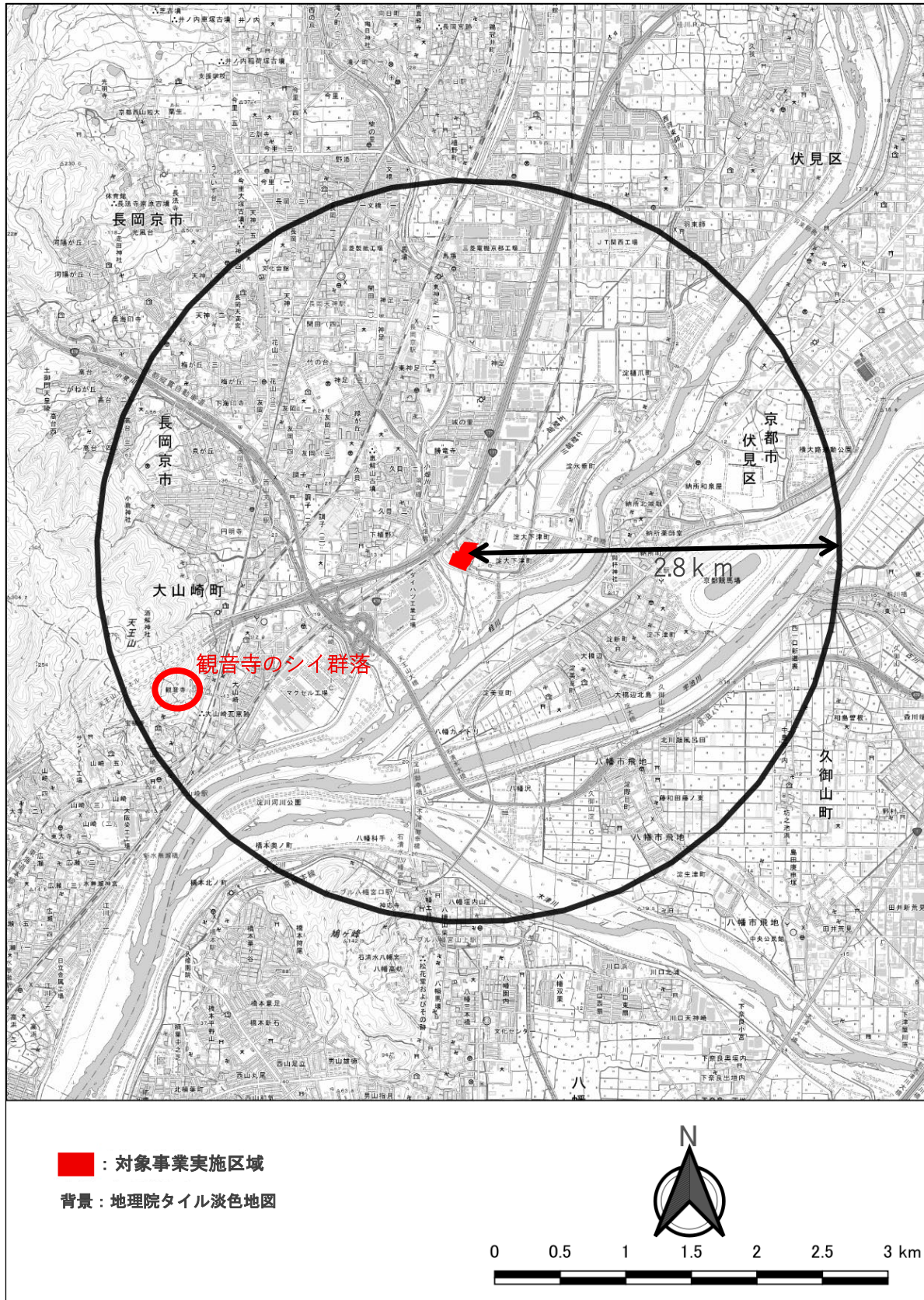
名称	群落名	地点名	所在地	カテゴリー
温帯針葉樹林	モミ・ミズナラ林	井戸妹路谷	京都市右京区京北井戸町妹路谷	管理維持
温帯針葉樹林	ツガ・ゴヨウマツ群落	大悲山山腹	京都市左京区花背大悲山	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	ケヤキ群落	嵐山国有林	京都市西京区嵐山	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	イヌシデ群落	大文字山	京都市左京区銀閣寺町	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ群落	雲母坂中腹	京都市左京区比叡山	要保全対策
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ群落	修学院	京都市左京区修学院	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ群落	広河原町	京都市左京区広河原町	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ群落	吉田山	京都市左京区吉田	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ・アベマキ群落	深泥池東岸	京都市北区深泥ヶ池	要保全対策
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ・アベマキ群落	宝ヶ池南	京都市左京区宝ヶ池	要保全対策
暖温帯落葉広葉樹林	エノキ、ムクノキ群落	下鴨神社境内	京都市左京区下鴨宮河原	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	自然林落葉広葉樹林	大原野森林公園	京都市西京区大原野	要保全対策
植林	スギ・モミ自然林	寂光院	京都市左京区大原草生町	管理維持
植林	スギ・ヒノキ植栽林	愛宕神社	京都市右京区嵯峨愛宕町	管理維持
高層湿原	八丁平湿原群落	八丁平湿原	京都市左京区八丁平	要特別対策
高層湿原・挺水植物群落	深泥ヶ池水生植物群落	深泥池	京都市北区深泥ヶ池	要特別対策
挺水植物群落	金井戸のヨシ原及び周縁帯植物群落	観月橋下流左岸の河川敷	京都市伏見区向島	要特別対策
溪流辺低木林	保津峡のサツキ群落	保津峡兩岸	京都市右京区保津峡	管理維持
沈水植物群落	疏水の水生群落	岡崎公園付近	京都市左京区岡崎	管理維持
沈水植物群落	鴨川の水生群落	鳥羽付近	京都市南区鳥羽大橋付近	管理維持
沈水植物群落	鴨川の水生群落	出町付近	京都市左京区出町柳	管理維持
水生植物群落	大田神社のカキツバタ群落	大田神社	京都市北区	管理維持

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

名称	群落名	地点名	所在地	カテゴリー
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	興聖寺、宇治上神社	宇治市宇治紅斉	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	水度神社	城陽市寺田宮ノ谷	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	神殿神社	相楽郡精華町山田医王寺	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	狩尾社	八幡市橋本	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	笠置山	相楽郡笠置町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	石清水八幡宮	八幡市八幡高坊	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	アラカシ群落	石清水八幡宮	八幡市八幡高坊	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	アラカシ群落	若宮神社	木津川市吐師	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シリブカガシ林	幣羅坂神社	木津川市市坂幣羅坂	要保全対策
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ群落	多々羅	京田辺市多々羅	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	クヌギ・ケヤキ群落	笠置山	相楽郡笠置町	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	クヌギ群落	笠置山全域	相楽郡笠置町	管理維持
温帯針葉樹林	アカマツ群落	多々羅	京田辺市多々羅	管理維持
温帯針葉樹林	アカマツ植栽林 アカマツ群落	水度神社	城陽市寺田宮ノ谷	管理維持
ササ草原・竹林	モウソウチク群落	石清水八幡宮	八幡市八幡高坊	管理維持
ササ草原・竹林	ハチク群落	石清水八幡宮	八幡市八幡高坊	管理維持
低層湿原・挺水植物群落	ツルヨシ・セイ タカヨシ群落	山城町泉大橋より山城大橋付近	木津川市山城町	管理維持
沈水植物群落	宇治川の水生群落	宇治川の岡屋付近	宇治市岡屋	管理維持
浮葉植物群落	オニバス群落	木幡池	宇治市木幡	要保全対策

出典：京都府レッドデータブック2015（京都府）

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況



出典：京都府大気常時監視測定情報

図2-22 調査地域の地域生態系重要群落

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

平成19年に京都府景観条例(以下「景観条例」という。)が制定され、景観条例では平成16年に制定された景観法に基づく施策と地域の個性と特色を活かした良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することを目指している。景観条例第2条において、京都府では地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して公共事業を実施することとしており、平成30年10月に「京都府公共事業景観形成指針【土木施設編】(案)」(以下「景観指針案」という。)が作成されている。

景観指針案の対象となる事業は、道路・林道、河川・水路、海岸・港湾、砂防・治山、公園であり、地域の良好な景観を「まもる」、地域に応じた景観を「つくる」、そして、地域の景観と調和した施設に「おさめる」の3つの側面に留意し公共施設整備の方針を検討するものとしている。

ア. 景観

調査地域の主な眺望点、景観資産等を表2-66～表2-68及び図2-23に示す。

眺望点(表2-66)は、各市町ホームページや観光マップ等から、眺望の状況を現地踏査により確認し、施設が視認可能である主要な地点を抽出した。

京都府景観資産登録地区(表2-67)については、調査地域には登録地区はない。

京都の自然200選(表2-68)では、調査地域に歴史的な自然環境が2地点、地形・地質が1地点含まれる。

乙訓景観十景(表2-69)では、調査地域に13か所が含まれる。

表2-66 調査地域の主な眺望点

No.	名称	所在地
1	旗立松展望台	大山崎町
2	青木葉谷展望広場	大山崎町
3	奥の山展望広場	大山崎町
4	史跡大山崎瓦窯跡公園	大山崎町
5	天王山夢ほたる公園	大山崎町
6	淀川河川公園 淀川三川合流域 さくらであい館 展望塔	八幡市
7	男山展望台	八幡市

出典：「京・大山崎町まちあるきマップ」、八幡市観光協会HP(2025年11月4日閲覧)

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-67 京都府景観資産登録地区

No.	名称	所在地	対象 (※)
1	宇治茶の郷 和束の茶畑	和束町	
2	久美浜湾と牡蠣の養殖景観	京丹後市	
3	毛原の棚田	福知山市	
4	日本の原風景・南丹市美山かやぶき集落群	南丹市	
5	市民のこころのふるさと 福知山城	福知山市	
6	井手町大正池癒しと交流の空間	井手町	
7	丹後の立岩・屏風岩・丹後松島・経ヶ岬の海岸景観	京丹後市	
8	琴引浜の白砂青松と鳴砂	京丹後市	
9	万灯呂山公園からの山城盆地の眺望	井手町	
10	グンゼ記念館・博物館の近代化産業遺産とその周辺	綾部市	
11	西ノ岡・竹の径～緑の散策路～	向日市	
12	琴滝～地域を育む京丹波の光の水辺～	京丹波町	
13	棚田と笹葺き民家が織りなす上世屋の里山景観	宮津市	
14	美しき命の源流うぶやの里・大原（おおばら）	福知山市	
15	城下町に由来する風情ある久美浜の街なみ	京丹後市	
16	大野ダムが形づくる水辺景観～人々が集い、ふれあう虹の湖のほとり～	南丹市	
17	宮津市今福の滝～蛇綱の里が誇る七段の名瀑～	宮津市	
18	やくの玄武岩公園～小倉石切場跡の柱状・板状節理～	福知山市	
19	けいはんなプラザ日時計広場～自然と共存する学研都市のシンボル空間～	精華町	
20	宇治茶の主産地・南山城村～大空へ向かって駆け上がる茶畑景観～	南山城村	
21	高品質てん茶の産地・八幡市～流れ橋周辺に広がる浜茶の景観～	八幡市	
22	浜茶と竹林の景観・城陽市上津屋～木津川の恵みがもたらす宇治てん茶～	城陽市	
23	玉露の郷・京田辺飯岡～丘陵地に広がる覆下茶園と集落の景観～	京田辺市	
24	緑茶のふるさと・宇治田原湯屋谷～永谷宗円生家と茶園景観～	宇治田原町	
25	まほろば・亀岡かわひがし～古代丹波の原風景～	亀岡市	
26	西向日・桜の径と住宅地景観	向日市	

※ 「対象」欄の○は調査地域内、空欄は調査地域外を示す。

出典：京都府景観資産登録地区一覧（京都府HP）（2025年11月4日閲覧）

表2-68 京都の自然200選

部門	名称	所在地	対象 (※)
歴史的な自然環境	向日神社	向日市	
歴史的な自然環境	長岡天満宮	長岡京市	
歴史的な自然環境	天王山	大山崎町	○
歴史的な自然環境	男山	八幡市	○
地形・地質	桂川・木津川・宇治川三川合流地	大山崎町・八幡市	○
植物	(選定植物) 光明寺のビャクシン	長岡京市	
植物	(その他選定対象植物) 浄土谷のヤマモモ	長岡京市	
動物	小泉川のゲンジボタル	長岡京市	

※ 「対象」欄の○は調査地域内、空欄は調査地域外を示す。

出典：京都の自然200選(京都府HP) (2025年11月4日閲覧)

表2-69 「乙訓景観十景」(乙訓地名詩編纂「チーム乙訓」、NPO法人長岡京市ふるさとガイドの会)

No.	名称	所在地	対象 (※)
1	物集女車塚古墳	向日市	
2	大原野神社	京都市西京区	
3	正法寺梅園	京都市西京区	
4	善峰道休息所	京都市西京区	
5	三鈷寺	京都市西京区	
6	西山の麓 里山からの眺望	京都市西京区	
7	由緒ある里山の原風景	京都市西京区	
8	五辻常夜燈	向日市	
9	西国街道 下河原歴史の道	向日市	
10	向日神社	向日市	
11	勝山	向日市	
12	大極殿公園	向日市	
13	向日市桜の径	向日市	
14	奥海印寺「竹の小道」	長岡京市	○
15	走田神社	長岡京市	○
16	西山公園体育館	長岡京市	
17	西山公園子どもの森	長岡京市	
18	柳谷観音・陽光桜苑	長岡京市	
19	下海印寺樽井緑道	長岡京市	○
20	式内大社小倉神社	大山崎町	○
21	勝竜寺城公園	長岡京市	○
22	恵解山古墳公園	長岡京市	○
23	西代里山公園	長岡京市	
24	天王山夢ほたる公園	大山崎町	○
25	旗立松展望台	大山崎町	○
26	青木葉谷展望広場	大山崎町	○
27	宝積寺	大山崎町	○
28	史跡大山崎瓦窯跡公園	大山崎町	○
29	竹林のこみち	大山崎町	○
30	開田城土塁公園	長岡京市	○

※ 「対象」欄の○は調査地域内、空欄は調査地域外を示す。

出典：NPO法人長岡京市ふるさとガイドの会HP（2025年11月4日閲覧）

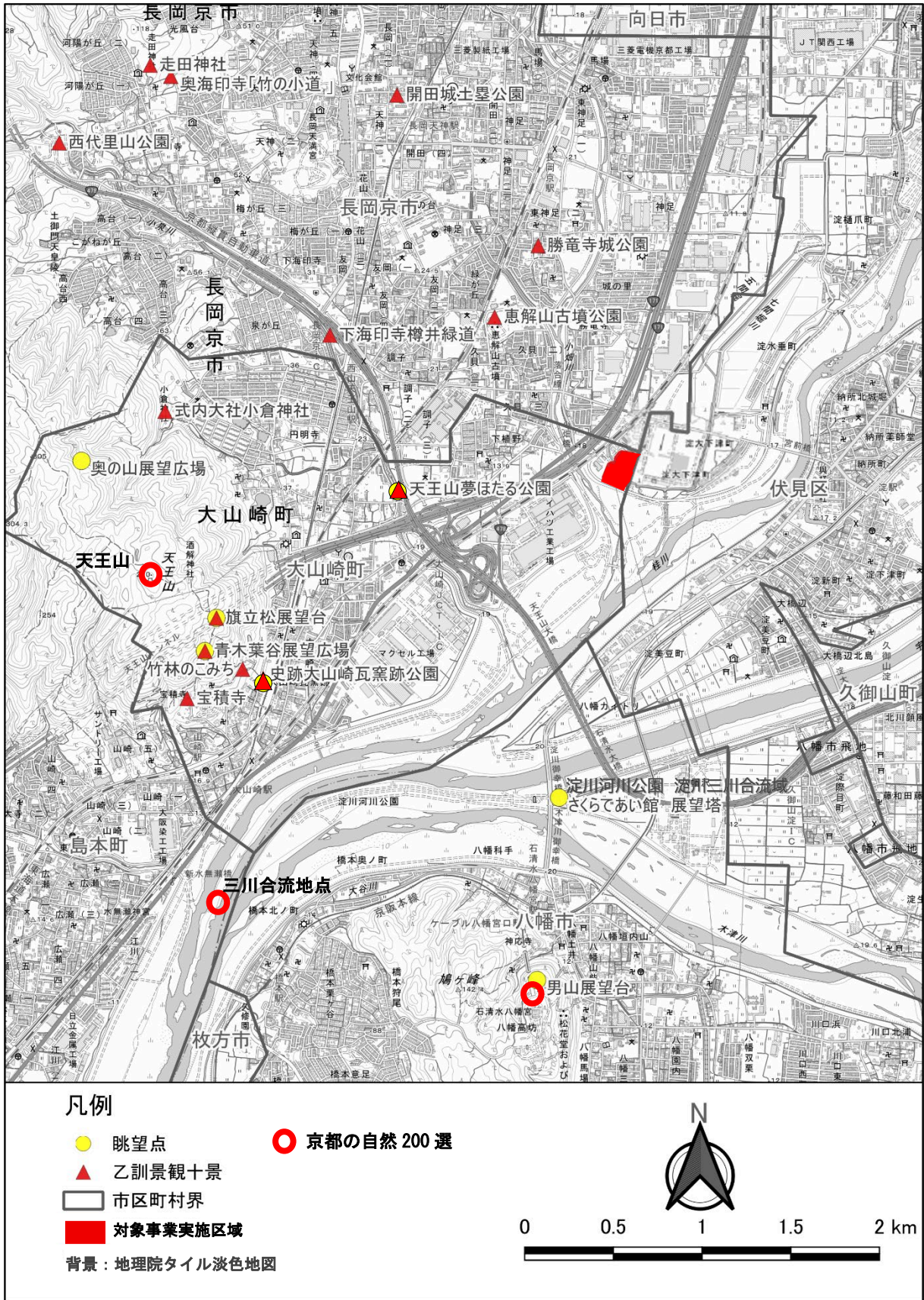


図2-23 対象事業実施区域周辺の主な眺望点及び景観資源

イ. 人と自然との触れ合いの活動の状況

調査地域の公園を表2-70及び図2-24に示す。

対象事業実施区域に最も近いのは隣接する洛西浄化センター（図2-24の68番）である。同センターには、水処理施設の上部空間を利用した公園があり、芝生広場やテニスコート等、憩いの場やスポーツの拠点として親しまれている。

また、淀川河口から三川合流部に及ぶ日本初の国営河川公園である淀川河川公園が広がっている。大山崎町においても野球場、フットサルコート、バーベキュー広場が整備されている。

公園のほかには、天王山に離宮八幡宮、観音寺（山崎聖天）、宝積寺、小倉神社の神社・仏閣やアサヒグループ大山崎山荘美術館、大山崎町歴史資料館といった文化・観光施設が立地しており、文化・観光施設、史跡、展望台、山頂等を巡るハイキングコースが設定され、府内外からの観光客も多く、小中学生の体験学習の場としても利用されている。

表2-70 調査地域の都市公園

No.	公園名	住所
1	鏡田中央公園	大山崎町字大山崎小字鏡田 24-17
2	鏡田北公園	大山崎町字大山崎小字鏡田 31
3	東和苑公園	大山崎町字大山崎小字広敷 1-25
4	葛原公園	大山崎町字円明寺小字葛原 6-116
5	若宮前公園	大山崎町字円明寺小字若宮前 10-97
6	若宮前公園	大山崎町字円明寺小字殿山 1-129
7	殿山公園	大山崎町字円明寺小字殿山 1-128
8	白山公園	大山崎町字下植野小字宮脇 18-3
9	脇山公園	大山崎町字円明寺小字脇山 18
10	西高田公園	大山崎町字大山崎小字西高田 6-74
11	桂川河川敷公園	大山崎町字円明寺小字東嶋
12	鏡田東部公園	大山崎町字大山崎小字鏡田 1-1
13	北浦公園	大山崎町字円明寺小字小倉口 13-2
14	北浦公園	大山崎町字円明寺小字北浦 2-47
15	西法寺公園	大山崎町字円明寺小字西法寺 1-34
16	茶屋前公園	大山崎町字大山崎小字茶屋前 19-6
17	寺門公園	大山崎町字下植野小字寺門 24-4
18	円明寺ヶ丘中央公園	大山崎町字円明寺小字殿山 1-132
19	谷田公園	大山崎町字大山崎小字谷田 77-67
20	早稲田公園	大山崎町字大山崎小字早稲田 13-23
21	金蔵公園	大山崎町字円明寺小字金蔵 4-4
22	淀川河川公園（大山崎地区）	大山崎町字下植野小字中島

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

No.	公園名	住所
23	五位川公園	大山崎町字大山崎小字早稲田 5、鉄東 6
24	鳥居前公園	大山崎町字円明寺小字鳥居前 22-5
25	中ノ池公園	大山崎町字円明寺小字西法寺 41-2
26	和泉屋	伏見区納所中河原 3-3
27	淀新町	伏見区淀新町 134-35
28	納所	伏見区納所薬師堂 27-307 他
29	薬師堂西	伏見区納所薬師堂 1-84
30	薬師堂南	伏見区納所薬師堂 1-59
31	薬師堂北	伏見区納所薬師堂 1-136
32	南古川	伏見区羽束師古川町 566-6
33	淀下津	伏見区淀下津町 257-24
34	岸ノ下	伏見区納所岸ノ下 2-21 他
35	下津	伏見区淀下津町 141-5
36	生津	伏見区淀生津町 653-97
37	際目	伏見区淀際目町 340-9
38	樋爪	伏見区淀樋爪町 159-16
39	下野	伏見区納所下野 1-5
40	際目第二	伏見区淀際目町 36-3
41	際目第三	伏見区淀際目町 176-27
42	納所中河原	伏見区納所中河原 17 - 6
43	大下津	伏見区淀大下津町 19-2
44	淀木津	伏見区淀木津町 603-14
45	水垂	伏見区淀水垂町 330-55
46	古川第二	伏見区羽束師古川町 585-30
47	下野第二	伏見区納所下野 31-9
48	下野第三	伏見区納所下野 27-10
49	淀新町第三	伏見区淀新町 134-96
50	淀新町第四	伏見区淀新町 124-4
51	古川第三	伏見区羽束師古川町 141-2
52	淀城跡	伏見区淀本町 168 他
53	横大路運動	伏見区横大路下ノ坪
54	淀緑地	伏見区淀木津町
55	かわきた自然運動公園	八幡市八幡林ノ元 12 先
56	淀川河川公園背割堤地区（さくらであ い館）	八幡市八幡在応寺
57	勝竜寺城公園	長岡京市勝竜寺

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

No.	公園名	住所
58	長岡公園	長岡京市天神二丁目
59	バンビオ広場公園	長岡京市神足二丁目
60	調子馬ノ池公園	長岡京市調子二丁目
61	下海印寺西条公園	長岡京市下海印寺上内田・西条
62	落堀公園	向日市上植野町落堀地内
63	北淀井公園	向日市上植野町北淀井及び大田地内
64	庄ノ内公園	向日市上植野町庄ノ内地内
65	鴨田公園	向日市上植野町鴨田地内
66	十ヶ坪公園	向日市上植野町十ヶ坪地内
67	菱田公園	向日市上植野町菱田地内
68	京都府立洛西浄化センター公園	長岡京市勝竜寺山崎作 20-5
69	天王山ハイキングコース	離宮八幡宮、観音寺（山崎聖天）、宝積寺等

出典：大山崎町都市公園条例別表第1、京都市の公園一覧（令和6年3月31日現在）、八幡市HP（公園一覧）、長岡京市HP（長岡京市の主な公園）、向日市都市公園等条例別表、京都府立都市公園条例、京・大山崎町まちあるきマップ（2025年11月4日閲覧）、淀川河川公園HP（地区詳細）

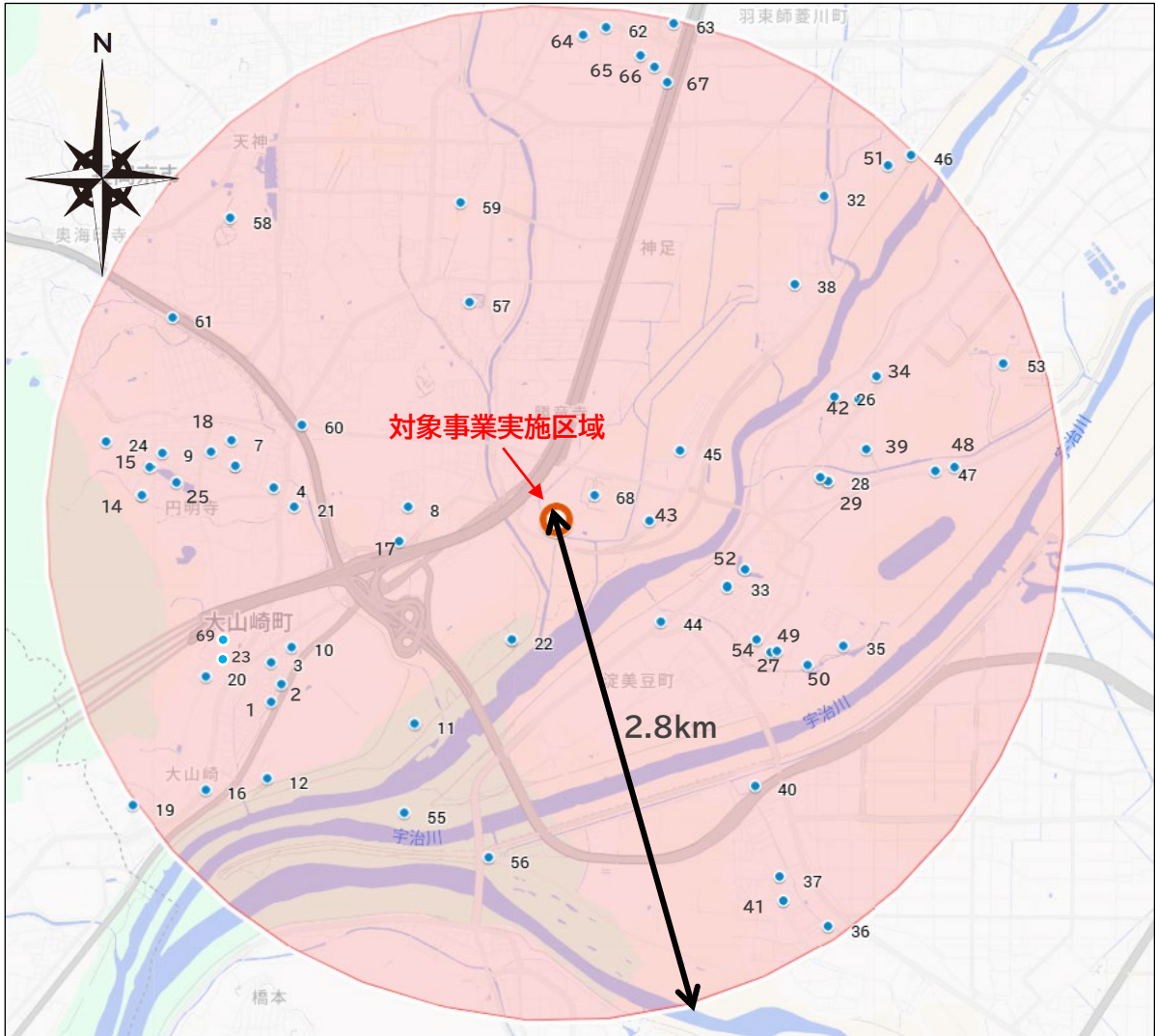


図2-24 調査地域の公園

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

(7) その他の事項

調査地域の市区町における典型7公害に関する公害苦情件数を表2-71に示す。過去3年間において合計苦情件数が最も多い項目は騒音(207件)、次いで大気汚染(148件)となっている。地盤沈下に関する苦情の報告はない。過去3年間の市区町ごとの合計苦情件数が最も多いのは八幡市で159件、最も少ないのが大山崎町の24件である。

表2-71 公害苦情件数

項目	年度	向日市	長岡京市	大山崎町	京都市 伏見区	八幡市	久御山町	合計
大気汚染	令和3	3	10	0	8	18	22	148
	令和4	7	10	3	4	21	9	
	令和5	3	2	0	6	17	5	
水質汚濁	令和3	1	11	0	7	5	4	98
	令和4	0	6	0	12	8	9	
	令和5	2	6	0	7	11	9	
土壌汚染	令和3	0	0	0	0	1	0	2
	令和4	0	0	0	0	0	0	
	令和5	0	0	0	0	1	0	
騒音	令和3	5	12	3	31	11	22	207
	令和4	2	9	8	21	25	5	
	令和5	6	10	3	17	12	5	
振動	令和3	0	1	1	2	0	7	38
	令和4	0	0	2	3	9	0	
	令和5	0	1	0	2	6	4	
地盤沈下	令和3	0	0	0	0	0	0	0
	令和4	0	0	0	0	0	0	
	令和5	0	0	0	0	0	0	
悪臭	令和3	5	2	1	8	3	17	119
	令和4	5	12	1	9	4	7	
	令和5	7	7	2	12	7	10	
合計		46	99	24	149	159	135	612

出典：「京都府環境白書」（令和4年度版～令和6年度版）、京都府統計書（令和3年～令和5年）

2-2-2 社会的・文化的状況

(1) 人口及び産業の状況

ア. 人口・世帯数等

調査地域の市区町別人口・世帯数の推移を表2-72に示す。

令和6年10月1日現在で最も人口が多いのは京都市伏見区で約27万人、最も少ないのは久御山町の約1.5万人である。過去5年間では、向日市・八幡市・京都市伏見区・久御山町は減少傾向であり、長岡京市・大山崎町は増加傾向にある。

令和6年10月1日現在で最も世帯数が多いのは京都市伏見区で約13万世帯、最も少ないのは大山崎町の約7千世帯である。過去5年間では6市区町とも世帯数は増加傾向にある。

令和6年10月1日現在で人口密度が最も高いのは向日市で1km<sup>2</sup>あたり約7千人、次いで京都市伏見区、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町の順となっている。

表2-72 各市町の人口・世帯等の推移

自治体等	年度	人口			世帯数	1世帯当たり の人口	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
		男	女	総数			
向日市	令和2	27,119	29,740	56,859	23,525	2.42	7,265
	令和3	26,949	29,644	56,593	23,557	2.40	7,331
	令和4	26,815	29,562	56,377	23,665	2.38	7,303
	令和5	26,656	29,393	56,049	23,753	2.36	7,260
	令和6	26,542	29,286	55,828	23,920	2.33	7,232
長岡京市	令和2	39,228	41,815	81,043	36,489	2.22	4,228
	令和3	39,241	41,970	81,211	36,685	2.21	4,236
	令和4	39,456	42,275	81,731	37,205	2.20	4,263
	令和5	39,807	42,434	82,241	37,704	2.18	4,290
	令和6	39,833	42,458	82,291	38,137	2.16	4,293
大山崎町	令和2	7,742	8,236	15,978	6,617	2.41	2,676
	令和3	7,783	8,296	16,079	6,692	2.40	2,693
	令和4	7,840	8,402	16,242	6,741	2.41	2,721
	令和5	7,793	8,426	16,219	6,723	2.41	2,717
	令和6	8,010	8,623	16,633	7,342	2.27	2,786
八幡市	令和2	34,337	36,227	70,564	33,295	2.12	2,898
	令和3	34,063	35,954	70,017	33,400	2.10	2,875
	令和4	33,862	35,818	69,680	33,707	2.07	2,862
	令和5	33,685	35,601	69,286	33,988	2.04	2,845
	令和6	33,470	35,358	68,828	34,245	2.01	2,827
京都市伏見区	令和2	133,098	145,033	278,131	130,849	2.13	4,514
	令和3	132,121	143,734	275,855	131,761	2.09	4,477
	令和4	131,306	143,011	274,317	132,745	2.07	4,452
	令和5	130,439	141,978	272,417	133,686	2.04	4,421
	令和6	129,497	140,991	270,488	134,599	2.01	4,390
久御山町	令和2	7,836	7,948	15,784	7,149	2.21	1,139
	令和3	7,729	7,842	15,571	7,156	2.18	1,123
	令和4	7,692	7,829	15,521	7,285	2.13	1,120
	令和5	7,673	7,749	15,422	7,346	2.10	1,113
	令和6	7,559	7,653	15,212	7,415	2.05	1,098

※各年10月1日時点

出典：向日市統計書、長岡京市統計書、広報おおやまぎ（各年11月号）、  
八幡市HP人口集計表、京都市統計ポータル、久御山町HP統計資料

## 第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

### イ. 産業の状況

調査地域の産業別事業所数及び従業者数を表2-73、表2-74に示す。

産業別事業所数は、久御山町を除く市町でサービス業が最も多いが、久御山町では製造業が最も多くなっている。

産業別従業者数は、向日市でサービス業が最も多く、長岡京市、京都市伏見区も平成26年調査まではサービス業が最も多かった。平成28年調査以降は長岡京市、大山崎町、久御山町では製造業が最も多く、京都市伏見区、八幡市では卸売・小売業が最も多い。

表2-73 産業別事業所数と従業者数(1/2)

区分	年	市区町村名	総数	農林漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業
事業所数	平成26	向日市	1,872	2	0	176	141	4	46
		長岡京市	2,749	1	0	222	185	6	75
		大山崎町	431	0	0	42	32	3	18
		京都市伏見区	9,733	9	1	837	935	14	411
		八幡市	2,013	5	0	149	234	4	147
		久御山町	1,628	8	0	122	562	2	125
	平成28	向日市	1,790	1	0	171	131	1	48
		長岡京市	2,601	1	0	211	171	2	74
		大山崎町	401	0	0	42	35	2	16
		京都市伏見区	9,181	10	1	785	876	6	383
		八幡市	1,964	6	0	144	242	2	150
		久御山町	1,579	8	0	114	530	0	129
	令和3	向日市	1,660	0	0	156	115	4	46
		長岡京市	2,616	4	0	213	166	7	78
		大山崎町	429	0	0	41	32	4	22
		京都市伏見区	9,512	17	1	899	862	16	417
		八幡市	1,979	9	0	161	228	6	161
		久御山町	1,538	9	0	111	511	2	140
従業者数	平成26	向日市	15,011	6	0	738	2,268	38	883
		長岡京市	32,019	8	0	1,087	7,508	113	1,693
		大山崎町	5,732	0	0	197	2,698	38	589
		京都市伏見区	105,967	183	5	5,648	16,998	481	9,427
		八幡市	22,401	29	0	866	3,991	93	3,150
		久御山町	25,228	126	0	962	9,035	10	5,722
	平成28	向日市	14,110	4	0	735	1,950	6	934
		長岡京市	30,067	4	0	1,056	9,397	67	1,631
		大山崎町	5,146	0	0	243	2,540	35	571
		京都市伏見区	101,661	199	5	5,445	16,902	148	8,458
		八幡市	23,003	37	0	794	4,681	72	3,903
		久御山町	23,447	145	0	895	8,731	0	4,313
	令和3	向日市	15,181	0	0	712	1,603	32	820
		長岡京市	33,493	22	0	1,152	9,664	126	1,868
		大山崎町	5,736	0	0	252	2,192	42	800
		京都市伏見区	109,366	350	1	6,116	17,492	246	10,154
		八幡市	26,164	160	0	951	5,252	121	4,983
		久御山町	24,814	136	0	930	9,638	14	3,917

※ 黄色ハイライトは市区町ごとに最も多い業種を示す。

出典：経済センサス-活動調査（平成26、28、令和3年）

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-74 産業別事業所数と従業者数(2/2)

区分	年	市区町村名	総数	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	サービス業(注)	教育・学習支援業	医療・福祉
事業所数	平成26	向日市	1,872	405	15	212	585	108	178
		長岡京市	2,749	536	35	290	882	182	335
		大山崎町	431	97	4	48	129	22	36
		京都市伏見区	9,733	2,485	99	783	2,949	365	845
		八幡市	2,013	532	17	126	552	83	164
		久御山町	1,628	338	14	63	316	30	48
	平成28	向日市	1,790	412	17	190	552	93	174
		長岡京市	2,601	533	34	275	829	164	307
		大山崎町	401	86	4	41	129	20	26
		京都市伏見区	9,181	2,388	95	690	2,806	283	858
		八幡市	1,964	528	17	121	551	54	149
		久御山町	1,579	357	13	61	309	17	41
	令和3	向日市	1,660	346	16	163	518	95	201
		長岡京市	2,616	476	37	264	830	183	358
		大山崎町	429	81	1	37	140	27	44
		京都市伏見区	9,512	2,247	93	846	2,834	344	936
		八幡市	1,979	501	16	123	521	79	174
		久御山町	1,538	327	10	57	302	22	47
従業者数	平成26	向日市	15,011	3,243	227	530	3,489	1,037	2,552
		長岡京市	32,019	4,237	439	831	8,362	1,902	5,839
		大山崎町	5,732	572	13	83	918	187	437
		京都市伏見区	105,967	20,883	1,507	2,799	22,197	6,677	19,162
		八幡市	22,401	5,248	174	446	4,046	1,099	3,259
		久御山町	25,228	4,019	118	242	3,243	414	1,337
	平成28	向日市	14,110	3,343	217	425	3,653	607	2,236
		長岡京市	30,067	4,620	464	813	5,114	1,311	5,590
		大山崎町	5,146	441	10	77	878	84	267
		京都市伏見区	101,661	21,552	1,466	2,641	21,362	5,622	17,861
		八幡市	23,003	5,457	163	451	4,426	364	2,655
		久御山町	23,447	4,078	114	211	2,749	98	2,113
	令和3	向日市	15,181	3,078	183	408	3,929	1,183	3,233
		長岡京市	33,493	4,402	480	839	5,182	2,895	6,863
		大山崎町	5,736	470	1	68	1,080	227	604
		京都市伏見区	109,366	21,916	1,314	3,091	21,392	6,858	20,436
		八幡市	26,164	5,574	152	445	4,208	981	3,337
		久御山町	24,814	4,306	93	204	2,635	514	2,427

(注) 学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス業合計

※ 黄色ハイライトは市区町ごとに最も多い業種を示す。

出典：経済センサス-活動調査(平成26、28、令和3年)

(2) 行政区画の状況

調査地域の行政区画の状況を図2-25に示す。

対象事業実施区域のある大山崎町は京都府の西側の大阪府との境界に位置している。対象事業実施区域は大山崎町と長岡京市の境界付近にあり、京都市と隣接している。

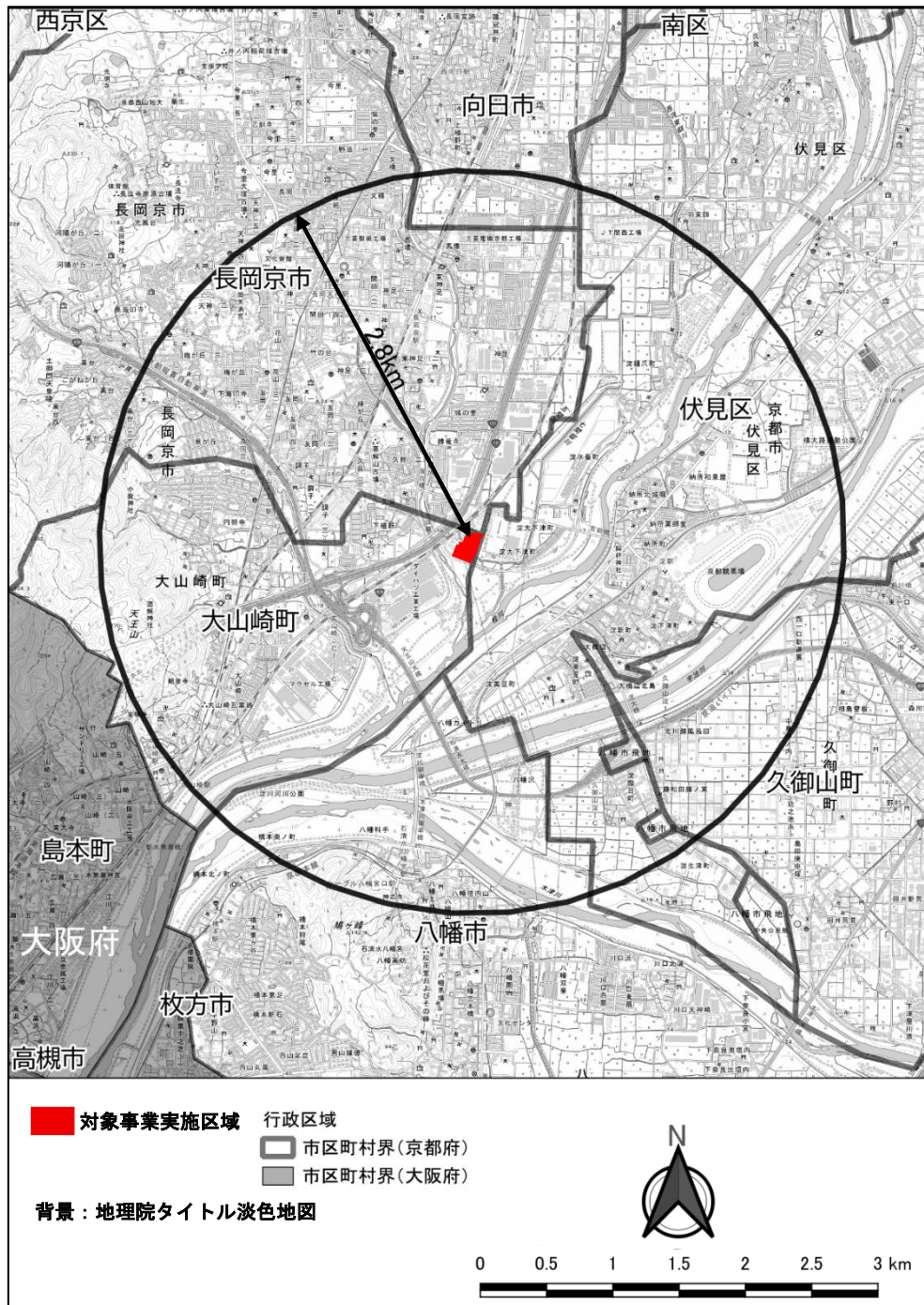


図2-25 行政区画図

(3) 土地利用の状況

調査地域の地目別土地面積を表2-75、図2-26に示す。久御山町を除く5市区町では宅地が占める割合が最も大きい、久御山町は田が占める割合が最も多い。向日市、八幡市は次いで田が多く、長岡京市、大山崎町、京都市伏見区は山林が次いで多く、久御山町は次いで宅地が多くなっている。

調査地域は図2-27に示すように、大山崎町都市計画マスタープラン（2014改訂）で資源循環リードゾーンに位置付けられ、洛西浄化センターとあわせてごみの有効利用、廃棄物処理の排熱利用、コ・ジェネレーション等、地域の資源循環をリードする機能の立地を図るものとしている。資源循環リードゾーンの周辺には活力産業ゾーンとして工業地域があり、東海道新幹線と名神高速道路から北及び西側は市街地住宅ゾーンとなっている。

その他の調査地域の市区町の土地利用方針と調査地域及び対象事業実施区域を図2-28～図2-32に示す。

第二期長岡京市都市計画マスタープラン（平成28年3月）では図2-28に示すように、対象事業実施区域周辺に工業地区及び沿道複合地区があり、その周辺に中・低層住宅地区が設定されている。

第3次向日市都市計画マスタープラン（令和2年3月）では図2-29に示すように、調査地域には工業・流通業地区があり、その周辺は土地利用調整地区、沿道サービス地区及び中密度住宅地区に設定されている。

京都市都市計画マスタープラン（令和3年9月）の南部の将来イメージ図では図2-30に示すように、調査地域は地域の将来イメージとして京阪電鉄淀駅を中心として地域中核拠点エリアが設定され、周辺は日常生活エリアと緑豊かなエリアに設定されている。

八幡市都市計画マスタープラン（平成31年3月改訂）では図2-31に示すように、調査地域はレクリエーションゾーン（川辺）が大半を占めており、京阪電鉄八幡市駅（現・石清水八幡宮駅）周辺に住宅ゾーン、複合都市機能誘導ゾーン及びレクリエーションゾーン（山辺）がある。

久御山町都市計画マスタープラン（改訂版）（平成29年3月）では図2-32に示すように、調査地域は農業集落ゾーンが大半を占めており、宇治川沿いに住宅エリアが一部存在する。

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-75 地目別土地利用面積

自治体名	面積 (千m <sup>2</sup> )							合計
	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種	
向日市	887	535	2,965	-	194	-	709	5,290
長岡京市	956	1,413	5,310	1	2,972	10	480	11,142
大山崎町	124	136	1,492	1	741	-	217	2,711
八幡市	3,464	1,947	6,379	-	863	19	1,519	14,191
京都市伏見区	4,686	1,828	16,043	13	8,177	12	3,046	33,805
久御山町	4,526	1,193	3,354	4	-	1	395	9,473

※ 令和5年1月1日時点

出典：令和5年京都府統計書

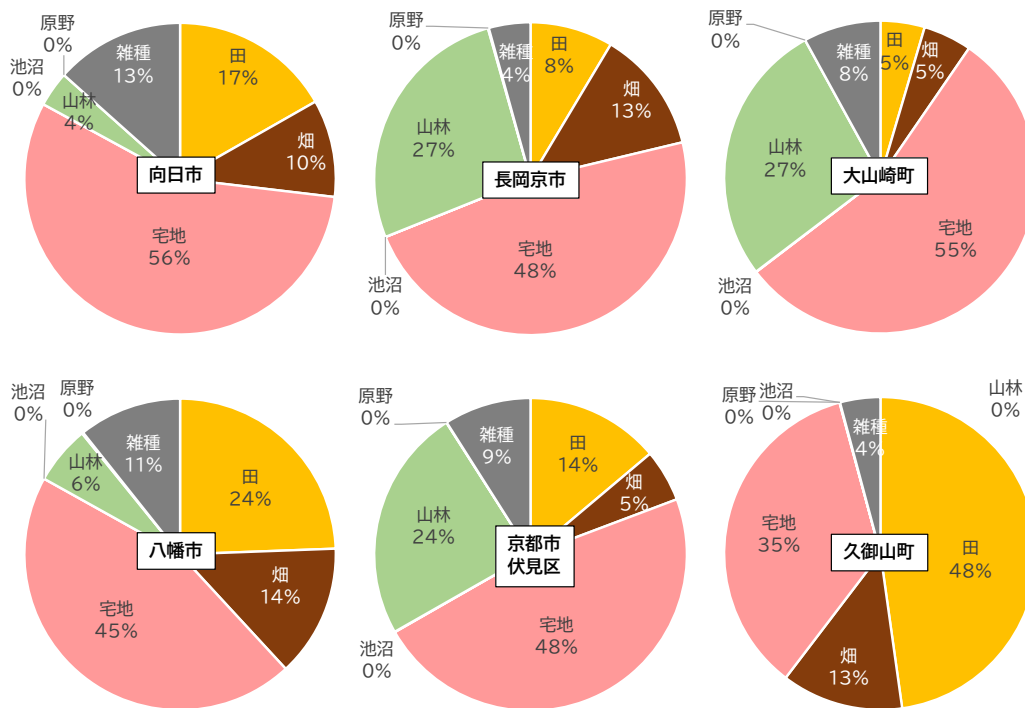
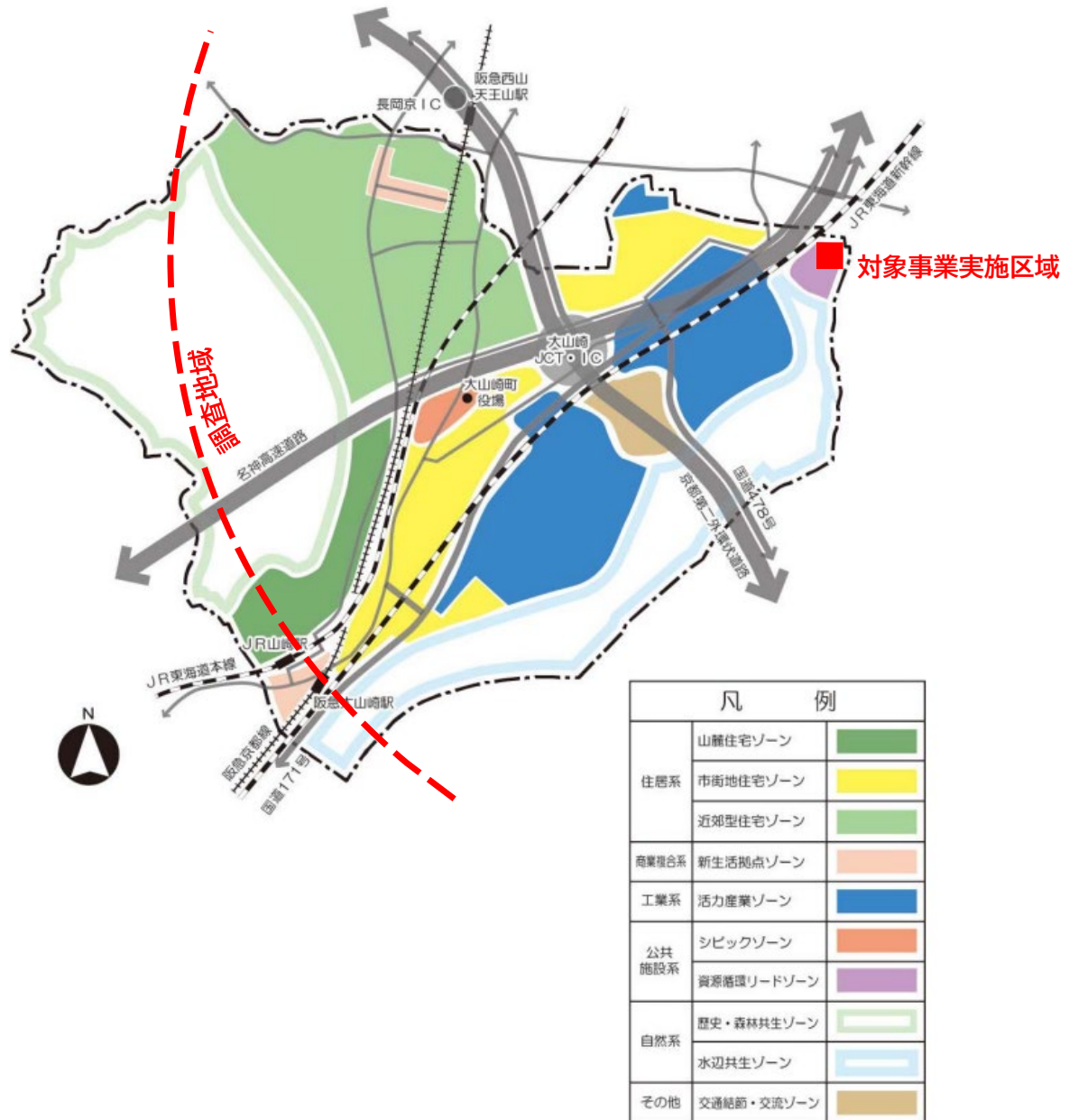


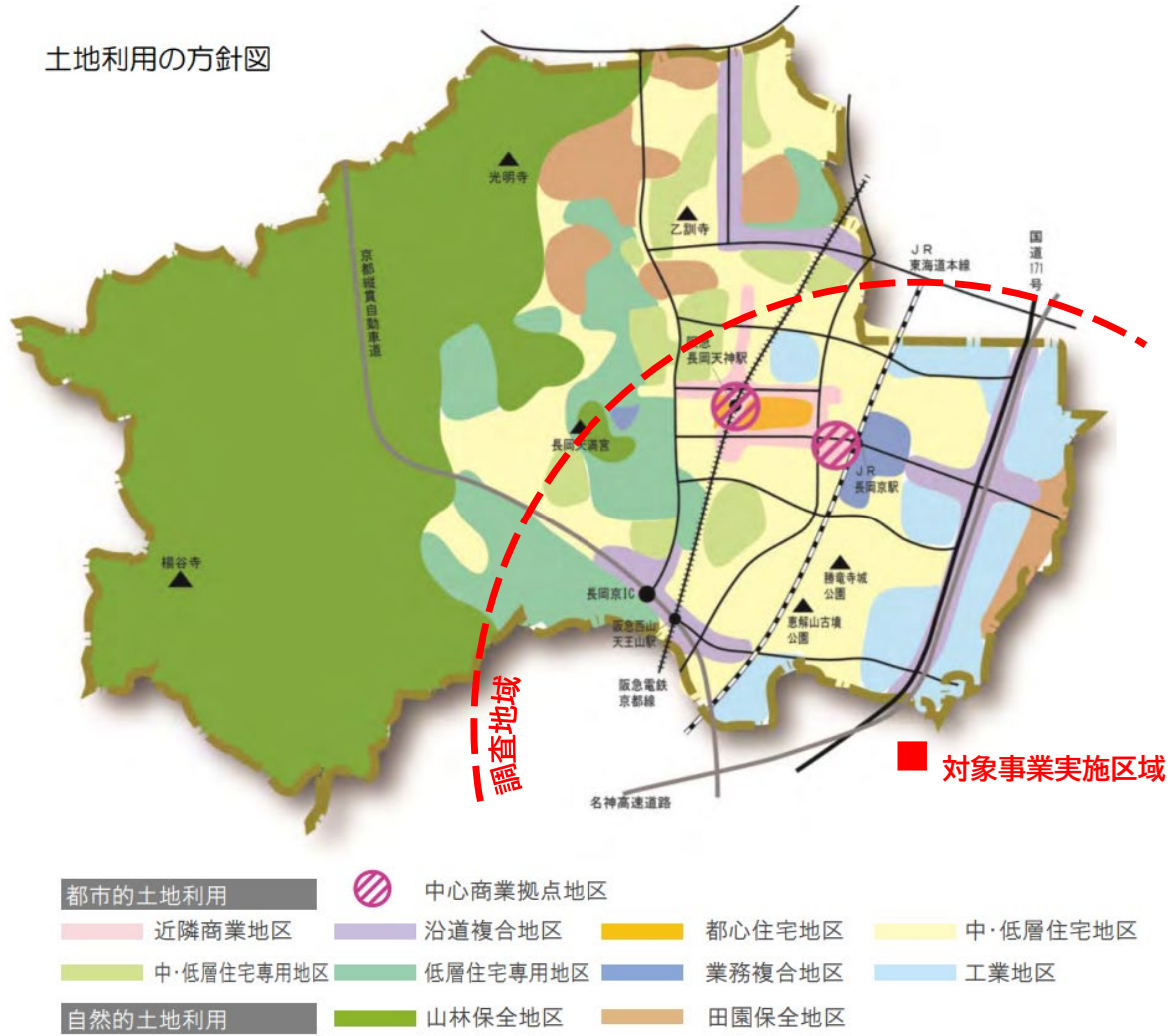
図2-26 地目別土地利用割合



出典：大山崎町都市計画マスタープラン（2014改訂）の土地利用方針図に加筆

図2-27 土地利用方針図(大山崎町)

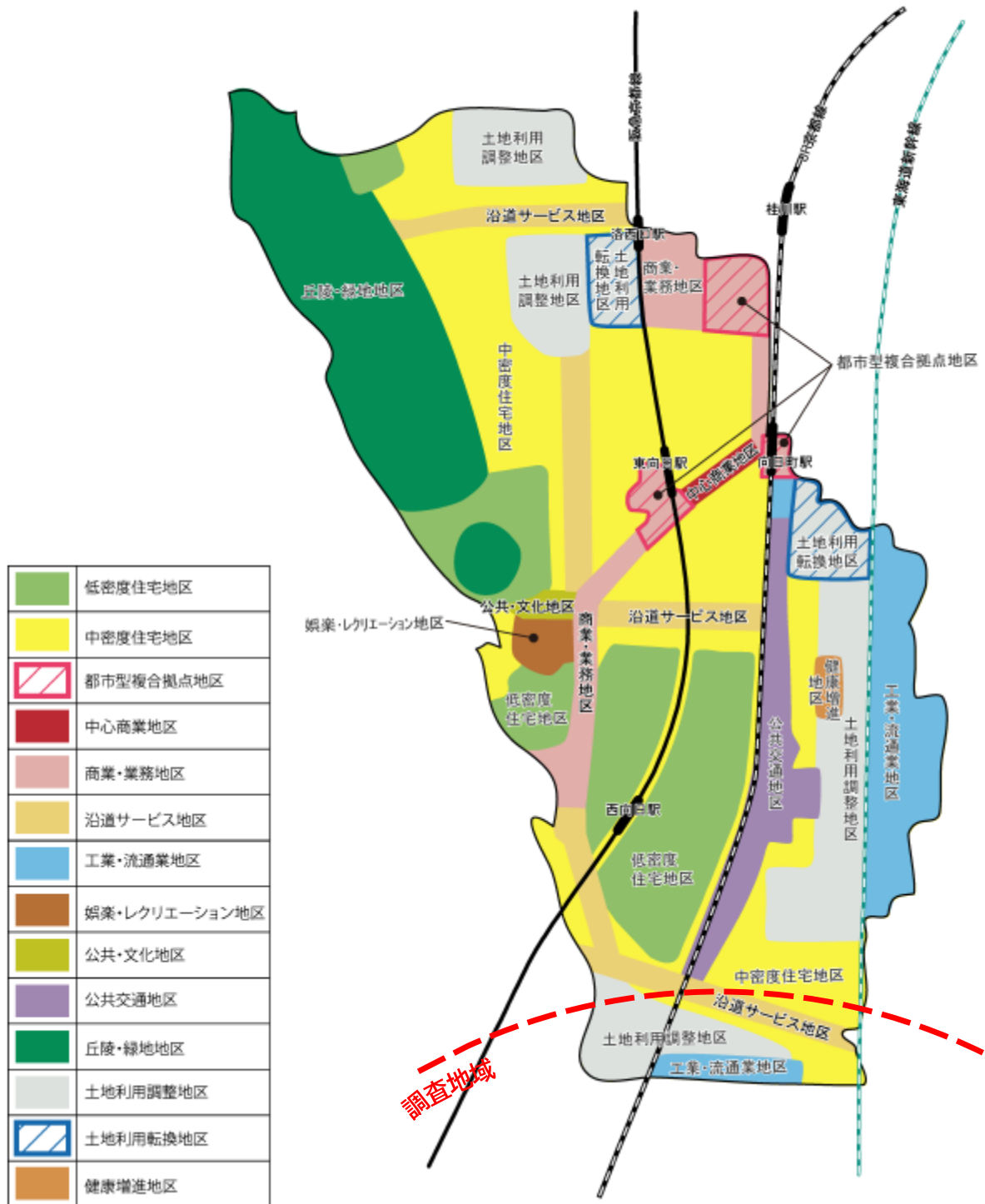
土地利用の方針図



出典：第二期長岡京都市計画マスタープラン（平成28年3月）の土地利用方針図に加筆

図2-28 土地利用方針図(長岡京市)

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況



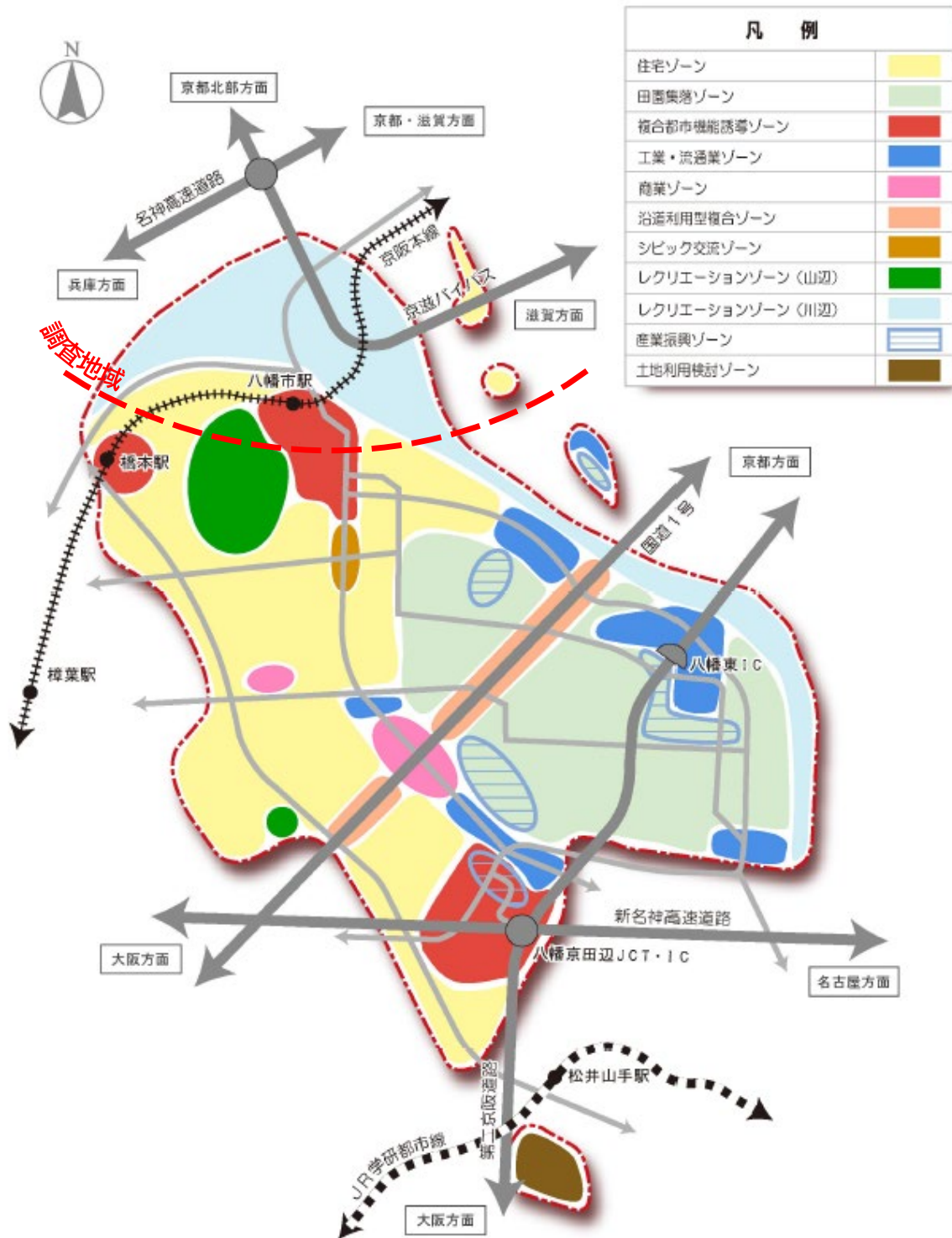
出典：第3次向日市都市計画マスタープラン（令和2年3月）の土地利用方針図に加筆

図2-29 土地利用方針図(向日市)



出典：京都市都市計画マスタープラン（令和3年9月）の南部・将来イメージ図に加筆  
 図2-30 将来イメージ図(南部(伏見区周辺))

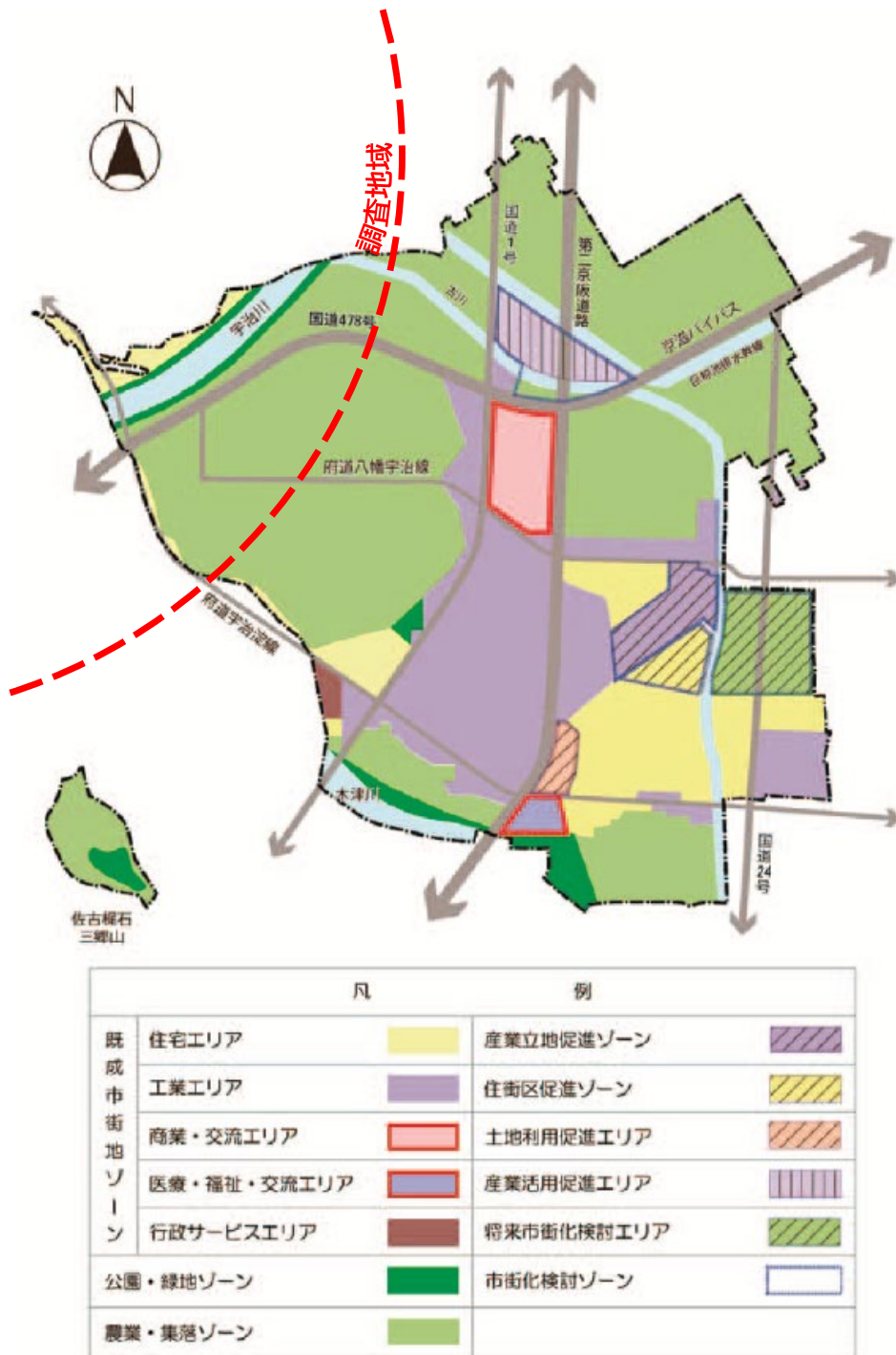
■ 土地利用方針図



出典：八幡市都市計画マスタープラン（平成31年3月改訂）の土地利用方針図に加筆

図2-31 土地利用方針図(八幡市)

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況



出典：久御山町都市計画マスタープラン（改訂版）（平成29年3月）の土地利用の方針図に加筆

図2-32 土地利用方針図(久御山町)

(4) 河川、湖沼及び地下水利用状況

ア. 水面利用、その他の水利用の状況

調査地域の水道事業による取水量内訳を表2-76に示す。京都市を除く5市町は深井戸及び浄水受水を主な水源としている。

大山崎町ではかつて上水道を地下水取水に依存していたものの、人口増加により水源の質・量を恒久的に確保することが困難であることから、平成12年より桂川上流の日吉ダムを水源とする京都府営水道（乙訓浄水場）の受水を開始し、地下水を水源とする自己水と京都府営水道受水による供給を現在も継続している。対象事業実施区域における地下水取水量を表2-77に示す。本組合では直近5年間で毎年、約77千m<sup>3</sup>～91千m<sup>3</sup>の地下水取水がある。

また、調査地域の長岡京市、向日市の地下水取水量の推移を表2-78及び表2-79に、八幡市の水道水源別水量内訳を図2-33に示す。

長岡京市では表2-78に示すとおり、民間事業者による地下水取水が約2,000千m<sup>3</sup>、水道事業による地下水取水量が約4,000千m<sup>3</sup>である。合計取水量は平成28年度までは減少傾向にあったが、平成29年度に増加に転じている。

向日市については、水道事業以外の地下水取水量の公開データがないため、水道事業のみを表2-79に示す。令和2年度以降、取水量は減少している。

八幡市についても水道事業以外の地下水取水量の公開データがないため、水道事業の水源内訳を図2-33に示す。令和元年で日平均約8,000m<sup>3</sup>の地下水を水道水として取水している。

なお、京都市伏見区、久御山町については、地下水取水量の経年データが公開されていないため省略した。

表2-76 水道事業の取水量内訳

取水量 (千m <sup>3</sup> )	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	浄水受水	湧水	合計
向日市	0	0	0	3,184	2,761	0	5,945
長岡京市	0	0	0	2,168	6,834	0	9,002
大山崎町	0	0	0	865	1,003	0	1,868
京都市	184,759	455	323	357	5	0	185,899
八幡市	0	0	0	2,905	4,603	0	7,508
久御山町	0	0	0	1,271	1,408	0	2,679

※ 京都市伏見区の内訳がないため、京都市全体の取水量内訳を示す。

出典：京都水道ランドデザイン（令和6年3月一部改訂、データは水道統計（令和3年度実績）を基に作成）

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-77 大山崎町の地下水取水量

取水量 (m <sup>3</sup> /年)	水道事業	企業	乙訓環境衛生組合	合計
令和元年度	806,140	551,218	77,398	1,434,756
令和2年度	827,320	547,706	80,375	1,455,401
令和3年度	865,190	334,436	76,034	1,275,660
令和4年度	868,225	389,772	77,628	1,335,625
令和5年度	870,745	414,991	91,111	1,376,847

出典：令和5年度大山崎町の水道

表2-78 長岡京市の地下水取水量

取水量 (m <sup>3</sup> /年)	民間事業者	水道事業	合計
平成25年度	2,240,735	5,017,290	7,258,025
平成26年度	2,199,125	4,609,220	6,808,345
平成27年度	2,001,660	4,137,640	6,139,300
平成28年度	2,086,340	4,048,945	6,135,285
平成29年度	2,053,490	4,212,465	6,265,955

出典：長岡京市上下水道ビジョン（令和2年～令和11年度）

表2-79 向日市の地下水取水量(水道事業)

取水量 (m <sup>3</sup> /年)	物集女西浄水場
令和元年度	2,984,093
令和2年度	3,451,437
令和3年度	3,184,415
令和4年度	2,948,937
令和5年度	2,575,995

出典：令和5年度向日市水道事業年報



※自己水は地下水を水源とする。

出典：八幡市水道ビジョン（令和3年3月）

図2-33 八幡市の水道水源別水量内訳

イ. 漁業権の設定状況

調査地域の内水面漁業の概要を表2-80に示す。

淀川水系において、あゆ、こい、ふな、はえ、うなぎ、ます類の内水面漁業が行われている。桂川下流では京淀川漁業協同組合が、木津川では木津川漁業協同組合が漁業権者である。

表2-80 内水面漁業権の概要

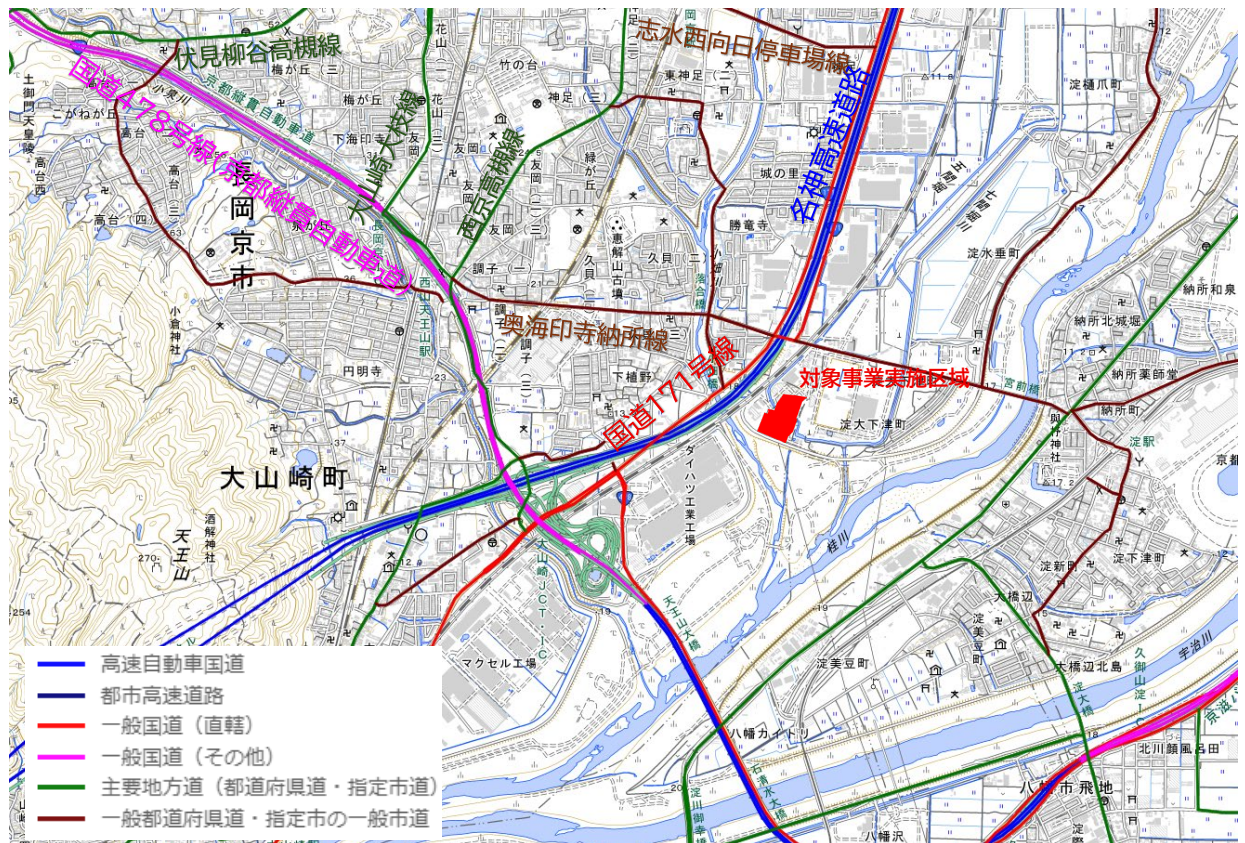
項目	内水面漁業の概要	
	京内共第4号	京内共第7号
水系	淀川	
漁業権者	京淀川漁業協同組合	木津川漁業協同組合
漁業権区域	京都市西京区、南区JR東海道線鉄橋から下流の桂川、宇治市隠元橋から下流、京都府と大阪府との境界までの淀川本支流、八幡市上津屋橋から下流の木津川本支流、京都市南区小枝橋から下流の鴨川本支流。ただし、支流の壕川、新高瀬川、西高瀬川及び天神川を除く。	八幡市上津屋橋から上流の木津川本支流。
漁業権魚種	あゆ、こい、ふな、はえ、うなぎ、ます類	
遊漁の制限又は禁止事項等	1	禁漁期間と体長制限 (京都府内水面漁業調整規則第25条・第26条、水産資源保護法第25条)
	2	禁止漁具・漁法 (水産資源保護法及び京都府内水面漁業調整規則第27条)
	3	採捕禁止区域(京都府内水面漁業調整規則第29条)
	4	外来魚の移植制限(京都府内水面漁業調整規則第29条の2)

出典：京都府内水面漁業協同組合連合会HP、京都府内水面漁業調整規則（2025年11月4日閲覧）

(5) 交通の状況

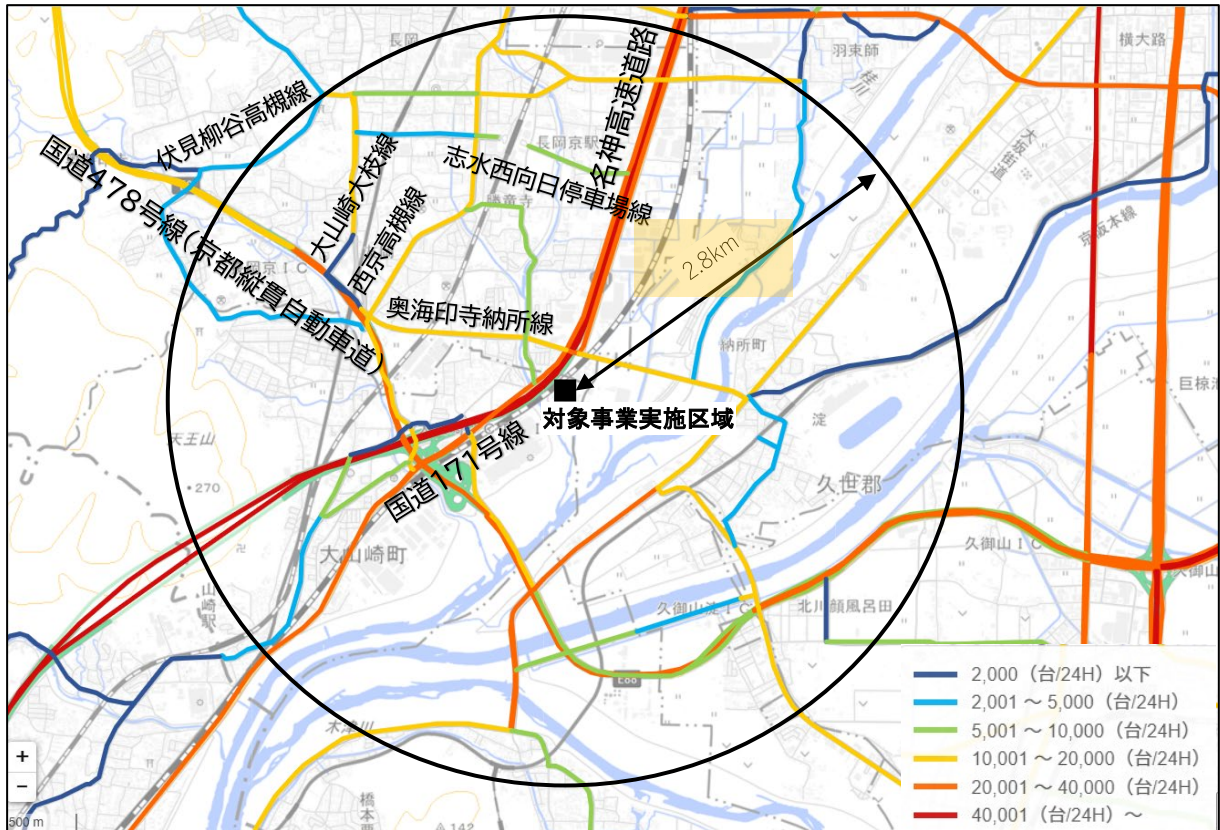
ア. 道路

対象事業実施区域周辺の主要道路を図2-34に、24時間交通量を図2-35に示す。対象事業実施区域周辺には、名神高速道路、京都縦貫自動車道等の高速道路が走っており、近隣には大山崎JCTがあり、大阪と京都・名古屋を結ぶ主要交通の要所である。24時間の交通量は名神高速道路の京都南から大山崎JCTで約86,000台が走行している。一般道では、国道171号線が縦断し、国道478号線から淀川対岸の八幡市方面へ連絡している。



出典：令和3年度 一般交通量調査結果WEBマップ（可視化ツール）（2025年11月4日閲覧）

図2-34 対象事業実施区域周辺の主要道路



出典：令和3年度一般交通量調査結果WEBマップ（可視化ツール）（2025年11月4日閲覧）

図2-35 対象事業実施区域の24時間交通量

イ. 鉄道

調査地域の鉄道の状況を図2-36に示す。対象事業実施区域周辺には、JR京都線及び阪急電鉄京都線が縦断しており、JR長岡京駅、阪急西山天王山駅及び長岡天神駅が立地し、住民の日常生活の足として利用されている。また、桂川の対岸には京阪電鉄の淀駅がある。

一方、名神高速道路と並行して東海道新幹線が走っており、対象事業実施区域から新幹線の高架までの直線距離は100m程度である。

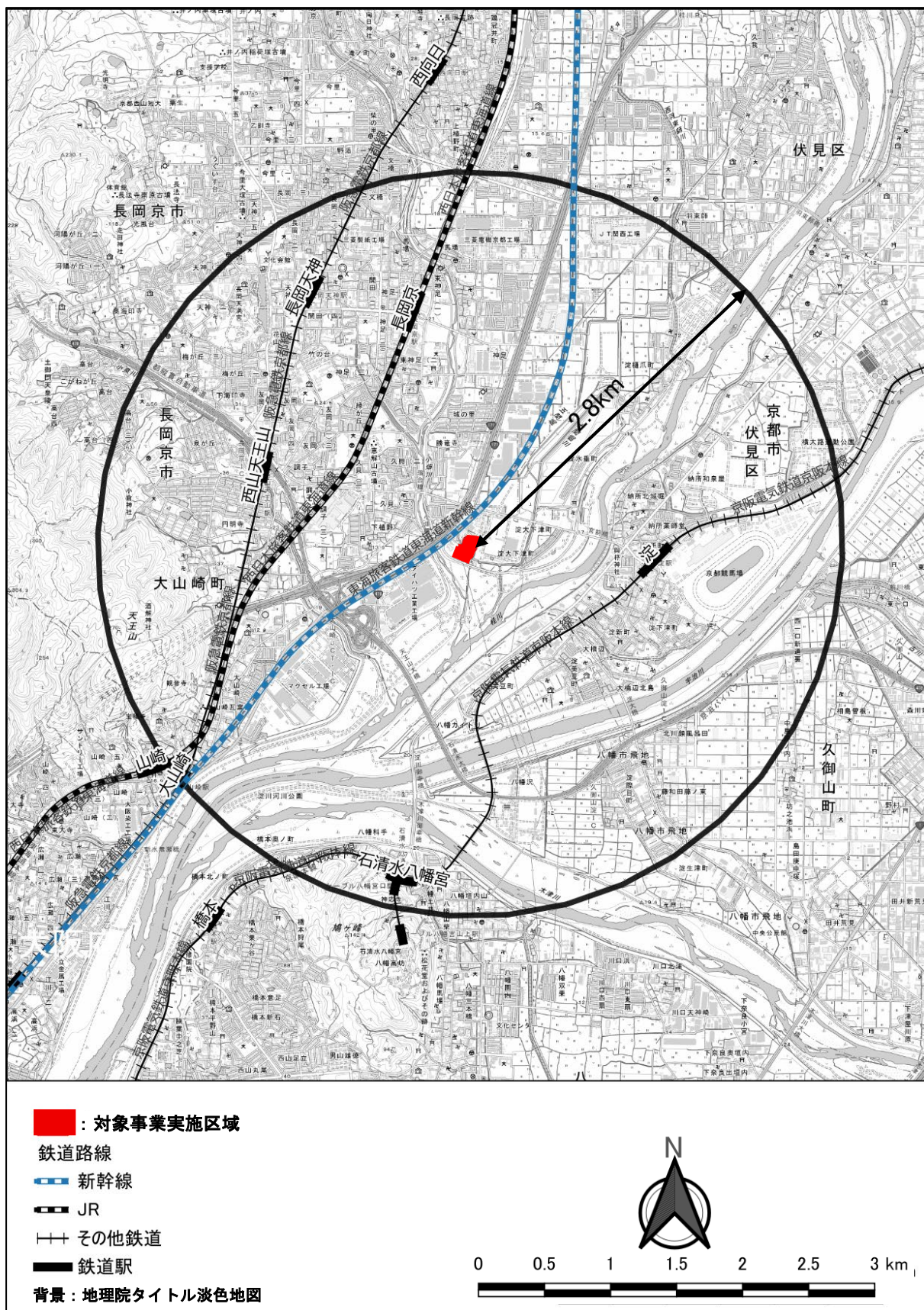


図2-36 調査地域の鉄道の状況

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

(6) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

ア. 学校

調査地域の市区町ごとの学校数、児童・生徒数を表2-81に示す。

調査地域の環境保全についての配慮が必要な学校等を表2-82に、分布を図2-37に示す。

調査地域には59の学校等がある。対象事業実施区域から最も近い施設は「いしはら保育室 長岡京」であり、直線距離で約1 kmの位置にある。

表2-81 学校数、児童・生徒数

自治体名	項目	学校数	教員数	児童・生徒数(人)		
				男	女	総数
向日市	幼稚園 (幼保連携型認定こども園含む)	5	94	414	425	839
	保育所	8	-	-	-	1,033
	小学校	7	224	1,837	1,704	3,541
	中学校	3	93	731	672	1,403
	高等学校	2	90	431	752	1,183
長岡京市	幼稚園 (幼保連携型認定こども園含む)	8	155	742	782	1,524
	保育所	12	-	-	-	1,303
	小学校	10	297	2,265	2,265	4,530
	中学校	5	219	1,415	1,423	2,838
	高等学校	3	165	1,063	1,152	2,215
大山崎町	幼稚園 (幼保連携型認定こども園含む)	1	13	89	96	185
	保育所	4	-	-	-	623
	小学校	2	63	430	448	878
	中学校	1	32	197	208	405
	高等学校	-	-	-	-	0
久御山町	幼稚園 (幼保連携型認定こども園含む)	3	58	203	212	415
	保育所	-	-	-	-	-
	小学校	3	60	338	288	626
	中学校	1	31	197	174	371
	高等学校	1	50	339	354	693
八幡市	幼稚園 (幼保連携型認定こども園含む)	11	149	568	527	1,095
	保育園	9	-	-	-	955
	小学校	8	232	1,529	1,597	3,126
	中学校	4	142	810	809	1,619
	高等学校	2	69	183	206	389
京都市伏見区	幼稚園 (幼保連携型認定こども園含む)	32	444	1,455	1,465	2,920
	保育所	45	-	-	-	4,119
	小学校	33	813	6,034	5,794	11,828
	中学校	16	488	3,084	3,248	6,332
	高等学校	10	541	3,162	2,871	6,033

※ 保育園の児童・生徒数総数は在籍者数を示す。

※ 保育所は保育所型認定こども園を含む。

出典：令和5年京都府統計書

表2-82 調査地域の環境保全についての配慮が必要な学校等

分類	No.	名称	所在地	出典
保育所	1	開田保育所	長岡京市神足 3-2-20	※1
	2	こうたり保育園	長岡京市東神足 2-17-2	※1
	3	新田保育所	長岡京市長岡 2-3-2	※1
	4	ひまわり保育園	長岡京市調子 2-88-1	※1
	5	さくらんぼ保育園	長岡京市神足垣外ヶ内 1	※1
	6	きらら保育園	長岡京市友岡 1-2-3	※1
	7	きりしま保育園	長岡京市神足森本 13-1	※1
	8	ゆりかご保育園	長岡京市長岡 1-17-15	※1
	9	大山崎さくらの里保育園	乙訓郡大山崎町字円明寺小字西法寺 25-6・7	※1
	10	大山崎町立大山崎町保育所	乙訓郡大山崎町字大山崎小字堀尻 15	※1
	11	大山崎町立第2保育所	乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前 17	※1
	12	大山崎町立第3保育所	乙訓郡大山崎町字円明寺小字松田 45	※1
	13	よど保育園	京都市伏見区淀下津町 96	※1
	14	淀白鳥保育園	京都市伏見区淀池上町 151-10	※1
	15	淀白鳥保育園分園	京都市伏見区淀池上町 147-2	※1
	16	城之内保育園	京都市伏見区納所薬師堂 27-306	※1
	17	つぼみ保育園	京都市伏見区淀際目町 183-1	※1
	18	ピノキオ保育園	京都市伏見区納所下野 1-7	※1
	19	まごころ保育園	京都市伏見区羽束師古川町 578-3	※1
	20	くすのき保育園	八幡市八幡吉野垣内 3-1	※1
地域型保育事業所	21	いしはら保育室 長岡京	長岡京市城の里 27-4	※1
	22	小規模保育園Cherry's Hug	長岡京市竹の台 15-9	※1
	23	家庭的保育園アヤナイハウス	長岡京市下海印寺上内田 18-1	※1
	24	NOZOMI 保育園友岡園	長岡京市友岡 1-20-5	※1
	25	ほほえみ保育園 長岡京園	長岡京市長岡 1-1-11 コンフォートセブンビル 1階	※1
	26	ひかり保育園 長岡天神	長岡京市開田 2-7-1	※1
	27	小規模保育園アトリエ	長岡京市友岡川原 25-3	※1
	28	手をつなごうあおき保育園 長岡京	長岡京市調子 1-24-21	※1
	29	ココカラデザイン保育園 つむぎ園	長岡京市長岡 1-8-7 ベルメゾンナカムラ 1階	※1
	30	京都先端科学大学附属みどりの丘保育園	乙訓郡大山崎町字円明寺小字殿山 1-5	※1
保育施設 一般認可外	31	静野幼児園	長岡京市長岡 2-29-7	※2
	32	長岡京なないろ保育園	長岡京市天神 1丁目 15-7	※2
	33	かえで保育園	長岡京市神足垣外ヶ内 1番	※2
	34	マリアンキッズインターナショナルスクール長岡京校	長岡京市馬場 1丁目 106-10	※2
幼稚園	35	めぐみ幼稚園	長岡京市調子 1-1-19	※3
	36	京都先端科学大学附属みどりの丘幼稚園	乙訓郡大山崎町字円明寺小字殿山 1-5	※3
	37	一里塚幼稚園	長岡京市開田 2-2-3	※3

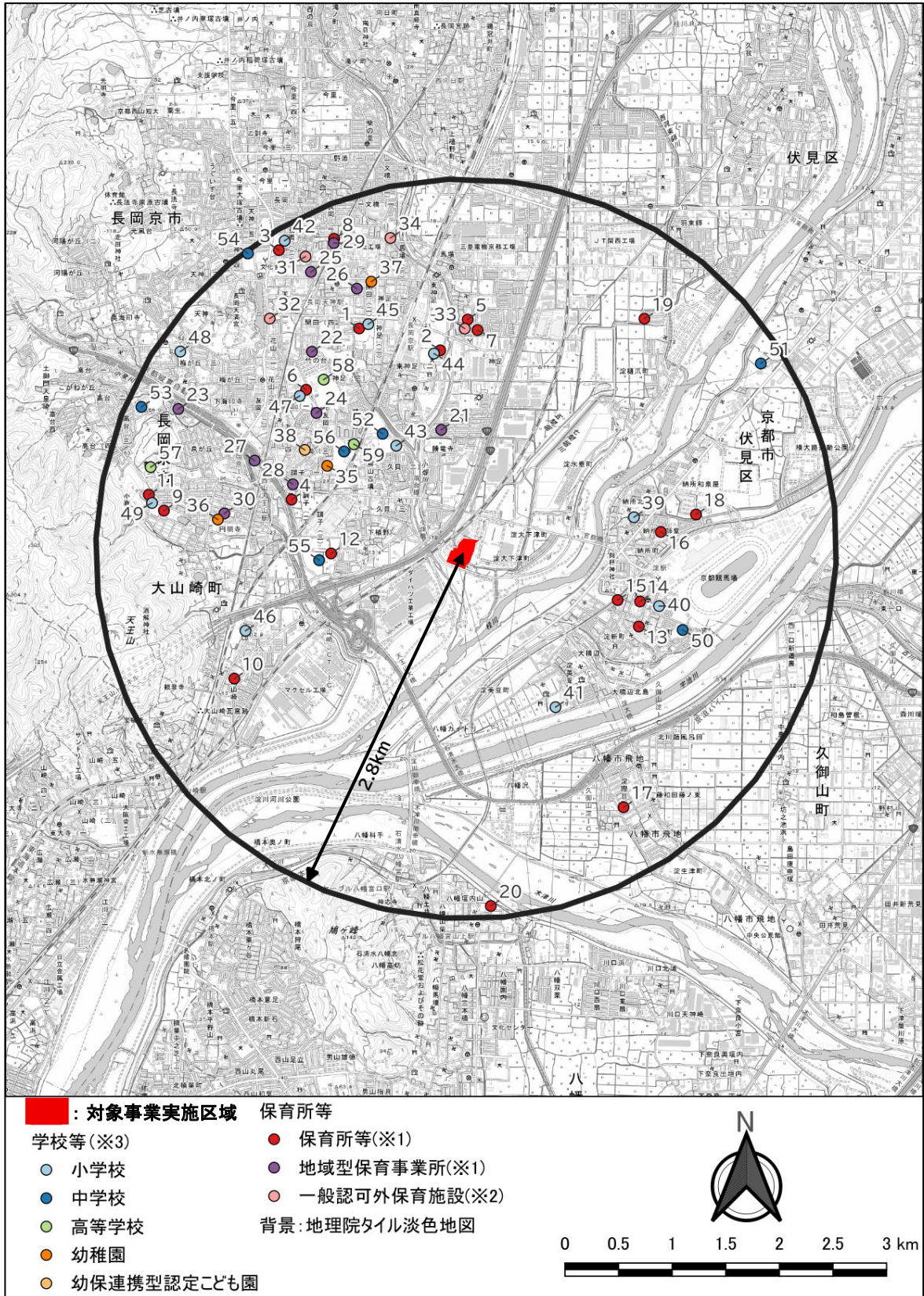
第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

分類	No.	名称	所在地	出典
認定 幼児連携型 こども園	38	友岡こども園	長岡京市友岡 3-8-18	※3
小学校	39	納所小学校	京都市伏見区納所妙徳寺 1	※3
	40	明親小学校	京都市伏見区淀池上町 106	※3
	41	美豆小学校	京都市伏見区淀美豆町 1244	※3
	42	長岡第六小学校	長岡京市長岡 2-3-1	※3
	43	長岡第八小学校	長岡京市勝竜寺 29-1	※3
	44	長岡第九小学校	長岡京市東神足 2-17-1	※3
	45	神足小学校	長岡京市神足 3-2-1	※3
	46	大山崎小学校	乙訓郡大山崎町円明寺百百 18	※3
	47	長岡第四小学校	長岡京市友岡 1-2-4	※3
	48	長岡第五小学校	長岡京市下海印寺東山 1	※3
49	第二大山崎小学校	乙訓郡大山崎町円明寺西法寺 26	※3	
中学校	50	大淀中学校	京都市伏見区淀下津町 257-7	※3
	51	洛水中学校	京都市伏見区横大路竜ヶ池 31	※3
	52	長岡第三中学校	長岡京市勝竜寺 28-1	※3
	53	長岡第四中学校	長岡京市下海印寺西山田 1-1	※3
	54	長岡中学校	長岡京市天神 4-5-1	※3
	55	大山崎中学校	乙訓郡大山崎町字円明寺小字松田 15-1	※3
	56	立命館中学校	長岡京市調子 1-25-1	※3
高等学校	57	西乙訓高等学校	長岡京市下海印寺西明寺 41	※3
	58	乙訓高等学校	長岡京市友岡 1-1-1	※3
	59	立命館高等学校	長岡京市調子 1-25-1	※3

※1 国土数値情報 福祉施設データ（令和5年度）

※2 京都府HP「子育て支援情報 未来っ子ひろば」 認可外保育施設一覧表（令和7年7月16日時点）

※3 国土数値情報 学校データ（令和5年度）



※1 国土数値情報 福祉施設データ (令和5年度)  
 ※2 京都府HP「子育て支援情報 未来っ子ひろば」 認可外保育施設一覧表 (令和7年7月16日時点)  
 ※3 国土数値情報 学校データ (令和5年度)

図2-37 対象事業実施区域と近隣の学校等の位置関係

## 第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

### イ. 病院・福祉施設・文化施設

調査地域の市区町別病院・診療所数を表2-83に、調査地域の病院・診療所を表2-84、図2-38、図2-39に示す。対象事業実施区域から最も近い病院はダイハツ工業株式会社京都工場診療所であり、直線距離で約500mの位置にある。そのほか、福祉施設を表2-85、図2-40に、文化施設を表2-86、図2-41に示す。

表2-83 病院、診療所数

所在地名	病院		一般診療所	
	施設数	病床数	施設数	病床数
向日市	1	158	47	19
長岡京市	6	1,284	72	44
大山崎町	-	-	9	-
八幡市	4	555	42	15
京都市伏見区	16	3,145	229	84
久御山町	2	479	8	-

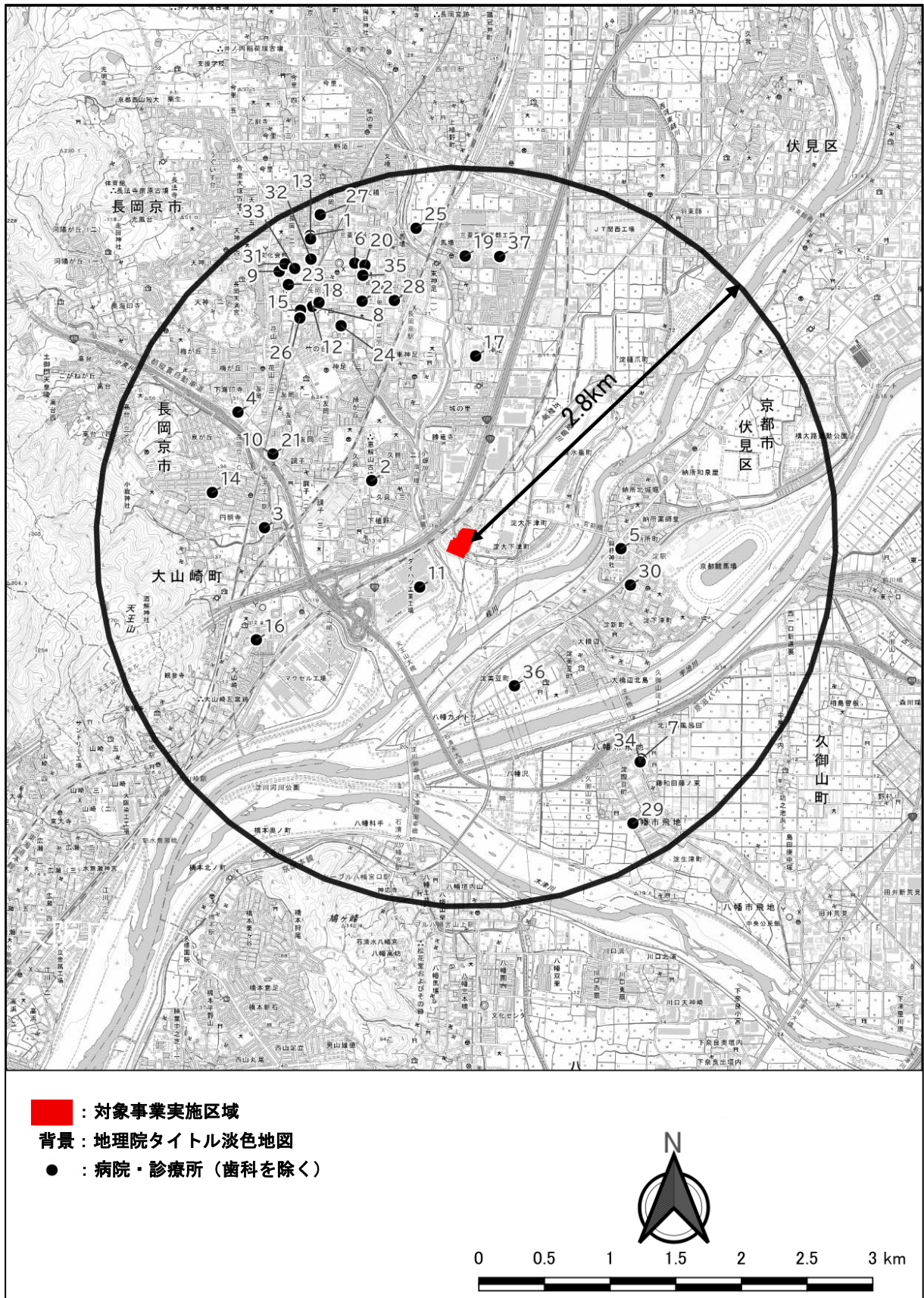
出典：令和4年度京都府統計書

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

表2-84 調査地域の病院・診療所

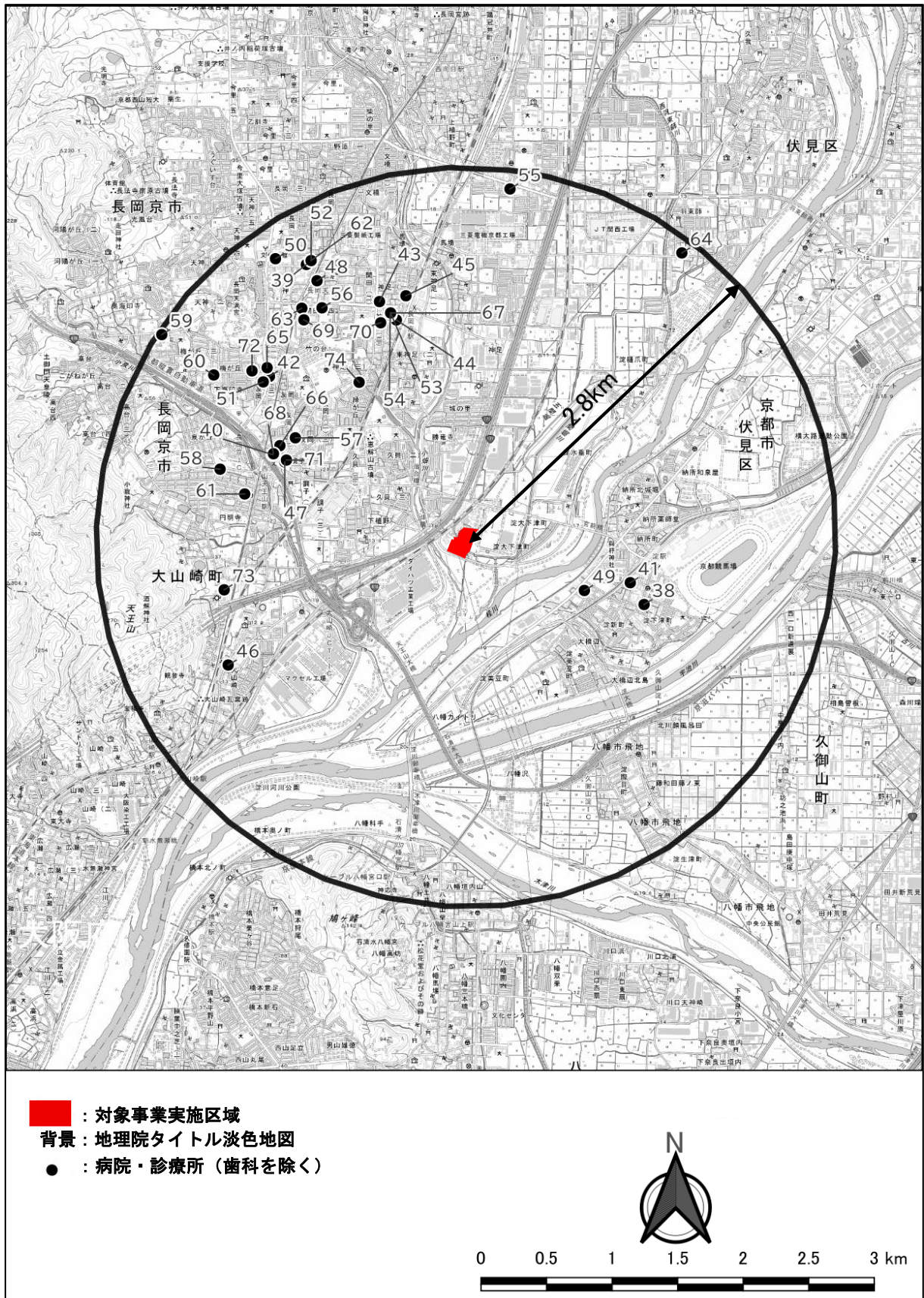
No.	名称	所在地
1	医療法人社団千春会 千春会病院	長岡京市開田2丁目14の26
2	医療法人社団淀さんせん会金井病院	京都市伏見区淀木津町612-12
3	医療法人総心会 長岡京病院	長岡京市開田4丁目9の10
4	社会福祉法人京都済生会病院	京都府長岡京市下海印寺下内田101番地
5	いちまる整形外科クリニック	長岡京市長岡2丁目26-13
6	おつか内科クリニック	京都市伏見区淀本町173-27
7	くわほら内科	久御山町北川顔村西6-2
8	さたけ整形外科	長岡京市開田4-8-6 クリニックステーション長岡天神2F
9	さとう内科	長岡京市天神1丁目3番28号
10	しまだ耳鼻咽喉科医院	長岡京市友岡4丁目21-13 ルピナスヴィータ2F
11	ダイハツ工業株式会社京都工場診療所	大山崎町下植野小字北細池1
12	ちかやま内科	長岡京市開田4丁目8番6
13	にしむら医院	長岡京市長岡2-26-16
14	はっとりこどもクリニック	長岡京市開田4丁目1-5 タナカビル2・3F
15	パナソニックセミコンダクターソリューションズ株式会社長岡健康管理室	長岡京市神足焼町1
16	ほった眼科	長岡京市開田1-121
17	マキ皮フ科クリニック	長岡京市友岡4-21-13 ルピナスヴィータ2-1
18	みちはた小児科医院	長岡京市開田2丁目9-12ファミル長岡京グランド1F
19	伊与田医院	長岡京市開田4-1-11 橋本ビル2F
20	医療法人さいのうち医院	長岡京市神足1-10-6
21	医療法人とみなクリニック	八幡市八幡樋ノ口3番地5
22	医療法人海老沢内科医院	長岡京市長岡1丁目1番12 パネフリ第3ビル1F
23	医療法人在田皮膚科医院	長岡京市開田2-1-21
24	医療法人社団 松ヶ崎記念病院 松ヶ崎記念クリニック	京都市伏見区淀美豆町1077番地
25	医療法人社団くぼた医院	長岡京市馬場見場走り25-3
26	医療法人社団つくだ医院	京都市伏見区淀下津町47番地
27	医療法人社団松下医院	京都市伏見区淀池上町136-16
28	医療法人社団森小児科医院	長岡京市花山三丁目26番地
29	医療法人社団千春会千春会ハイパーサーミアクリニック	長岡京市神足2-3-1 パンビオ1番館7階
30	医療法人社団足立医院	長岡京市神足1-8-7
31	医療法人社団中川医院	大山崎町大山崎堀尻12
32	医療法人社団田本内科	長岡京市友岡3-12-12
33	医療法人社団堀口医院	長岡京市開田3丁目6-19
34	医療法人社団和秀会近藤産婦人科医院	長岡京市長岡2-2-32
35	医療法人社団檜垣医院	長岡京市友岡西山14-7
36	医療法人社団成田村クリニック	向日市上植野町落堀15-1
37	医療法人村西医院	長岡京市友岡4丁目125番2号
38	医療法人太田内科医院	大山崎町門明寺島居前6-7
39	医療法人馬本医院	長岡京市下海印寺横山43
40	医療法人梅山医院	大山崎町門明寺若宮前10-63
41	医療法人美葉会 いわきクリニック形成外科皮膚科	長岡京市長岡1丁目1番11号コンフォートセブン2F
42	医療法人目高会羽束師クリニック	京都市伏見区羽束師古川町73番地1
43	井上クリニック耳鼻咽喉科・アレルギー科	長岡京市花山2丁目28-1
44	一般財団法人長岡記念財団長岡京駅前メンタルクリニック	長岡京市神足2丁目3番1号パンビオ1番館7階701-5
45	一般社団法人視力愛護協会富井眼科診療所長岡分院	長岡京市友岡4-21-13 ルピナス・ヴィータ1F
46	介護老人福祉施設洛和ヴィラ大山崎医務室	大山崎町門明寺開き3-3
47	株式会社村田製作所本社診療所	長岡京市東神足1-10-1
48	岩見眼科	長岡京市開田2丁目9番12-102
49	橋本医院	長岡京市開田2丁目9-12ファミル長岡京グランド1F
50	金井クリニック	京都市伏見区淀池上町151番地19
51	三菱電機株式会社京都製作所診療所	長岡京市馬場岡所1
52	山本あつこクリニック	八幡市八幡土井39-2
53	耳鼻咽喉科牧野医院	京都市伏見区淀池上町82-1
54	七岡内科医院	長岡京市久貝3-1-18
55	社会福祉法人長岡京せいしん会特別養護老人ホーム天神の杜医務室	長岡京市天神2-3-10
56	小児科・アレルギー科北條クリニック	長岡京市開田4-5-10
57	小松眼科医院	京都市伏見区淀池上町20番地
58	小野田医院	大山崎町大山崎小字高麗田3-4
59	森本医院	長岡京市天神1-12-12
60	神部整形外科	長岡京市神足3丁目4-8
61	石澤診療所	長岡京市開田4-8-5 若竹ビル1階
62	大林内科・循環器科クリニック	長岡京市神足1-15-5
63	地域密着型特別養護老人ホームいずみ医務室	京都市伏見区淀美豆町283番地
64	地域密着型特別養護老人ホーム洛和ヴィラ天王山医務室	大山崎町大山崎松原36-6
65	池田内科クリニック	向日市上植野町落堀14-5
66	中元耳鼻咽喉科医院	長岡京市開田4-8-5 若竹ビル2F
67	天神西村クリニック	長岡京市長岡2丁目1番41号
68	土井医院	長岡京市長岡1丁目3-17
69	特別養護老人ホームともおか医務室	長岡京市友岡1丁目2番3号
70	特別養護老人ホーム淀の里医務室	京都市伏見区淀美豆町1055番地
71	日本中央競馬会京都競馬場診療所	京都市伏見区葎島渡場島町32
72	畠中診療所	長岡京市勝竜寺11-2
73	鈴木医院	長岡京市開田2丁目3-10
74	鈴木外科医院	長岡京市友岡4丁目19-11

出典：国土数値情報 医療機関データ（令和2年度）



出典：国土数値情報 医療機関データ（令和2年度）

図2-38 対象事業実施区域と近隣の病院・診療所の位置関係（No.1～37）



出典：国土数値情報 医療機関データ（令和2年度）

図2-39 対象事業実施区域と近隣の病院・診療所の位置関係(No.38～74)

表2-85 調査地域の福祉施設

No.	種別	名称	所在地
1	老人福祉施設	笑顔ぶらす 淀木津町店	京都市伏見区淀木津町 424-1 ラ・ ヨード 21 1階店舗北
2	老人福祉施設	ケアビレッジこころ伏見・淀デイサ ービスセンター	京都市伏見区淀際目町 193-1
3	老人福祉施設	介護老人保健施設 洛和ヴィラウラ ノス	京都市伏見区淀美豆町 1133
4	老人福祉施設	介護医療院 洛和ヴィラよつば	京都市伏見区淀美豆町 1077
5	老人福祉施設	淀の里老人デイサービスセンター	京都市伏見区淀美豆町 1055
6	老人福祉施設	特別養護老人ホーム淀の里ショール ステイ	京都市伏見区淀美豆町 1055
7	老人福祉施設	ショールステイ いずみ	京都市伏見区淀美豆町 283
8	老人福祉施設	ケアハウスいずみ	京都市伏見区淀美豆町 283
9	老人福祉施設	大山崎町立老人福祉センター長寿苑	乙訓郡大山崎町字円明寺小字百々 10-2
10	老人福祉施設	エルケアネット京阪淀デイサービス センター	京都市伏見区淀池上町 147-2
11	老人福祉施設	京都市淀老人福祉センター	京都市伏見区淀池上町 131-1
12	老人福祉施設	介護老人保健施設 京しみず	京都市伏見区羽束師古川町 177
13	老人福祉施設	医療法人啓信会デイサービスセンタ ーリエゾン羽束師	京都市伏見区羽束師古川町 168-1
14	老人福祉施設	医療法人社団淀さんせん会金井病院 デイサービスセンター愛会	京都市伏見区淀川顔町 440
15	障害者支援施設等	地域活動支援センターやまびこ	乙訓郡大山崎町字大山崎小字早稲 田 1
16	障害者支援施設等	相談支援事業所・地域活動支援セン ターアンサンブル	長岡京市調子 2-5-7
17	児童福祉施設等	長岡京市立北開田児童館	長岡京市長岡 1-26-27
18	児童福祉施設等	納所城ノ内児童館	京都市伏見区納所薬師堂 27
19	児童福祉施設等	桃の里児童館	京都市伏見区淀際目町 555
20	児童福祉施設等	クローバーロード	京都市伏見区淀本町 173-59
21	児童福祉施設等	淀児童館	京都市伏見区淀池上町 131-1

出典：国土数値情報 福祉施設データ（令和5年度）

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

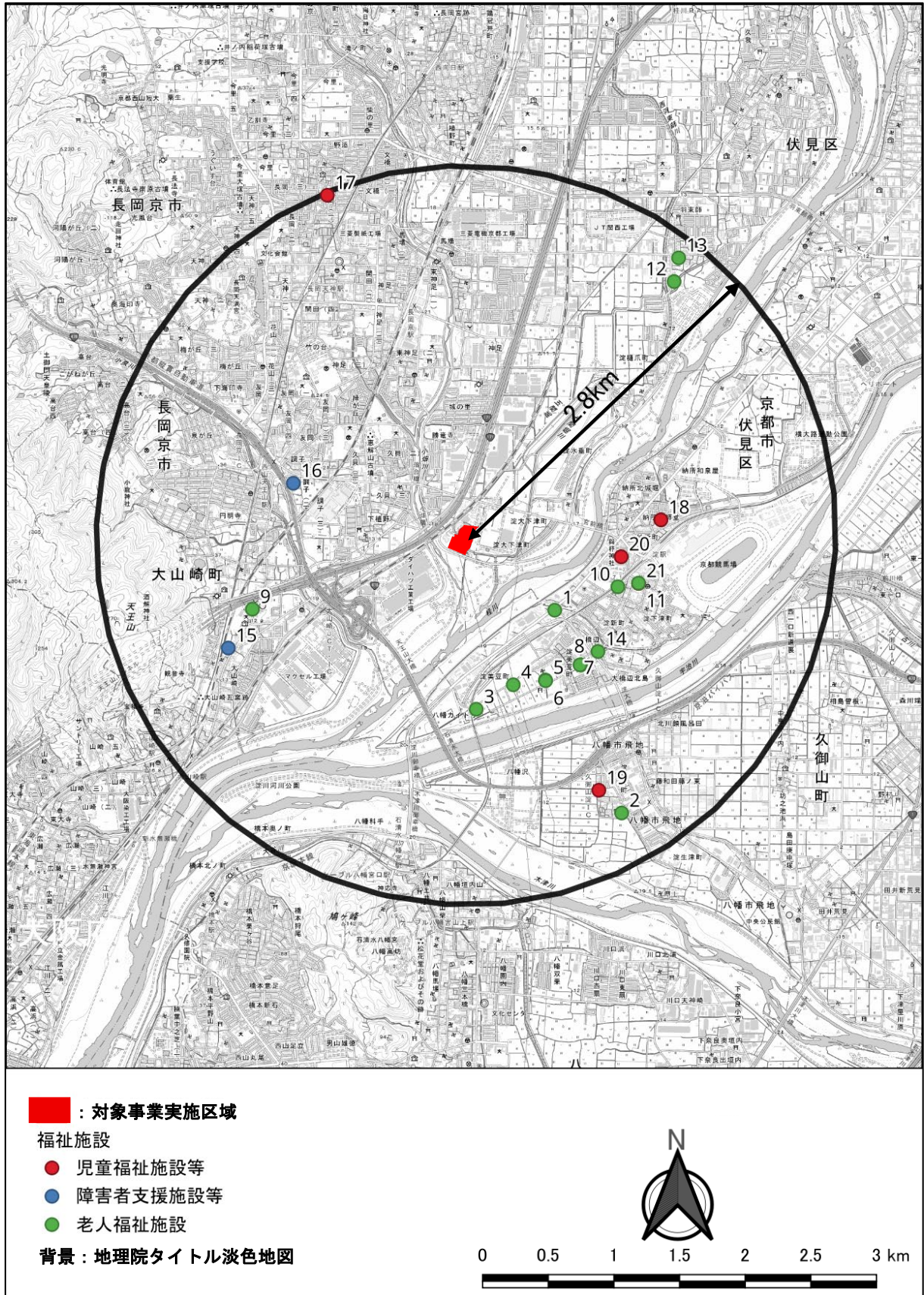


図2-40 対象事業実施区域と近隣の福祉施設の位置関係

表2-86 調査地域の文化施設

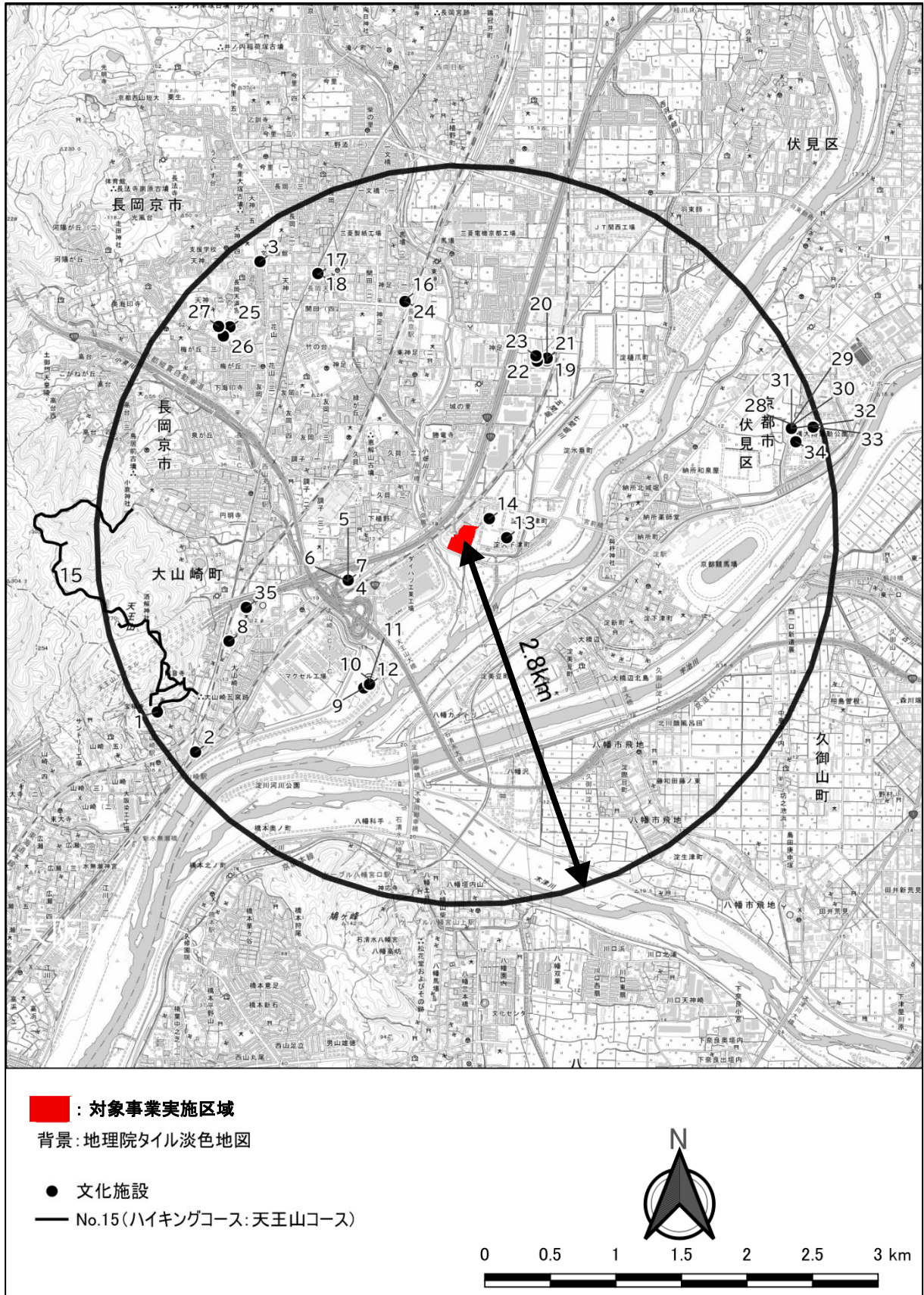
No.	種別	名称	所在地
1	美術館	アサヒグループ大山崎山荘 美術館	乙訓郡大山崎町字大山崎小字銭原 5-3
2	資料館, 記念館, 博物館, 科学館	大山崎町歴史資料館	乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光 3
3	図書館	長岡京市立図書館	長岡京市天神 4-1-1
4	体育館	大山崎町体育館小体育室	乙訓郡大山崎町字円明寺小字 1-50
5	体育館	大山崎町体育館大体育室	乙訓郡大山崎町字円明寺小字 1-50
6	庭球場 (屋内)	大山崎町体育館大体育室	乙訓郡大山崎町字円明寺小字 1-50
7	卓球場	大山崎町体育館大体育室	乙訓郡大山崎町字円明寺小字 1-50
8	庭球場 (屋外)	大山崎町立岩崎運動広場	乙訓郡大山崎町字大山崎小字岩崎 39-1
9	庭球場 (屋外)	大山崎町立桂川河川敷公園 テニス場	乙訓郡大山崎町字円明寺小字東嶋
10	多目的運動場	大山崎町立桂川河川敷公園 軟式野球場	乙訓郡大山崎町字円明寺小字東嶋
11	野球場・ソフトボ ール場	大山崎町立桂川河川敷公園 軟式野球場	乙訓郡大山崎町字円明寺小字東嶋
12	陸上競技場	大山崎町立桂川河川敷公園 陸上競技場	乙訓郡大山崎町字円明寺小字東嶋
13	球技場	京都府立洛西浄化センター 公園球技場	長岡京市勝竜寺山崎作り 20-5
14	庭球場 (屋外)	京都府立洛西浄化センター 公園テニスコート	長岡京市勝竜寺山崎作り 20-5
15	ハイキングコース	天王山コース	乙訓郡大山崎町天王山付近
16	ハイキングコース	長岡京市うずもれた史跡コー ス(※)	長岡京市神足 2
17	ハイキングコース	長岡京市天王山コース(※)	長岡京市天神 1
18	ハイキングコース	長岡京市名勝コース(※)	長岡京市天神 1
19	多目的運動場	長岡京市立スポーツセンター (グラウンド)	長岡京市神足下八ノ坪 1
20	野球場・ソフトボ ール場	長岡京市立スポーツセンター (グラウンド)	長岡京市神足下八ノ坪 1
21	球技場	長岡京市立スポーツセンター (グラウンド)	長岡京市神足下八ノ坪 1
22	体育館	長岡京市立スポーツセンター 体育館	長岡京市神足下八ノ坪 1
23	庭球場 (屋外)	長岡京市立スポーツセンター テニスコート	長岡京市神足下八ノ坪 1

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

No.	種別	名称	所在地
24	ハイキングコース	長岡京市歴史街道探訪コース (※)	長岡京市神足2
25	多目的運動場	長岡公園運動広場	長岡京市天神2(長岡公園内)
26	ゲートボール・ クロッケー場	長岡公園ゲートボールコート	長岡京市天神2-15-1(長岡公園内)
27	庭球場(屋外)	長岡公園テニスコート	長岡京市天神2-15-1(長岡公園内)
28	ゲートボール・ クロッケー場	横大路運動公園ゲートボール 場	京都市伏見区横大路下ノ坪
29	体育館	横大路運動公園体育館	京都市伏見区横大路下ノ坪
30	卓球場	横大路運動公園体育館	京都市伏見区横大路下ノ坪
31	庭球場(屋外)	横大路運動公園体育館	京都市伏見区横大路下ノ坪
32	トレーニング場	横大路運動公園トレーニング ルーム	京都市伏見区横大路下ノ坪
33	多目的運動場	横大路運動公園野球場兼運動 場	京都市伏見区横大路下ノ坪1
34	アーチェリー場	横大路運動公園洋弓場	京都市伏見区横大路下ノ坪
35	ゲートボール・ クロッケー場	老人福祉センター「長寿苑」 ゲートボール場	乙訓郡大山崎町円明寺小字百々18

※ No.16,17,18,24はコース不明のため、始点のみを示す。

出典：国土数値情報 文化施設データ(平成25年度)、「京・大山崎町まちあるきマップ」



※ No.16,17,18,24はコース不明のため、始点のみを示す。

出典: 国土数値情報 文化施設データ(平成25年度)、「京・大山崎町まちあるきマップ」

図2-41 対象事業実施区域と近隣の文化施設の位置関係

ウ. 住宅

対象事業実施区域周辺は工業地域であり、名神高速道路より北西側及び京都市道淀146号線沿いには住宅街があるものの、対象事業実施区域に隣接した住宅はない。図2-42に示すように名神高速道路の北西側に位置する住宅街からは約300m、京都市道淀146号線沿いの住宅街からは約450m離れている。

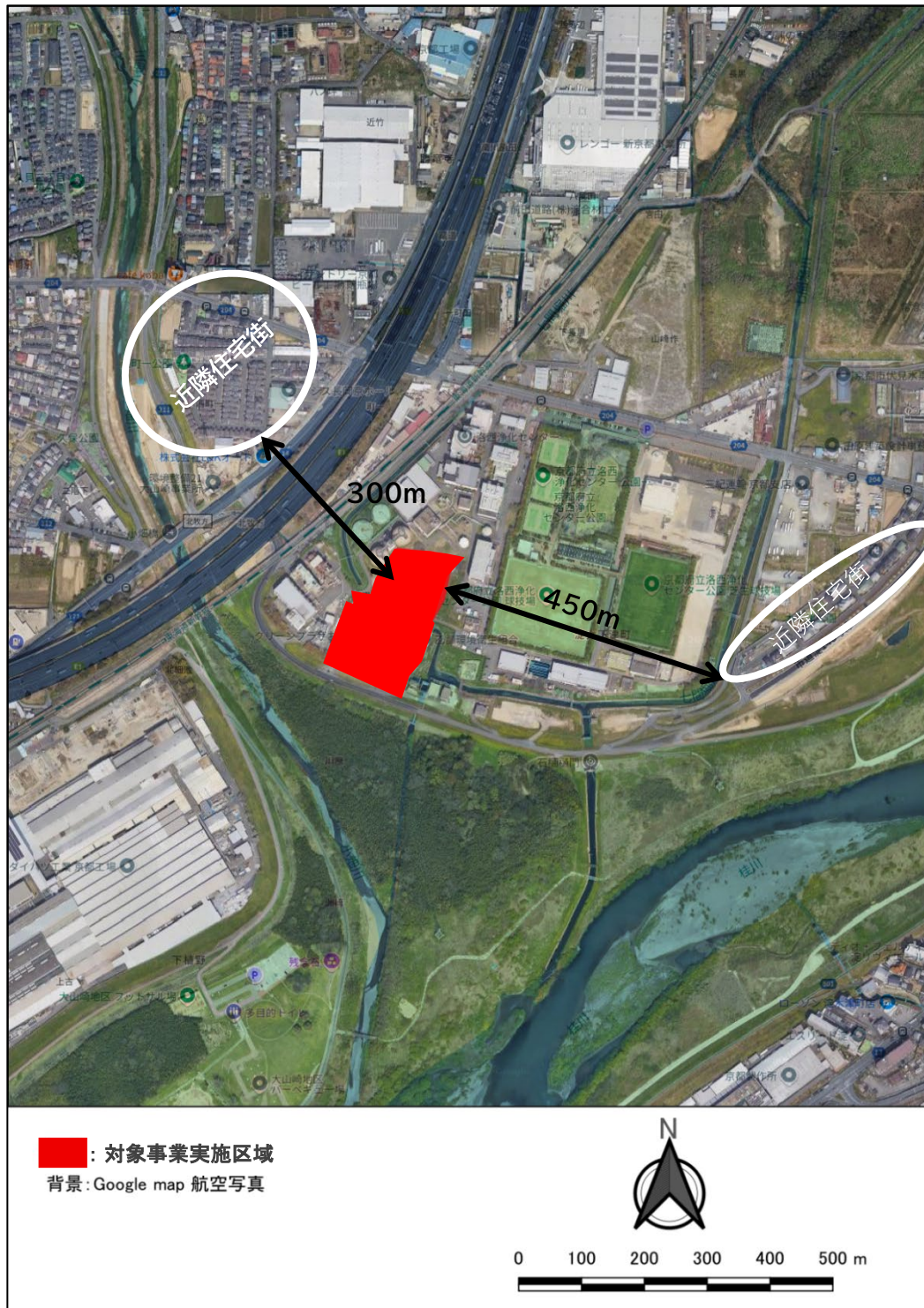


図2-42 対象事業実施区域と近隣住宅街との位置関係

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

(7) 上水道及び下水道の整備状況

ア. 上水道

調査地域の市町別上水道の給水状況を表2-87に示す。給水普及率は京都市、久御山町を除き100%となっている。

表2-87 上水道給水状況

所在地名	給水区域内人口 (人)	現在給水人口 (人)	給水普及率 (%)	計画 (m <sup>3</sup> /日)	現在 (m <sup>3</sup> /日)		水源の種類	浄水施設 の種類
				1日最大 給水量	1日平均 給水量	1日最大 給水量		
向日市	56,662	56,662	100.0	36,000	16,074	17,961	深井戸、 府営水道受水	急ろ
長岡京市	81,513	81,513	100.0	33,000	24,570	27,179	深井戸、 府営水道受水	急ろ
大山崎町	16,505	16,505	100.0	17,700	4,748	5,569	深井戸、 府営水道受水	急ろ
京都市	1,442,181	1,440,078	99.9	561,700	476,137	531,054	表流水、 伏流水、 湖沼水、 深井戸、浅井戸	急ろ、膜
八幡市	69,365	69,359	100.0	40,800	19,926	22,306	深井戸、 府営水道受水	急ろ
久御山町	14,930	14,914	99.9	18,000	7,041	9,143	深井戸、 府営水道受水	急ろ

※ 京都市伏見区個別のデータはないため、京都市全体の給水状況を示す。

※ 給水普及率は、給水区域内人口と現在給水人口の比率を示す。

※ 急ろは急速ろ過、膜は膜ろ過の略を示す。

※ 一部の市町の給水量には、京都府営水道からの受水を水源として含めている。

出典：令和5年京都府統計書（上水道の現況）

イ. 下水道

調査地域の市町別下水道の普及状況を表2-88に示す。下水道普及率は、向日市が100%、長岡京市、大山崎町、八幡市が99.9%、京都市が99.5%、久御山町が99.8%となっている。

表2-88 下水道普及状況

(令和6年度末現在、単位：人、ha、%)

市町名	行政人口 (人)	処理人口(人)		処理面積 (ha)	下水 普及率 (%)	接続率 (%)
			内、汚水処理人口 (人)			
向日市	56,041	56,041	55,884	652	100.0	99.7
長岡京市	82,123	82,063	81,608	978	99.9	99.4
大山崎町	16,528	16,521	16,486	288	99.9	99.8
京都市	1,368,513	1,361,800	1,354,300	15,658	99.5	99.4
八幡市	68,346	68,273	67,700	1,152	99.9	99.2
久御山町	15,156	15,133	14,357	518	99.8	94.9

※ 京都市伏見区個別のデータはないため、京都市全体の下水道の状況を示す。

出典：京都府HP 京都府の汚水処理人口普及率について（令和6年度末）

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

(8) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況その他の土地利用計画

ア. 用途地域の指定状況

調査地域の市町別都市計画区域面積を表2-89に、用途地域図を図2-43に示す。対象事業実施区域は市街化調整区域にあり、小畑川を挟んだ対岸は工業地域及び準工業地域である。

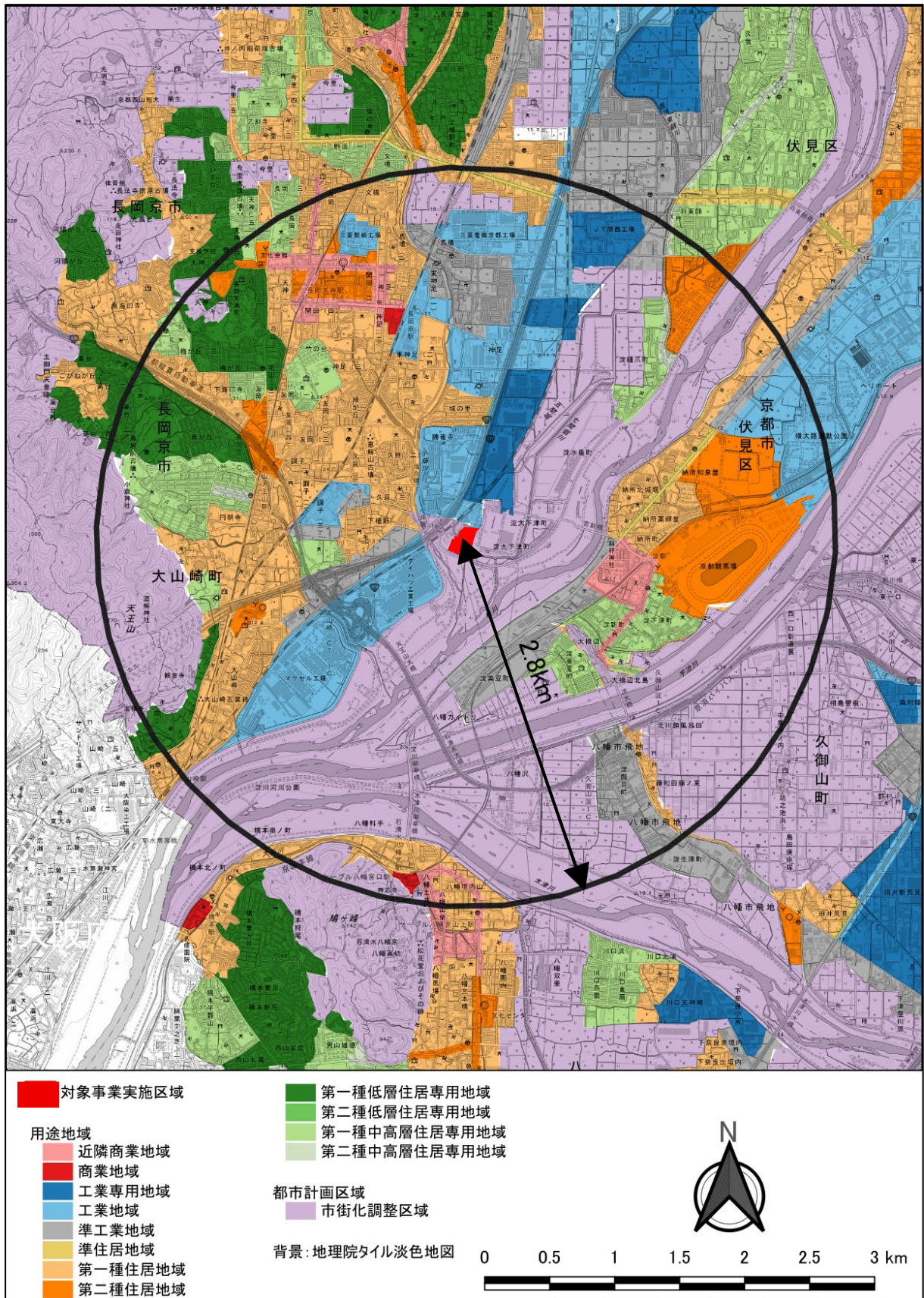
表2-89 都市計画区域面積

区分	面積 (ha)					
	向日市	長岡京市	大山崎町	京都市	八幡市	久御山町
都市計画区域	772	1,917	597	48,051	2,435	1,386
市街化区域	551	958	318	14,980	1,038	424
市街化調整区域	221	959	279	33,071	1,397	962
用途地域	551	958	318	14,980	1,038	424
第1種低層住居専用地域	127	185	17	3,543	130	15
第2種低層住居専用地域	1	-	-	21	13	0
第1種中高層住居専用地域	26	94	60	2,356	335	23
第2種中高層住居専用地域	-	-	3	713	45	0
第1種住居地域	235	375	124	1,762	237	90
第2種住居地域	11	32	4	1,268	22	6
準住居地域	15	18	-	104	11	2
田園住居地域	-	-	-	-	0	0
近隣商業地域	33	27	-	982	34	3
商業地域	6	2	-	1,024	4	0
準工業地域	35	43	21	1,853	100	94
工業地域	62	138	90	1,286	13	52
工業専用地域	-	44	-	68	96	139

※ 京都市伏見区のデータがないため京都市全体の都市計画区域面積を示す。

出典：令和5年度京都府統計書

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況



出典：国土数値情報 用途地域データ（令和元年度） 都市地域データ（平成30年度）

図2-43 調査地域の用途地域

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

(9) 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第36条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

調査地域及び対象事業実施区域における環境法令等による地域・区域等の指定状況を表2-90及び図2-44～図2-49に示す。

表2-90 環境法令等による地域・区域等の指定状況

法令等	地域・区域等	指定の有無		内容
		対象事業実施区域	調査地域	
a. 生活環境に係る法令等				
大気汚染防止法	硫黄酸化物の総量規制地域	○	○	工場又は事業場が集合している地域で、大気汚染防止法に定める大気排出基準のみによっては、大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として指定ばい煙ごとに指定地域を定め、特定工場等に対する総量規制基準を定めることとされている。 調査地域は、特定工場等に対する硫黄酸化物の指定地域として指定されている。
	窒素酸化物の総量規制地域	×	×	—
騒音規制法	騒音に関する規制基準を適用する指定地域	×	○	対象事業実施区域は市街化調整区域であるため、規制基準の適用はないが、調査地域の用途地域では各地域別の規制基準が適用される。
振動規制法	振動に関する規制基準を適用する指定地域	×	○	対象事業実施区域は市街化調整区域であるため、規制基準の適用はないが、調査地域の用途地域では各地域別の規制基準が適用される。
悪臭防止法	悪臭に関する規制基準を適用する指定地域	○	○	対象事業実施区域は、全て指定された地域内に存在し A 地域の規制基準が適用される。
水質汚濁防止法	水質総量削減の対象となる指定地域	○	○	対象事業実施区域は、指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に係りのある地域として指定された指定地域内に存在する。指定地域では、特定事業場で排水量が50m <sup>3</sup> /日以上のものであるものについて総量規制基準が定められている。

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

法令等	地域・区域等	指定の有無		内容
		対象事業実施区域	調査地域	
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海環境保全特別措置法対象区域	○	○	対象事業実施区域は関係府県の区域として指定された区域内に存在する。関係府県の区域では、特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。
湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼及び指定地域	×	×	—
土壌汚染対策法	要措置区域及び形質変更時届出区域	×	○	調査地域には形質変更時届出区域が存在する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（廃棄物の最終処分場跡地等）	×	○	調査地域には指定区域（廃棄物の最終処分場跡地等）が存在する。
工業用水法	地下水の採取に関する指定地域	×	×	—
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	建築物用地下水の採取を規制する地域	×	×	—
京都府環境を守り育てる条例	ばい煙に係る規制基準	○	○	対象事業実施区域及び調査地域は総量規制基準（ばいじん）、有害物質に係る規制基準が適用される。
	汚水に係る規制基準	○	○	対象事業実施区域は淀川・宇治川水域を含む A 区域の規制基準が適用される。また、調査地域は淀川・宇治川水域及び木津川水域を含む A 区域の規制基準が適用される。
	騒音に係る規制基準	×	○	対象事業実施区域は市街化調整区域のため、騒音規制区域には該当しないが、調査地域には該当する地域が含まれる。
	振動に係る規制基準	×	○	対象事業実施区域は市街化調整区域のため、振動規制区域には該当しないが、調査地域には該当する地域が含まれる。
大山崎町地下水採取の適正化に関する条例	揚水施設設置基準等及び取水基準	○	○	大山崎町全域では用水施設の設置基準及び取水基準が定められている。

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

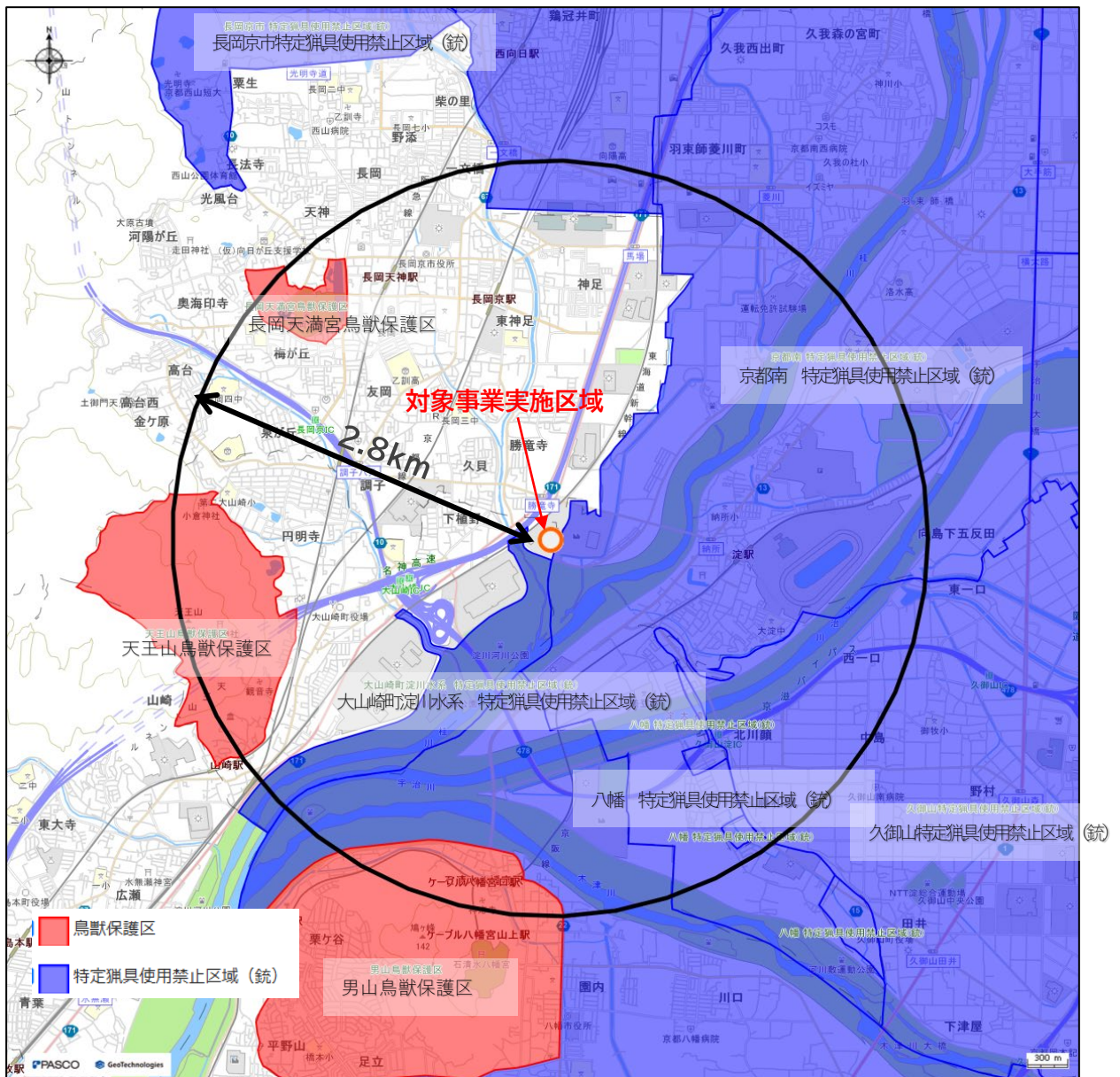
法令等	地域・区域等	指定の有無		内容
		対象事業実施区域	調査地域	
向日市地下水採取の適正化に関する条例	揚水施設設置基準等及び取水基準	×	○	調査地域である向日市では用水施設の設置基準及び取水基準が定められている。
長岡京市地下水採取の適正化に関する条例	揚水施設設置基準等及び取水基準	×	○	調査地域である長岡京市では用水施設の設置基準及び取水基準が定められている。
八幡市地下水の採取の届出に関する要綱	揚水施設設置に関する届出及び報告	×	○	調査地域である八幡市では用水施設の設置及び取水に関して届出及び報告が義務付けられている。
b. 自然環境に係る法令等				
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産及び自然遺産	×	×	—
自然公園法	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園	×	×	—
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域	×	○	調査地域には、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域が存在する（図 2-44）。
森林法	保安林、地域森林計画対象民有林	×	○	調査地域には、保安林及び地域森林計画対象民有林が存在する（図 2-45）。
自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域	×	×	—
京都府地球温暖化対策条例	特定緑化地域	×	○	大山崎町、向日市、長岡京市、八幡市の市街化区域において京都府の緑化促進制度に従い緑化を進める必要がある。
c. 土地利用に係る法令等				
国土利用計画法	都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域	○	○	対象事業実施区域は、市街化調整区域に指定されており、調査地域には、都市地域（市街化区域）（図 2-43）、森林地域（地域森林計画対象民有林、保安林）（図 2-45）が指定されている。

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

法令等	地域・区域等	指定の有無		内容
		対象事業実施区域	調査地域	
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	京都近郊緑地保全区域	×	○	京都市、長岡京市、大山崎町の一部が京都近郊緑地保全区域に指定されている。
都市緑地法	緑地保全地域、緑化地域	×	×	—
生産緑地法	生産緑地地区	×	○	調査地域の一部が生産緑地地区に指定されている。
都市計画法	都市計画区域（風致地区）	×	○	調査地域の一部が風致地区に指定されている（図2-46）。
都市計画法	都市計画区域（下水道区域）	○	○	対象事業実施区域は桂川右岸流域下水道の計画処理区域となっている。 調査地域のうち京都市の一部、向日市全域、長岡京市の一部、大山崎町の一部は桂川右岸流域下水道、京都市の一部、八幡市の一部、久御山町の一部は木津川流域下水道の計画処理区域となっている。
砂防法	砂防指定地	×	×	—
地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×	—
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	調査地域の一部が京都府知事により急傾斜地崩壊危険区域に指定されている（図2-47）。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	○	調査地域の一部が土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されている（図2-48、図2-49）。
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域	○	○	対象事業実施区域及び調査地域全域が宅地造成等工事規制区域に指定されている。
d.文化財等に係る法令等				
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存地区	×	×	—

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

法令等	地域・区域等	指定の有無		内容
		対象事業実施区域	調査地域	
文化財保護法	重要文化財、登録有形文化財、無形文化財、民俗文化財、埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区	×	○	調査地域には重要文化財などが点在する。
京都府文化財保護条例 京都府登録文化財に関する規則	京都府指定（登録）有形文化財、京都府登録（指定）有形民俗文化財、京都府指定（登録）史跡、京都府指定（登録）名勝、京都府指定（登録）天然記念物、文化財環境保全地区	×	○	調査地域には文化財などが点在する。
大山崎町文化財保護条例、 久御山町文化財保護条例	町指定有形文化財、町指定無形文化財、町指定有形民俗文化財及び町指定無形民俗文化財、町指定史跡名勝天然記念物	×	○	調査地域には文化財などが点在する。
長岡京市文化財保護条例、 向日市文化財保護条例、 八幡市文化財保護条例、 京都市文化財保護条例	市指定有形文化財、市指定無形文化財、市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財、市指定史跡名勝天然記念物	×	○	調査地域には文化財などが点在する。



出典：京都府・市町村共同統合型地理情報システム (GIS) 鳥獣保護区マップ

図2-44 鳥獣保護区等位置図

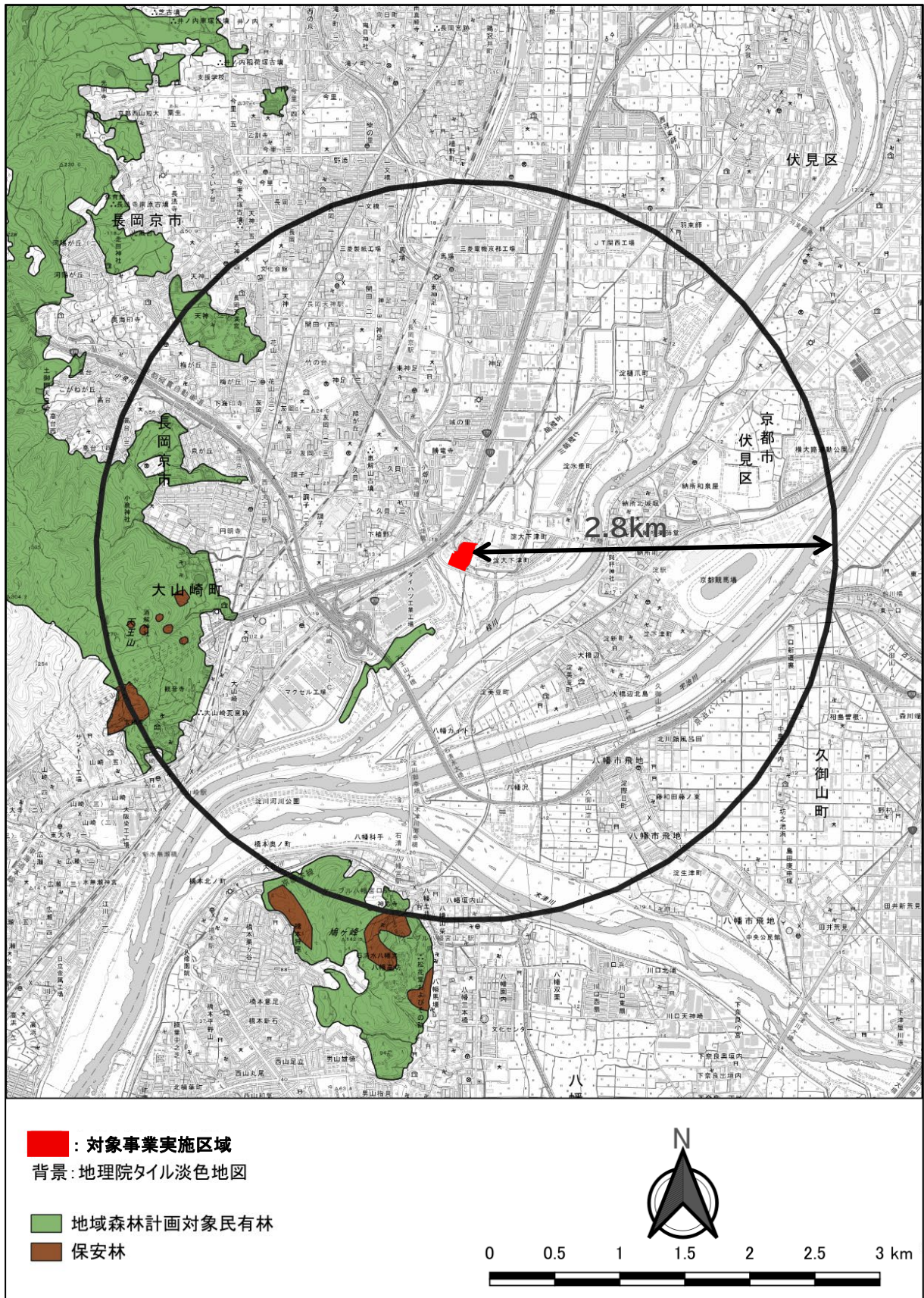
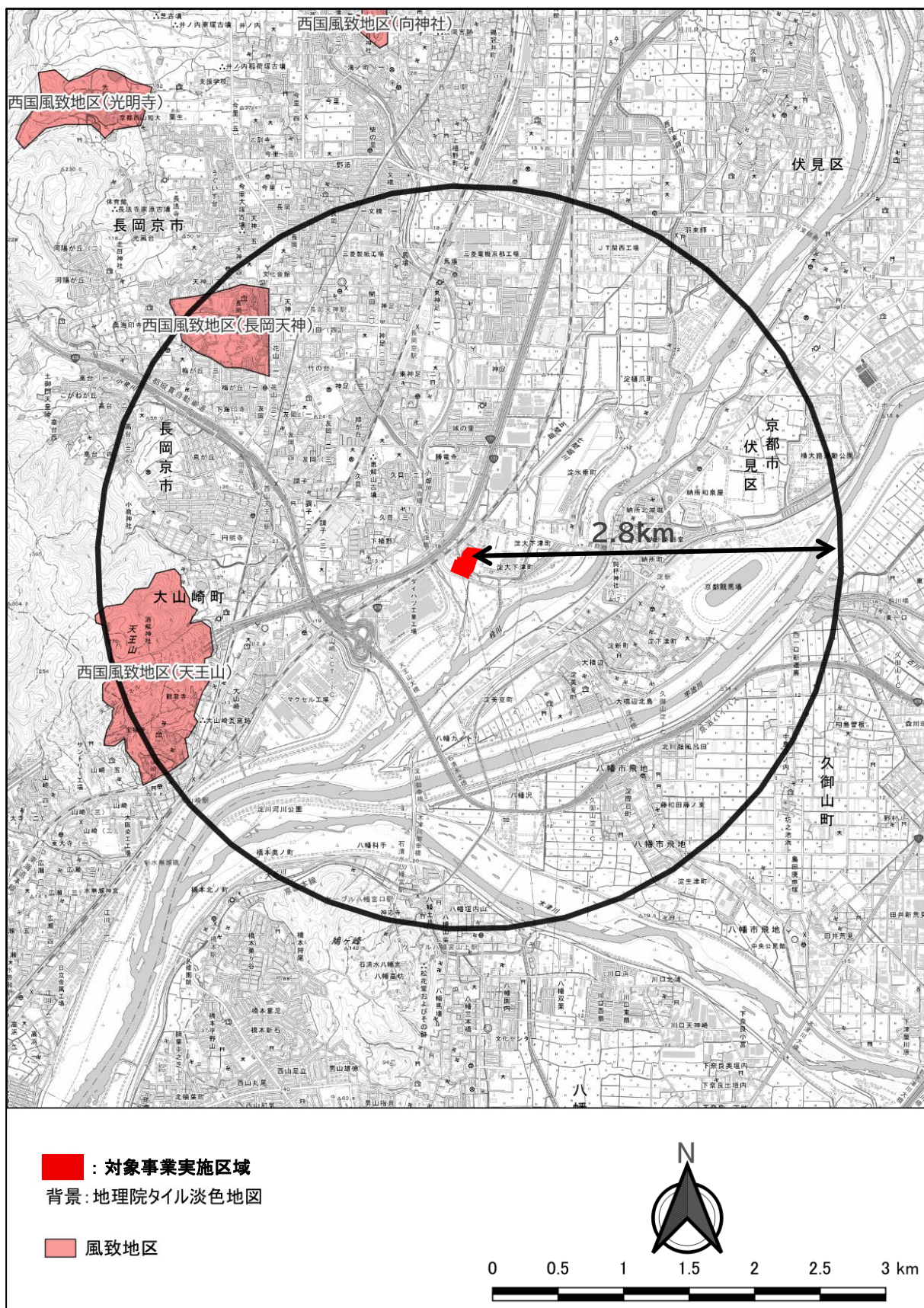
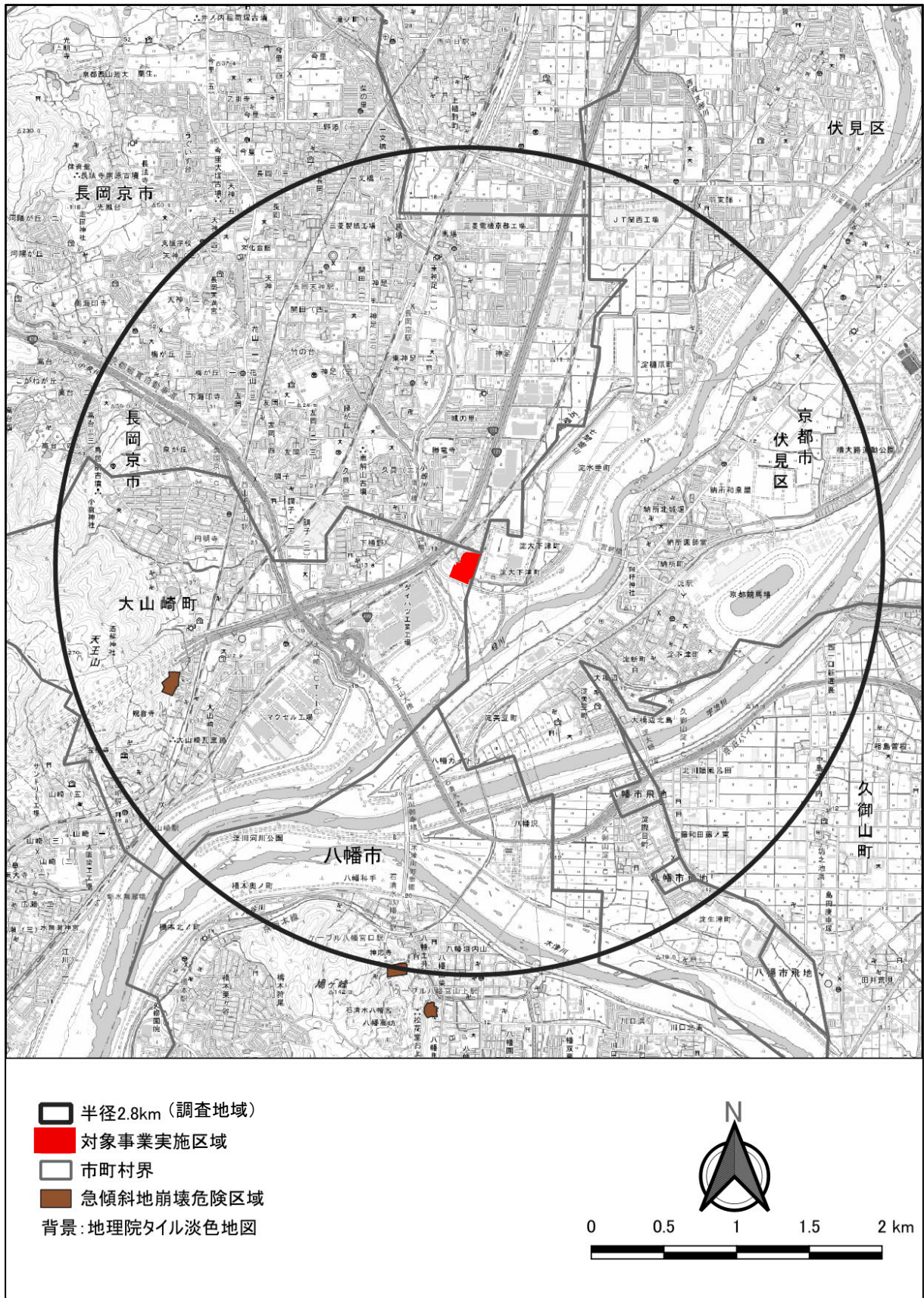


図2-45 保安林等位置図



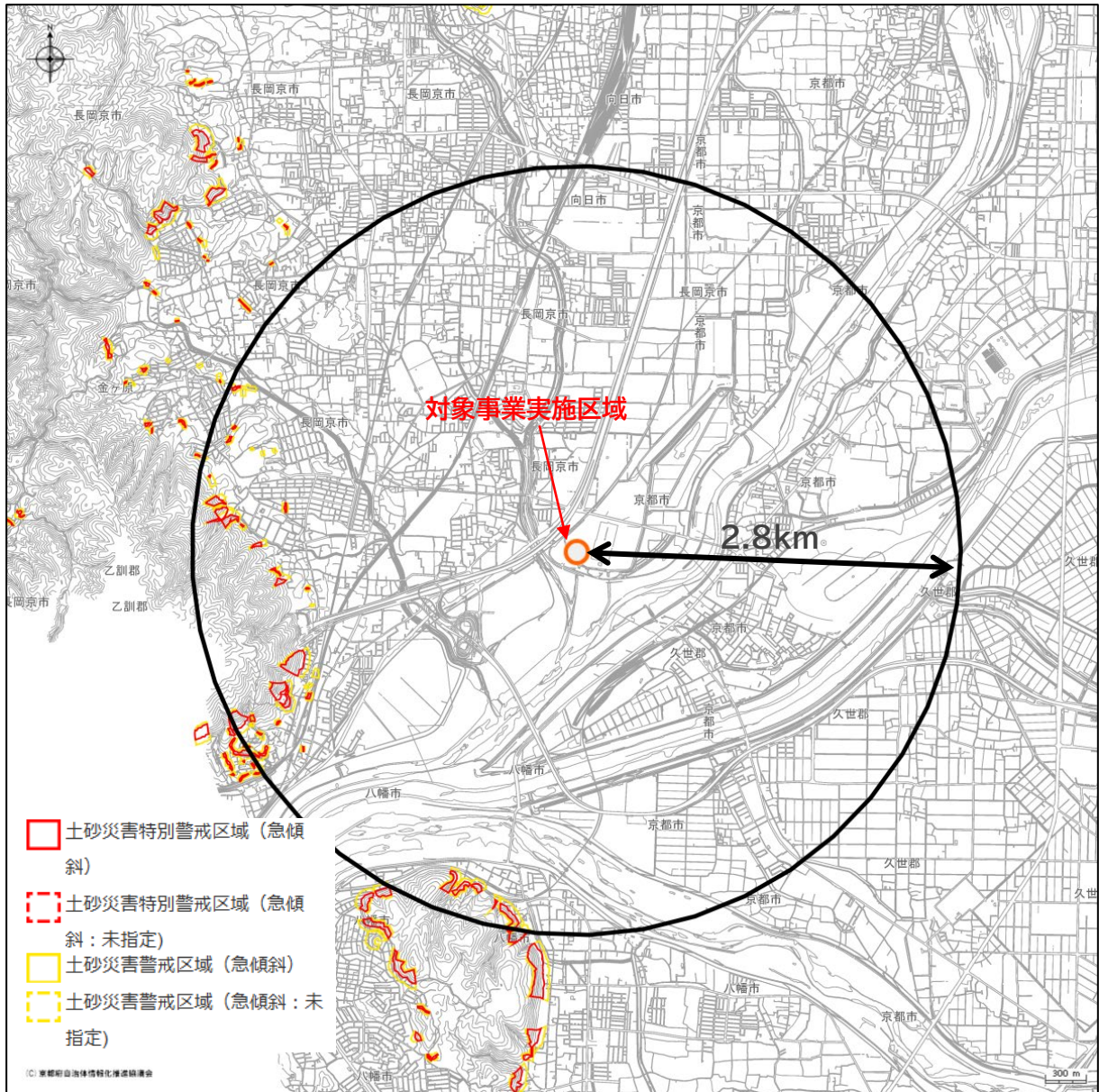
出典：京都府HP 京都府風致地区条例の対象となる風致地区

図2-46 風致地区位置図



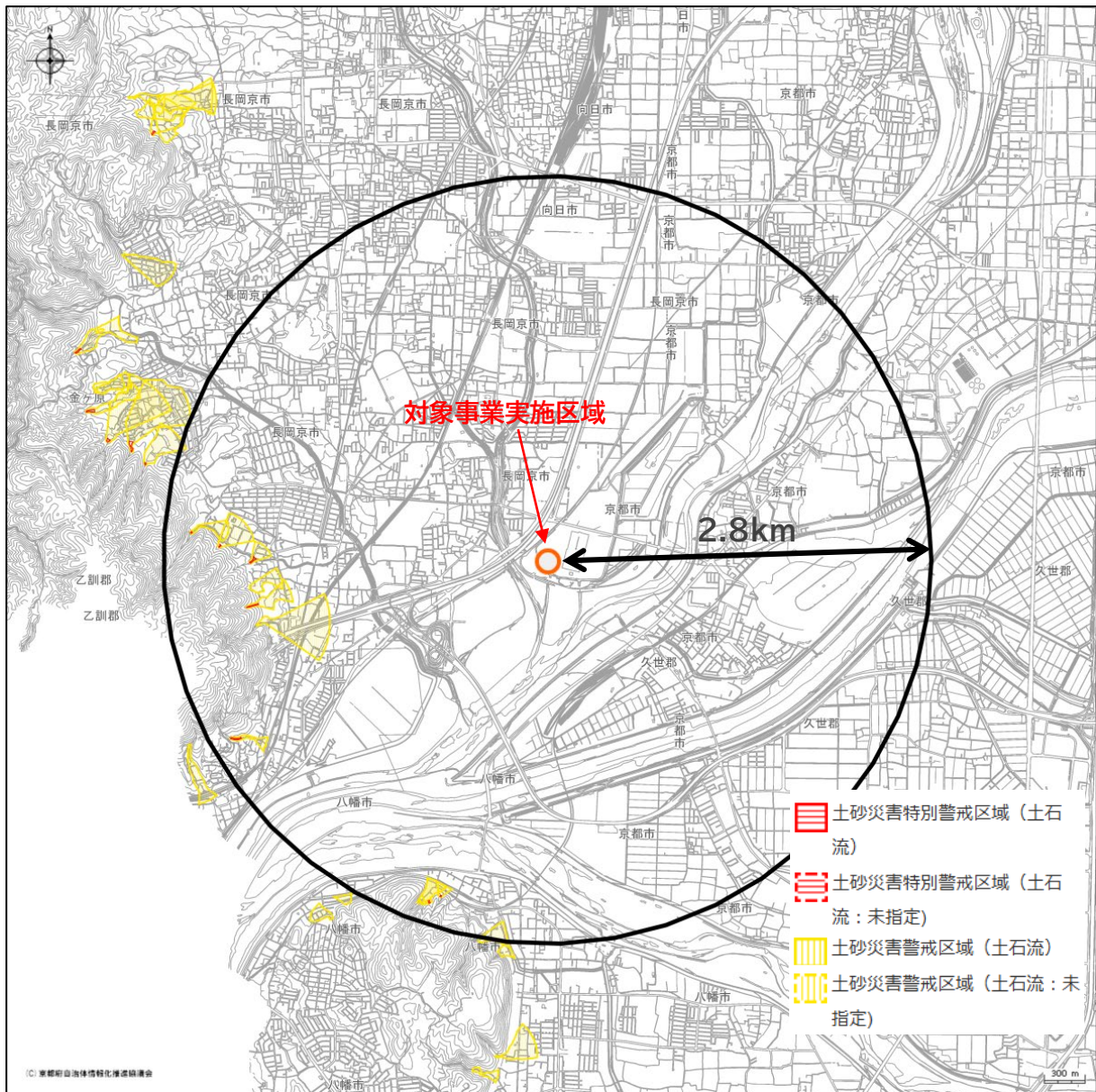
出典：京都府急傾斜地崩壊危険区域台帳（乙訓土木事務所）、山城北土木事務所閲覧資料

図2-47 急傾斜地崩壊危険区域位置図



出典：京都府・市町村共同統合型地理情報システム (GIS) 土砂災害警戒区域等情報マップ

図2-48 土砂災害警戒区域(急傾斜)等位置図



出典：京都府・市町村共同統合型地理情報システム（GIS） 土砂災害警戒区域等情報マップ

図2-49 土砂災害警戒区域(土石流)等位置図

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

(10) 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況

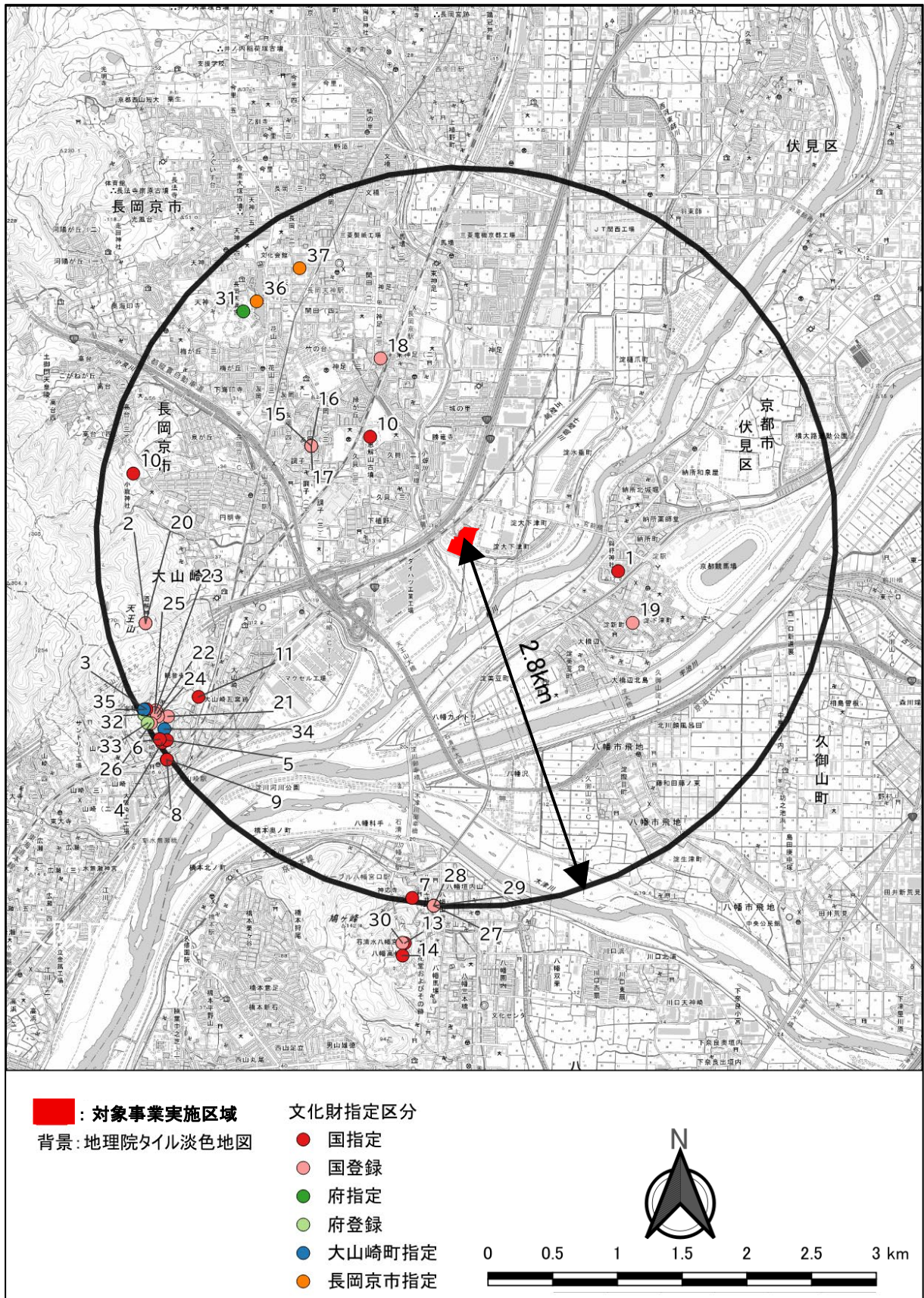
調査地域の文化財保護法、京都府文化財保護条例、京都府登録文化財に関する規則、大山崎町文化財保護条例、長岡京市文化財保護条例、八幡市文化財保護条例による指定又は登録された文化財を表2-91、図2-50に示す。

また、対象事業実施区域周辺の埋蔵文化財包蔵地の状況を表2-92、図2-51に示す。対象事業実施区域は長岡京跡の範囲に含まれる。旧ごみ処理施設建設時（昭和58年）に、10数mまで掘り下げた際の大山崎町による立会調査結果（出典：大山崎町の歴史と文化、1984年11月3日発行、大山崎町教育委員会）では、遺物の出土は全くなく、湿地の堆積層であったことが確認されている。また、し尿処理施設が現在稼働しており、し尿処理施設建設時（昭和63年、地下1階）及び現ごみ処理施設建設時（平成4年及び平成11年）にごみピット深度まで掘削した際には文化財は確認されていない。

表2-91 調査地域の文化財一覧

No.	名称及び員数	棟名等	指定区分	種別	種別2
1	与杼神社拝殿 1棟		国指定	重要文化財	建造物
2	白玉手祭来酒解神社神興庫 1棟				
3	寶積寺三重塔 1基				
4	聴竹居（旧藤井厚二自邸） 3棟	本屋			
5	聴竹居（旧藤井厚二自邸） 3棟	茶室			
6	聴竹居（旧藤井厚二自邸） 3棟	閑室			
7	石清水八幡宮五輪塔 1基	五輪塔 1基			
8	妙喜庵書院及び茶室(待庵)2棟	茶室(待庵) (1棟)			
9	妙喜庵書院及び茶室(待庵)2棟	書院 (1棟)			
10	乙訓古墳群	恵解山古墳			
11	大山崎瓦窯跡				
12	乙訓古墳群	鳥居前古墳			
13	離宮八幡宮東門 1棟		国登録	有形文化財	建造物
14	石清水八幡宮境内				
15	中野家住宅土蔵				
16	中野家住宅茶室				
17	中野家住宅主屋				
18	石田家住宅主屋				
19	新居家住宅主屋				
20	白玉手祭来酒解神社本殿				
21	大山崎山荘琅カン洞（トンネル）				
22	アサヒグループ大山崎山荘美術館本館				
23	大山崎山荘栖霞楼(物見塔)				
24	アサヒグループ大山崎山荘美術館椽の本茶屋				
25	アサヒグループ大山崎山荘美術館彩月庵				
26	大山崎山荘旧車庫(京都府休憩所)				
27	中村家住宅表門				
28	中村家住宅上の蔵				
29	中村家住宅大歌堂				
30	離宮八幡宮透塀				
31	長岡天満宮本殿 1棟		府指定	有形文化財	建造物
32	宝積寺 2棟		府登録	有形文化財	建造物
33	宝積寺 2棟	仁王門 (1棟)			
34	石造宝篋印塔 1基		大山崎町指定	有形文化財	建造物
35	石造五重塔（現九重） 1基		長岡京市指定	天然記念物	天然記念物
36	キリシマツツジ 1群			史跡	史跡
37	開田城跡土塁				

出典：京都府文化財データベース（京都府文化財総合目録）



出典: 京都府文化財データベース (京都府文化財総合目録)

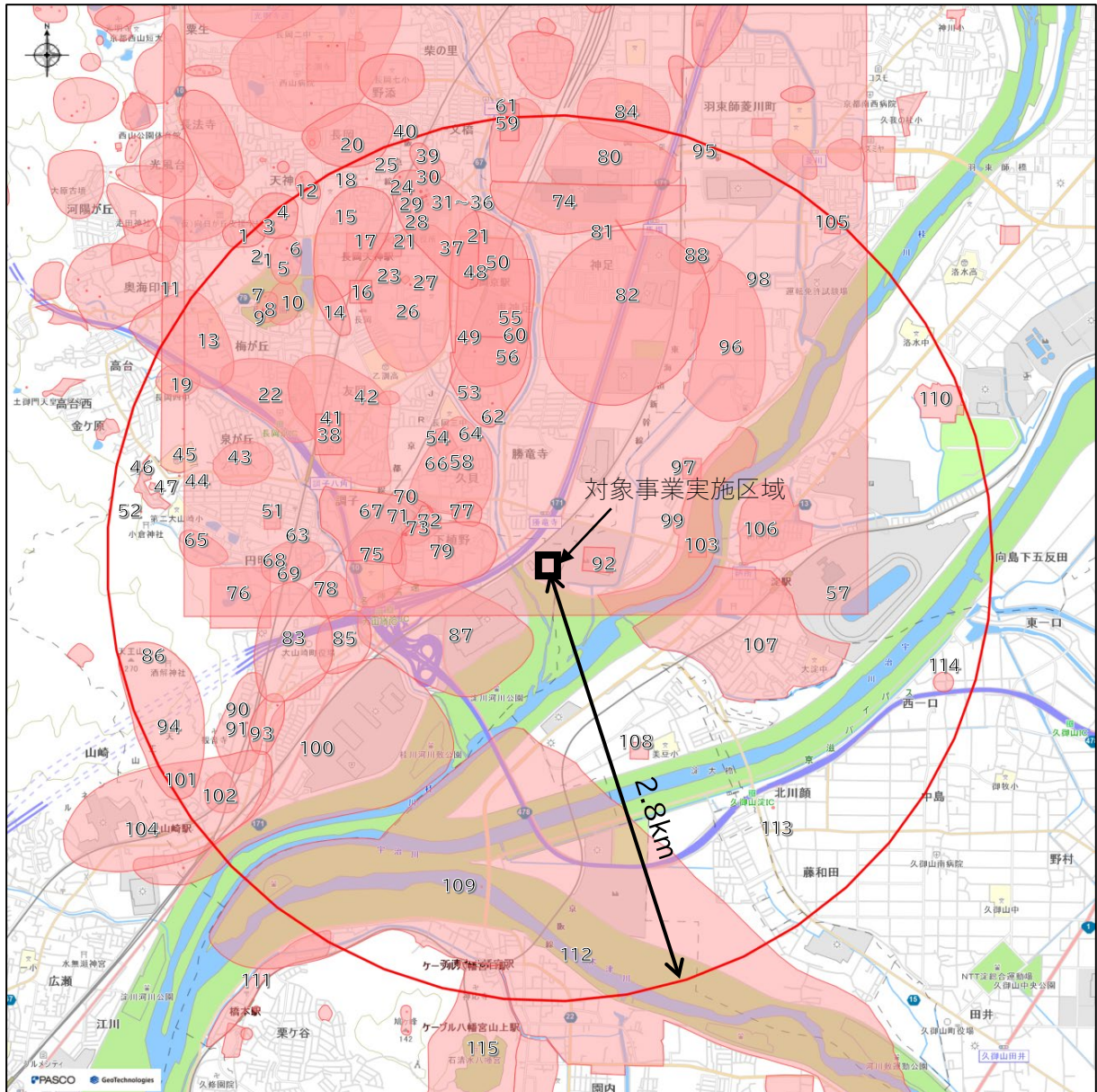
図2-50 調査地域の文化財

表2-92 調査地域の埋蔵文化財包蔵地

No.	名称	No.	名称	No.	名称
1	東代古墳群	41	鞆岡廃寺	81	神田古道
2	西陣町西遺跡	42	野手遺跡	82	雲宮遺跡
3	東代1号墳	43	脇山遺跡	83	百々遺跡
4	東代遺跡	44	石倉集石遺跡	84	中福知遺跡
5	西陣町遺跡	45	鳥居前遺跡	85	算用田遺跡
6	西陣町古墓	46	鳥居前西遺跡	86	古城遺跡
7	天神山1号墳	47	鳥居前古墳	87	下植野南遺跡
8	天神山古墳群	48	神足遺跡	88	棚次遺跡
9	天神山2号墳	49	光林寺	89	傍示の木古墳
10	天神山遺跡	50	近世勝龍寺城跡	90	白味才古墳
11	長岡京跡関連遺跡	51	葛原親王屋敷遺跡	91	白味才遺跡
12	宇津久志古墳群	52	小倉古墳	92	下津城跡
13	下海印寺遺跡	53	中世勝龍寺城跡	93	堀尻遺跡
14	十三遺跡	54	恵解山古墳	94	山崎城跡
15	開田城ノ内遺跡	55	丸藪古墳	95	川原寺跡
16	泉殿跡	56	神足城跡	96	水垂遺跡
17	開田城跡	57	長岡京跡	97	水垂築山城跡
18	弓場街道遺跡	58	西ノ口古墳	98	茅原の塚
19	西山田遺跡	59	吉備寺遺跡	99	淀水垂大下津町遺跡
20	陶器町遺跡	60	神足古墳	100	山崎津跡
21	内開本遺跡	61	吉備寺廃寺	101	銭原遺跡
22	伊賀寺遺跡	62	勝龍寺	102	山崎遺跡
23	塚本古墳	63	葛原親王塚遺跡	103	與杼神社旧境内
24	開田11号墳	64	南栗ヶ塚古墳	104	大山崎遺跡群
25	開田10号墳	65	西法寺遺跡	105	古川城跡
26	開田遺跡	66	南栗ヶ塚遺跡	106	旧淀城跡
27	塚本火葬墓	67	砦遺跡	107	淀城跡
28	開田6号墳	68	久保川遺跡	108	美豆城跡
29	開田3号墳	69	里の後古墳	109	御幸橋遺跡
30	開田9号墳	70	境野1号墳	110	富ノ森城跡
31	西明寺古墳	71	境野5号墳	111	橋本・奥ノ町遺跡
32	開田7号墳	72	境野古墳群	112	木津川河床遺跡
33	開田2号墳	73	境野8号墳	113	北川顔遺跡
34	開田5号墳	74	馬場遺跡	114	西一口城跡（御牧城）
35	開田8号墳	75	松田遺跡	115	石清水八幡宮遺跡
36	開田4号墳	76	円明寺跡（九条家屋敷跡）		
37	開田古墳群	77	久保古墳群		
38	友岡遺跡	78	金蔵遺跡		
39	明星野遺跡	79	宮脇遺跡		
40	奥ノ町遺跡	80	鴨田遺跡		

出典：京都府遺跡マップ

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況



出典：京都府遺跡マップ

図2-51 文化財包蔵地分布

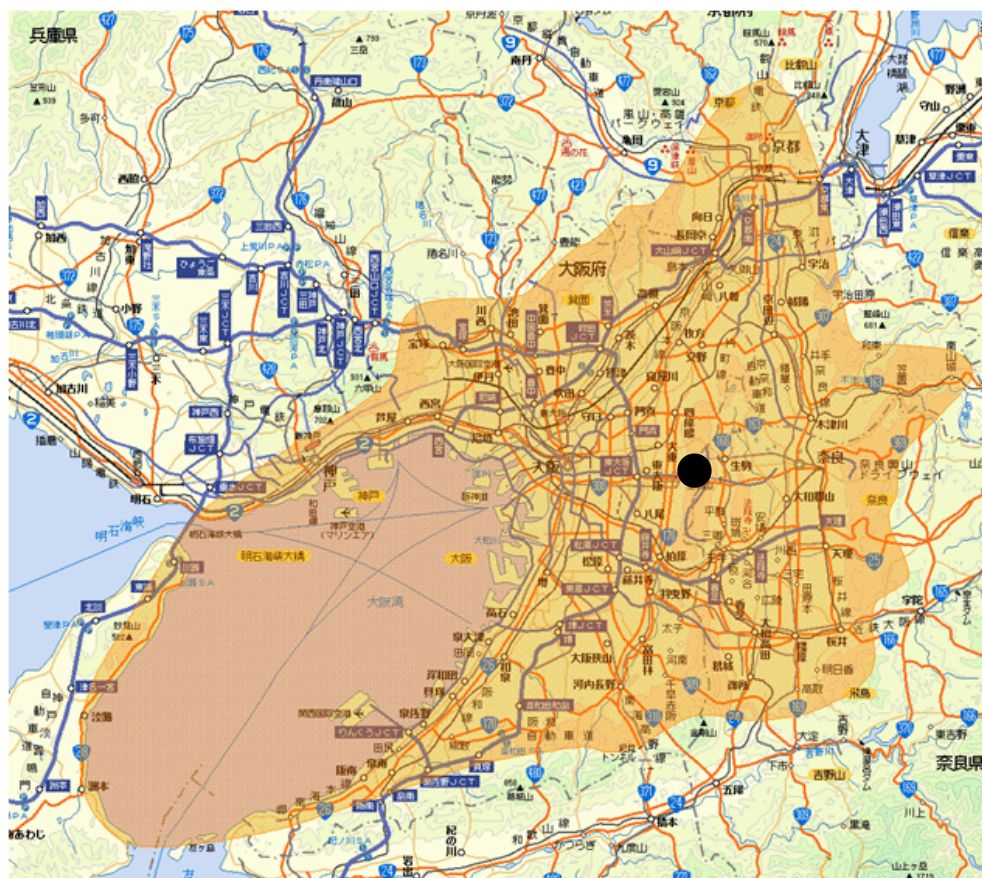
(11) その他の事項

ア. 日照の状況

対象事業実施区域は桂川と国道に挟まれた低地にあり、周辺は洛西浄化センターや公園、河川敷が広がっており、高層建築物はない。

イ. 電波の状況

調査地域のテレビ電波は、大阪局（生駒山）と京都局（比叡山）の各親局から送信されており、京都（比叡山）を中継局として、広範囲に送信されている。大阪局の放送エリアは図2-52、京都局の放送エリアは図2-53に示すとおりである。



- 大阪局放送エリア
- 送信所(生駒山)

出典：近畿地区の地上デジタルテレビ放送局（総務省）（2025年11月4日閲覧）

図2-52 大阪局放送エリア



■ 京都局放送エリア

● 送信所(比叡山)

出典：近畿地区の地上デジタルテレビ放送局（総務省）（2025年11月4日閲覧）

図2-53 京都局放送エリア

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

ウ. 廃棄物の状況

a. 一般廃棄物

一般廃棄物の排出状況を表2-93に示す。ごみ総排出量はいずれの市町においても減少傾向にあり、1人1日あたりの排出量も減少している。

表2-93 一般廃棄物の排出量推移

項目	向日市			長岡京市			大山崎町		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口 (人)	57,105	56,889	56,561	81,211	81,731	82,241	16,425	16,613	16,590
ごみ総排出量 (t)	14,004	13,135	12,733	22,806	22,159	21,265	3,796	3,645	3,492
生活系ごみ搬入量 (t)	13,525	12,679	12,255	19,708	19,329	18,603	3,505	3,356	3,224
事業系ごみ搬入量 (t)	477	456	478	1,416	1,151	1,161	291	289	268
集団回収量 (t)	2	0	0	1,682	1,679	1,501	0	0	0
1人1日当たりの排出量 (g/人日)	672	633	617	769	743	708	633	601	577
資源化量 (t)	793	691	654	1,694	1,682	1,662	264	261	249
直接資源化量 (t)	132	13	15	110	166	204	5	5	5
中間処理後再生利用量 (t)	661	678	639	1,584	1,516	1,458	259	256	244
最終処分量 (t)	2,100	2,022	1,966	3,076	2,997	2,918	573	540	525
直接最終処分量 (t)	51	87	68	25	33	31	16	3	5
焼却残渣量 (t)	1,956	1,858	1,826	2,859	2,811	2,739	519	506	490
処理残渣量 (t)	93	77	72	192	153	148	38	31	30

項目	京都市			八幡市			久御山町		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口 (人)	1,453,956	1,448,964	1,443,486	70,013	69,660	69,258	15,571	15,521	15,422
ごみ総排出量 (t)	402,176	400,523	392,157	20,303	19,628	18,490	6,965	6,728	6,670
生活系ごみ搬入量 (t)	350,613	349,629	345,463	18,208	17,569	16,527	3,767	3,625	3,674
事業系ごみ搬入量 (t)	30,520	29,989	26,494	546	580	602	3,198	3,103	2,996
集団回収量 (t)	21,043	20,905	20,200	1,549	1,479	1,361	0	0	0
1人1日当たりの排出量 (g/人日)	758	757	744	794	772	731	1,225	1,188	1,185
資源化量 (t)	26,927	28,705	27,893	1,161	1,136	1,206	454	366	348
直接資源化量 (t)	850	823	757	145	127	134	106	95	103
中間処理後再生利用量 (t)	26,077	27,882	27,136	1,016	1,009	1,072	348	271	245
最終処分量 (t)	48,541	46,293	44,564	3,245	3,230	2,906	968	945	1,126
直接最終処分量 (t)	1,016	1,096	792	250	323	151	17	28	260
焼却残渣量 (t)	47,219	44,920	43,428	1,927	1,866	1,738	709	697	656
処理残渣量 (t)	306	277	344	1,068	1,041	1,017	242	220	210

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

b. 産業廃棄物

調査地域のある京都府の産業廃棄物の種類別発生量を表2-94に示す。いずれの年度も汚泥が最も多く、次いでがれき類の順となっている。

表2-94 産業廃棄物の種類別発生量(京都府)

項目	単位	京都府		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
燃え殻	千t/年	2	30	32
汚泥	千t/年	2,296	2,234	2,327
廃油	千t/年	37	37	35
廃酸	千t/年	17	17	16
廃アルカリ	千t/年	12	13	12
廃プラスチック類	千t/年	128	135	136
紙くず	千t/年	7	6	7
木くず	千t/年	78	79	88
繊維くず	千t/年	1	1	1
動植物性残渣	千t/年	56	49	52
動物系固形不要物	千t/年	0	0	0
ゴムくず	千t/年	0	0	0
金属くず	千t/年	43	43	46
ガラスくず及び陶磁器くず	千t/年	41	40	42
鋳さい	千t/年	42	44	51
がれき類	千t/年	833	831	940
動物のふん尿	千t/年	244	254	251
動物の死体	千t/年	0	0	0
ばいじん	千t/年	13	421	445
合計	千t/年	3,852	4,236	4,482

出典：「産業廃棄物排出・処理状況調査」（令和2～4年度実績値）（環境省）



### 第3章 計画段階環境配慮書の概要



### 3-1 計画段階配慮書における検討





---

対象事業は、京都府環境影響評価条例に基づき令和7年8月8日に計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）が公告され、令和7年11月19日に知事意見が送付された。

対象事業の事業実施想定区域の位置については、本組合の敷地内である現し尿処理施設の跡地で事業を実施することが最も効率的かつ適地であることとの結論に至っていることから、工作物の構造及び施設等の配置について複数案を設定し、計画段階環境配慮事項の検討を行った。設定した複数案は表3-1に示すとおりである。

第1種事業を実施しないこととする案（ゼロオプション）については、基本構想において現ごみ処理施設の長寿命化を行ったとしても、大幅な機能向上や機能追加は見込めないことや、現状の処理量に対して過大な施設規模と炉数となることから、非効率的・非経済的となるため、新施設整備が最も妥当であると結論づけられており、第1種事業を実施しない案（ゼロオプション）は設定していない。

表3-1 複数案の設定

ケース名	煙突高さ	煙突位置	位置図（×印が煙突位置を示す）
ケース1	A案：59m	C案：施設南側	 <p>【凡例】  <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> </span>：対象事業実施区域  <span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：プラットフォーム  <span style="color: red; font-weight: bold;">×</span>：煙突</p>
ケース2	A案：59m	D案：施設北側	 <p>【凡例】  <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> </span>：対象事業実施区域  <span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：プラットフォーム  <span style="color: red; font-weight: bold;">×</span>：煙突</p>
ケース3	B案：78m	C案：施設南側	 <p>【凡例】  <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> </span>：対象事業実施区域  <span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：プラットフォーム  <span style="color: red; font-weight: bold;">×</span>：煙突</p>
ケース4	B案：78m	D案：施設北側	 <p>【凡例】  <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> </span>：対象事業実施区域  <span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：プラットフォーム  <span style="color: red; font-weight: bold;">×</span>：煙突</p>

3-1-1 予測及び評価の結果

(1) 大気質

ア. 予測項目

大気質については、表3-2に示す長期平均濃度予測について予測計算を実施した。短期平均濃度予測については、施設整備基本計画において現段階では建屋高さ等の不確定要素があることから、今後の準備書手続きにおいて検討するものとした。また、塩化水素は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年、環境省)において、評価指標として目標環境濃度(昭和52年06月16日環大規136号)が示されており、評価方法が短期評価(1時間値)によるものであることから予測項目から除外している。

表3-2 予測項目

予測の種類	予測項目	評価に用いる値(※1)
長期平均濃度予測	a.二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	2%除外値
	b.二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	98%値
	c.浮遊粒子状物質 (SPM)	2%除外値
	d.ダイオキシン類	年平均値
	e.水銀	年平均値

※1 評価に用いる値のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準の長期的評価を行う際に用いられる2%除外値及び98%値を用いている。

## イ. 予測式

## a. 大気拡散式

拡散計算に用いた予測式は、以下に示すとおりである。

有風時（1.0m/s以上）はプルームモデル、弱風時（0.5以上1.0m/s未満）は弱風パフモデル、無風時（0.4m/s以下）は無風パフモデルを用いた。

【プルームモデル：有風時（1.0m/s以上）】

$$C(R, z) = \sqrt{\frac{1}{2\pi} \frac{\pi}{\sigma} R \sigma_z u} \left\{ \exp\left(-\frac{(z - He)^2}{2\sigma_z^2}\right) + \exp\left(-\frac{(z + He)^2}{2\sigma_z^2}\right) \right\}$$

【弱風パフモデル：弱風時（0.5以上1.0m/s未満）】

$$C(R, z) = \sqrt{\frac{1}{2\pi} \frac{Q_p}{\gamma}} \left\{ \frac{1}{\eta_-^2} \cdot \exp\left(-\frac{u^2(z - He)^2}{2\gamma^2 \eta_-^2}\right) + \frac{1}{\eta_+^2} \cdot \exp\left(-\frac{u^2(z + He)^2}{2\gamma^2 \eta_+^2}\right) \right\}$$

$$\eta_-^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z - He)^2, \quad \eta_+^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z + He)^2, \quad R^2 = x^2 + y^2$$

【無風パフモデル：無風時（0.4m/s以下）】

$$C(R, z) = \frac{Q_p}{2\pi^{3/2} \gamma} \left\{ \frac{1}{R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z - He)^2} + \frac{1}{R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z + He)^2} \right\}$$

ここで、

$C(R, z)$  : 計算点( $R, z$ )の濃度

$R$  : 点煙源と計算点との水平距離(m)

$(x, y, z)$  : 計算点の( $x, y, z$ )座標

$Q_p$  : 点煙源の強度( $m^3N/s$ )

$u$  : 風速(m/s)

$He$  : 有効煙突高(m)

$\sigma_z, \alpha, \gamma$  : 拡散パラメータ

出典：窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（平成12年12月 公害研究対策センター）

b. 有効煙突高さ

有効煙突高は「環境庁大気保全局大気規制課編 窒素酸化物総量規制マニュアル [新版] (平成12年 公害研究対策センター)」に示されるCONCAWE式、Briggs式により求めるものとする。

無風時はBriggs式、弱風時はCONCAWE式とBriggs式の線形内挿、有風時はCONCAWE式を用いた。

$$H_e = H_o + \Delta H$$

ここで、

$H_e$  : 有効煙突高さ (m)

$H_o$  : 煙突実体高 (m)

$\Delta H$  : 煙の上昇高さ (m)

【無風時  $U = 0.0(\text{m/s})$ 】 Briggs 式

$$\Delta H = 1.4 \times Q_H^{1/4} (d\theta/dz)^{-3/8}$$

$$Q_H = P \cdot Q \cdot C_p \cdot \Delta T$$

ここで、

$(d\theta/dz)$  : 温位勾配 ( $^{\circ}\text{C}/\text{m}$ )

$Q_H$  : 排出熱

$P$  :  $0^{\circ}\text{C}$ における排出ガス密度 ( $1.293 \times 10^3 \text{ g}/\text{m}^3$ )

$Q$  : 単位時間当りの排出ガス量 ( $\text{m}^3\text{N}/\text{s}$ )

$C_p$  : 定圧比熱 [ $0.24(\text{kcal}/\text{kg}^{\circ}\text{C})$ とする。]

$\Delta T$  : 排出ガス温度と気温との温度差 ( $^{\circ}\text{C}$ )

【弱風時  $0.0(\text{m/s}) < U < 2.0(\text{m/s})$ 】 CONCAWE 式と Briggs 式の線形内挿

$$\Delta H = \Delta H_2 - (\Delta H_2 - \Delta H_1) \times U/U'$$

$\Delta H_1$  : CONCAWE 式による風速  $U'$  の時の上昇高さ (m)

$\Delta H_2$  : Briggs 式による上昇高さ (m)

【有風時  $2.0(\text{m/s}) \leq U$ 】 CONCAWE 式

$$\Delta H = 0.175 \times Q_H^{1/2} \times U^{-3/4}$$

$U$  : 煙突高度に相当する高さでの風速(m/s)

なお、有効煙突高さにおける風速  $U$  は以下の推定式によるものとした。

$$U = U_s \times (H_e/H_s)^P$$

$U_s$  : 観測高度(10m)における地上風速 (m/s)

$H_s$  : 観測高度(10m)

$P$  : べき指数

べき指数は下表に従うものとする。

大気安定度	A	B	C	D	E	F・G
べき指数 P	0.10	0.15	0.20	0.25	0.25	0.30

c. 有効煙突高さの補正

調査地域の標高差による影響については、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」(昭和61年6月、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課監修)に示される、地形を考慮したERT (Environmental Research Technology Inc.) PSDM (Point Source Diffusion Model) モデル等を用いて有効煙突高さの補正等を用いて予測を行うものとする。

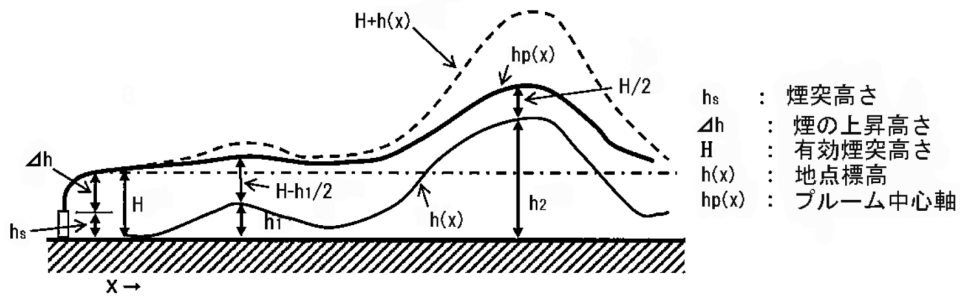


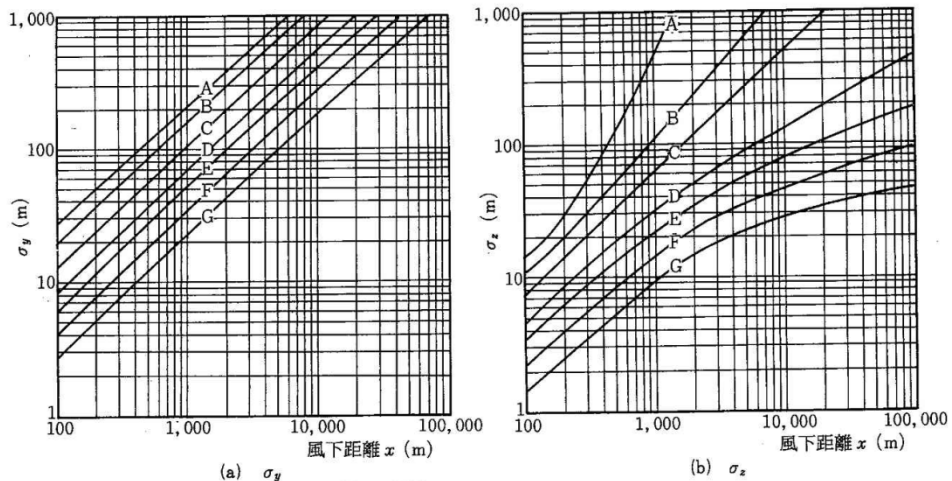
図3-1 ERT PSDM モデルの概念図(参考)

出典：ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル

(昭和61年6月、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課監修)

d. 拡散パラメータ

プルームモデルの拡散パラメータについては、プルームモデルでは図3-2及び表3-3に示すパスキル・ギフォード線図を用い、パフモデルは表3-4に示す無風・弱風時に係るパラメータを用いた。



出典：窒素酸化物総量規制マニュアル[新版] (平成12年12月 公害研究センター)

図3-2 パスキル・ギフォード線図

表3-3 パスキル・ギフォード線図の近似関係

●有風時の拡散パラメータ（水平方向）

$$\sigma_y(x) = \gamma_y \cdot x^{\alpha_y}$$

安定度	$\alpha_y$	$\gamma_y$	風下距離X (m)
A	0.901	0.4260	0~1,000
	0.851	0.6020	1,000~
B	0.914	0.2820	0~1,000
	0.865	0.3960	1,000~
C	0.924	0.1772	0~1,000
	0.885	0.2320	1,000~
D	0.929	0.1107	0~1,000
	0.889	0.1467	1,000~
E	0.921	0.0864	0~1,000
	0.897	0.1019	1,000~
F	0.929	0.0554	0~1,000
	0.889	0.0733	1,000~
G	0.921	0.0380	0~1,000
	0.896	0.0452	1,000~

●有風時の拡散パラメータ（鉛直方向）

$$\sigma_z(x) = \gamma_z \cdot x^{\alpha_z}$$

安定度	$\alpha_z$	$\gamma_z$	風下距離X (m)
A	1.122	0.0800	0~300
	1.514	0.0086	300~500
	2.109	0.000212	500~
B	0.964	0.1272	0~500
	1.094	0.0570	500~
C	0.918	0.1068	0~
D	0.826	0.1046	0~1,000
	0.632	0.4000	1,000~10,000
	0.555	0.8110	10,000~
E	0.788	0.0928	0~1,000
	0.565	0.4330	1,000~10,000
	0.415	1.7320	10,000~
F	0.784	0.0621	0~1,000
	0.526	0.3700	1,000~10,000
	0.323	2.4100	10,000~
G	0.794	0.0373	0~1,000
	0.637	0.1105	1,000~2,000
	0.431	0.5290	2,000~10,000
	0.222	3.6200	10,000~

出典：窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（平成12年12月 公害研究センター）

表3-4 無風・弱風時に係るパラメータ

パスキルの 大気安定度	無風時 (0.4m/s 以下)		弱風時 (0.5 以上 1.0m/s 未満)	
	$\alpha$	$\gamma$	$\alpha$	$\gamma$
A	0.948	1.569	0.748	1.569
A~B	0.859	0.862	0.659	0.862
B	0.781	0.474	0.581	0.474
B~C	0.702	0.314	0.502	0.314
C	0.635	0.208	0.435	0.208
C~D	0.542	0.153	0.342	0.153
D	0.470	0.113	0.270	0.113
E	0.439	0.067	0.239	0.067
F	0.439	0.048	0.239	0.048
G	0.439	0.029	0.239	0.029

出典：窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（平成12年12月 公害研究対策センター）

e. 重合計算

気象条件及び発生源条件に基づいて、それぞれの拡散式によって計算を行い、この計算結果を以下のように重合し、排ガスによる汚染物質の年間平均濃度を算出する。

なお、排ガスによる汚染物質の年間平均濃度に現況濃度を重合し、評価地点の年間平均濃度を求める。

$$\bar{C} = \frac{\sum C_i(D, U, S) \cdot f_i(D, U, S)}{\sum f_i(D, U, S)}$$

$\bar{C}$  : 年平均濃度  
 $C_i(D, U, S)$  : 風向D、風速U、安定度Sによって分類された気象カテゴリー別の1時間地上濃度  
 $f_i(D, U, S)$  :  $C_i(D, U, S)$ に対応した気象カテゴリーの出現回数

f. 2%除外値または98%値への換算

重合計算により求められた大気質汚染物質濃度は年平均値であるため、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、既存の測定結果から、年平均値と2%除外値または98%値の関連よりそれぞれの長期濃度評価値を求める。それぞれの換算式は以下のとおりとした。

表3-5 2%除外値及び98%値の換算式

項目	換算式
二酸化硫黄	日平均値の2%除外値 = 年平均値 × 2.0(※1)
二酸化窒素	日平均値の年間98%値 = 年平均値 × 0.988 + 0.013(※2)
浮遊粒子状物質	日平均値の2%除外値 = 年平均値 × 2.3627 - 0.0018(※3)

- ※1 令和3～5年度の久御山測定局における二酸化硫黄の年平均値と日平均値の2%除外値の関係より算出。
- ※2 令和3～5年度の大山崎及び国道171号測定局における二酸化窒素の年平均値と日平均値の年間98%値の関係より算出。
- ※3 令和3～5年度の大山崎及び国道171号測定局における浮遊粒子状物質の年平均値と日平均値の2%除外値の関係より算出。

ウ. 予測条件

a. 煙突排ガス

煙突排ガスの予測条件は、新ごみ処理施設の計画ごみ質（表3-6）より計算した排ガス量（表3-7）及び表1-25に示した新ごみ処理施設の自主基準値より設定した。煙突排ガス諸元を表3-8に示す。

表3-6 計画ごみ質(高質ごみ)から推定した各成分の比率

単位：%				単位：%							
ごみ質(高質ごみ)	比率	可燃分内訳(過去10年平均)		c(炭素)	h(水素)	n(窒素)	s(硫黄)	Cl(塩素)	o(酸素)	W(水分)	a(灰分)
水分	28.3										
可燃分	65.4	紙・布類	32.63	15.43	2.27	0.10	0.00	0.06	14.76	28.3	6.3
		プラスチック類	22.27	16.83	2.57	0.10	0.01	0.62	2.15		
		木・竹・ワラ類	4.63	2.36	0.30	0.04	0.00	0.01	1.93		
		厨芥類	4.89	2.55	0.34	0.16	0.01	0.01	1.82		
		可燃性雑物類	0.98	0.52	0.07	0.03	0.00	0.00	0.36		
灰分	6.3										
合計	100.0	65.40		37.68	5.55	0.43	0.02	0.70	21.00	28.3	6.3

- ※1 計画ごみ質、可燃分内訳比率は「一般廃棄物処理施設整備基本構想」（令和4年3月、乙訓環境衛生組合）による高質ごみ質とする。
- ※2 可燃分内訳比率は過去10年平均値（乾ベース）及び計画ごみ質から推計した。
- ※3 各成分の比率は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版）の工場搬入ごみの項目ごとの元素量及び発熱量（p.212）を参考値として用いて計算した。

表3-7 高質ごみの各成分から推定した排ガス量

項目	単位	値	計算式
理論空気量 L0	m <sup>3</sup> N/kg	4.13	8.89c+26.7(h-o/8)+3.33s
空気比 λ	-	1.3	
ごみ 1kg あたりのガス量（湿） Vw	m <sup>3</sup> N/kg	6.18	1.867c+11.2h+1.244W+0.7s+0.8n+(λ-0.21)L0
ごみ 1kg あたりのガス量（乾） Vd	m <sup>3</sup> N/kg	5.21	1.867c+0.7s+0.8n+(λ-0.21)L0
ごみ処理量 A	kg/h	5,125	124(t/24h)÷24×1000
<b>排ガス量（湿） 【推定値】</b>	m <sup>3</sup> N/kg	31,673	Vw×A
<b>排ガス量（乾） 【推定値】</b>	m <sup>3</sup> N/kg	26,701	Vd×A

- ※1 排ガス量の計算は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版）のごみ質推定にしたがい計算した。
- ※2 空気比λは「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版）の近年の一般値1.3より設定した。
- ※3 排ガス量はあくまでも推定値であり、冷却空気量や炉内水噴射、排ガス再循環等は考慮していないため、今後の施設整備内容や設計により変わる可能性がある。

表3-8 煙突排ガス諸元

項目	条件
処理能力	123t/24h
排ガス量（煙突出口）	（湿）31,673m <sup>3</sup> N/h、（乾）26,701 m <sup>3</sup> N/h（※1）
排ガス温度	170°C(※2)
煙突からの排出濃度(※3)	二酸化硫黄：50 ppm 二酸化窒素：100 ppm 浮遊粒子状物質：0.01g/ m <sup>3</sup> N ダイオキシン類：0.05ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N 水銀：30 μg/ m <sup>3</sup> N

※1 排ガス量は表3-7に示す推定値とする。

※2 排ガス温度は現ごみ処理施設の排ガス温度を参考として設定した。

※3 煙突からの各物質の排出濃度は、表1-25に示す新ごみ処理施設の自主基準値とした。

b. バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、表3-9に示すとおりとした。

水銀のバックグラウンド濃度については、配慮書において検討できていなかったが、京都府内の久御山測定局と同地点で行われている水銀の測定結果を採用した。

表3-9 バックグラウンド濃度

項目	バックグラウンド濃度	備考
二酸化硫黄	0.001ppm	久御山測定局R3～R5の年平均値の平均
二酸化窒素	0.01ppm	大山崎測定局R3～R5の年平均値の平均
浮遊粒子状物質	0.015mg/m <sup>3</sup>	大山崎測定局R3～R5の年平均値の平均
ダイオキシン類	0.015pg-TEQ/m <sup>3</sup>	久御山測定局でのR3～R5の年平均値（1回/年）
水銀	1.63 μg/m <sup>3</sup>	久御山測定局でのR3～R5の年平均値（1回/年）

c. 気象条件

気象条件は表3-10に示すとおりとした。

表3-10の風向・風速データの風向別平均風速及び風向別出現頻度を図3-3に示す。全風向の平均風速は2.4m/sで、北北西、北西及び南南西の風が卓越している。

表3-10 予測計算に使用する気象条件

項目	使用したデータ
風向・風速	乙訓消防本部 気象観測システムによる令和5年度1時間データ
日射量	気象庁 大阪観測局における令和5年度データ
雲量	気象庁 京都観測局における令和5年度データ

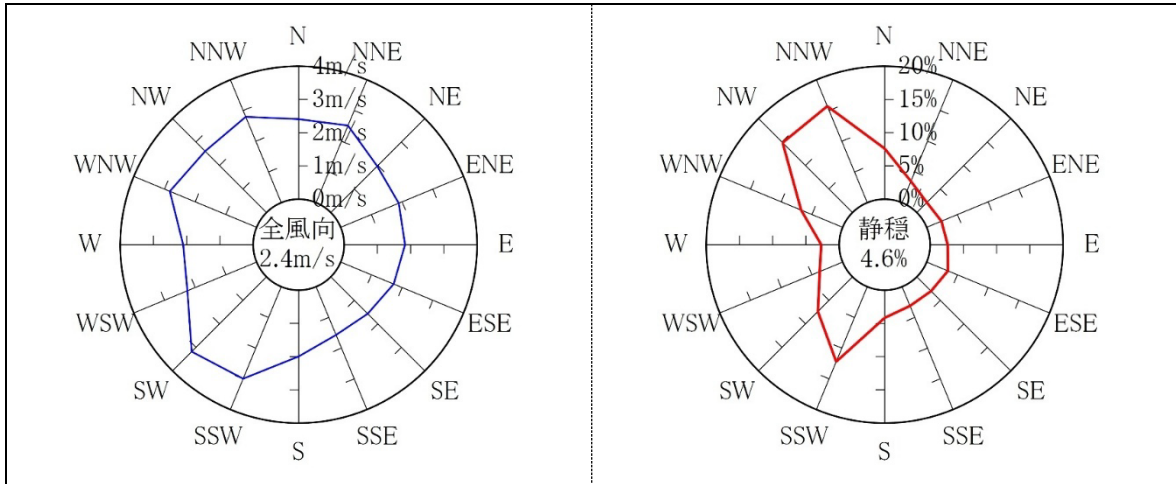


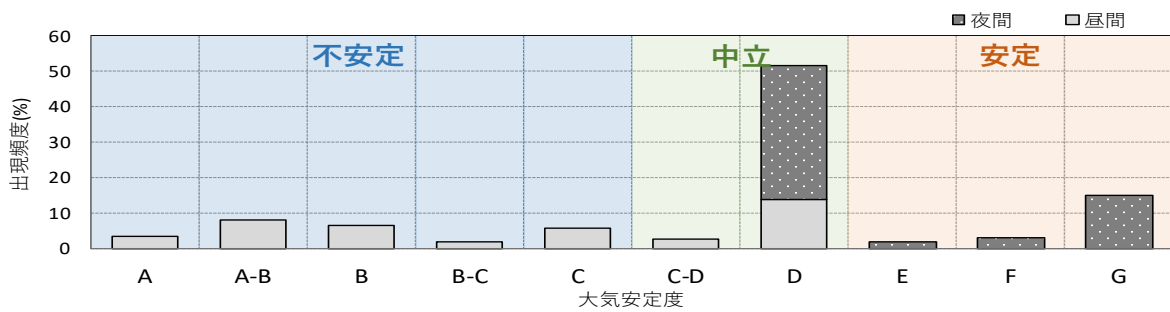
図3-3 風向別平均風速(左)及び風向別出現頻度(右)

表3-10の気象データを用いて分類した大気安定度の出現頻度を表3-11に示す。  
 大気安定度とは、気流の乱れを表す指標であり、夜間は中立～安定、昼間は不安定～中立となり、いずれも大気安定度D（中立）が最も頻度が高い。

表3-11 大気安定度

(単位:%)

	不安定					中立		安定			合計
	A	A-B	B	B-C	C	C-D	D	E	F	G	
全日	3.52	7.86	6.36	1.87	5.84	2.78	51.71	2.00	3.19	14.87	100.00
昼間	3.52	7.86	6.36	1.87	5.84	2.78	13.76	0.00	0.00	0.00	41.99
夜間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	37.95	2.00	3.19	14.87	58.01



エ. 予測結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀の将来予測結果を表3-12に示す。

ケース1と2、ケース3と4を比較すると、煙突位置の違いによる寄与濃度への影響はほとんどない。煙突高さの違いについては、最大着地濃度地点における寄与濃度は、煙突が59mのケースは煙突が78mのケースの約1.4倍濃度が高くなるものの、バックグラウンド濃度に寄与濃度を足した将来濃度はケース間の差が小さく、影響はほとんどない。なお、全ケースにおいて最大着地濃度地点は図2-1で示した位置とほぼ同じであった。

表3-12 予測計算結果(最大着地濃度地点)

二酸化硫黄		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)	日平均値の2%除外値
		ppm	ppm	ppm	ppm
ケース1	煙突59m 南側	0.001	0.000050	0.001050	0.002101
ケース2	煙突59m 北側	0.001	0.000051	0.001051	0.002102
ケース3	煙突78m 南側	0.001	0.000036	0.001036	0.002072
ケース4	煙突78m 北側	0.001	0.000036	0.001036	0.002072

二酸化窒素		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)	日平均値の98%値
		ppm	ppm	ppm	ppm
ケース1	煙突59m 南側	0.01	0.000101	0.010101	0.022979
ケース2	煙突59m 北側	0.01	0.000102	0.010102	0.022981
ケース3	煙突78m 南側	0.01	0.000072	0.010072	0.022951
ケース4	煙突78m 北側	0.01	0.000072	0.010072	0.022951

浮遊粒子状物質		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)	日平均値の2%除外値
		mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>
ケース1	煙突59m 南側	0.015	0.0000101	0.015010	0.033664
ケース2	煙突59m 北側	0.015	0.0000102	0.015010	0.033665
ケース3	煙突78m 南側	0.015	0.0000072	0.015007	0.033657
ケース4	煙突78m 北側	0.015	0.0000072	0.015007	0.033658

ダイオキシン類		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)
		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
ケース1	煙突59m 南側	0.015	0.000050	0.015050
ケース2	煙突59m 北側	0.015	0.000051	0.015051
ケース3	煙突78m 南側	0.015	0.000036	0.015036
ケース4	煙突78m 北側	0.015	0.000036	0.015036

水銀		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)
		ng/m <sup>3</sup>	ng/m <sup>3</sup>	ng/m <sup>3</sup>
ケース1	煙突59m 南側	1.63	0.030210	1.660210
ケース2	煙突59m 北側	1.63	0.030540	1.660540
ケース3	煙突78m 南側	1.63	0.021561	1.651561
ケース4	煙突78m 北側	1.63	0.021681	1.651681

※ 日平均値の2%除外値：1年間を通じて得られた日平均値のうち、測定値の高い方から2%範囲内にあるものを除外した後の最高値を示す。

※ 水銀のバックグラウンド濃度について、「乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る計画段階環境配慮書」（令和7年7月）（184ページ）では「ゼロ」であったが、本書では久御山測定局で行われている水銀の測定結果を採用した。

ケースごとの将来濃度と環境基準の比較を表3-13に示す。すべての項目、全てのケースで環境基準値（水銀は指針値）を満たしている。

表3-13 ケースごとの最大着地濃度地点における将来濃度と環境基準

二酸化硫黄		将来濃度(①+②)	日平均値の2%除外値	環境基準
		ppm	ppm	
ケース1	煙突59m 南側	0.001050	0.002101	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下
ケース2	煙突59m 北側	0.001051	0.002102	
ケース3	煙突78m 南側	0.001036	0.002072	
ケース4	煙突78m 北側	0.001036	0.002072	

二酸化窒素		将来濃度(①+②)	日平均値の98%値	環境基準
		ppm	ppm	
ケース1	煙突59m 南側	0.010101	0.022979	1時間値の1日平均値が0.04か ら0.06ppmのゾーン又はそれ 以下
ケース2	煙突59m 北側	0.010102	0.022981	
ケース3	煙突78m 南側	0.010072	0.022951	
ケース4	煙突78m 北側	0.010072	0.022951	

浮遊粒子状物質		将来濃度(①+②)	日平均値の2%除外値	環境基準
		mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	
ケース1	煙突59m 南側	0.015010	0.033664	1時間値の1日平均値が 0.1mg/m <sup>3</sup> 以下
ケース2	煙突59m 北側	0.015010	0.033665	
ケース3	煙突78m 南側	0.015007	0.033657	
ケース4	煙突78m 北側	0.015007	0.033658	

ダイオキシン類		将来濃度(①+②)	環境基準
		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	
ケース1	煙突59m 南側	0.015050	年平均値0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
ケース2	煙突59m 北側	0.015051	
ケース3	煙突78m 南側	0.015036	
ケース4	煙突78m 北側	0.015036	

水銀		将来濃度(①+②)	年平均指針値(※)
		ng/m <sup>3</sup>	
ケース1	煙突59m 南側	1.660210	年平均値40ng/m <sup>3</sup> 以下
ケース2	煙突59m 北側	1.660540	
ケース3	煙突78m 南側	1.651561	
ケース4	煙突78m 北側	1.651681	

※ 水銀の指針値は「今後の有害大気汚染物質対策の在り方について（第7次答申）」（中央環境審議会平成15年7月）によるものとする。

## (2) 景観

景観については、表3-14、図3-4に示す現地踏査を令和6年8月22日に実施し、表3-15に示す地点において眺望の現状を確認した。

配慮書では、各市町ホームページや観光マップ等から、計画段階関係地域における景観資源の分布状況を把握した上で、視認可能と想定される眺望点7か所を抽出した。

設定した複数案における景観の将来予測結果は、表3-16に示すとおりである。

仰角と見え方の目安を表3-17に示す。いずれの眺望点からも仰角は3度以下であり、圧迫感を受けるものではないとされている。

天王山夢ほたる公園の全ケースと淀川河川公園淀川三川合流域さくらであい館展望塔のケース3、4については仰角が1.5～2.0度以上となり、シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になりだすが、表3-17によると環境融和塗装がされている場合にはほとんど気にならないとされている。現ごみ処理施設の煙突はベージュを基調としており周辺環境に溶け込んだデザインとなっているため、目視では注意深く見るとようやく視認できるレベルである。

新ごみ処理施設においても、煙突高さが59mの場合は現ごみ処理施設と同様の見え方になることが予測される。煙突高さが78mの場合には、航空法により航空障害灯や昼間障害標識を設置する必要があることから、環境融和塗装とした場合でも昼間、夜間ともに景観が変わる可能性が高い。

表3-14 現地踏査を実施した地点

No.	名称	所在地
1	旗立松展望台	大山崎町
2	青木葉谷展望広場	大山崎町
3	奥の山展望広場	大山崎町
4	史跡大山崎瓦窯跡公園	大山崎町
5	天王山夢ほたる公園	大山崎町
6	淀川河川公園 淀川三川合流域 さくらであい館 展望塔	八幡市
7	男山展望台	八幡市

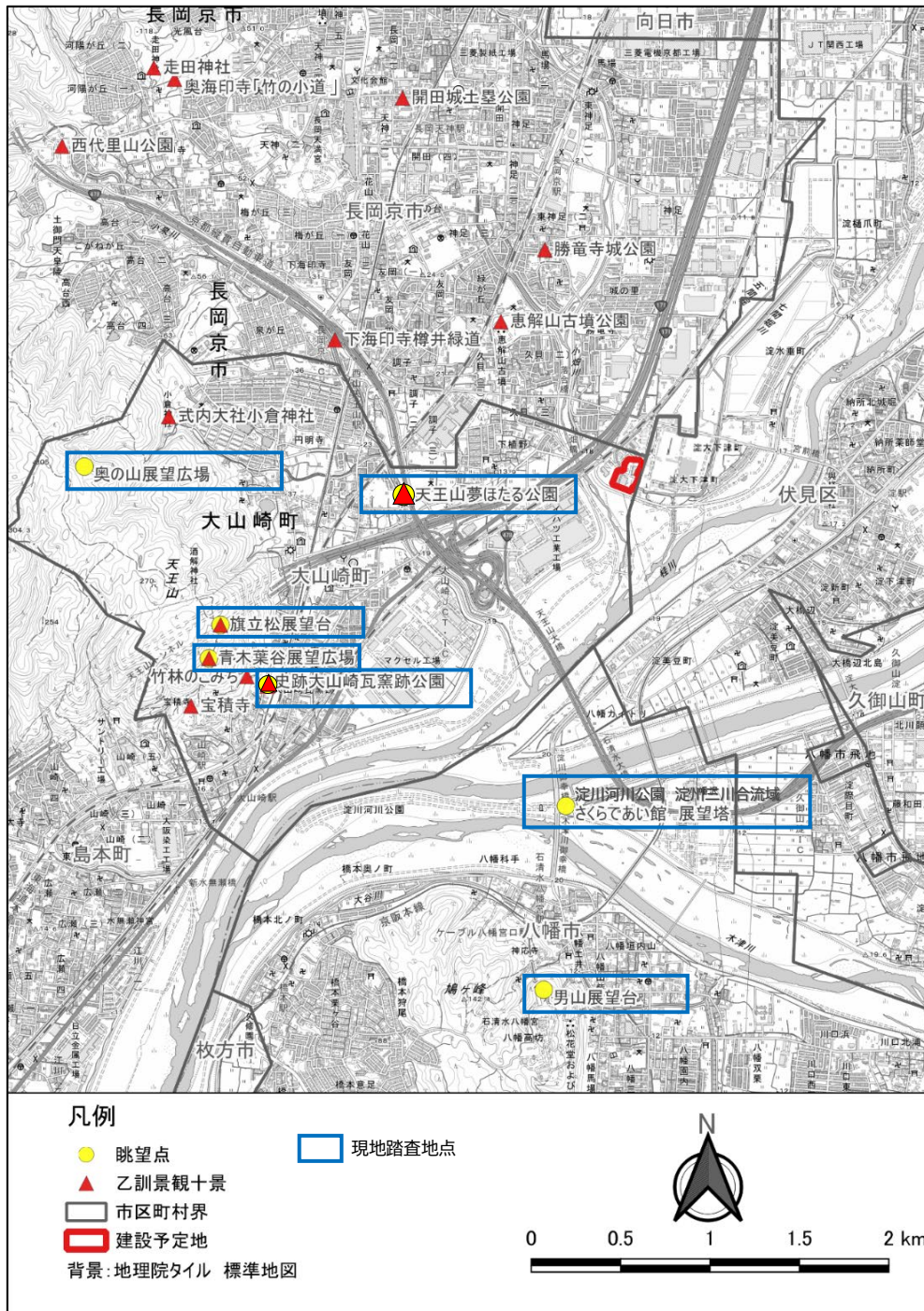


図3-4 本事業実施想定区域周辺の主な眺望点及び現地踏査地点

表3-15 景観調査結果

No.	名称	眺望の状況
1	旗立松展望台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現ごみ処理施設の煙突が小さく目視で確認できる。</li> <li>・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。</li> </ul> 
2	青木葉谷展望 広場	本事業実施想定区域方向は視認不可であり、本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。
3	奥の山展望広 場	本事業実施想定区域方向は視認不可であり、本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。
4	史跡大山崎瓦 窯跡公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路の向こう側に現ごみ処理施設の煙突上部が小さく目視で確認できる。</li> <li>・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。</li> </ul> 

<p>5</p>	<p>天王山夢ほたる公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現ごみ処理施設の煙突が目視で確認できる。</li> <li>・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。</li> </ul> 
<p>6</p>	<p>淀川河川公園 淀川三川合流域 さくらであい館 展望塔</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展望塔より現ごみ処理施設の煙突が小さく目視で確認できる。</li> <li>・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。</li> </ul> 

7	男山展望台	<ul style="list-style-type: none"><li>・現ごみ処理施設の煙突が小さく目視で確認できる。</li><li>・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。</li></ul> 
---	-------	---

表3-16 眺望点からの煙突の仰角

No.	名称	予測結果
1	旗立松展望台 【標高 67.8m】	【ケース 1, 2】 仰角 -0.2 度 【ケース 3, 4】 仰角 0.2 度
4	史跡大山崎瓦窯跡公園 【標高 31m】	【ケース 1, 2】 仰角 0.7 度 【ケース 3, 4】 仰角 1.2 度
5	天王山夢ほたる公園 【標高 15m】	【ケース 1, 2】 仰角 2.0 度 【ケース 3, 4】 仰角 2.9 度
6	淀川河川公園淀川三川合流域さくらであい館展望塔 【標高 25m】	【ケース 1, 2】 仰角 1.0 度 【ケース 3, 4】 仰角 1.6 度
7	男山展望台 【標高 111m】	【ケース 1, 2】 仰角 -1.0 度 【ケース 3, 4】 仰角 -0.6 度

表3-17 仰角と見え方の目安

仰角	見え方
0.5 度	輪郭がやっとわかる。
1 度	十分見えるが景観的にほとんど気にならない。
1.5 度～2 度	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になりだす。シルエットにならず環境融和塗装がされている場合にはほとんど気にならない。光の加減によっては見えないこともある。
3 度	比較的細部までよく見えるようになり、気になるが圧迫感を受けない。
5 度～6 度	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない。
10 度～12 度	眼いっぱいになり大きく圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素として際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。

出典：自然環境のアセスメント技術（Ⅱ）（環境庁企画調整局、平成12年）

## 3-2 総合評価

総合評価は表3-18に示すとおりである。

環境影響に係る比較・検討の結果、煙突高さは59mより78mのほうが大気質への影響の観点からは優位ではあるものの、景観への影響の観点からは59mのほうが78mよりも優位であった。

また、煙突位置による大気質への影響は最大着地濃度地点の位置が約10m程度変わるのみで、寄与濃度及び将来予測濃度に影響はなく、景観への影響は小さいことが示された。

表3-18 総合評価

項目	ケース1,2 【煙突高さ59m】	ケース3,4 【煙突高さ78m】
煙突排ガスによる大気質への影響	ケース3,4に比べ排ガスの寄与濃度が高くなることから、影響の程度は相対的に大きい。バックグラウンド濃度に対して寄与濃度はわずかであり、将来濃度に与える影響はほとんどないことから、環境への影響は小さい。 ケース1と2の違いはほとんどない。	ケース1,2に比べ排ガスの寄与濃度が低くなることから、影響の程度は相対的に小さい。また、バックグラウンド濃度に対して寄与濃度はわずかであり、将来濃度に与える影響はほとんどないことから、環境への影響は小さい。 ケース3と4の違いはほとんどない。
景観への影響	ケース3,4に比べ眺望点からの仰角は小さく影響の程度は相対的に小さい。景観の変化は小さく気にならない程度の影響しかないことから、景観への影響は小さい。 ケース1と2の違いはほとんどない。	ケース1,2に比べ眺望点からの仰角がやや大きくなり、影響の程度は相対的に大きい。景観への影響は小さく圧迫感を感じたり、景観を阻害する可能性は低い。 ただし、煙突が60m以上の場合は航空法により航空障害灯や昼間障害標識を設置する必要があるため、現在の景観から昼間、夜間ともに大きく変化する。 ケース3と4の違いはほとんどない。

## 第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解



## 4-1 配慮書の公告及び縦覧等

---

### 4-1-1 公告

(1) 公告日

令和7年8月8日(金)

(2) 公告方法

京都府公報 第637号 令和7年8月8日(金)

(3) 周知方法

本組合ホームページ、京都府ホームページへの掲載を行い周知した。

### 4-1-2 縦覧

縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、表4-1に示すとおりである。

表4-1 配慮書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府総合政策環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西 入藪ノ内町	令和7年8月8日(金) から 令和7年9月8日(月)まで	午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後5時まで
京都府乙訓保健所環境衛生課	向日市上植野町馬立8		
京都府山城北保健所環境課	宇治市宇治若森7の6		
京都市環境政策局環境企画部 環境保全創造課	京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488		
京都市伏見区役所地域力推進 まちづくり担当	京都市伏見区鷹匠町39の2		
向日市環境産業部衛生環境課	向日市寺戸町中野20		午前8時30分から 午後5時15分まで
長岡京市環境経済部環境政策室	長岡京市開田1丁目1の1		午前8時30分から正午まで 及び 午後1時から午後5時まで
八幡市建設産業部産業振興室 環境政策課	八幡市八幡園内75		午前8時30分から正午まで 及び 午後1時から午後5時15分まで
大山崎町環境事業部経済環境課	乙訓郡大山崎町字円明寺小字 夏目3		午前8時30分から正午まで 及び 午後1時から午後5時まで
久御山町事業環境部 産業・環境政策課	久世郡久御山町島田ミスノ38		午前8時30分から 午後5時15分まで
乙訓環境衛生組合政策推進課	乙訓郡大山崎町字下植野小字 南牧方32	午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後5時まで	

### 4-1-3 意見書

(1) 意見書の提出期間

令和7年8月8日（金）から9月22日（月）まで

(2) 意見書の提出方法

「京都府総合政策環境部環境管理課」宛へ書面の郵送、持参又は京都府のホームページから電子申請による提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は、0通であった。

4-2 配慮書についての知事の意見及び事業者（本組合）の見解

京都府環境影響評価条例第7条の6の規定により、配慮書についての知事意見が令和7年11月19日に事業者（本組合）に送付された。

知事意見とそれに対する事業者（本組合）の見解を表4-2に示す。

表4-2 知事意見及び事業者(本組合)の見解

知事の意見	事業者（本組合）の見解
1. 全般的事項	
方法書以降の手続においては、以下の個別事項に留意するとともに、最新の情報の収集に努め、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、事業の実施による環境への影響をできる限り回避又は低減するよう必要な環境保全措置を検討すること。	方法書以降の手続においては、個別事項に留意し、各環境要素に対する影響について検討の上で評価項目を選定します。また、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討していきます。
現施設の解体工事による環境影響についても調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。	解体工事による影響についても、調査、予測、評価を実施し、必要な環境保全措置を検討していきます。
環境影響評価手続を進めるに当たっては、周辺住民等に対し丁寧な説明を行うなど、十分な理解を得るよう努めること。	周辺住民等への説明会を実施し、理解していただけるように丁寧な説明を心がけます。
2. 個別事項	
(1) 大気質	
施設の稼働による排出ガスの影響については、年平均値のみでなく、局地風等の気象条件による短期的な影響も十分考慮すること。	対象事業実施区域において1年間の気象測定を実施し、局地風等の特殊条件においても予測を実施し、長期的、短期的影響の両面から評価を実施します。
調査、予測及び評価を行う項目の選定に当たっては、配慮書段階では選定していなかった塩化水素やPM2.5も含め必要な検討を行うこと。また、大気質の調査、予測及び評価の方法については、その妥当性が確認できるよう、適切かつ分かりやすく方法書に記載すること。	塩化水素、PM2.5についても既存資料調査、現地調査、予測及び評価を実施します。また、調査、予測及び評価の方法についてはその妥当性が確認できるように適切かつ分かりやすく記載します。

第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

知事の意見	事業者（本組合）の見解
(2) 騒音・振動	
<p>工事用車両の走行による周辺住民等への影響についても十分な調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な配慮を検討すること。</p>	<p>工事車両が走行する大山崎町道下植野線第40号及び京都市道淀146号線沿道について、既存資料調査、現地調査を実施し、予測、評価を行い、影響を低減または回避できるよう配慮を検討します。</p> <p>国道171号線については、令和3年度一般交通量調査結果によると、昼間12時間の通行車両台数（上下計）は20,567台（大型車5,800台、小型車14,767台）と推定されています。令和6年度の本組合への搬入車両は大型車・小型車の合計日平均約157台（往復で314台）と工事中の車両日最大約200台（往復で400台）を合わせて約357台（往復714台）であり、これは国道171号線の昼間12時間の通行車両台数の約3.5%であることから搬入車両の影響が軽微であると判断し、国道171号線よりも影響が大きい大山崎町道下植野線第40号及び京都市道淀146号線沿道における調査を予定しています。</p>
(3) 動物・植物・生態系	
<p>実地調査等により現況を把握するとともに、長期的な影響も考慮して、必要に応じて適切な配慮を検討すること。</p>	<p>動物、植物、生態系については既存資料調査、現地調査を実施します。また、これまでの作業を含め将来の長期的な影響を考慮した予測、評価を実施します。</p>
(4) 景観	
<p>煙突や建物を含む施設全体の景観については、遠く離れた眺望点からの景観だけでなく、周辺からの日常的な景観も考慮の上、調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>景観調査については、日常的に施設が見える近隣住宅地、サイクリングロードや電車の車窓からの景観についても現地調査、予測、評価を実施します。</p>

第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

知事の意見	事業者（本組合）の見解
（5）温室効果ガス等	
<p>排出量低減の検討は、関連する温室効果ガス削減計画も踏まえるとともに、関係車両の走行や廃棄物焼却等の排出要因ごとに切り分けて排出量を算定した上で、できる限り具体的に行うこと。</p>	<p>温室効果ガスについては、建設工事中、供用時、解体工事中に区分して、運搬車両、建設機械、廃棄物焼却、排ガス処理、ごみ焼却灰処理、電力使用等、システム境界を明確にしたうえで、最新の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver6.0）」（令和7年3月）に示された方法に準じて各排出量を算定します。また、2050年カーボンニュートラルの実現へ向けた環境保全措置については、熱回収及び廃棄物発電等の検討を進め、準備書において具体的な排出量低減策について検討します。</p>
（6）埋蔵文化財包蔵地	
<p>事業実施想定区域は長岡京跡に含まれるため、関係機関と協議の上、適切に対応すること。特に、過去に調査の行われていない深度までの掘削を行う場合には、埋蔵文化財への影響について十分に留意すること。</p>	<p>埋蔵文化財については、文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を実施し、教育委員会、学識経験者等の指導・助言を受けて慎重に調査を進めることとします。</p>

### 4-3 配慮書についての計画段階関係地域の市町長からの意見及び事業者（本組合）の見解

計画段階関係地域に含まれる京都市長、長岡京市長及び八幡市長からの意見及び事業者（本組合）の見解を表4-3、表4-4及び表4-5に示す。なお、向日市長、大山崎町長及び久御山町長からの意見はない。

#### 4-3-1 京都市長の意見及び事業者（本組合）の見解

表4-3 京都市長の意見及び事業者(本組合)の見解

京都市長の意見	事業者（本組合）の見解
1. 全般的事項	
環境影響評価手続きにおいて、京都市に関連のある事項については、連絡を密に行うこと。	京都市に関連のある事項については連絡を密に行い、今後の手続きを進めてまいります。
今後、環境影響評価手続きを進める中で、京都市域に対する影響が予測された場合には、影響を受けるおそれのある地域を対象とした説明会を開催するなど、市民等に対して、十分な理解を得るために丁寧な説明を行うこと。	方法書においては調査地域に京都市伏見区の一部が含まれています。今後の手続きの過程では、京都市と連絡を密に行い、十分な理解を得られるよう対象地域の住民説明会の開催や分かりやすい説明資料の作成に努めます。
環境影響評価方法書以降の手続きにおいて、以下の事項に留意のうえ、改めて各環境要素の京都市域に対する影響について、十分な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全対策を検討すること。	個別事項に留意して、十分な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全対策を検討してまいります。
2. 個別事項	
(1) 大気質 大気質への影響について、環境影響評価方法書に調査、予測及び評価方法をその根拠も含めて、正確かつ分かりやすく記載すること。	方法書においては、調査、予測及び評価方法について、根拠を含めてその妥当性が確認できるように正確かつ分かりやすく記載します。
(2) 騒音・振動 工事用車両の通行による地元住民の生活環境への影響についても、十分な調査、予測及び評価を行い、適切な配慮を検討すること。	工事車両が走行する大山崎町道下植野線第40号及び京都市道淀146号線沿道の現地調査を実施し、予測、評価を行い、影響を低減または回避できるよう配慮を検討します。
(3) 温室効果ガス 温室効果ガスについて、工事中及び施設供用時の運行車両・建設機械、廃棄物焼却、排ガス処理、ごみ焼却灰処理等、システム境界を明確にしたうえで各々の排出量を算定するとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、熱回収や廃棄物発電等の環境保全措置についても検討すること。	温室効果ガスについては、建設工事中、供用時、解体工事中に区分して、運搬車両、建設機械、廃棄物焼却、排ガス処理、ごみ焼却灰処理、電力使用等、システム境界を明確にしたうえで、最新の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」(令和7年3月)に示された方法に準じて各排出量を算定します。また、2050年カーボンニュートラルの実現へ向けた環境保全措置については、熱回収及び廃棄物発電等の検討を進め、準備書において具体的な排出量低減策について検討します。

4-3-2 長岡京市長の意見及び事業者（本組合）の見解

表4-4 長岡京市長の意見及び事業者(本組合)の見解

長岡京市長の意見	事業者（本組合）の見解
<p>全般的事項について、計画段階環境配慮書に即した内容で進めること。環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法が適切に行われ、事業実施による環境への負荷をできる限り回避・低減すること。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいては、計画段階環境配慮書に即した内容で進めてまいります。また、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行い、環境への負荷をできる限り回避・低減できるよう環境保全措置を検討します。</p>
<p>大気質について、長岡京市域を含む周辺地域において、排ガス中に含まれる大気汚染物質による影響が最小限のものとなるよう計画すること。</p>	<p>大気質については調査、予測及び評価を実施した上で、排ガス中に含まれる大気汚染物質による影響が最小限となるよう、環境保全措置を検討します。</p>
<p>水質について、処理水等の排出や工事中の濁水の影響が最小限のものになるよう計画すること。</p>	<p>水質については調査、予測及び評価を実施した上で、排水及び工事中の濁水の水質や水量の影響が最小限となるよう、環境保全措置を検討します。</p>
<p>環境要素について、施設の詳細設計時には、設備の省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用など、温室効果ガス排出抑制を図ること。</p>	<p>温室効果ガスについては調査、予測及び評価を実施した上で、温室効果ガス排出量が最小限となるよう環境保全措置を検討します。</p>

4-3-3 八幡市長の意見及び事業者（本組合）の見解

表4-5 八幡市長の意見及び事業者(本組合)の見解

八幡市長の意見	事業者（本組合）の見解
<p>環境法令を遵守してください。また、苦情が発生しないよう環境の配慮に努めてください。</p>	<p>環境法令、その他関連する法令、ガイドライン等を遵守して事業を進めてまいります。また、苦情が発生しないよう環境保全及び配慮に努めます。</p>

## 第5章 環境影響評価の項目の選定



5-1 環境影響要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、対象事業に係る新ごみ処理施設の建設工事の実施（以下「建設工事中」という。）、土地又は工作物の存在及び供用（以下「供用時」という。）、現ごみ処理施設の解体工事の実施（以下「解体工事中」という。）及び解体工事完了後において想定される事業活動の内容を検討し、抽出した。その結果を表5-1に示す。

表5-1 環境影響要因の抽出結果

環境影響要因		想定される事業活動内容
建設工事中	造成工事等による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的な裸地の出現</li> <li>・地下構造物建設に伴う大規模な掘削（切土）</li> <li>・杭基礎工事に伴う掘削や止水対策</li> <li>・副産物（残土等）の発生</li> <li>・建屋建設に伴うコンクリート打設や足場、養生</li> </ul>
	建設機械等の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事、建設工事、場内整備工事等の実施に伴うバックホウ・クローラークレーン・タワークレーン・ラフタークレーン・杭打機等の稼働</li> </ul>
	資材等の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーラーの走行（工事用資材や機械の搬出入時）</li> <li>・コンクリートポンプ車の走行</li> <li>・ダンプトラックの走行（残土搬出時）</li> <li>・ラフタークレーンの走行</li> </ul>
	雨水の排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨時に発生する濁水</li> </ul>
供用時	地形改変後の土地及び工作物の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現所有敷地内に新ごみ処理施設の存在</li> <li>・アスファルト舗装の構内道路の存在</li> </ul>
	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎機による粗大ごみ等の破碎</li> <li>・ごみクレーンの運転</li> <li>・焼却炉によるごみの燃焼並びにボイラの稼働</li> <li>・消石灰及び活性炭の噴霧</li> <li>・バグフィルタによる飛灰の捕集</li> </ul>
	廃棄物運搬車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集パッカー車の走行</li> <li>・灰運搬車の走行</li> </ul>
	廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設稼働に伴う廃棄物（主灰・飛灰・その他）の発生</li> </ul>

環境影響要因		想定される事業活動内容
解体工事中	解体工事等による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下構造物解体に伴う大規模な掘削（切土）</li> <li>・ 杭の引抜きと空洞の充填</li> <li>・ 建設廃棄物の発生</li> <li>・ 建屋解体に伴うコンクリート撤去や足場、養生</li> </ul>
	建設機械等の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解体工事の実施に伴うバックホウ・クローラークレーン・タワークレーン・ラフタークレーン・杭引抜機等の稼働</li> </ul>
	資材等の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレーラーの走行（工事用資材や機械の搬出入時）</li> <li>・ ダンプトラックの走行（建設廃棄物搬出時）</li> <li>・ ラフタークレーンの走行</li> </ul>
	雨水の排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雨時に発生する濁水</li> </ul>
解体工事完了後	地形改変後の土地及び工作物の存在（現ごみ処理施設の撤去）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現ごみ処理施設跡地の暫定舗装（アスファルト舗装）</li> <li>・ 地下水位の変化、地盤沈下</li> </ul>

5-2 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目については、事業特性及び地域特性を勘案して選定した。その結果を表5-2に示す。

なお、調査等の実施、事業内容の具体化等により環境影響に関する新たな事情が生じたときには、必要に応じ、項目の見直しを行うものとする。

表5-2 環境影響評価項目の選定・非選定理由

影響要因の区分 環境要素の区分	建設工事中		供用時			解体工事中		解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由			
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生		解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												
大気環境												
大気質												
二酸化硫黄					●				供用時の施設の稼働に伴う排ガスに含まれることから、大気質への影響を検討するため選定する。 工事中の建設機械等の稼働及び運搬車両の走行については、使用される軽油のサルファーフリー化により、燃料由来の硫黄酸化物の排出量は極めて微量であるため選定しない。			
浮遊粒子状物質	●	●			●	●		●	●	供用時の施設の稼働に伴う排ガスの放出並びに工事中の建設機械等の稼働、工事中及び供用時の運搬車両の走行に伴い、周辺の大気質へ影響を及ぼす可能性があるため選定する。		

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由							
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働			廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在
環境要素の区分															
一酸化炭素															運搬車両等の走行や建設機械等の稼働に伴う排ガスについては、オフロード法、ポスト・ポスト新長期規制などで厳しい基準が適用された機器及び車両を使用するため選定しない。また、供用時の施設の稼働についても、廃棄物処理法の維持管理基準において濃度基準が定められていることや、自動燃焼制御等により不完全燃焼の防止を徹底することから、周辺環境への影響は極めて小さいため選定しない。
二酸化窒素	●	●			●	●			●	●					供用時の施設の稼働に伴う排ガスの放出並びに工事中の建設機械の稼働、工事中及び供用時の運搬車両の走行に伴い、排ガス中に二酸化窒素が含まれることから、周辺の大気質へ影響を及ぼす可能性があるため選定する。
ダイオキシン類					●				●						供用時の施設の稼働に伴う排ガスの放出並びに解体工事中の一時的な影響については、構造物撤去時に現ごみ処理施設炉内の残留物等により、大気質への影響を検討するため選定する。 工事中の建設機械等の稼働については、燃料等に塩素系化合物等の不純物は混入しないことから周辺の大気質へ影響を及ぼすようなダイオキシン類は排出されないため選定しない。

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分 環境要素の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由				
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行		廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行
光化学オキシダント									光化学オキシダントは、窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽光による光化学反応を受けて二次的に生成される物質であり、施設等から直接排出されるものではないため選定しない。なお、光化学オキシダントの原因物質となる窒素酸化物については、二酸化窒素の項目において検討することとしている。			
ベンゼン									供用時の施設の稼働については、近年の高度な燃焼制御技術により、排出濃度が大気環境基準値に対して極めて低いいため選定しない。また、工事中及び供用時の建設機械等の稼働及び運搬車両等の走行についても、ポスト・ポスト新長期規制等の厳しい排出ガス基準に適用した機器等を使用するため選定しない。			
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン									供用時の施設の稼働については、近年の廃棄物焼却施設における排出濃度が大気環境基準値に対して極めて低いいため選定しない。また、工事中及び供用時の建設機械等の稼働及び運搬車両等の走行についても、これら物質は使用燃料自体に含まれる成分ではないため選定しない。			

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分 環境要素の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事了後	環境影響評価項目の選定・非選定理由
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働 資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働 廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働 資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	
塩化水素			●					<p>供用時の施設の稼働に伴い、廃棄物の焼却過程で発生する排ガス中に塩化水素が含まれることから、大気質への影響を検討するため選定する。</p> <p>工事中及び供用時の建設機械の稼働や運搬車両等の走行については、燃料等に塩素系化合物等の不純物は混入しないことから周辺の大気質へ影響を及ぼすような塩化水素は排出されないため選定しない。</p>
水銀			●					<p>供用時の施設の稼働に伴い、排ガス中に水銀が含まれることから、大気質への影響を検討するため選定する。</p> <p>工事中及び供用時の建設機械の稼働並びに運搬車両等の走行については、使用される軽油の精製過程において水銀等の不純物が高度に除去されているため選定しない。</p>
降下ばいじん			●					<p>供用時の施設の稼働に伴い、排ガス及び破碎設備からの発生があることから、大気質への影響を検討するため選定する。なお、工事中の一時的な影響については、粉じん項目において検討することとしている。</p>
粉じん	●	●	●	●	●	●		<p>工事中の大規模な掘削等、工事中及び供用時の運搬車両の走行に伴う粉じんの飛散が想定されるため選定する。なお、建設機械等の稼働による影響は、これら工事中の一時的な影響に含めて包括的に検討する。また、供用時の施設の稼働についても、破碎設備からの粉じんの発生が想定されるため選定する。</p>

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分		建設工事中	供用時	解体工事中	解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由
環境要素の区分		造成工事等による一時的な影響 建設機械等の稼働 資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在 施設の稼働 廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響 建設機械等の稼働 資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	
微小粒子状物質		● ●	● ●	● ●		供用時の施設の稼働並びに工事中の建設機械等の稼働、工事中及び供用時の運搬車両の走行に伴い、排出ガス中に微小粒子状物質が含まれることから、大気質への影響を検討するため選定する。
石綿				●		解体工事中の一時的な影響については、現ごみ処理施設の解体に伴い、石綿含有建材の除去・構造物の破碎時に残留物が飛散する可能性があることから、周辺環境への影響を検討するため選定する。 工事中の運搬車両及び供用時の施設の稼働や廃棄物運搬車両等の走行については、排ガス中に当該物質が含まれないため選定しない。また、解体工事中の資材等の運搬車両の走行についても、回収した石綿を二重梱包した状態で運搬し飛散を防止するため選定しない。

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由						
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行		廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在
環境要素の区分	騒音・振動													
騒音	●	●			●	●			●	●				工事中の建設機械等の稼働、供用時の施設の稼働、工事中及び供用時の運搬車両の走行に伴い、騒音の発生が想定されるため選定する。
低周波音・超低周波音						●								供用時の施設の稼働に伴い、窓や扉など建物の振動等の原因となる低周波音・超低周波音の発生が想定されるため選定する。 工事中の建設機械等の稼働については、低騒音・低振動型機械の採用等により発生源対策を講じるため選定しない。
振動	●	●			●	●			●	●				工事中の建設機械等の稼働、供用時の施設の稼働、工事中及び供用時の運搬車両の走行に伴い、地盤を介した振動の発生が想定されるため選定する。

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由							
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	雨水の排水	資材等の運搬車両の走行	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行		廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在	
環境要素の区分	悪臭														
悪臭															<p>供用時の施設の稼働に伴い、ごみピット等からの漏洩、排ガスからの悪臭及び解体工事中の一時的な影響については、既存施設内の洗浄・解体作業に伴う臭気物質の発生が想定されるため選定する。</p> <p>建設工事中の建設機械等の排ガス並びに塗装工程については、最新規制適合車の採用や低VOC・水性塗料の優先採用により発生源対策を講じるため選定しない。また、車両の走行についても、廃棄物運搬時のシート掛けや密閉化を徹底しており、新たな臭気負荷は生じないため選定しない。</p>
					●										

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中			供用時			解体工事中			解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	
環境要素の区分											
水環境											
水質											
水質汚濁					●						<p>供用時の施設の稼働に伴い、生活排水及びプラント排水の余剰なものは公共用水域へ放流する可能性があるため選定する。</p> <p>工事中の発生水については、現場内処理または建設廃棄物搬出処理を徹底し、流出しないようにするため選定しない。また、工事中の雨水についても、未処理の作業排水が混入しない排水系統の分離・管理を徹底するため選定しない。</p>
水の濁り			●						●		<p>工事中の雨水については、沈砂池にて土砂を沈降させた上で排水を行うが、大規模な掘削等に伴い、濁りが公共用水域へ残留・流出する可能性があるため選定する。</p> <p>供用時の施設の稼働に伴う生活排水・プラント排水の影響については、水質汚濁の項目において検討するため選定しない。また、工事中の発生水についても、現場内処理または産廃搬出処理を徹底し、流出しないようにするため選定しない。</p>

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分 環境要素の区分	建設工事中			供用時			解体工事中			解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	
水底の底質											
底質汚染					●						<p>供用時の施設の稼働に伴い、公共用水域へ放流する可能性のある生活排水及びプラント排水に含まれる物質が長期間にわたり水底に沈殿・堆積する可能性があるため選定する。</p> <p>工事中の発生水については、現場内処理または建設廃棄物搬出処理を徹底し、流出しないようにするため選定しない。また、工事中の雨水の排水についても、作業排水が混入しない排水計画とするため選定しない。</p>

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中			供用時			解体工事中			解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水		
環境要素の区分	地下水の水質及び水位										
地下水の水質											供用時の施設の稼働に伴う生活排水・プラント排水及び工事中の発生水については、公共用水域への放流または場外搬出により適切に処理し、敷地内への地下浸透を行わない計画であるため選定しない。また、主要な施設構造はコンクリート床等により遮水性を確保し、有害物質の地下浸透を防止するため、地下水の水質に影響を及ぼさないものと判断する。
地下水の水位				●			●				<p>供用時の施設の稼働に伴い、プラント用水として地下水を利用することから、周辺の地下水位に影響を及ぼす可能性があるため選定する。また、解体工事中の一時的な影響についても、地下構造物の撤去により、一時的に地下水位に影響を与える可能性があるため選定する。</p> <p>建設工事のごみピット等の深部掘削については、土留め壁の設置や止水工事等の適切な施工対策を講じるため選定しない。</p>

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分 環境要素の区分	建設工事中			供用時			解体工事中			解体工事後			環境影響評価項目の選定・非選定理由
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	雨水の排水		
地質・土壌環境													
地形及び地質													
重要な地形・地質及び自然現象													現し尿処理施設跡地に建設することから、重要な地形・地質及び自然現象に対する要因はないため選定しない。
地盤													
地盤沈下（液状化を含む）				●			●						<p>供用時の施設の稼働に伴う地下水利用並びに解体工事中の一時的な影響については、構造物撤去・埋め戻し等に伴う地下水位の変動により、周辺地盤の圧密沈下や液状化強度への影響を及ぼす可能性があるため選定する。</p> <p>建設工事中のごみピット等の深部掘削については、土留め壁の設置や止水工事等の適切な施工対策を講じるため選定しない。</p>
土壌													
土壌汚染				●			●						<p>供用時の施設の稼働に伴い、煙突からの排ガス成分がダウンウォッシュにより周辺土壌へ降下・蓄積する可能性並びに解体工事中の一時的な影響については、ダイオキシン類や重金属類等が敷地内で飛散する可能性があるため選定する。</p> <p>建設工事中においては、地歴調査の結果から土壌汚染が存在するおそれはないと判断している。さらに、土壌を敷地外に搬出する場合には、当該土壌を分析の上、適正処理を実施するため選定しない。</p>

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由				
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行		廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行
環境要素の区分												
その他の環境												
日照阻害								新ごみ処理施設の建屋の高さは現ごみ処理施設と同等程度であること、また、最寄りの居住施設等から約300m以上の十分な離隔距離を確保していることから、周辺的生活環境に及ぼす日照障害の影響は極めて低いため選定しない。				
電波障害								新ごみ処理施設の建屋の高さは現ごみ処理施設と同等程度であること、また、最寄りの居住施設等から約300m以上の十分な離隔距離を確保していることから、一般家庭の受信環境に支障を及ぼす電波遮蔽域が生じる可能性は極めて低いため選定しない。				
気象								新ごみ処理施設の建屋の高さは現ごみ処理施設と同等程度であること、また、局地的な風向・風速の変化を生じさせる建築物ではないため選定しない。また、工事中においても、仮設物の設置や建設機械の稼働は周辺の気象条件を変化させる要因とはならないため選定しない。				

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分  環境要素の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事完了後	環境影響評価項目の選定・非選定理由				
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行		廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												
動物												
重要な種・注目すべき生息地		●			●	●		●	供用時の施設の稼働に伴う排ガスやプラント排水等の放出、工事中及び供用時の運搬車両の走行は、走行ルート周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。			
植物												
重要な種及び群落		●			●	●		●	供用時の施設の稼働に伴う排ガスやプラント排水等の放出、工事中及び供用時の運搬車両の走行は、走行ルート周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。			
植物生育環境としての土壌					●				<p>供用時の施設の稼働に伴い、煙突からの排ガス成分が長期間にわたり地表面へ降下・沈着することで、周辺の植物群落の組成に影響を及ぼす可能性があるため選定する。</p> <p>工事中の一時的な影響については、地下コンクリート構造物の造成及び撤去等に伴う周辺土壌の変化が想定されるが、新ごみ処理施設建設後及び現ごみ処理施設解体後の跡地はアスファルト舗装を施す計画であり、現状の植物生育環境に変化は生じないものと判断し選定しない。</p>			

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中			供用時			解体工事中			解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水		
環境要素の区分	生態系										
地域を特徴づける生態系	●			●	●				●		<p>供用時の施設の稼働に伴う排ガスやプラント排水等により、重要種を支える植物相や水圏環境に対し、長期的・累積的な間接影響を及ぼす可能性があるため選定する。また、工事中及び供用時の運搬車両の走行についても、走行ルート周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。</p>

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中			供用時			解体工事中			解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由	
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働			資材等の運搬車両の走行 雨水の排水
環境要素の区分	人と自然との豊かな触れ合いの活動の確保を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素											
景観												
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	●			●							●	建設工事中の一時的な影響、供用時及び解体工事後の工作物の存在については、主な眺望点からの眺望景観及び対象事業実施区域周辺からの日常的な景観への影響を検討するため選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場		●		●		●				●		供用時の工作物の存在については、建築意匠や色彩が周囲の景観と調和しているかを確認するため選定する。また、工事中及び供用時の運搬車両の走行についても、走行ルート周辺での騒音・振動の増大や安全性の低下、心理的な圧迫感が生じ、日常的なふれあい活動の継続性や快適性に影響を及ぼす懸念があるため選定する。

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分          環境要素の区分	建設工事中			供用時			解体工事中			解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素											
廃棄物等											
廃棄物	●					●	●				供用時には、廃棄物処理の過程で発生する焼却灰、飛灰及びその他の廃棄物が発生するため選定する。また、工事中的一時的な影響についても、廃プラスチック等の建設資材の端材並びに解体工事における廃コンクリート、建築廃材及び現ごみ処理施設設備内の残留した焼却灰等が発生することから、適正な分別及び処理計画を検討するため選定する。
建設工事に伴う副産物（残土等）	●						●				工事中的一時的な影響については、地下構造物の建設や解体に伴い、残土等の副産物が発生するため選定する。

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分 環境要素の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由						
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行		廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在
温室効果ガス等														
温室効果ガス (二酸化炭素、メタン等)	●	●			●	●			●	●				供用時の施設の稼働に伴う廃棄物の焼却処理及びプラント電力使用並びに工事中の建設機械の稼働、供用時の廃棄物運搬車両等及び工事中の資材等の運搬車両の走行に伴い、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスが排出されるため選定する。
オゾン層破壊物質 (フロン等)														供用時の施設の稼働においては、オゾン層破壊係数がゼロの冷媒（ノンフロン等）を採用した機器を導入し、運用段階での排出要因を排除するため選定しない。また、解体工事中に存在する現ごみ処理施設のフロン類についても、フロン排出抑制法に基づき、解体前に専門業者による適正な回収・破壊を確実に実施するため選定しない。さらに、建設工事中においては、当該物質の排出を伴う作業はないため選定しない。

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分  環境要素の区分	建設工事中			供用時			解体工事中			解体工事完了後	環境影響評価項目の選定・非選定理由
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	
歴史的・文化的環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											
文化財、埋蔵文化財包蔵地等											
文化財、天然記念物等											供用時及び工事中の対象事業実施区域には現ごみ処理施設があり、文化財、天然記念物等の生息域となりうる場所がなく、保全が必要なものは存在しないため選定しない。
埋蔵文化財包蔵地	●										建設工事中の一時的な影響については、対象事業実施区域に長岡京跡が含まれることから埋蔵文化財が出土する可能性があるため選定する。 供用時については、施設建設後に掘削や土地の改変等を行わないため選定しない。
歴史的・文化的景観											
主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観	●			●							建設工事中の一時的な影響、供用時及び解体工事完了後の工作物の存在については、主な歴史的・文化的眺望点からの眺望景観への影響を検討するため選定するが、景観調査は「主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観」(p5-17)と合わせて実施する。

## 第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法



環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、「環境影響評価等についての技術的事項に関する指針」（平成11年京都府告示第276号）に基づき、事業特性及び地域特性を勘案し、以下のとおりとした。

なお、調査等の実施、事業内容の具体化等により環境影響に関する新たな事情が生じた場合は、必要に応じ、手法の見直しを行うものとする。

## 6-1 大気環境

### 6-1-1 大気質

対象事業の実施に伴う大気質に影響する要因として、建設工事に伴い発生する粉じん、解体工事に伴い発生する粉じん、ダイオキシン類や石綿、建設機械等の稼働及び運搬車両の走行に伴う各種排出ガス、供用時には施設の稼働に伴う煙突からの各種排出ガスや粗大ごみ処理設備の破砕による粉じんなどが想定される。

これらの排出ガスや飛散物に含まれる大気汚染物質により、大気質に影響を受ける可能性があることから、その影響を検討するため、大気質に関する調査、予測及び評価を実施する。

なお、現ごみ処理施設においては、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び京都府環境を守り育てる条例に基づいて定期的な測定が実施されており、直近の測定結果においても排出ガス中の大気汚染物質は、いずれも法定基準値を大幅に下回る運転管理を行っている。

#### (1) 調査の手法

調査の手法は、表6-1に示すとおりである。また、調査地点は、図6-1及び図6-2に示すとおりである。

表6-1 大気質調査の手法(大気質)

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
大気汚染物質の濃度の状況	京都府環境白書（京都府）、京都府ダイオキシン類測定結果（京都府）、京都府有害大気汚染物質測定結果（京都府）、本組合測定結果	(地域・地点) 調査地域	直近5年間
気象の状況	「気象庁ホームページ 気象統計情報」等を対象に収集整理	(地域) 調査地域 (地点) 対象事業実施区域	直近5年間
解体工事時の石綿	本組合において令和7年度に実施した現ごみ処理施設の石綿含有調査結果等	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 現ごみ処理施設	最新年度
解体工事時のダイオキシン類	本組合において令和7年度に実施した現ごみ処理施設のダイオキシン類の調査結果等	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 現ごみ処理施設	最新年度

第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等	
現地調査				
一般環境大気質				
二酸化硫黄	ステーション設置による自動連続測定 ・溶液導電率法又は紫外線蛍光法 (測定高さ：地上1.5m)	(地域) 調査地域 (地点) 対象事業実施区域1地点、対象事業実施区域周辺(東西南北、北東)5地点 (図6-1参照)	各季1週間(7日間) (※) (1時間値測定)	
浮遊粒子状物質	ステーション設置による自動連続測定 ・ベータ線吸収法 (測定高さ：地上3m)			
二酸化窒素	ステーション設置による自動連続測定 ・ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法 (測定高さ：地上1.5m)			
微小粒子状物質	ステーション設置による自動連続測定 ・濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法 (測定高さ：地上3m)		各季1週間(7日間) (※) (1地点につき1検体/7日間)	
ダイオキシン類	サンプリング分析(簡易測定) ・ハイボリューム・エアサンプラー捕集、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による方法 (測定高さ：地上3m)			
塩化水素	サンプリング分析(簡易測定) ・イオンクロマトグラフ法 (測定高さ：地上1.5m)			各季1週間(7日間) (※) (1地点につき1検体/1日)
水銀	サンプリング分析(簡易測定) ・金アマルガム捕集-加熱気化、非分散冷原子吸光法 (測定高さ：地上1.5m)			
降下ばいじん	サンプリング分析 ・ダストジャーによる捕集法、重量法 (測定高さ：地上2～5m)	(地域) 調査地域 (地点) 対象事業実施区域1地点 (図6-1参照)	各季1ヵ月(30日間)(※) (1地点につき1検体/月)	

第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
沿道大気質			
浮遊粒子状物質	ステーション設置による自動連続測定 ・ベータ線吸収法 (測定高さ：地上3m)	(地域) 運搬車両の走行道路沿道 (地点) 運搬車両の走行ルート(A)(B)の2地点 (図6-2参照)	各季1週間(7日間) (※) (1時間値測定) (1地点につき1検体/日)
二酸化窒素	ステーション設置による自動連続測定 ・ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法 (測定高さ：地上1.5m)		
微小粒子状物質	ステーション設置による自動連続測定 ・濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法 (測定高さ：地上3m)		
粉じん	サンプリング分析 ・ダストジャーによる捕集法、重量法 (測定高さ：地上2～5m)		各季1ヵ月(30日間)(※) (1地点につき1検体/月)
地上気象			
風向・風速	ステーション設置による自動連続測定 ・風車型風向風速計 (測定高さ：地上約10m)	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 対象事業実施区域1地点 (図6-1参照)	1年間連続 (測定:10分間/h)
日射量	ステーション設置による自動連続測定 ・全天日射計 (測定高さ：地上約3m)		1年間連続 (測定:10分間/h)
放射収支量	ステーション設置による自動連続測定 ・放射収支計 (測定高さ：地上1.5m)		1年間連続 (測定:10分間/h)
気温・湿度	ステーション設置による自動連続測定 ・隔測温湿度計 (測定高さ：地上1.5m)		1年間連続 (毎正時値)
高層気象			
風向・風速・気温	現地観測 ・GPSゾンデ観測 (取得高度は1,000mまで50m毎)	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 対象事業実施区域1地点 (図6-1参照)	各季1週間(7日間) (8回/日:3h毎)

※うち、秋季は現ごみ処理施設稼働時の影響を軽減したバックグラウンド濃度を把握するため、10月の全炉停止期間(5日間を予定)を含む調査期間とし、他3季と同様に調査する。

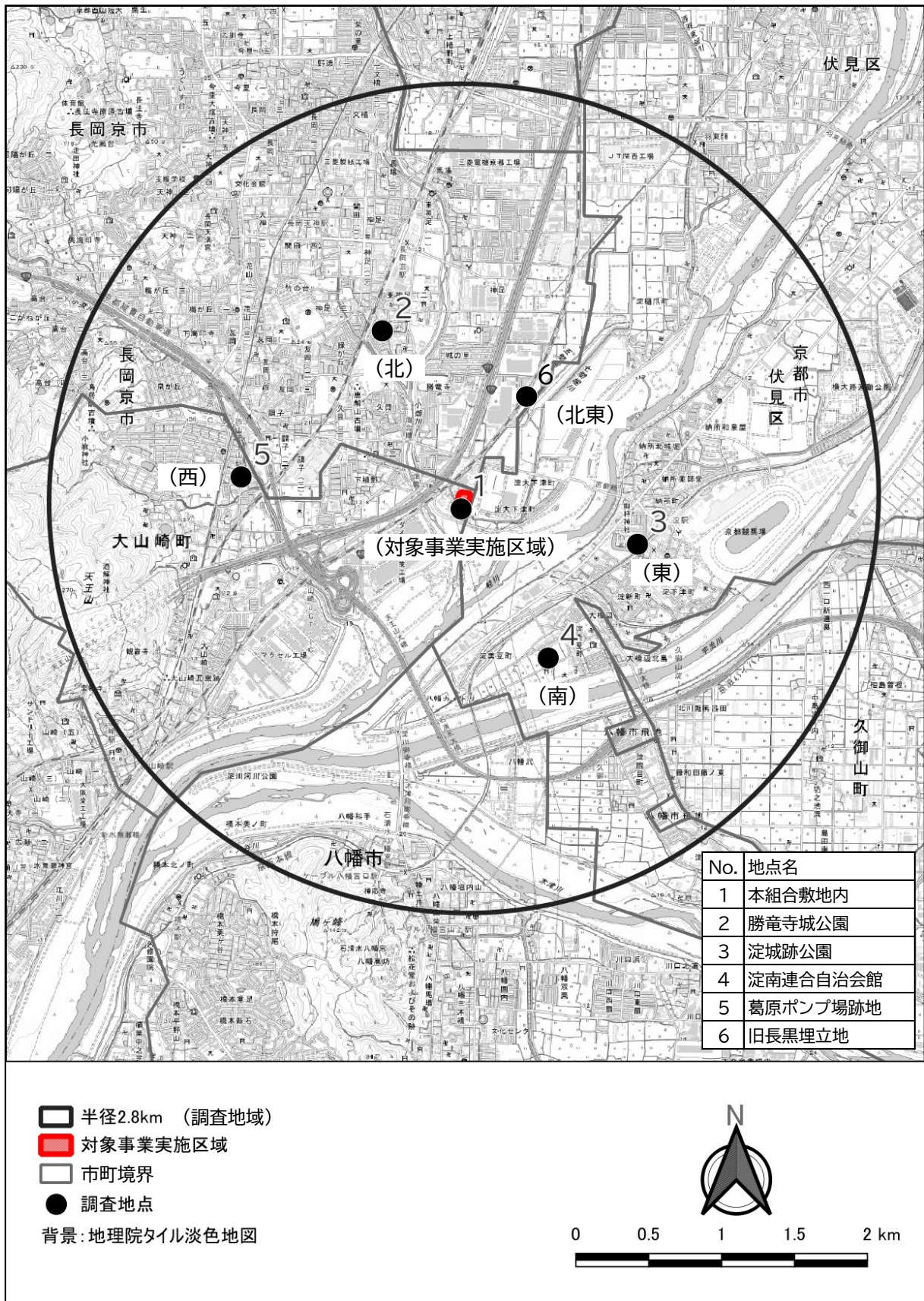


図6-1 一般環境大気質・気象の調査地点

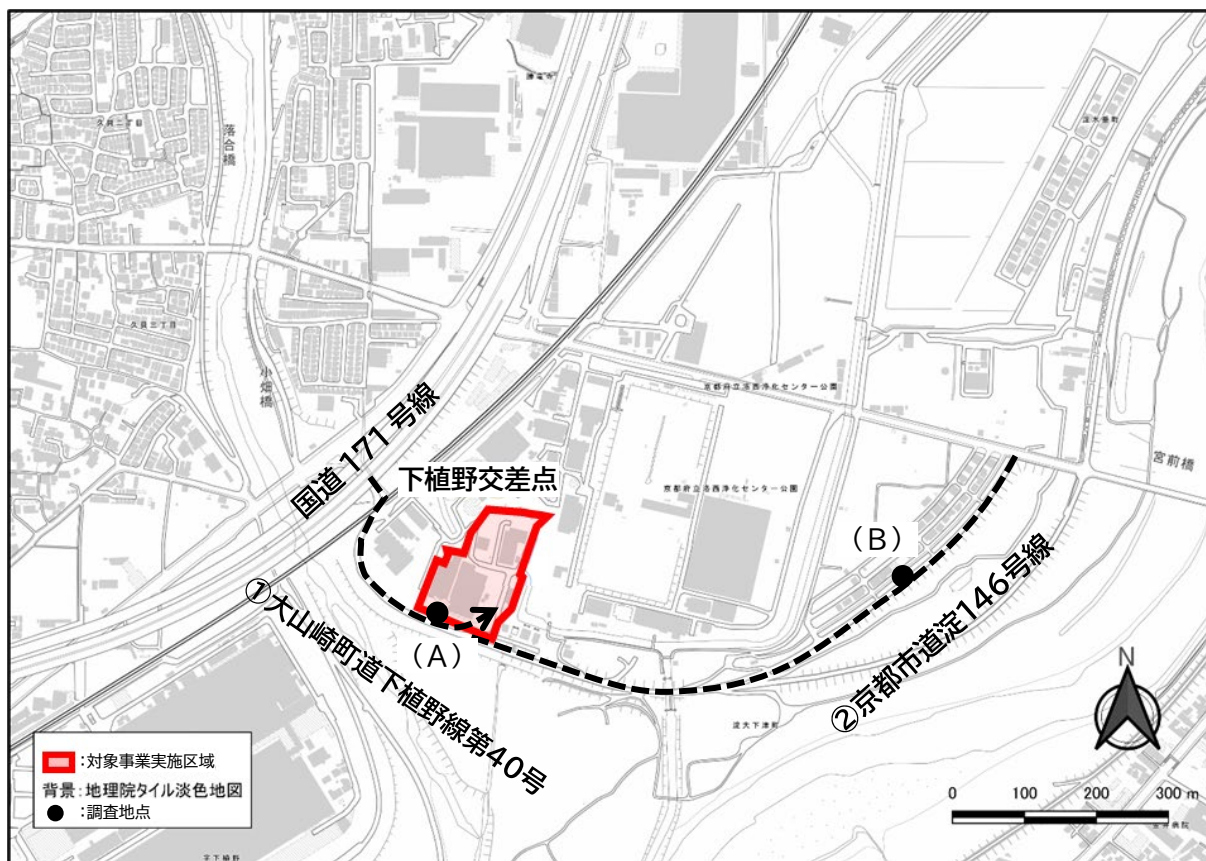


図6-2 沿道大気質の調査地点

ア. 調査すべき情報

a. 大気質汚染物質

【一般環境大気質】

一般環境大気質の現況を把握するため、本事業の影響が想定される項目、及び将来予測のバックグラウンド値として必要な項目として、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、降下ばいじん、微小粒子状物質を対象とする。

【沿道大気質】

沿道大気質の現況を把握するため、自動車排出ガス中に含まれる主な大気汚染物質のうち、本事業の影響が想定される項目、及び将来予測のバックグラウンド値で必要な項目として、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、粉じん、微小粒子状物質を対象とする。

b. 気象

大気拡散予測における気象条件として必要な風向別出現頻度、大気安定度等を算出するため、地上気象として、風向・風速、日射量、放射収支量を対象とする。また、参考として、気温・湿度についても対象とする。

対象事業実施区域の気象の鉛直構造を把握するため、高層気象は、風向・風速・気温を対象とする。

イ. 調査の基本的な手法

a. 大気質汚染物質

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査においては、表6-1に定める方法により行う。

なお、試料空気の採取高さは、人が通常生活し呼吸する高さとして地上1.5～3 mの範囲で設定する（ただし、降下ばいじん及び粉じんの測定高さは地上2～5 mとする）。

b. 気象

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査においては、「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）、「高層気象観測指針」（平成16年、気象庁）に定める方法等に準じて行う。なお、地上気象の観測高さは、周辺の地形や構造物等の影響を受けないよう考慮し、地上1.5～10mの範囲で設定する。

ウ. 調査対象地域

a. 大気質汚染物質

【一般環境大気質】

調査対象地域は、煙突排出ガスによる環境影響を受けるおそれのある地域とし、対象事業実施区域の中心から約2.8kmの範囲で設定する（調査地域）。なお、約2.8kmの範囲の考え方は、「第2章 2-1 環境影響評価を実施しようとする地域及び地域特性を把握する範囲」に示したとおりである。

【沿道大気質】

調査対象地域は、対象事業の実施により運搬車両が通過する主要な道路で、多くの運搬車両が集中することとなる搬入路沿道（大山崎町道下植野線第40号）及び運搬車両の一部が走行する道路沿道（京都市道淀146号線）を対象とする。なお、運搬車両の一部とは、国道171号線から大山崎町道下植野線第40号に進入するルートの中で名神高速道路及び東海道新幹線の高架下の桁下制限3.6mを上回る車両及び朝7時から9時の通行規制（国道171号線から大山崎町道下植野線第40号の方向は大型車が進入禁止）にかかる車両を示す。

国道171号線（大山崎町道下植野線第40号に進入する下植野交差点）については、令和3年度一般交通量調査結果によると、昼間12時間の通行車両台数（上下計）は20,567台（大型車5,800台、小型車14,767台）と推定されている。令和6年度の本組合への搬入車両は大型車・小型車の合計日平均約157台（往復で314台）であり、工事中的車両日最大約200台（往復で400台）を合わせると約357台（往復714台）となる。これは国道171号線の昼間12時間の通行車両台数の約3.5%であることから、搬入車両の影響が軽微であると判断し、国道171号線よりも影響が大きい大山崎町道下植野線第40号及び京都市道淀146号線沿道を調査対象地域とした。

b. 気象

調査対象地域は、対象事業実施区域である本組合敷地内とする。

エ. 調査地点

a. 大気質汚染物質

【一般環境大気質】

調査地点は、対象事業実施区域に1地点、調査地域内において住居の用に供されている場所や生活環境上の配慮を要する場所の代表的な地点であり、調査用資機材の安全な設置や電源の確保ができ、かつ調査の実施に伴い地域の方々の日常生活に著しい支障が生じない場所として、対象事業実施区域周辺5地点（東西南北、北東）の6地点で調査を実施する（図6-1参照）。調査地点の概要を表6-2に示す。

表6-2 調査地点の概要(一般環境大気質)

地点	名称	概要
①対象事業実施区域	本組合敷地内	一般環境大気質調査地点 ：対象事業実施区域
②対象事業実施区域北	勝竜寺城公園	一般環境大気質調査地点 ：調査地域内に位置している住居の 用に供されている場所等の近傍
③対象事業実施区域東	淀城跡公園	
④対象事業実施区域南	淀南連合自治会館	
⑤対象事業実施区域西	葛原ポンプ場跡地	
⑥対象事業実施区域北東	旧長黒埋立地	

【沿道大気質】

調査地点は、大山崎町道下植野線第40号及び京都市道淀146号線の沿道2地点とする（図6-2参照）。調査地点の概要を表6-3に示す。

大山崎町道下植野線第40号の調査地点は、住居の用に供されている場所がないことから、調査用資機材の安全な設置や電源の確保を考慮して、現ごみ処理施設の搬入口周辺（本組合敷地内）を設定した。また、京都市道淀146号線の調査地点は、生活環境上の配慮を要する住宅地に近い場所を設定した。

表6-3 調査地点の概要(沿道大気質)

地点	名称	概要
①運搬車両の走行ルート (A)	大山崎町道下植野線第40号	沿道大気質調査地点 : 運搬車両の走行ルート (A) 沿道の本組合敷地内
②運搬車両の走行ルート (B)	京都市道淀146号線	沿道大気質調査地点 : 運搬車両の走行ルート (B) 沿道

## b. 気象

調査地点は、対象事業実施区域（本組合敷地内）で調査を実施する（図6-1参照）。

本調査は、周囲に気流を乱す障害物をできるだけ避けた開放的な場所を調査地点として設定した。

## オ. 調査期間等

## a. 大気質汚染物質

一般環境大気質の測定は、年間の代表時期（春季、夏季、秋季、冬季）として各季1週間（7日間）もしくは各季1ヵ月間（30日間）とする。

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質は、各季1週間（7日間）、自動測定機器にて1時間値を測定する。

ダイオキシン類は、各季1週間（7日間）の連続吸引による試料採取を行う。

塩化水素及び水銀は、各季1週間（7日間）、1検体/日・地点の試料採取を行う。

降下ばいじんは、各季1ヵ月間（30日間）の試料採取を行う。

なお、秋季は現ごみ処理施設が10月に全炉停止する期間を含む調査期間とする。

## b. 気象

地上気象の調査期間は1年間（365日間）とする。

また、高層気象は各季1週間（7日間）の調査期間として、1日8回（原則として0時、3時、6時、9時、12時、15時、18時、21時を基本とする。）測定する。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-4に示すとおりである。

表6-4 大気質の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
建設工事中			
建設工事による一時的な影響			
粉じん			
	風向・風速の調査結果に基づき、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度をビューフォート風力階級により計算	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 対象事業実施区域周辺(敷地境界周辺)	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期
建設機械等の稼働			
浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質濃度の年平均値			
	「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年、公害研究対策センター)に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 対象事業実施区域周辺(敷地境界周辺)	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期
資材等の運搬車両の走行			
浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質濃度の年平均値			
	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所)に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算	(地域) 運搬車両の走行道路沿道 (地点) 運搬車両の走行ルート(A)(B)の2地点 (図6-2参照)	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期
粉じん			
	風向・風速の調査結果に基づき、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度をビューフォート風力階級により計算	(地域) 運搬車両の走行道路沿道 (地点) 運搬車両の走行ルート(A)(B)の2地点 (図6-2参照)	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期

第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働（煙突排出ガス）			
二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質濃度の年平均値及び1時間値			
	<p>[年平均値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年、公害研究対策センター）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算（参考として、地形影響を考慮した3次元移流拡散モデルによる濃度予測も実施）</p> <p>[1時間値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年、厚生省生活衛生局監修）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）</p>	<p>（地域）調査地域 （地点）事業実施に伴う影響範囲</p>	<p>事業活動が定常状態となる時期</p>
降下ばいじんの月平均値			
	<p>[月平均値] 類似施設の調査結果を参考に、新施設の稼働による負荷、環境保全対策などを踏まえた定性的な予測</p>	<p>（地域）調査地域 （地点）事業実施に伴う影響範囲</p>	<p>事業活動が定常状態となる時期</p>
ダイオキシン類及び水銀濃度の年平均値			
	<p>[年平均値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年、公害研究対策センター）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算（参考として、地形影響を考慮した3次元移流拡散モデルによる濃度予測も実施）</p>	<p>（地域）調査地域 （地点）事業実施に伴う影響範囲</p>	<p>事業活動が定常状態となる時期</p>
塩化水素濃度の1時間値			
	<p>「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年、公害研究対策センター）及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年、厚生省生活衛生局監修）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）</p>	<p>（地域）調査地域 （地点）事業実施に伴う影響範囲</p>	<p>事業活動が定常状態となる時期</p>
施設の稼働（粗大ごみ処理設備等）			
粉じん			
	<p>同種・同規模の破碎処理設備における事後調査結果及び排出実態を踏まえた定性的な予測</p>	<p>（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域周辺（敷地境界周辺）</p>	<p>事業活動が定常状態となる時期</p>

第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
廃棄物運搬車両等の走行			
浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質濃度の年平均値			
	「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年、公害研究対策センター）に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）の1地点 （図6-2参照）	供用時による環境影響が最大となる時期
粉じん			
	風向・風速の調査結果に基づき、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度をビューフォート風力階級により計算	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）の1地点 （図6-2参照）	供用時による環境影響が最大となる時期

第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
解体工事中			
解体工事による一時的な影響			
石綿			
	既存資料の解析、解体工事における飛散防止措置等を踏まえた定性的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 対象事業実施区域周辺(敷地境界周辺)	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期
粉じん			
	風向・風速の調査結果に基づき、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度をビューフォート風力階級により計算	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 対象事業実施区域周辺(敷地境界周辺)	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期
ダイオキシン類			
	既存資料の解析、解体工事における飛散防止措置等を踏まえた定性的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 対象事業実施区域周辺(敷地境界周辺)	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期
建設機械等の稼働			
浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質濃度の年平均値			
	「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年、公害研究対策センター)に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 対象事業実施区域周辺(敷地境界周辺)	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期
資材等の運搬車両の走行			
浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質濃度の年平均値			
	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所)に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算	(地域) 運搬車両の走行道路沿道 (地点) 運搬車両の走行ルート(A)(B)の2地点 (図6-2参照)	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期
粉じん			
	風向・風速の調査結果に基づき、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度をビューフォート風力階級により計算	(地域) 運搬車両の走行道路沿道 (地点) 運搬車両の走行ルート(A)(B)の2地点 (図6-2参照)	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期

ア. 予測の基本的な手法

a. 建設工事中の一時的な影響

地下構造物建設に伴う大規模な掘削等により発生する粉じんについては、風向・風速の調査結果に基づき、粉じんが飛散する風速の出現頻度をビューフォート風力階級にて計算を行う。

b. 建設工事中及び解体工事中の建設機械等の稼働

浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質の年平均値を対象として、「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算を行う。

建設機械の稼働による大気質の予測手順を図6-3に示す。

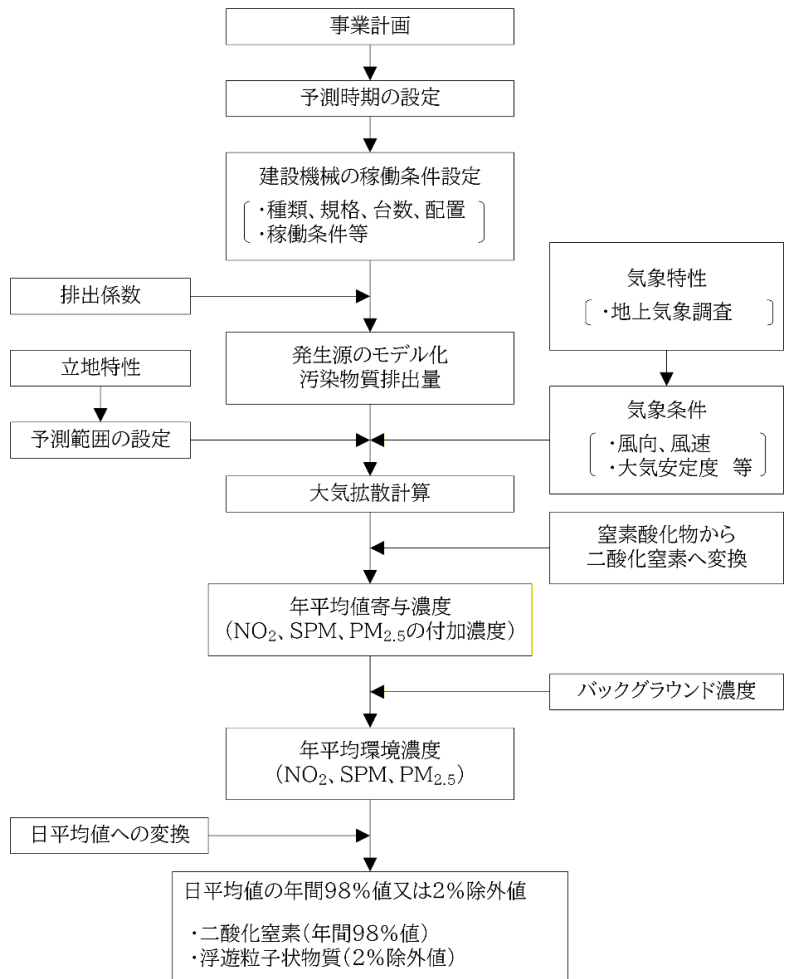


図6-3 建設機械の稼働による大気質の予測手順

c. 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行

浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質の年平均値を対象として、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気

拡散モデルによる計算を行う。工事中及び供用時の運搬車両の走行による大気質の予測手順を図6-4に示す。

運搬車両の走行時における粉じんについては、風向・風速の調査結果に基づき、粉じんが飛散する風速の出現頻度をビューフォート風力階級にて計算を行う。

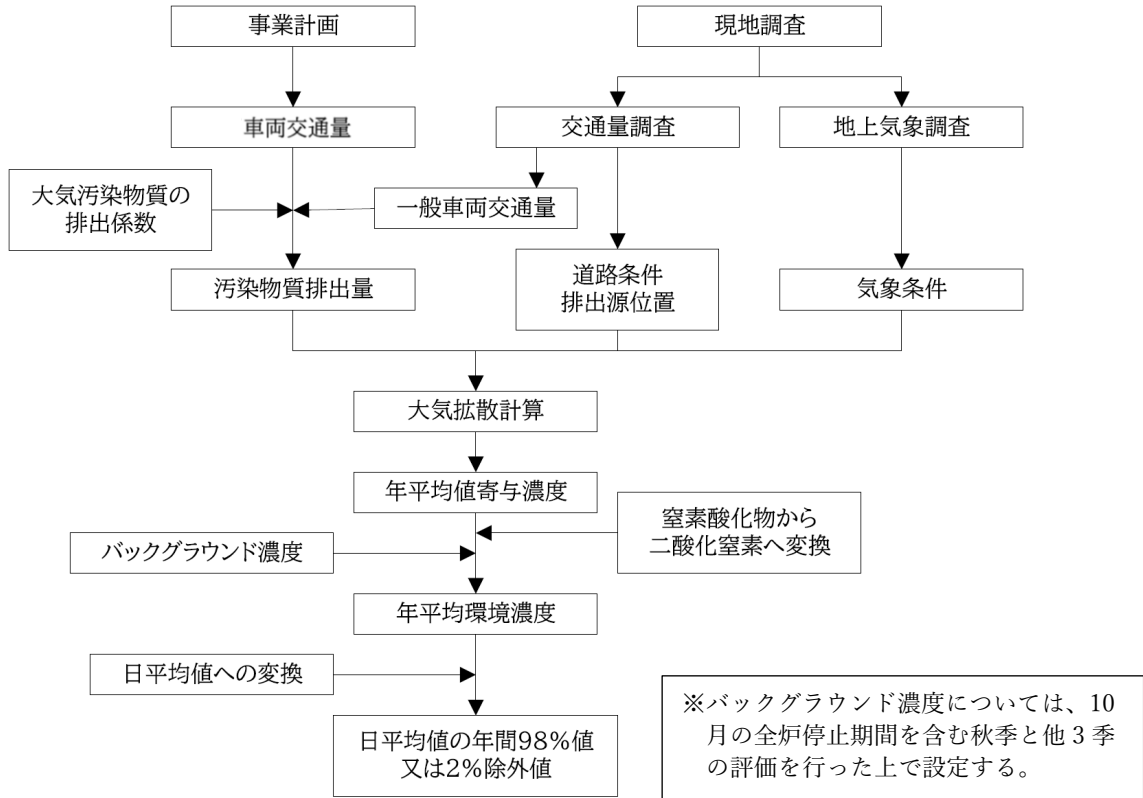


図6-4 運搬車両の走行による大気質の予測手順

d. 供用時の施設の稼働（煙突排出ガス）

施設の稼働による煙突排出ガスの影響として、排出ガス中に含まれる主な大気汚染物質である二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、降下ばいじんを対象とする。それぞれの予測項目は、基準値や指針値等※1と比較する。

二酸化硫黄については、年間の平均的な気象条件での年平均値及び短時間高濃度発生条件での1時間値とする。

浮遊粒子状物質については、年間の平均的な気象条件での年平均値及び短時間高濃度

※1 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質、ダイオキシン類は環境基準値、水銀は指針値（「今後の有害大気汚染物質対策の在り方について（第7次答申）」（中央環境審議会 平成15年7月））、塩化水素は「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改訂等について」（昭和52年6月16日環大規第136号）で示される労働環境濃度を参考とした目標環境濃度（0.02ppm）と比較する。

発生条件での1時間値とする。

二酸化窒素については、年間の平均的な気象条件での年平均値及び短時間高濃度発生条件での1時間値とする。

微小粒子状物質については、年間の平均的な気象条件での年平均値及び短時間高濃度発生条件での1時間値とする。

ダイオキシン類については、月間の平均的な堆積量（月間降下量、年平均値）とする。

塩化水素については、1時間値とする。

水銀については、月間の平均的な堆積量（月間降下量、年平均値）とする。

降下ばいじんについては、月間の平均的な堆積量（月間降下量、年平均値）とする。

年平均値については、「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルとする。なお、参考として、地形による影響を考慮した3次元移流拡散モデルによる濃度予測も併せて行う。1時間値については、表6-5に示す気象条件を対象として、「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算を行う。

降下ばいじんの定性的な予測は、同種・同規模の設備における事後調査結果や排出実態の調査、周辺環境への影響の程度を把握し、散水設備等の具体的な飛散防止対策、維持管理基準等を踏まえて行う。

施設の稼働による大気質の予測手順を図6-5に示す。

表6-5 1時間値予測の気象条件の設定方法

気象条件	設定方法
一般的な気象条件時	風速と大気安定度の組合せのうち、比較的高濃度が生じやすい気象条件（風が弱い、日射が強い、気温が高い等）を設定する。
上層逆転層出現時	高層気象観測結果に基づき、上層の逆転層が「ふた」の役割をして排出ガスを閉じ込める状態を想定した条件を設定する。
ダウンウォッシュ時	比較的風が強いとき、煙突背後に生ずる渦が排出ガスを巻き込む現象（ダウンウォッシュ）を想定した条件を設定する。また、建屋と煙突の高さ・位置関係から、建物による巻き込み（ダウンバースト）の影響が懸念される場合には、その影響についても予測を行う。なお、建屋高さや煙突の詳細な位置関係については未定であるが、準備書段階において必要性を検討し、予測を実施する。
接地逆転層崩壊時	夜間の地面からの放射冷却によって接地逆転層が形成された場合、日の出から日中にかけて崩壊していく過程で、逆転層内に排出された排出ガスが地表面近くの不安定層内にとりこまれ、急激な混合（フュミゲーション）が生じて高濃度が生じる可能性がある。このような逆転層の崩壊に伴う気象条件を設定する。

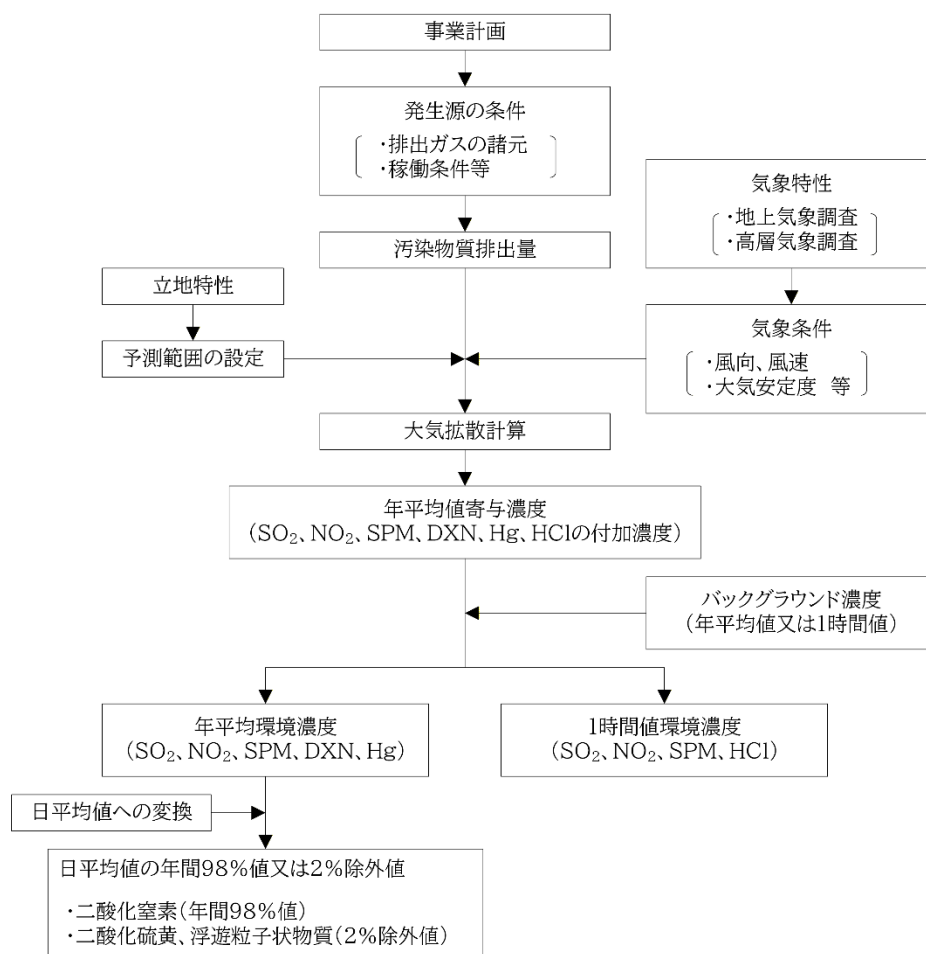


図6-5 施設の稼働による大気質の予測手順

e. 供用時の施設の稼働（粗大ごみ処理設備等）

同種・同規模の破砕処理設備における事後調査結果や排出実態を調査し、粉じんの周辺環境への影響の程度を把握する。散水設備等の具体的な飛散防止対策、維持管理方法等を踏まえた定性的な予測を実施する。

f. 解体工事中の一時的な影響

解体対象施設である現ごみ処理施設には、非飛散性の石綿が建材等に含まれていることから、令和7年度に本組合が実施した調査結果及び解体工事における飛散防止措置等を踏まえて定性的な予測を実施する。

解体工事時には焼却炉や煙突の残灰にダイオキシン類が含まれているため、解体工事における飛散防止措置等を踏まえて定性的な予測を実施する。

解体工事等による一時的な影響として選定した粉じんの飛散については、風向・風速の調査結果に基づき、粉じんが飛散する風速の出現頻度をビューフォート風力階級にて計算を行う。

イ. 予測地域

a. 建設工事中の一時的な影響

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

b. 建設工事中及び解体工事中の建設機械等の稼働

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

c. 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行

予測地域は、運搬車両が通過する①大山崎町道下植野線第40号及び②京都市道淀146号線の走行道路沿道とする。

d. 供用時の廃棄物運搬車両等の走行

予測地域は、運搬車両が通過する①大山崎町道下植野線第40号とする。

e. 供用時の施設の稼働（煙突排出ガス）

予測地域は、調査地域とする。

f. 供用時の施設の稼働（粗大ごみ処理設備等）

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

g. 解体工事中の一時的な影響

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

ウ. 予測地点

a. 建設工事中の一時的な影響

予測地点は、対象事業実施区域周辺（敷地境界周辺）とする。

b. 建設工事中及び解体工事中の建設機械等の稼働

予測地点は、対象事業実施区域周辺（敷地境界周辺）とする。

c. 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行

予測地点は、運搬車両が通過する①大山崎町道下植野線第40号（A）及び②京都市道淀146号線沿道（B）とする。

d. 供用時の廃棄物運搬車両等の走行

予測地点は、運搬車両が通過する①大山崎町道下植野線第40号（A）とする。

e. 供用時の施設の稼働（煙突排出ガス）

予測地点は、事業実施に伴う影響範囲とする。

f. 供用時の施設の稼働（粗大ごみ処理設備等）

予測地点は、対象事業実施区域周辺（敷地境界周辺）とする。

g. 解体工事中の一時的な影響

予測地点は、対象事業実施区域周辺（敷地境界周辺）とする。

エ. 予測対象時期等

a. 建設工事中の一時的な影響

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期（地下構造物建設に伴う掘削を行う工事時期）とする。

b. 建設工事中及び解体工事中の建設機械等の稼働

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期（建設機械の稼働が最大となる工事時期）とする。

c. 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期（運搬車両の交通量が最大となる時期）とする。

d. 供用時の廃棄物運搬車両等の走行

予測対象時期は、供用時による環境影響が最大となる時期（運搬車両の交通量が最大となる時期）とする。

e. 供用時の施設の稼働

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

f. 供用時の施設の稼働（粗大ごみ処理設備等）

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

g. 解体工事中の一時的な影響

予測対象時期は、解体工事の実施による環境影響が最大となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-2 騒音・振動

6-2-1 騒音

対象事業の実施に伴う騒音に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中においては、建設機械の稼働に伴う環境騒音及び運搬車両の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられる。また、供用時においては、施設の稼働に伴う工場・事業場の環境騒音及び運搬車両の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられる。これらの騒音が発生することから、その影響を検討するため、騒音に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-6に示すとおりである。また、調査地点は図6-6に示すとおりである。

表6-6 騒音調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
騒音の状況	京都府環境白書（京都府）、大山崎町騒音・振動測定調査結果、本組合測定結果を対象に収集整理	（地域・地点）事業実施に伴う影響範囲	直近5年間
現地調査			
環境騒音			
騒音 （等価騒音レベル及び時間率騒音レベル）	現地実測（騒音計で測定） ・「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に規定する日本産業規格 Z8731「環境騒音の表示・測定方法」による測定	（地域）対象事業実施区域 （地点）対象事業実施区域 1地点（C） （図6-6参照）	2回（平日・休日） 各24時間
道路交通騒音			
騒音 （等価騒音レベル及び時間率騒音レベル）	現地実測（騒音計で測定） ・「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に規定する日本産業規格 Z8731「環境騒音の表示・測定方法」による測定	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）（B）の2地点 （図6-6参照）	2回（平日・休日） 各24時間
交通量	現地実測 ・車種別にカウンターで計測 車種：大型乗用、大型貨物、小型乗用、小型貨物、二輪車、ごみ収集車		
走行速度	現地実測 ・一定区間の通過時間を上下10台程度について計測		
道路の構造、道路の位置、路面状況	現地調査		

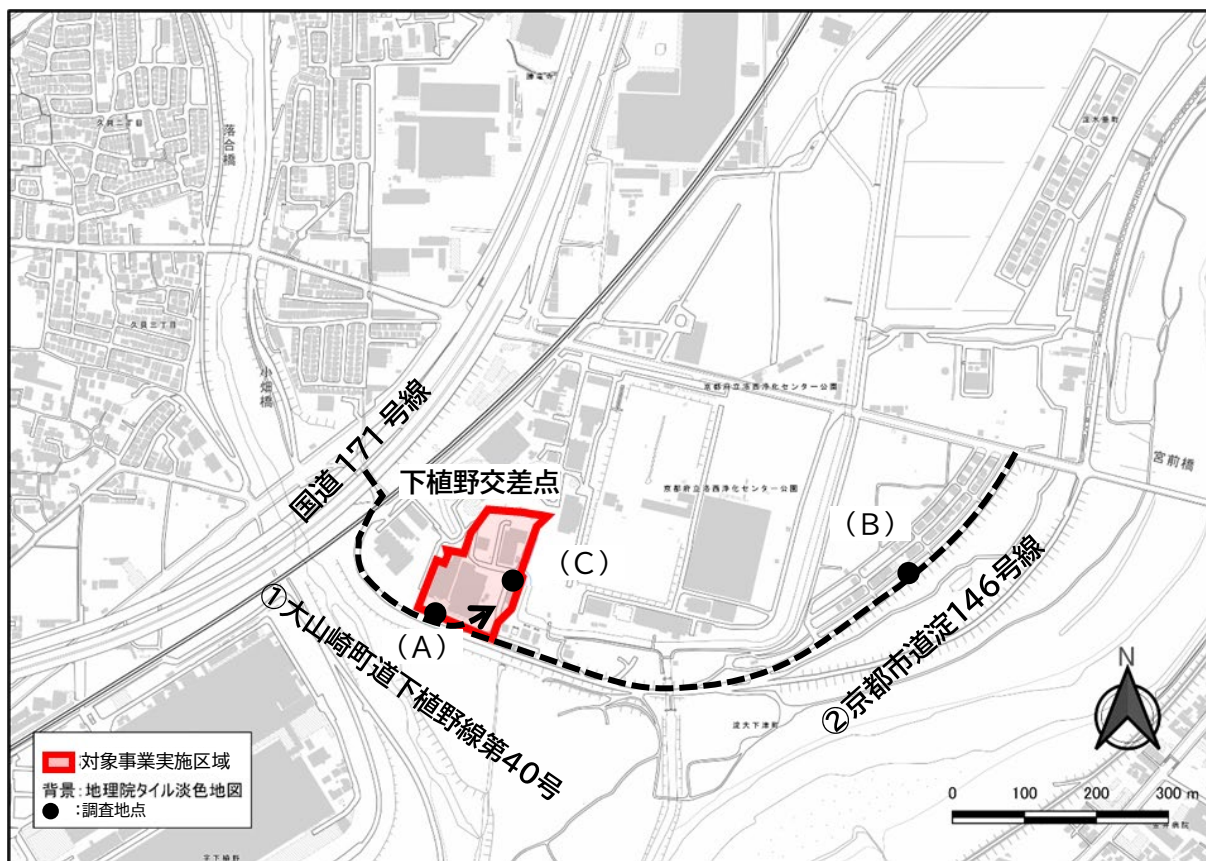


図6-6 騒音の調査地点

ア. 調査すべき情報

a. 騒音

調査対象は、対象事業実施区域における環境騒音及び運搬車両が通過する搬入路沿道での道路交通騒音とする。

b. 道路の沿道等

調査対象は、時間帯別交通量、走行速度、道路の構造、道路の位置及び路面状況とする。

イ. 調査の基本的な手法

a. 騒音

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査においては、「騒音に係る環境基準について」に規定する日本産業規格 Z8731「環境騒音の表示・測定方法」により行う。

b. 道路の沿道等

交通量はカウンターを用いた計測を行う。走行速度は上下方向別に時間帯ごとに10台程度について計測を行う。また、道路の構造、道路の位置及び路面状況は現地調査により把握する。

ウ. 調査対象地域

資料調査は、調査地域のうち、対象事業実施に伴う影響範囲（3市1町：向日市、長岡京市、大山崎町及び京都市内の道路）とする。

道路交通騒音の現地調査は、対象事業の実施により運搬車両が通過する主要な道路で、多くの運搬車両が集中することとなる搬入路沿道（大山崎町道下植野線第40号）及び運搬車両の一部が走行する道路沿道（京都市道淀146号線）とする。

なお、運搬車両の一部とは、国道171号線から大山崎町道下植野線第40号に進入するルートの中で名神高速道路及び東海道新幹線の高架下の桁下制限3.6mを上回る車両及び朝7時から9時の通行規制（国道171号線から大山崎町道下植野線第40号の方向は大型車が進入禁止）にかかる車両を示す。

エ. 調査地点

環境騒音の調査地点は、代表的な状況を把握することができる対象事業実施区域の1地点とする。

道路交通騒音及び道路の沿道等の状況の調査地点は、運搬車両が通過する搬入路において代表的な地点として、大山崎町道下植野線第40号及び京都市道淀146号線の走行道路沿道2地点とする。調査地点の概要を表6-7に示す。

大山崎町道下植野線第40号の調査地点は、住居の用に供されていないことから、調査用資機材の安全な設置や電源の確保を考慮して、現ごみ処理施設の搬入口周辺（本組合敷地内）を設定した。また、京都市道淀146号線の調査地点は、生活環境上の配慮を要する住宅地に近い場所を設定した。

表6-7 調査地点の概要(騒音)

地点	名称	概要
①対象事業実施区域（C）	本組合敷地内	環境騒音調査地点 ：対象事業実施区域（敷地境界）
②運搬車両の走行ルート（A）	大山崎町道下植野線第40号	道路交通騒音調査地点 ：運搬車両走行ルート（A）沿道の本組合敷地内
③運搬車両の走行ルート（B）	京都市道淀146号線	道路交通騒音調査地点 ：運搬車両走行ルート（B）沿道

オ. 調査期間等

調査時期は、年間の平均的な状況を把握ことができ天候が安定しており、セミや虫の音が比較的少ない晩秋～冬季とする。

調査日は、環境騒音、道路交通騒音とも平日及び休日の計2日間（各24時間）とし、道路交通騒音の測定時には、同時に交通量、走行速度等についても測定を行う。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-8に示すとおりである。

表6-8 騒音の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
<b>建設工事中</b>			
建設機械等の稼働			
建設作業騒音（騒音レベル90%レンジ上端値）			
	「建設作業騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007」（平成20年 日本音響学会誌64巻4号）に基づく数値計算	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界）（騒音レベルが最大となる地点）	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期
資材等の運搬車両の走行			
道路交通騒音（等価騒音レベル）			
	「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2023」（令和6年、日本音響学会誌70巻4号）に基づく数値計算	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）（B）2地点（図6-6参照）	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期
<b>供用時</b>			
施設の稼働			
工場・事業場騒音（騒音レベル90%レンジ上端値）			
	「環境アセスメントの技術」（平成11年、（社）環境情報科学センター）に示された建物内での騒音伝搬式、屋外での騒音伝搬式により数値計算	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界）（騒音レベルが最大となる地点）	事業活動が定常状態となる時期
廃棄物運搬車両等の走行			
道路交通騒音（等価騒音レベル）			
	「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2023」（令和6年、日本音響学会誌70巻4号）に基づく数値計算	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）1地点（図6-6参照）	供用時による環境影響が最大となる時期
<b>解体工事中</b>			
建設機械等の稼働			
建設作業騒音（騒音レベル90%レンジ上端値）			
	「建設作業騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007」（平成20年 日本音響学会誌64巻4号）に基づく数値計算	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界）（騒音レベルが最大となる地点）	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期
資材等の運搬車両の走行			
道路交通騒音（等価騒音レベル）			
	「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2023」（令和6年、日本音響学会誌70巻4号）に基づく数値計算	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）（B）2地点（図6-6参照）	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期

ア. 予測の基本的な手法

a. 建設工事中及び解体工事中の建設機械等の稼働

予測は、「建設作業騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007」の機械別予測法に基づき、複数の工事機械が稼働する条件における騒音レベルを算出する。

建設機械の稼働による騒音レベルの予測手順を図6-7に示す。

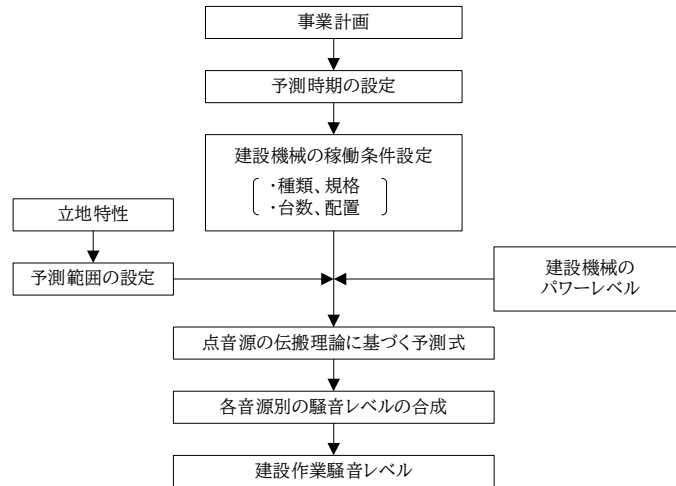


図6-7 建設機械の稼働による騒音レベルの予測手順

b. 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行

予測は、「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2023」に基づき行う。

運搬車両の走行による騒音レベルの予測手順を図6-8に示す。

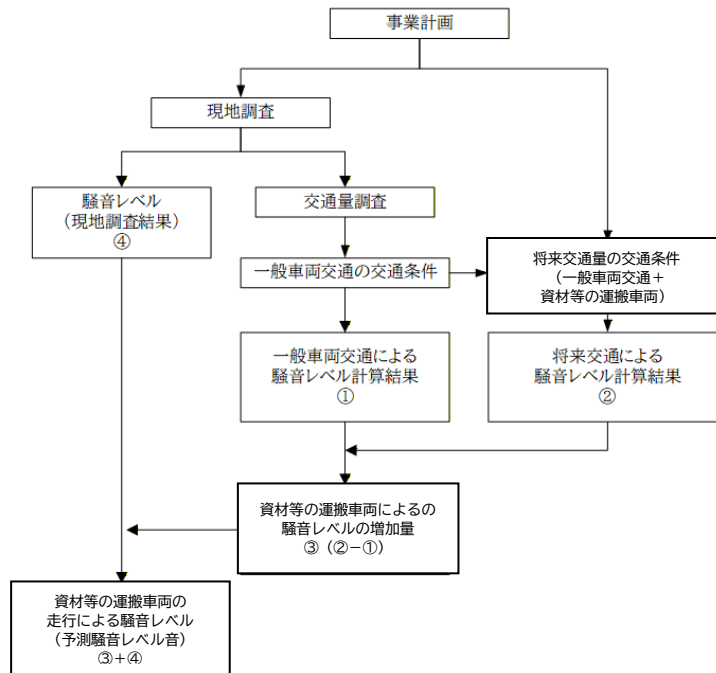


図6-8 運搬車両走行による騒音レベルの予測手順

c. 供用時の廃棄物運搬車両等の走行

予測は、bと同様に、「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2023」に基づき行う。

d. 供用時の施設の稼働

予測は、「環境アセスメントの技術」に基づき、建物内での騒音伝搬式、屋外での騒音伝搬式により、予測地点における騒音レベルを算出することにより行う。

施設の稼働による騒音レベルの予測手順を図6-9に示す。

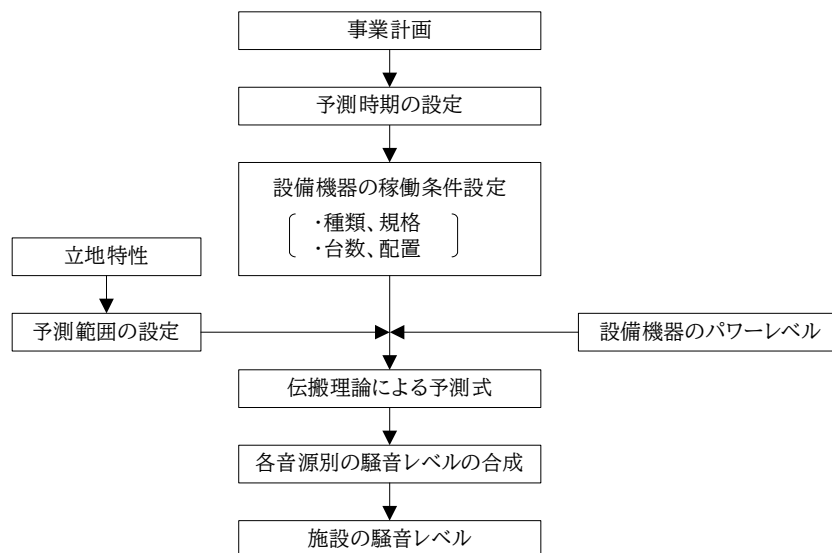


図6-9 施設の稼働による騒音レベルの予測手順

イ. 予測地域

a. 建設工事中及び解体工事中の建設機械等の稼働

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

b. 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行

予測地域は、運搬車両が通過する①大山崎町道下植野線第40号及び②京都市道淀146号線の走行道路沿道とする。

c. 供用時の廃棄物運搬車両等の走行

予測地域は、運搬車両が通過する①大山崎町道下植野線第40号とする。

d. 供用時の施設の稼働

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

ウ. 予測地点

a. 建設工事中及び解体工事中の建設機械等の稼働

予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界で騒音レベルが最大となる地点とする。

b. 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行

予測地点は、沿道大気質の調査地点と同じ2地点（①大山崎町道下植野第40号（A）、②京都市道淀146号線（B））とする。

c. 供用時の廃棄物運搬車両等の走行

予測地点は、沿道大気質の調査地点と同じ1地点（①大山崎町道下植野第40号（A））とする。

d. 供用時の施設の稼働

予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界で騒音レベルが最大となる地点とする。

エ. 予測対象時期等

a. 建設工事中及び解体工事中の建設機械等の稼働

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期（建設機械の稼働が最大となる工事時期）とする。

b. 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期（運搬車両の交通量が最大となる時期）とする。

c. 供用時の廃棄物運搬車両等の走行

予測対象時期は、供用時による環境影響が最大となる時期（運搬車両の交通量が最大となる時期）とする。

d. 供用時の施設の稼働

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

（3）評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-2-2 低周波音・超低周波音

対象事業の実施によって、供用時に施設の稼働に伴い低周波音が発生することから、その影響を検討するため、低周波音（100Hz以下の音）及び超低周波音（20Hz以下の音）に関する調査、予測及び評価を実施する。

（1）調査の手法

調査の手法は、表6-9に示すとおりである。また、調査地点は図6-10に示すとおりである。  
 なお、現地調査は騒音と同時に実施する。

表6-9 低周波音・超低周波音調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
現地調査			
低周波音・超低周波音の状況			
低周波音・超低周波音（G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベル、周波数範囲1～100Hz）	現地実測（低周波音圧レベル計で測定） ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月、環境庁）に規定する方法	（地域）対象事業実施区域（敷地境界） （地点）対象事業実施区域（敷地境界） 1地点（図6-10参照）	2回（平日・休日） 各24時間

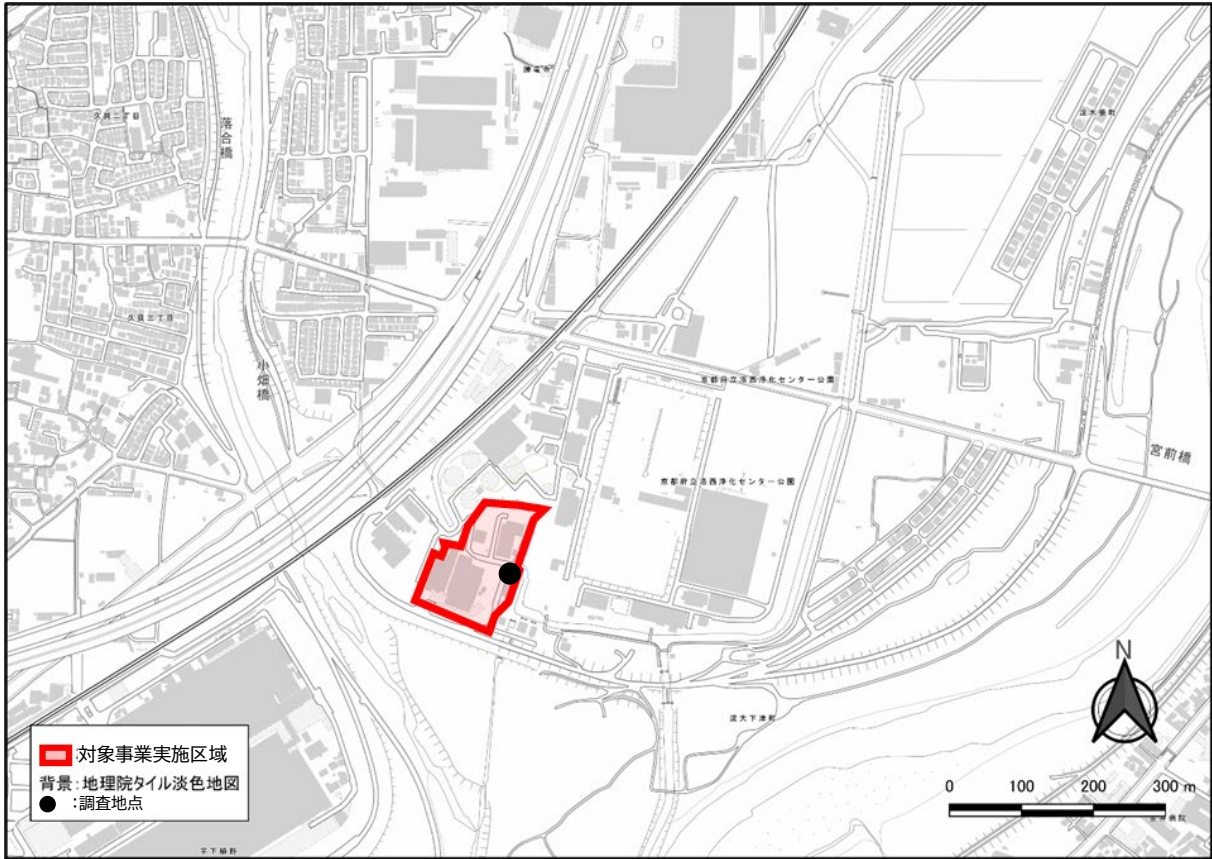


図6-10 低周波音・超低周波音の調査地点

ア. 調査すべき情報

調査対象は、対象事業実施区域における低周波音・超低周波音とする。

イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査においては、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」により行う。

ウ. 調査対象地域

調査対象地域は、対象事業実施区域（敷地境界）とする。

エ. 調査地点

調査地点は、代表的な低周波音・超低周波音を把握することができる対象事業実施区域（敷地境界）の1地点とする。調査地点の概要を表6-10に示す。

表6-10 調査地点の概要(低周波音・超低周波音)

地点	名称	概要
対象事業実施区域 (敷地境界)	本組合敷地内	低周波音・超低周波音地点：対象事業実施区域（敷地境界）

オ. 調査期間等

調査時期は、年間の平均的な状況を把握することができ天候が安定しており、セミや虫の音が比較的少ない晩秋～冬季とする。調査日は、平日及び休日の計2日間（各24時間）とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-11に示すとおりである。

表6-11 低周波音、超低周波音の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働			
低周波音・超低周波音（G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル）			
	事業計画に基づく低周波音防止対策の内容を明らかにすることによる予測	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域周辺（敷地境界周辺）	事業活動が定常状態となる時期

ア. 予測の基本的な手法

予測は、施設に配置される発生源となる設備の種類、規格、位置等を明らかにし、事業計画に基づく低周波音防止対策の内容を明らかにすることにより行う。

イ. 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

ウ. 予測地点

予測地点は、対象事業実施区域周辺（敷地境界周辺）とする。

エ. 予測対象時期等

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-2-3 振動

対象事業の実施に伴う騒音に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中においては、建設機械の稼働に伴う振動及び運搬車両の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられる。また、供用時においては、施設の稼働に伴う工場・事業場の振動及び運搬車両の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられる。これらの振動が発生することから、その影響を検討するため、振動に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-12に示すとおりである。また、調査地点は図6-11に示すとおりである。なお、現地調査は騒音と同時に実施する。

交通量、走行速度等の現地調査については、道路交通騒音の調査と兼ねて行う。

表6-12 振動調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
振動の状況	京都府環境白書（京都府）、大山崎町騒音・振動測定調査結果、本組合測定結果を対象に収集整理	（地域・地点）事業実施に伴う影響範囲	直近5年間
現地調査			
環境振動			
振動（振動レベル）	現地実測（振動レベル計で測定） ・「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に規定する方法、日本産業規格Z8735「振動レベルの測定方法」による測定	（地域）対象事業実施区域 （地点）対象事業実施区域1地点（C） （図6-11参照）	2回（平日・休日） 各24時間
道路交通振動			
振動（振動レベル）	現地実測（振動レベル計で測定） ・「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に規定する方法、日本産業規格Z8735「振動レベルの測定方法」による測定	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A） （B）2地点 （図6-11参照）	2回（平日・休日） 各24時間
地盤卓越振動数	現地実測（振動レベル計で測定） ・振動レベル計をデータレコーダに接続し、周波数を1/3オクターブバンド分析器を用いて分析 （大型車10台程度測定）		

※ 環境振動とは、特定の発生源のないバックグラウンドの振動を示す。

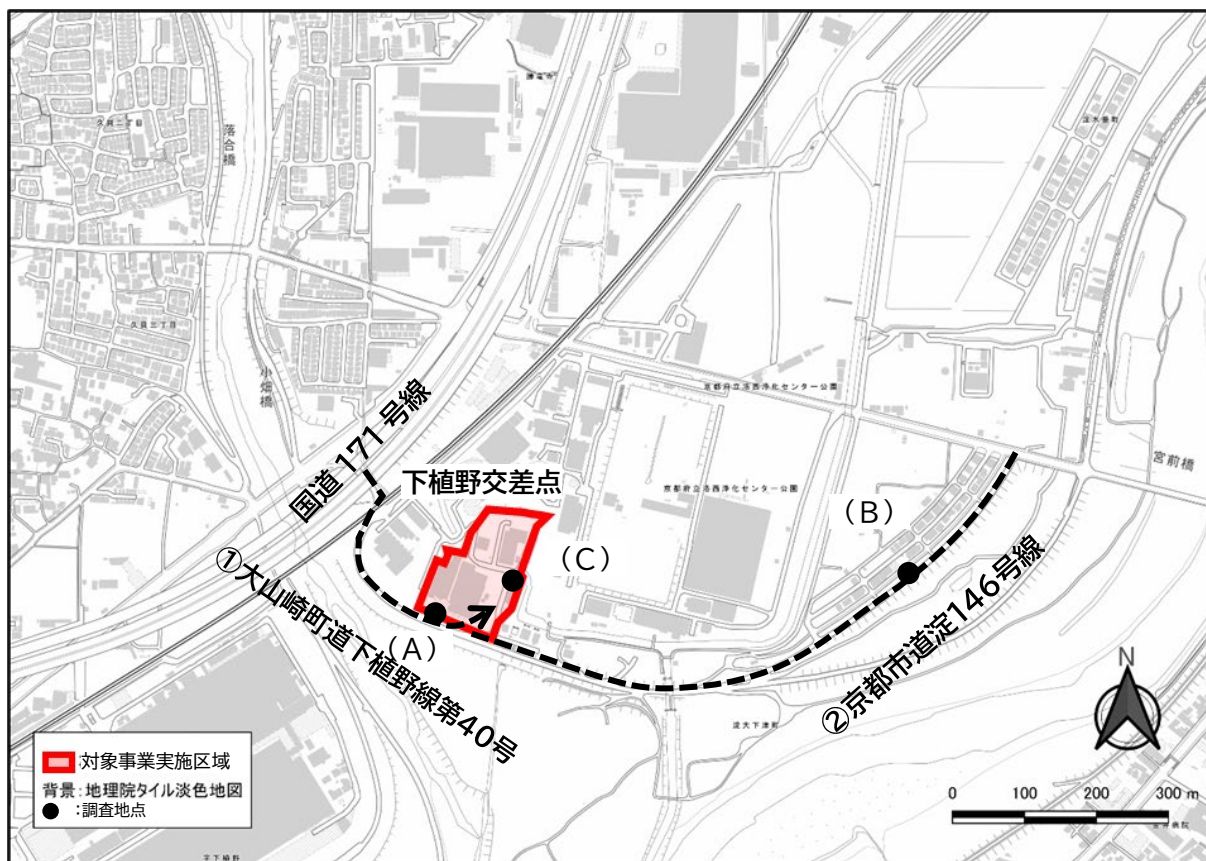


図6-11 振動の調査地点

ア. 調査すべき情報

a. 振動

調査対象は、対象事業実施区域における振動及び運搬車両が通過する搬入路沿道での道路交通振動とする。

b. 地盤

調査対象は、地盤卓越振動数とする。

c. 道路の沿道等

調査対象は、時間帯別交通量、走行速度、道路の構造、道路の位置及び路面状況とする。

イ. 調査の基本的な手法

a. 振動

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査においては、「振動規制法」に規定する「振動レベルの測定方法」により行う。

b. 地盤

地盤卓越振動数は、振動レベル計をデータレコーダに接続し、周波数を1/3オクターブバンド分析器を用いて分析を行う。大型車10台程度について計測を行う。

c. 道路の沿道等

交通量はカウンターを用いた計測を行う。走行速度は上下方向別に時間帯ごとに10台程度について計測を行う。また、道路の構造、道路の位置及び路面状況は現地調査により把握する。

ウ. 調査対象地域

資料調査は、対象事業実施に伴う影響範囲（3市1町：向日市、長岡京市、大山崎町及び京都市の道路）とする。

道路交通振動の現地調査は、対象事業の実施により運搬車両が通過する主要な道路で、多くの運搬車両が集中することとなる搬入路沿道（大山崎町道下植野線第40号）及び運搬車両の一部が走行する道路沿道（京都市道淀146号線）とする。

なお、運搬車両の一部とは、国道171号線から大山崎町道下植野線第40号に進入するルートの中で名神高速道路及び東海道新幹線の高架下の桁下制限3.6mを上回る車両及び朝7時から9時の通行規制（国道171号線から大山崎町道下植野線第40号の方向は大型車が進入禁止）にかかる車両を示す。

エ. 調査地点

調査地点は、騒音と同地点とする。調査地点の概要を表6-13に示す。

表6-13 調査地点の概要(振動)

地点	名称	概要
①対象事業実施区域（C）	本組合敷地内	環境振動調査地点 ：対象事業実施区域（敷地境界）
②運搬車両の走行ルート（A）	大山崎町道下植野線第40号	道路交通振動調査地点 ：運搬車両走行ルート（A）沿道の本組合敷地内
③運搬車両の走行ルート（B）	京都市道淀146号線	道路交通振動調査地点 ：運搬車両走行ルート（B）沿道

オ. 調査期間等

調査時期及び調査日は、騒音と同様とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-14に示すとおりである。

表6-14 振動の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
<b>建設工事中</b>			
建設機械等の稼働			
建設作業振動（振動レベル80%レンジ上端値）			
	「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省）」に示された振動の伝搬計算式により数値計算	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界）（振動レベルが最大となる地点）	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期
資材等の運搬車両の走行			
道路交通振動（振動レベル80%レンジ上端値）			
	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版 土木研究所資料第4254号）」に示された振動の伝搬計算式により数値計算	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）（B）の2地点（図6-11参照）	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期
<b>供用時</b>			
施設の稼働			
工場・事業場振動（振動レベル80%レンジ上端値）			
	「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省）」に示された振動の伝搬計算式により数値計算	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界）（振動レベルが最大となる地点）	事業活動が定常状態となる時期
廃棄物運搬車両等の走行			
道路交通振動（振動レベル80%レンジ上端値）			
	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版 土木研究所資料第4254号）」に示された振動の伝搬計算式により数値計算	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）（B）の2地点（図6-11参照）	供用時による環境影響が最大となる時期
<b>解体工事中</b>			
建設機械等の稼働			
建設作業振動（振動レベル80%レンジ上端値）			
	「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月） 環境省」に示された振動の伝搬計算式により数値計算	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界）（振動レベルが最大となる地点）	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期
資材等の運搬車両の走行			
道路交通振動（振動レベル80%レンジ上端値）			
	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版 土木研究所資料第4254号）」に示された振動の伝搬計算式により数値計算	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）（B）の2地点（図6-11参照）	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期

ア. 予測の基本的な手法

a. 建設工事中及び解体工事中の建設機械等の稼働

予測は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示された振動の伝搬理論に基づく予測式により行う。

建設機械の稼働による振動レベルの予測手順を図6-12に示す。

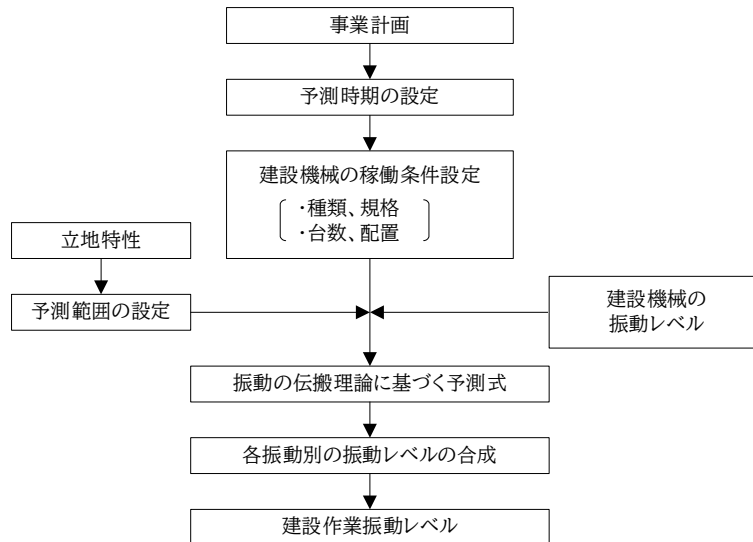


図6-12 建設機械の稼働による振動レベルの予測手順

b. 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行

予測は、「道路環境影響評価の技術手法」の手法に基づき行う。  
 運搬車両の走行による振動レベルの予測手順を図6-13に示す。

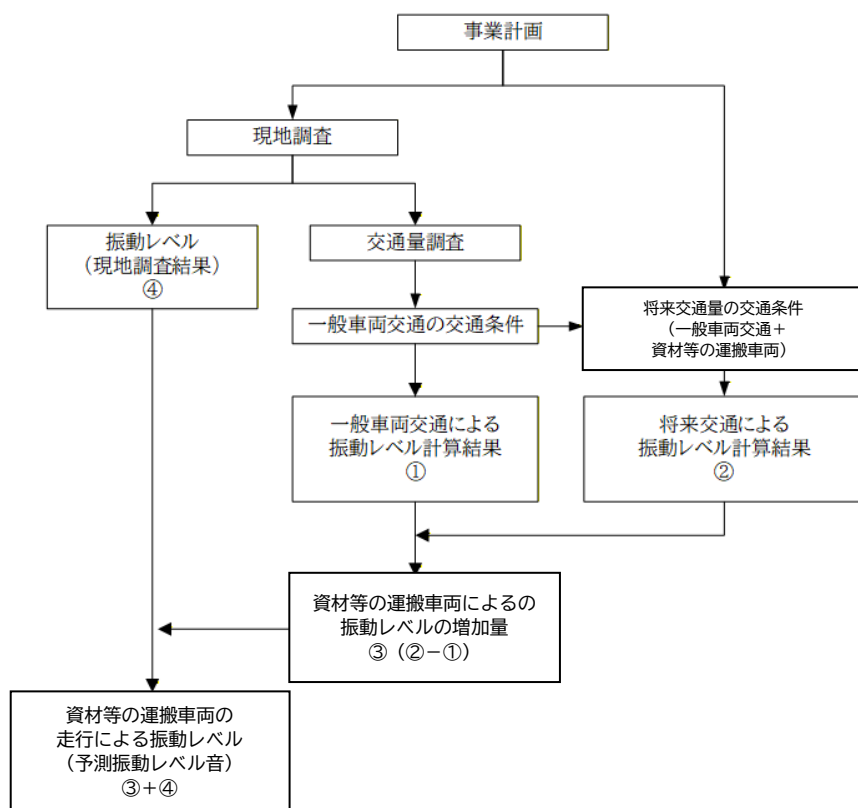


図6-13 運搬車両の走行による振動レベルの予測手順

c. 供用時の廃棄物運搬車両等の走行

予測は、bと同様に、「道路環境影響評価の技術手法」の手法に基づき行う。

d. 供用時の施設の稼働

予測は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示された振動の伝搬理論に基づく予測式により行う。

施設の稼働による振動レベルの予測手順を図6-14に示す。

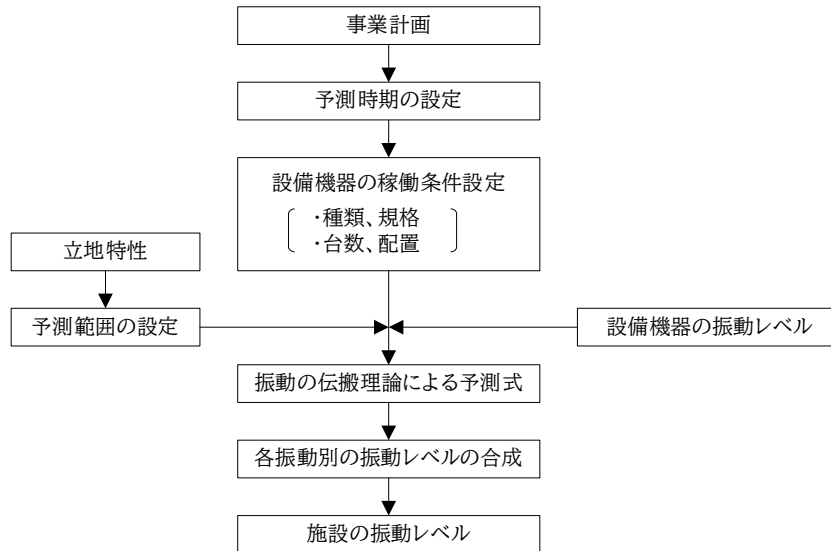


図6-14 施設の稼働による振動レベルの予測手順

イ. 予測地域

a. 建設工事中及び解体工事中の建設機械等の稼働

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

b. 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行

予測地域は、運搬車両が通過する①大山崎町道下植野線第40号及び②京都市道淀146号線の走行道路沿道とする。

c. 供用時の廃棄物運搬車両等の走行

予測地域は、運搬車両が通過する①大山崎町道下植野線第40号とする。

d. 供用時の施設の稼働

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

ウ. 予測地点

a. 建設工事中及び解体工事中の建設機械等の稼働

予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界で振動レベルが最大となる地点とする。

b. 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行

予測地点は、沿道大気質の調査地点と同じ2地点（①大山崎町道下植野第40号（A）、②京都市道淀146号線（B））とする。

c. 供用時の廃棄物運搬車両等の走行

予測地点は、沿道大気質の調査地点と同じ1地点（①大山崎町道下植野第40号（A））とする。

d. 供用時の施設の稼働

予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界で振動レベルが最大となる地点とする。

エ. 予測対象時期等

a. 建設工事中及び解体工事中の建設機械等の稼働

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期（建設機械の稼働が最大となる工事時期）とする。

b. 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期（運搬車両の交通量が最大となる時期）とする。

c. 供用時の廃棄物運搬車両等の走行

予測対象時期は、供用時による環境影響が最大となる時期（運搬車両の交通量が最大となる時期）とする。

d. 供用時の施設の稼働

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

（3）評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-3 悪臭

6-3-1 悪臭

対象事業の実施に伴う悪臭に影響する要因として、供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガスや施設からの悪臭の漏洩、解体工事中における一時的な影響として現ごみ処理施設の解体・洗浄等により悪臭が発生する可能性があることから、その影響を検討するため、悪臭に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-15に示すとおりである。また、調査地点は図6-15に示すとおりである。

表6-15 悪臭調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
悪臭の状況	本組合測定結果を対象に収集整理	(地域・地点) 対象事業実施区域周辺	直近5年間
現地調査			
悪臭			
特定悪臭物質濃度(22物質)※	サンプリング分析 ・「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 対象事業実施区域 1地点	2回(夏季・冬季)
臭気指数	サンプリング分析 ・「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 対象事業実施区域 1地点 対象事業実施区域周辺(東西南北) 4地点	
気象			
気温、湿度、風向、風速、天候	現地実測 ・簡易風向風速計、温湿度計による測定	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 対象事業実施区域 1地点 対象事業実施区域周辺(東西南北) 4地点	2回(夏季・冬季)

※ アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸

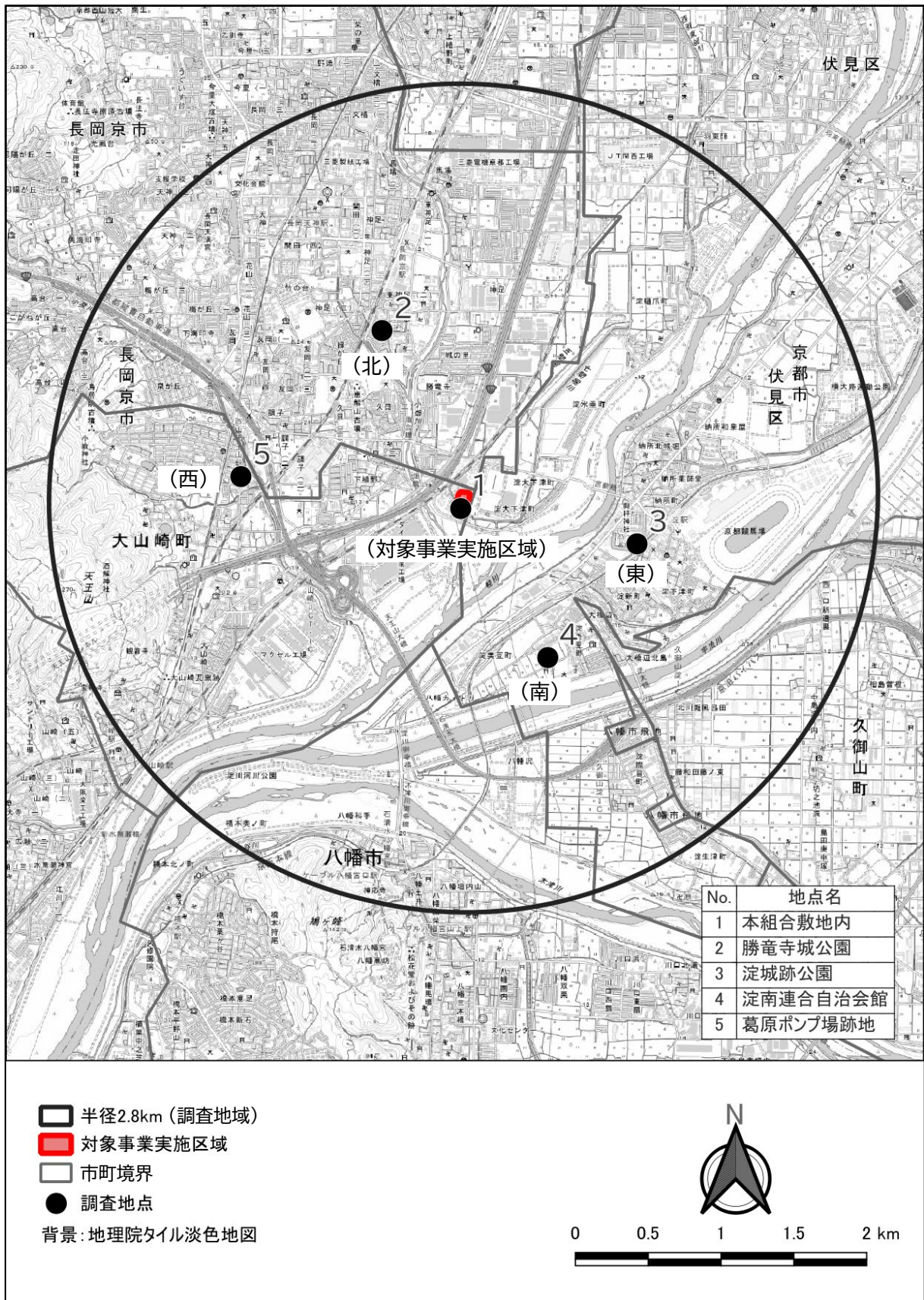


図6-15 悪臭の調査地点

ア. 調査すべき情報

a. 悪臭

調査対象は、施設の稼働及び解体工事等による一時的な影響に伴う悪臭原因物の漏洩の予測に当たって、対象事業実施区域の悪臭の状況を把握するため、「悪臭防止法」に定める特定悪臭物質の濃度及び人間の嗅覚による指標であり複合臭等にも対応できる臭気指数を対象とする。

b. 気象

調査結果を解析する上で重要となる測定時の気象の状況（風向、風速、気温、湿度、天候）についても対象とする。

イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査においては、「特定悪臭物質の測定の方法」及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」により行う。

ウ. 調査対象地域

調査対象地域は、煙突排出ガスによる環境影響を受けるおそれのある地域とし、対象事業実施区域の中心から約2.8kmの範囲で設定する。なお、約2.8kmの範囲の考え方は「第2章 2-1 環境影響評価を実施しようとする地域及び地域特性を把握する範囲」に示したとおりである。また、新ごみ処理施設の建屋や、現ごみ処理施設の解体・洗浄による悪臭の漏洩については、対象事業実施区域周辺を調査対象地域とする。

エ. 調査地点

調査地点は、対象事業実施区域に1地点、調査地域内において住居の用に供されている場所や生活環境上の配慮を要する場所の代表的な地点であり、調査用資機材の安全な設置や電源の確保ができ、かつ調査の実施に伴い地域の方々の日常生活に著しい支障が生じない場所として周辺4地点（東西南北）で調査を実施する（図6-15参照）。調査地点の概要を表6-16に示す。

表6-16 調査地点の概要(悪臭)

地点	名称	概要
①対象事業実施区域	本組合敷地内	対象事業実施区域
②対象事業実施区域北	勝竜寺城公園	調査地域内に位置している住居の用に供されている場所等の近傍
③対象事業実施区域東	淀城跡公園	
④対象事業実施区域南	淀南連合自治会館	
⑤対象事業実施区域西	葛原ポンプ場跡地	

オ. 調査期間等

調査時期は、悪臭による生活環境への影響が考えられる代表的な時期において実施する。代表的な時期として、一般に廃棄物の腐敗等により悪臭が発生しやすいとされる季節（夏季）と比較的悪臭が少なくなる季節（冬季）とし、雨、強風等の日を避けて調査日を設定する。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-17に示すとおりである。

表6-17 悪臭の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働（煙突排出ガス）			
臭気指数			
	「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年、公害研究対策センター）及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年、厚生省生活衛生局監修）に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）	（地域）調査地域 （地点）事業実施に伴う影響範囲	事業活動が定常状態となる時期
施設の稼働（施設からの悪臭原因物の漏洩）			
悪臭防止法で規制敷地境界線規制（1号）として定められている悪臭物質（22物質）濃度 臭気指数			
	現施設の資料及び事業計画を踏まえた定性的な予測	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界周辺）	事業活動が定常状態となる時期
解体工事中			
解体工事等による一時的な影響（解体・洗浄等による悪臭の発生）			
悪臭防止法で規制敷地境界線規制（1号）として定められている悪臭物質（22物質）濃度 臭気指数			
	現施設の資料及び工事計画を踏まえた定性的な予測	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界周辺）	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期

ア. 予測の基本的な手法

a. 供用時の施設の稼働（煙突排出ガス）

予測項目は、臭気指数を対象とする。

予測は、供用時の大気質（煙突排出ガス）の予測と同様に、排出ガス諸元、煙突高さ等に基づき予測条件を設定し、煙突排出ガスの悪臭の予測に用いる拡散モデルは、1時間値の予測に用いた拡散モデルと同様とする。また、煙突排出ガスによる悪臭予測の気象条件は、1時間値予測時の気象条件のうち、設定気象条件毎の最大濃度出現時の気象条件とする。

なお、大気拡散式で得られる悪臭物質濃度は、拡散パラメータ（水平方向拡散幅 $\sigma_y$ ）による評価時間（3分）に対する値であるが、悪臭に対する人間の臭気知覚時間は数十秒程度であり、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」によると、大気拡散式による悪臭の評価について補正する必要があるとされていることから、同指針に従い水平方向拡散幅（ $\sigma_y$ ）の平均化時間を3分間から30秒間へ修正して用いることとする。

煙突排出ガスによる悪臭の予測手順を図6-16に示す。

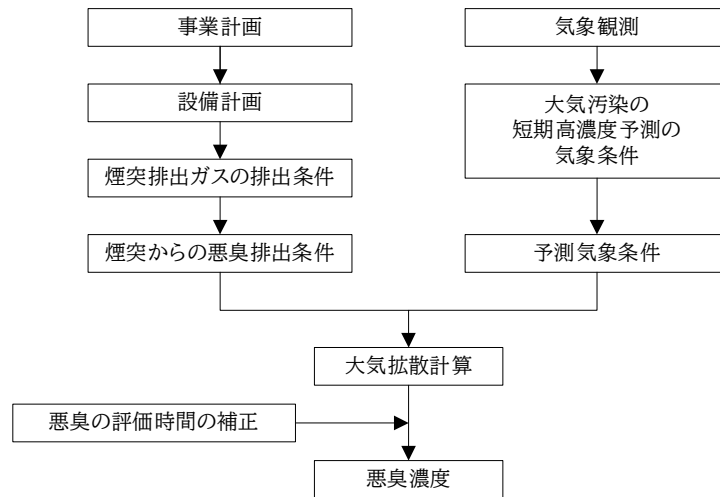


図6-16 煙突排出ガスによる悪臭の予測手順

b. 供用時の施設の稼働（施設からの悪臭原因物の漏洩）

予測項目は、「悪臭防止法」で敷地境界線規制（1号規制）として定められている悪臭物質（22物質）濃度並びに臭気指数を対象とする。

施設からの悪臭原因物の漏洩による影響は、現施設の資料及び事業計画に基づく悪臭防止対策の検討に基づき、定性的な予測を実施する。

c. 解体工事中の一時的な影響

解体・洗浄時の悪臭原因物の漏洩による影響は、現施設の資料及び工事計画に基づく悪臭防止対策の検討に基づき、定性的な予測を実施する。

イ. 予測地域

a. 供用時の施設の稼働（煙突排ガス）

予測地域は、調査地域とする。

b. 供用時の施設の稼働（施設からの悪臭原因物の漏洩）

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

c. 解体工事中の一時的な影響

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

ウ. 予測地点

a. 供用時の施設の稼働（煙突排ガス）

予測地点は、事業実施に伴う影響範囲とする。

b. 供用時の施設の稼働（施設からの悪臭原因物の漏洩）

予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界周辺とする。

c. 解体工事中の一時的な影響

予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界周辺とする。

エ. 予測対象時期等

a. 供用時の施設の稼働（煙突排ガス）

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

b. 供用時の施設の稼働（施設からの悪臭原因物の漏洩）

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

c. 解体工事中の一時的な影響

予測対象時期は、解体工事の実施による環境影響が最大となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

## 6-4 水環境

### 6-4-1 水質汚濁

対象事業の実施に伴う水質汚濁に影響する要因として、供用時における生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ公共用水域に放流する可能性があることから、その影響を検討するため、水質汚濁に関する調査、予測及び評価を実施する。

#### (1) 調査の手法

調査の手法は、表6-18に示すとおりである。また、調査地点は図6-17に示すとおりである。

表6-18 水質汚濁調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
水質汚濁物質の濃度の状況	京都府環境白書（京都府）等を対象に収集整理	（地域・地点）対象事業実施区域周辺	直近5年間
現地調査			
水質汚濁物質の濃度等の状況			
環境基準が設定されている物質等（健康項目、生活環境項目、水生生物保全環境基準）、ダイオキシン類	サンプリング分析 ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）放流地点（五間堀川）上流1地点、下流1地点	2回（豊水時、渇水時）
流量	現地実測		

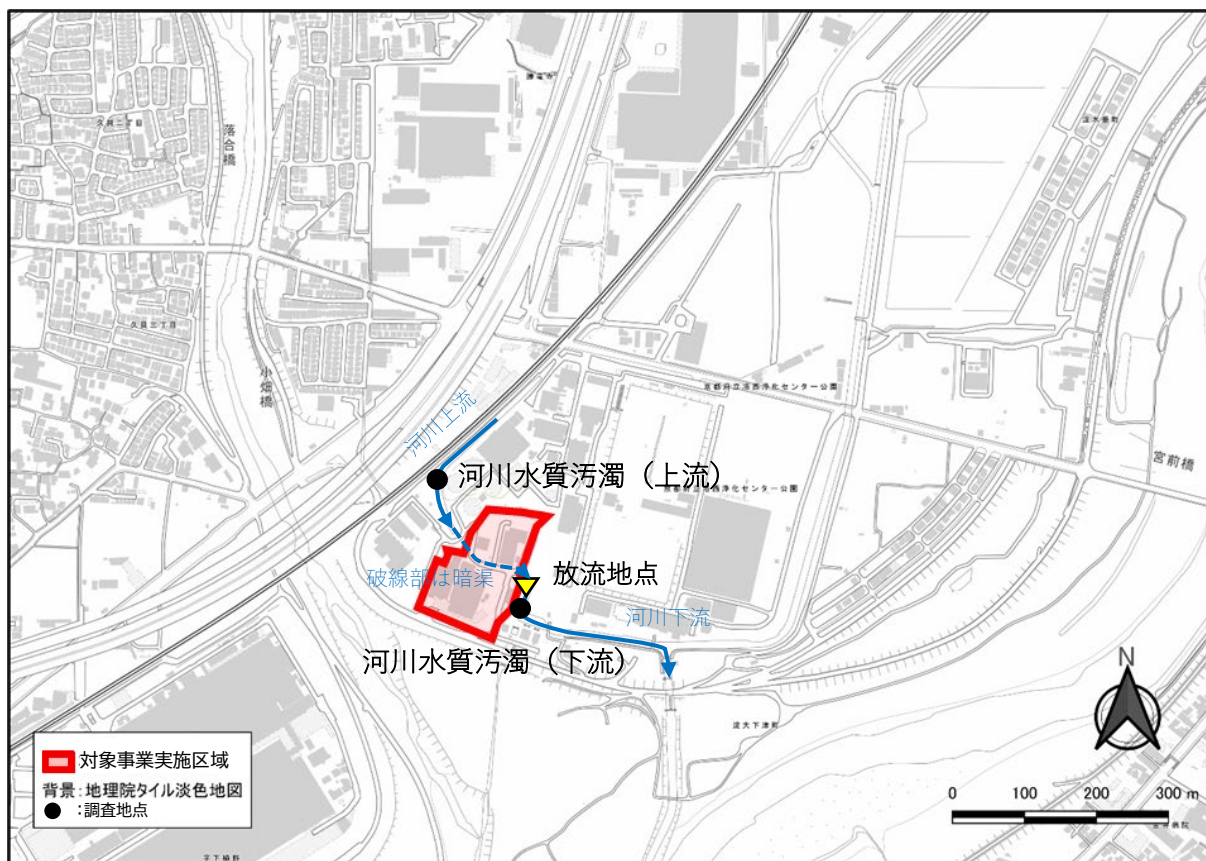


図6-17 水質汚濁の調査地点

ア. 調査すべき情報

調査対象は、供用時における生活排水及びプラント排水の余剰なものを公共用水域に放流する場合の放流地点の上流及び下流における河川水質とする。また、調査結果の解析及び予測に用いるため流量についても対象とする。

イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査においては、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法に準じて行う。

ウ. 調査対象地域

調査対象地域は、対象事業実施区域周辺とする。

エ. 調査地点

調査地点は、供用時における生活排水及びプラント排水の余剰なものを公共用水域に放流する場合の放流地点の上流及び下流の採水地点とする。

オ. 調査期間等

調査時期は、河川流量が多い豊水期及び河川流量が少ない渇水期の2季とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-19に示すとおりである。

表6-19 水質汚濁の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働			
水質汚濁物質の濃度等の状況			
	既存資料、現地調査及び事業計画を踏まえた定量的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 放流地点下流	事業活動が定常状態となる時期

ア. 予測の基本的な手法

供用時における河川の水質汚濁物質の濃度等による影響は、既存資料、現地調査及び事業計画を踏まえて、定量的な予測を実施する。

イ. 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

ウ. 予測地点

予測地点は、放流地点下流とする。

エ. 予測対象時期等

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-4-2 水の濁り

対象事業の実施に伴う水の濁りに影響する要因として、建設工事中及び解体工事中の雨水については、沈砂池などで沈砂させた上で公共用水域へ排水を行うが、水の濁りが残る可能性があることから、その影響を検討するため、水質（水の濁り）に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-20に示すとおりである。また、調査地点は図6-18に示すとおりである。

表6-20 水質(水の濁り)調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
水質汚濁物質の濃度の状況	公共用水域及び地下水の水質測定結果（京都府 HP）、文献その他の資料を対象に収集整理	（地域・地点）対象事業実施区域周辺	直近5年間
現地調査			
水質汚濁物質の濃度等の状況			
降雨時の濁水（SS） 天候、水温、色、透視度、濁度 流量	サンプリング分析 ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法 現地実測（サンプリング測定） ・（日本産業規格 K0094「工場用水・工場排水の試料採取方法」の8. 流量の測定に規定する方法）	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）雨水排水地点1地点（図6-18参照）	降雨時2回
土質の状況			
土壌の沈降特性	サンプリング分析 ・日本産業規格 M0201「選炭廃水試験方法」の12. 土壌沈降試験に基づく測定	（地域）対象事業実施区域 （地点）対象事業実施区域の裸地部1地点（図6-18参照）	1回

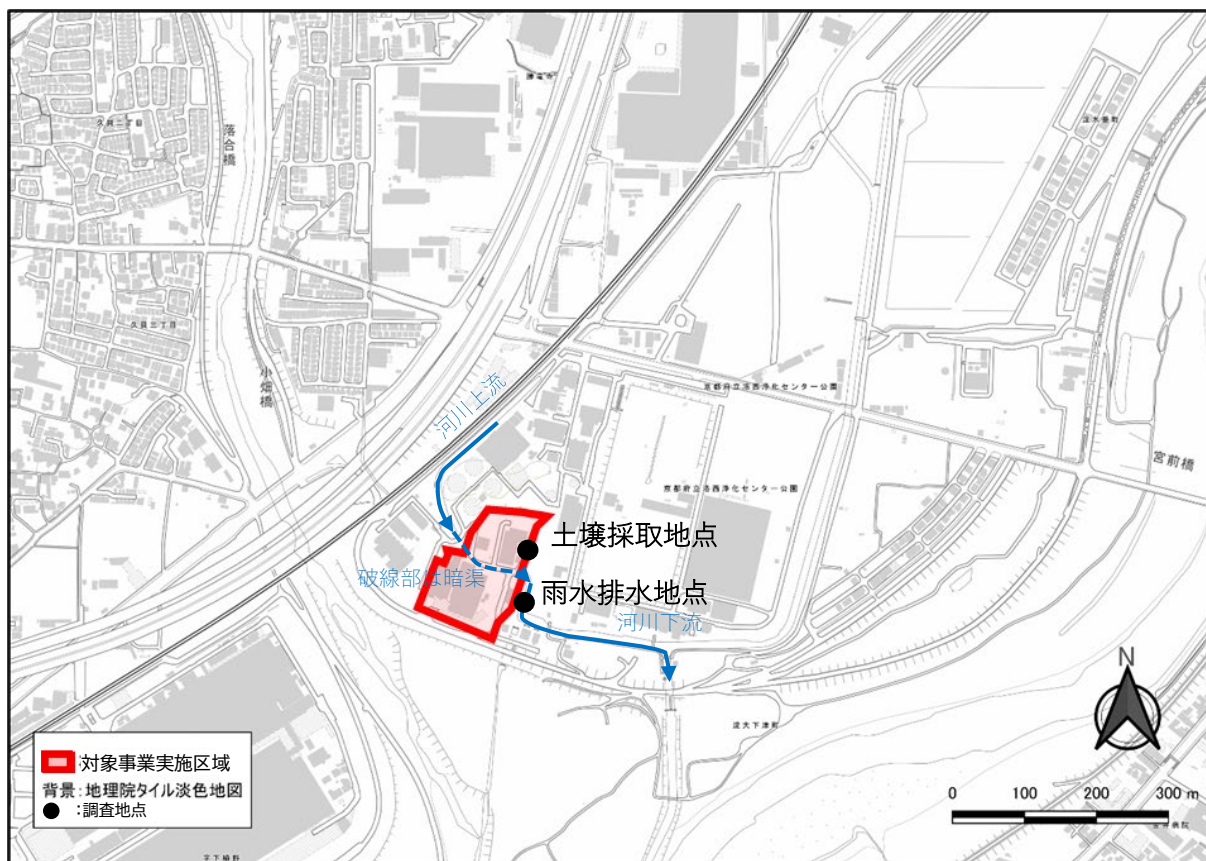


図6-18 水質の調査地点

ア. 調査すべき情報

調査対象は、建設工事中及び解体工事中の降雨時の濁水（浮遊粒子状物質（SS））を対象とする。その他、調査結果の解析及び濁水の発生状況の検討に用いる流量、土壌の沈降特性についても対象とする。

イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、公共用水域及び地下水の水質測定結果（京都府HP）、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査においては、「水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法に準じて行う。

ウ. 調査対象地域

調査対象地域は、対象事業実施区域及び対象事業実施区域周辺とする。

エ. 調査地点

調査地点は、雨水排水を放流する地点とする。また、対象事業実施区域の裸地部の土壌を沈降試験に供する試料とする。なお、対象事業では、沈砂池等を設けて砂の流出を防止する計画である。

オ. 調査期間等

調査時期は、濁水についてはやや強い雨（降雨量10mm/時程度）が予想される日とし、2回実施する。対象事業実施区域の裸地部の土壌の沈降特性については季節変動等がないため、年1回とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-21に示すとおりである。

表6-21 水質(水の濁り)の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
建設工事中			
雨水の排水			
降雨時の濁水（浮遊物質質量（SS））			
	沈降理論式（ストークスの式）により予測	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）雨水排水地点 （図6-18参照）	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期
解体工事中			
雨水の排水			
降雨時の濁水（浮遊物質質量（SS））			
	沈降理論式（ストークスの式）により予測	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）雨水排水地点 （図6-18参照）	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期

ア. 予測の基本的な手法

予測項目は、降雨時の濁水（浮遊物質質量（SS））を対象とする。

工事中の雨水排水に伴う濁水は、裸地面積、降水量等をもとに濁水発生量を算出した上で、仮設の沈砂池等による土粒子の沈降効果について、沈降理論式（ストークスの式）を用いて濁水の滞留時間を算出し、対象事業実施区域周辺の表土を用いた沈降試験結果を参考に予測する。

イ. 予測地域

予測地域は、建設工事中及び解体工事中とも、対象事業実施区域周辺とする。

ウ. 予測地点

予測地点は、建設工事中及び解体工事中とも、雨水排水地点とする。

エ. 予測対象時期等

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期として、建設工事期間中及び解体工事期間中において出現する裸地の面積が最大となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-4-3 底質汚染

対象事業の実施に伴う底質汚染に影響する要因として、供用時における生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ公共用水域に放流する可能性があることから、その影響を検討するため、底質汚染に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-22に示すとおりである。また、調査地点は図6-19に示すとおりである。

表6-22 底質汚染の調査手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
底質の状況	ダイオキシン類調査結果（京都府 HP）、京都府の環境モニタリング結果（京都府 HP）、文献その他の資料を対象に収集整理	（地域・地点）対象事業実施区域周辺	直近5年間
現地調査			
水底の底質の状況			
土壌環境基準項目、ダイオキシン類※	サンプル分析 ・溶出量：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）に定める方法 ・含有量：「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に定める方法 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）放流地点（五間堀川）上流1地点、下流1地点	2回（豊水時、渇水時）

※ 土壌環境基準項目：カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

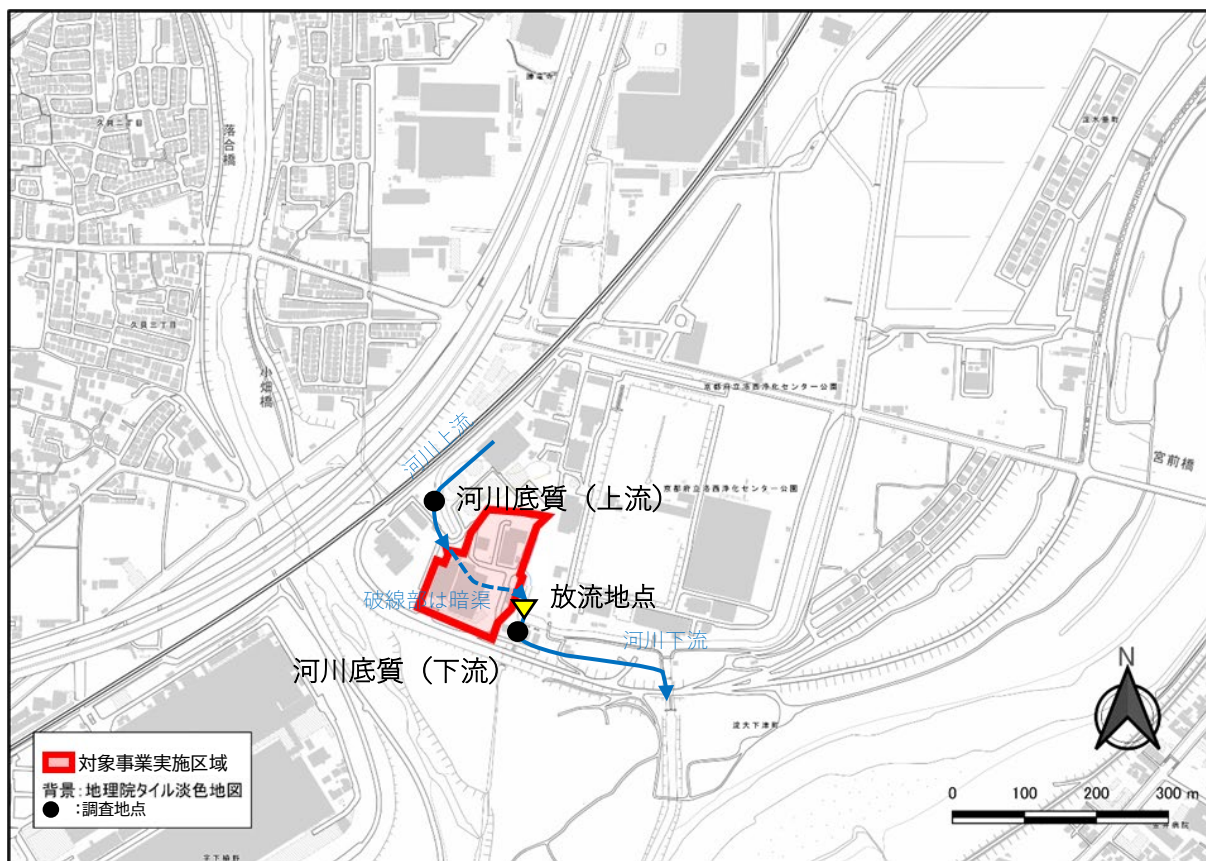


図6-19 底質汚染調査地点

ア. 調査すべき情報

調査対象は、供用時における生活排水及びプラント排水の余剰なものを公共用水域に放流する場合の放流地点の上流及び下流における河川の底質とする。

イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、ダイオキシン類調査結果（京都府HP）、京都府の環境モニタリング結果（京都府HP）、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査においては、「土壌の汚染に係る環境基準について」、「土壌汚染対策法」及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法に準じて行う。

ウ. 調査対象地域

調査対象地域は、対象事業実施区域周辺とする。

エ. 調査地点

調査地点は、供用時における生活排水及びプラント排水の余剰なものを公共用水域に放流する場合の放流地点の上流及び下流とする。

オ. 調査期間等

調査時期は、河川流量が多い豊水期及び河川流量が少ない渇水期の2季とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-23に示すとおりである。

表6-23 底質汚染の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時	施設の稼働		
	底質汚染		
	既存資料、現地調査及び事業計画を踏まえた定量的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 放流地点下流	事業活動が定常状態となる時期

ア. 予測の基本的な手法

供用時における河川の底質汚染による影響は、既存資料、現地調査及び事業計画を踏まえて、定量的な予測を実施する。

イ. 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

ウ. 予測地点

予測地点は、放流地点下流とする。

エ. 予測対象時期等

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-4-4 地下水の水位

対象事業の実施に伴う地下水の水位に影響する要因として、供用時における施設の稼働時にはプラント用水として地下水を利用することや、解体工事中における地下構造物等の解体撤去を行うことから、その影響を検討するため、地下水位に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-24に示すとおりである。

表6-24 地下水の調査手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
地下水利用、地下水位の状況	水道統計、大山崎町の水道、本組合揚水量、地下水位データ等を中心に収集整理	(地域・地点) 対象事業実施区域周辺	入手可能な限り

ア. 調査すべき情報

調査対象は、対象事業実施区域周辺における地下水利用の状況や、本組合の地下水揚水量、地下水位データ等とする。

イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

ウ. 調査対象地域・地点

調査対象地域・地点は、対象事業実施区域周辺とする。

エ. 調査期間等

調査期間は、既存資料が入手可能で、地下水利用等の状況を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間とする。地下水位は長期間において緩やかに変化する可能性があるため、入手可能な限りの期間において調査を実施する。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-25に示すとおりである。

表6-25 地下水の水位の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働			
地下水位			
	既存資料及び事業計画を踏まえた定性的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 事業実施に伴う影響範囲	事業活動が定常状態となる時期
解体工事中			
解体工事等による一時的な影響			
地下水位			
	既存資料及び工事計画を踏まえた定性的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 事業実施に伴う影響範囲	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期

ア. 予測の基本的な手法

供用時及び解体工事中における地下水位による影響は、既存資料、事業計画及び工事計画を踏まえて、定性的な予測を実施する。

イ. 予測地域

予測地域は、供用時及び解体工事中とも、対象事業実施区域周辺とする。

ウ. 予測地点

予測地点は、供用時及び解体工事中とも、事業実施に伴う影響範囲とする。

エ. 予測対象時期等

予測対象時期は、供用時は事業活動が定常状態となる時期、解体工事中は解体工事の実施による環境影響が最大となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

## 6-5 地質・土壌環境

## 6-5-1 地盤沈下

対象事業の実施に伴う地盤沈下に影響する要因として、供用時における施設の稼働時にはプラント用水として地下水を利用することや、解体工事中における地下構造物等の解体撤去を行うことから、その影響を検討するため、地盤沈下に関する調査、予測及び評価を実施する。

## (1) 調査の手法

調査の手法は、表6-26に示すとおりである。

表6-26 地盤沈下の調査手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
地下水利用、地下水位の状況	水道統計、大山崎町の水道、本組合揚水量、地下水位データ等、地質を中心に収集整理	(地域・地点) 対象事業実施区域周辺	入手可能な限り

## ア. 調査すべき情報

調査対象は、対象事業実施区域及び事業実施に伴う影響範囲における地下水利用の状況や、本組合の地下水揚水量、地下水位データ、地質等とする。

## イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

## ウ. 調査対象地域・地点

調査対象地域・地点は、対象事業実施区域周辺とする。

## エ. 調査期間等

調査期間は、既存資料が入手可能で、地下水利用等の状況を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間とする。地下水位は長期間において緩やかに変化する可能性があるため、入手可能な限りの期間において調査を実施する。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-27に示すとおりである。

表6-27 地盤沈下の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働			
地盤沈下（液状化を含む）			
	既存資料及び事業計画を踏まえた定性的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 事業実施に伴う影響範囲	事業活動が定常状態となる時期
解体工事中			
解体工事等による一時的な影響			
地盤沈下（液状化を含む）			
	既存資料及び工事計画に基づいた定性的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 事業実施に伴う影響範囲	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期

ア. 予測の基本的な手法

供用時及び解体工事中における地盤沈下による影響は、既存資料、事業計画及び工事計画を踏まえて、定性的な予測を実施する。

イ. 予測地域

予測地域は、供用時及び解体工事中とも、対象事業実施区域周辺とする。

ウ. 予測地点

予測地点は、供用時及び解体工事中とも、事業実施に伴う影響範囲とする。

エ. 予測対象時期等

予測対象時期は、供用時は事業活動が定常状態となる時期、解体工事中は解体工事の実施による環境影響が最大となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、工事中及び供用時における地下水の水位低下や地盤の圧密沈下による影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを評価する。また、地盤沈下監視ガイドライン（環境省）や地方公共団体の施策による目標との整合を図るとともに、周辺の構造物や土地利用の状況に照らし、予測される沈下量が許容範囲内にあるか等、環境保全への配慮が適正になされているかを総合的に評価する。

6-5-2 土壌汚染

対象事業の実施に伴う土壌汚染に影響する要因として、供用時の煙突排ガスからはダイオキシン類や水銀等が排出され、排ガス中の濃度は低いものの長期間にわたって土壌に吸着する可能性があることから、その影響を検討するため、土壌汚染に関する調査、予測及び評価を実施する。また、解体工事中には養生や負圧管理等により有害物質の漏洩を防止する計画であるが、ダイオキシン類や重金属類等の漏洩による土壌汚染の可能性があるため調査、予測及び評価を実施する。なお、建設工事中及び解体工事中に敷地内の土壌を敷地外に搬出する場合には、当該土壌を分析の上、適正処理を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-28に示すとおりである。また、調査地点は図6-20に示す地点の裸地部とする。

表6-28 土壌汚染調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
土壌汚染の状況	京都府内の土壌汚染対策法に基づく府内の要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況、本組合が実施した地歴調査（指定調査機関による調査）結果等を対象に収集整理	(地域・地点) 調査地域	最新年度
現地調査			
土壌汚染の状況			
土壌環境基準項目、ダイオキシン類※	サンプリング分析 ・「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）に定める方法 ・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月改定、環境省）に定める方法	(地域) 調査地域 (地点) 対象事業実施区域1地点、対象事業実施区域周辺(東西南北)4地点	1回

※ 土壌環境基準項目：カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

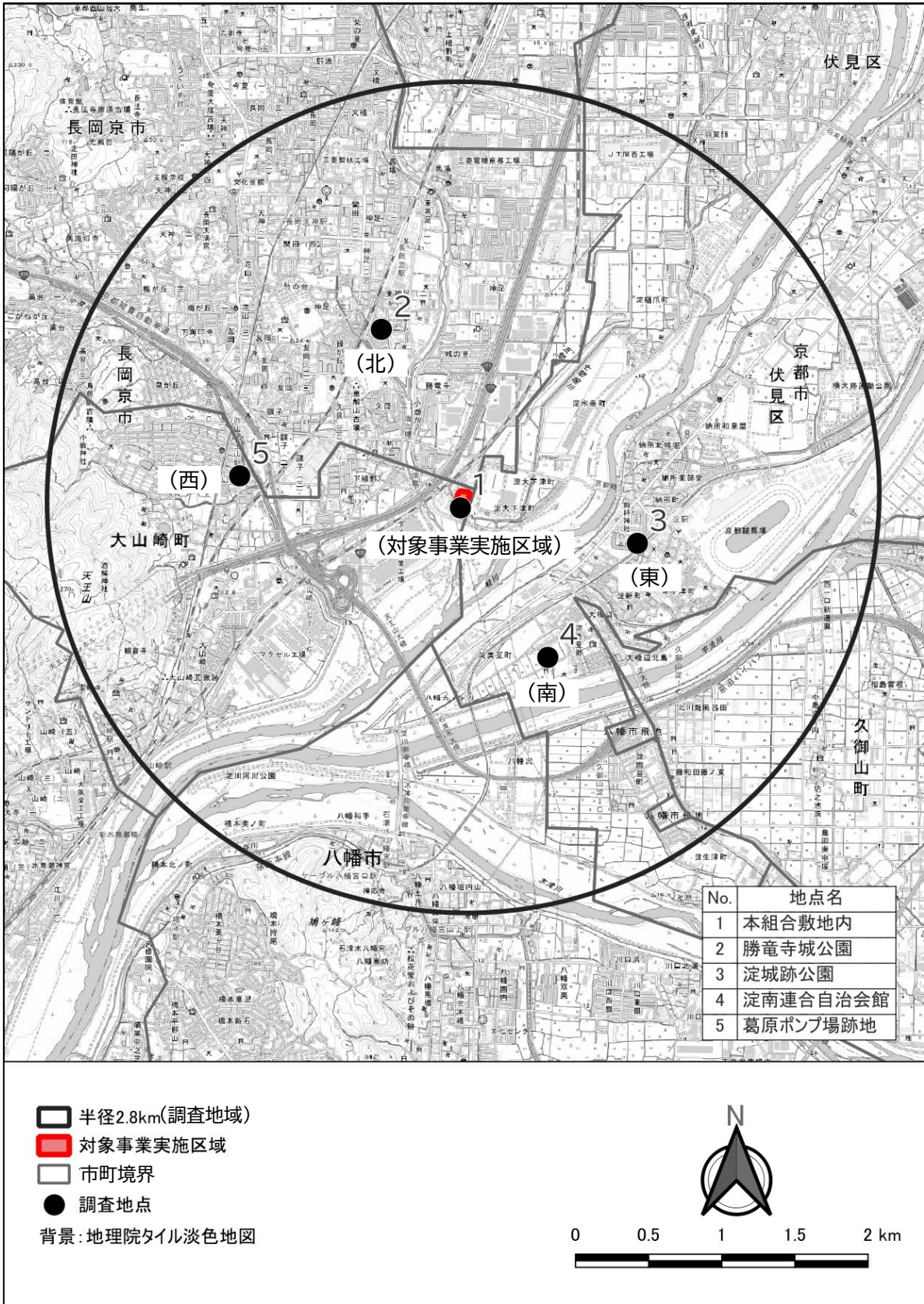


図6-20 土壌汚染の調査地点

ア. 調査すべき情報

調査対象は、調査地域における土壌汚染の状況が分かる資料等を対象とする。また、対象事業実施区域及び煙突排ガスの影響が考えられる周辺における土壌環境基準項目及びダイオキシン類とする。

イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理、現地におけるサンプリング分析とする。

ウ. 調査対象地域

調査対象地域は、煙突排出ガスによる環境影響を受けるおそれのある地域とし、対象事業実施区域の中心から約2.8kmの範囲で設定する。なお、範囲の考え方は、「第2章 2-1 環境影響評価を実施しようとする地域及び地域特性を把握する範囲」に示したとおりである。

エ. 調査地点

調査地点は、対象事業実施区域に1地点、調査地域内において住居の用に供されている場所や生活環境上の配慮を要する場所の代表的な地点であり、調査用資機材の安全な設置や電源の確保ができ、かつ調査の実施に伴い地域の方々の日常生活に著しい支障が生じない場所として、周辺4地点（東西南北）の5地点で調査を実施する。調査地点の概要を表6-29に示す。

表6-29 調査地点の概要(土壌汚染)

地点	名称	概要
①対象事業実施区域	本組合敷地	対象事業実施区域の裸地部分 調査地域内に位置している住居の用に供されている場所等の近傍の裸地部分
②対象事業実施区域北	勝竜寺城公園	
③対象事業実施区域東	淀城跡公園	
④対象事業実施区域南	淀南連合自治会館	
⑤対象事業実施区域西	葛原ポンプ場跡地	

オ. 調査期間等

調査時期は年1回とし、土壌採取にあたっては極端な高温時や積雪時等を避けた時期とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-30に示すとおりである。

表6-30 土壌汚染の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働（煙突排ガス）			
土壌汚染			
	事業計画及び施設の稼働に伴う煙突排ガスによるダイオキシン類等の拡散予測結果に基づく定性的な予測	（地域）調査地域 （地点）事業実施に伴う影響範囲	事業活動が定常状態となる時期
解体工事中			
解体工事等による一時的な影響			
土壌汚染			
	工事計画及び調査結果を踏まえた定性的な予測	（地域）対象事業実施区域 （地点）対象事業実施区域の解体工事中に出現する裸地部分	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期

ア. 予測の基本的な手法

予測項目は、煙突排ガス及び解体工事時の有害物質の漏洩による土壌汚染を対象とする。供用時及び解体工事中による土壌汚染による影響は、既存資料、事業計画、工事計画及び調査結果等を踏まえて、定性的な予測を実施する。

イ. 予測地域

予測地域は、供用時が調査地域、解体工事中が対象事業実施区域とする。

ウ. 予測地点

予測地点は、供用時が事業実施に伴う影響範囲、解体工事中が対象事業実施区域の解体工事中に出現する裸地部分とする。

エ. 予測対象時期等

予測対象時期は、供用時は事業活動が定常状態となる時期、解体工事中は環境影響が最大となる時期（汚染物質除去工事実施時）とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

## 6-6 動物

### 6-6-1 重要な種・注目すべき生息地

対象事業の実施に伴う重要な種・注目すべき生息地に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中において運搬車両が増加することが想定されることや供用時における運搬車両の走行、施設の稼働に伴う煙突排ガスや生活排水及びプラント排水余剰分の公共用水域への放流がある。このため、周辺環境への影響の可能性があることから、その影響を検討するため、動物に関する調査、予測及び評価を実施する。

#### (1) 調査の手法

調査の手法は、表6-31に示すとおりである。また、調査地点は、図6-21に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-31 動物調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
動物相及びその分布の状況、重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自然環境保全基礎調査」(環境省)、「環境省レッドリスト2020」(環境省)、「京都府レッドデータブック2015」(京都府)等を対象に収集整理</li> <li>自治体等によるいきもの調査等の結果</li> </ul>	(地域・地点) 調査地域	最新年度
現地調査			
生物			
哺乳類 両生類 は虫類	現地確認調査	(地域・地点) 五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷	3季(春、夏、秋季)
昆虫類	任意採取調査、トラップ採集調査(ライトトラップ法、ベイトトラップ法)	(地域・地点) 五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷	3季(春、夏、秋季)
淡水魚類、貝類	直接観察調査、採取による調査(モンドリ法、投網法、タモ網法等)	(地域・地点) 五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川	4季(春、夏、秋、冬季)
鳥類	定点観測法、線状調査法	(地域・地点) 五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷	5季(春、繁殖期、夏、秋、冬季)

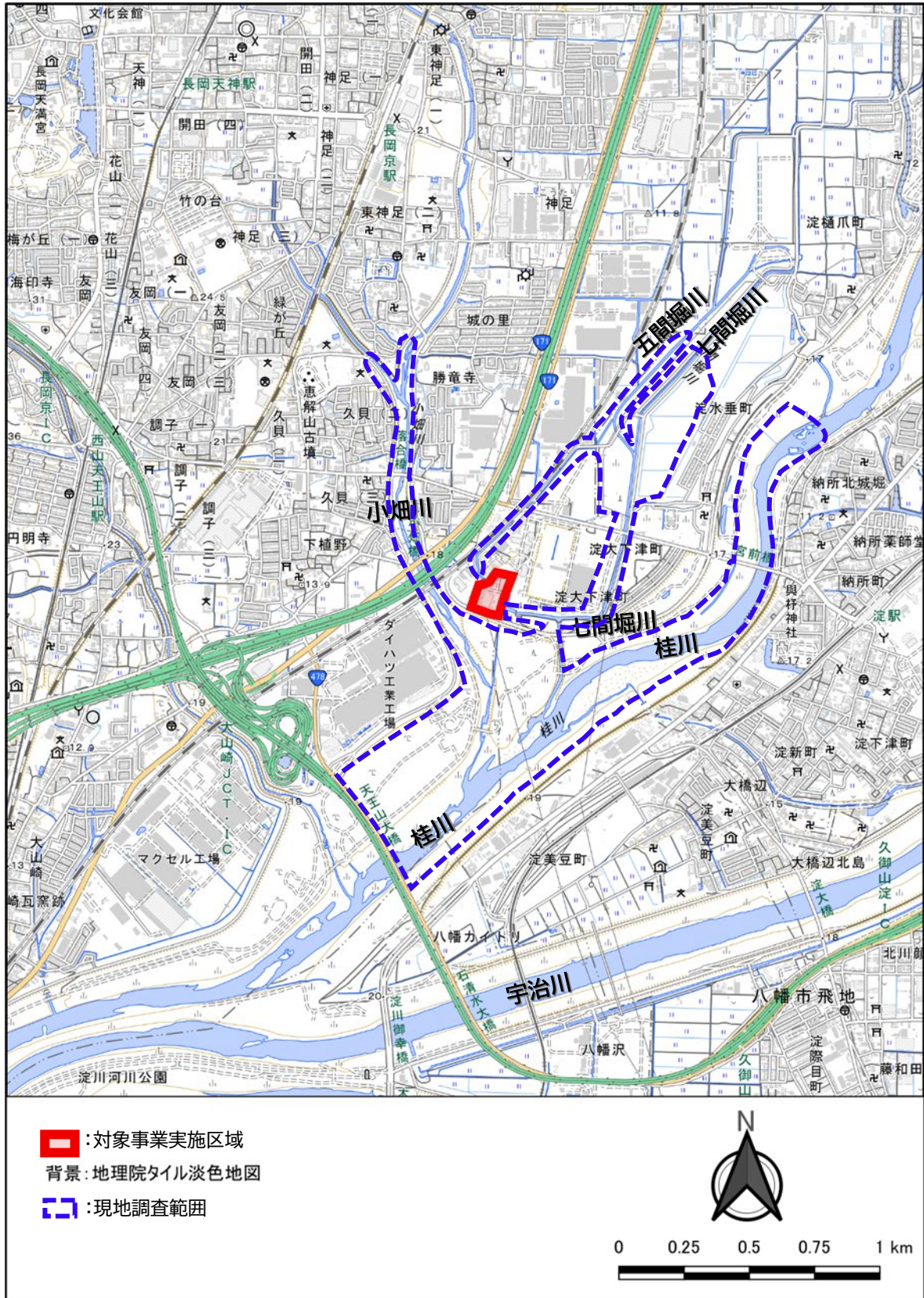


図6-21 動物の現地調査範囲

ア. 調査すべき情報

調査地域における動物相及びその分布の状況、「第2章2-2-1(5)ア」で抽出した重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況を把握する。哺乳類、両生類、は虫類、昆虫類、淡水魚類、貝類、鳥類を対象とする。

イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

ウ. 調査対象地域・地点

資料調査は、調査地域とする。また、現地調査は、対象事業実施区域の近隣で煙突排ガス、排水及び運搬車両の走行の影響が大きいと想定され、生息環境を把握できる河川敷（五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川）を中心とした範囲で実施する（図6-21参照）。

なお、任意採取やトラップ収集調査等を実施する調査地点は、現地確認を踏まえて設定する。

エ. 調査期間等

調査時期は、表6-31に示すとおりである。

調査対象地域における動物相、重要な種及び注目すべき生息地の状況を適切に把握できる時期とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-32に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-32 動物の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
建設工事中			
資材等の運搬車両の走行			
	重要な種・注目すべき生息地		
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1(2)ア.c 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	建設工事の実施による影響が最大となる時期
供用時			
施設の稼働(排水)			
	重要な種・注目すべき生息地		
	重要な種及び注目すべき生息地の分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または定性的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
施設の稼働(煙突排ガス)			
	重要な種・注目すべき生息地		
	大気質「供用時の施設の稼働(煙突排ガス)」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
廃棄物運搬車両等の走行			
	重要な種・注目すべき生息地		
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1(2)ア.c 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
解体工事中			
資材等の運搬車両の走行			
重要な種・注目すべき生息地			
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1 (2) ア.c 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	解体工事の実施による影響が最大となる時期

ア. 予測の基本的な手法

予測は、文献その他の資料調査及び現地調査から得られた情報の整理・分析結果を基に、直接的影響及び間接的影響について行う。事業計画の内容を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地の分布又は生息環境の改変の程度について、事例の引用または解析を基に行う。

イ. 予測地域・地点

予測地域・地点は、対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)とする。

ウ. 予測対象時期等

予測対象時期は、供用時は事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期とし、建設工事中、解体工事中は各工事の実施による影響が最大となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

## 6-7 植物

### 6-7-1 重要な種及び群落

対象事業の実施に伴う重要な種及び群落に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中において運搬車両が増加することが想定されることや供用時における運搬車両の走行、施設の稼働に伴う煙突排ガスや生活排水及びプラント排水余剰分の公共用水域への放流がある。このため、周辺環境への影響の可能性があることから、その影響を検討するため、植物に関する調査、予測及び評価を実施する。

#### (1) 調査の手法

調査の手法は、表6-33に示すとおりである。また、調査地点は、図6-22に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-33 植物調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自然環境保全基礎調査」(環境省)、「環境省レッドリスト2025」(環境省)、「京都府レッドデータブック2015」(京都府)等を対象に収集整理</li> <li>・自治体等による植物調査等の結果</li> </ul>	(地域・地点) 調査地域	最新年度
現地調査			
植物			
重要な種及び群落	植物相調査、植生調査、植生図の作成、大径木・景観木調査、樹木活力度調査	(地域・地点) 五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷	3季(春、夏、秋季)

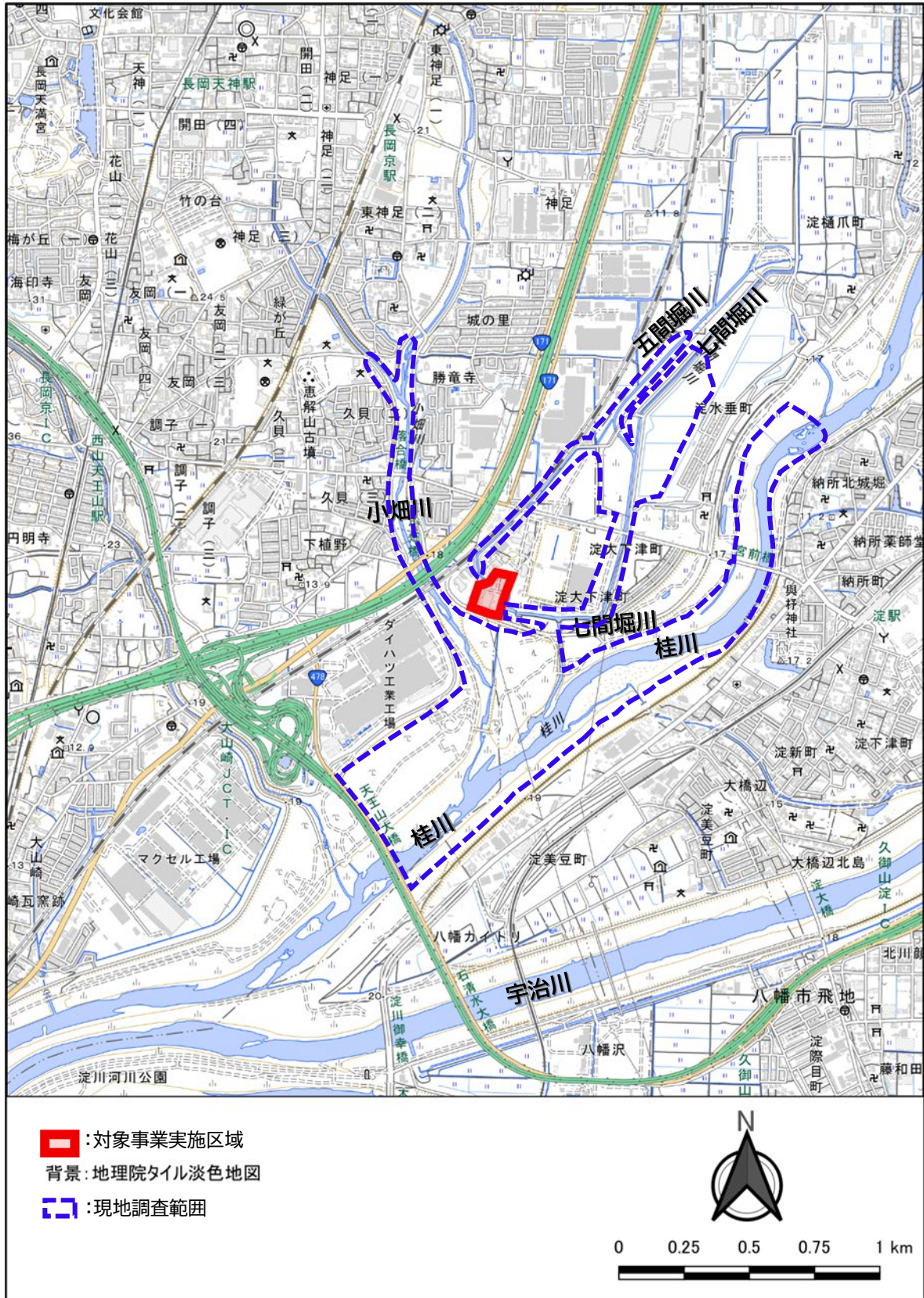


図 6-22 植物の現地調査範囲

ア. 調査すべき情報

調査地域における種子植物、シダ植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況、「第2章2-2-1(5)イ」で抽出した重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況を把握する。

イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

ウ. 調査対象地域・地点

資料調査は、調査地域とする。また、現地調査は、対象事業実施区域の近隣で煙突排ガス、排水及び運搬車両の走行の影響が大きいと想定され、生育環境を把握できる河川敷（五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川）を中心とした範囲で実施する（図6-22参照）。

なお、植物相調査や植生調査等を実施する調査地点は、現地確認を踏まえ、各植生区分を網羅するようコードラット調査により設定する。

エ. 調査期間等

調査時期は、表6-33に示すとおりである。

調査対象地域における植物相、重要な種及び注目すべき生息地の状況を適切に把握できる時期とする。

調査対象植物や地形条件等を考慮し、調査対象地域における植物相、「第2章2-2-1(5)イ」で抽出した重要な種及び重要な群落の状況を適切に把握できる時期とし、他の季節に比べて生育活動が低いことから冬季を除いた3季（春季、夏季、秋季）に各1回とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-34に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-34 植物の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
<b>建設工事中</b>			
資材等の運搬車両の走行			
重要な種及び群落			
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1 (2) ア.c建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点)対象事業実施区域を中心とした影響範囲 (五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	建設工事の実施による影響が最大となる時期
<b>供用時</b>			
施設の稼働(排水)			
重要な種及び群落			
	重要な種及び重要な群落の分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	(地域・地点)対象事業実施区域を中心とした影響範囲 (五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
施設の稼働(煙突排ガス)			
重要な種及び群落			
	大気質「供用時の施設の稼働(煙突排ガス)」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点)対象事業実施区域を中心とした影響範囲 (五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
廃棄物運搬車両等の走行			
重要な種及び群落			
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1 (2) ア.c建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点)対象事業実施区域を中心とした影響範囲 (五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
<b>解体工事中</b>			
資材等の運搬車両の走行			
重要な種及び群落			
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1 (2) ア.c建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点)対象事業実施区域を中心とした影響範囲 (五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	解体工事の実施による影響が最大となる時期

ア. 予測の基本的な手法

予測は、文献その他の資料調査及び現地調査から得られた情報の整理・分析結果を基に、直接的影響（植物への直接的改変、生育環境への直接的改変等）及び間接的影響（大気、水質等の生育環境への間接的な影響）について行う。事業計画の内容を踏まえ、「第2章2-2-1（5）イ」で抽出した重要な種及び重要な群落の分布又は生育環境の改変の程度について、事例の引用または解析を基に行う。

イ. 予測地域・地点

予測地域・地点は、対象事業実施区域を中心とした影響範囲（五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷）とする。

ウ. 予測対象時期等

予測対象時期は、供用時は事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期とし、建設工事中、解体工事中は各工事の実施による影響が最大となる時期とする。

（3）評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

6-7-2 植物生育環境としての土壌

対象事業の実施に伴う植物生育環境としての土壌に影響する要因として、供用時における施設の稼働に伴う煙突排ガスの影響の可能性があるので、その影響を検討するため、植物生育環境としての土壌に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-35に示すとおりである。また、調査地点は、図6-23に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-35 植物生育環境としての土壌調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自然環境保全基礎調査」(環境省)、「環境省レッドリスト 2025」(環境省)、「京都府レッドデータブック 2015」(京都府)等を対象に収集整理</li> <li>・自治体等による植物調査等の結果</li> </ul>	(地域・地点) 調査地域	最新年度
現地調査			
植物			
植物生育環境としての土壌※	サンプル分析 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年3月改定、環境省)に定める方法</li> <li>・土壌中の養分として確認(窒素、リン、カリウム)</li> </ul>	(地域・地点) 五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷	1回

※ 土壌環境基準項目：カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

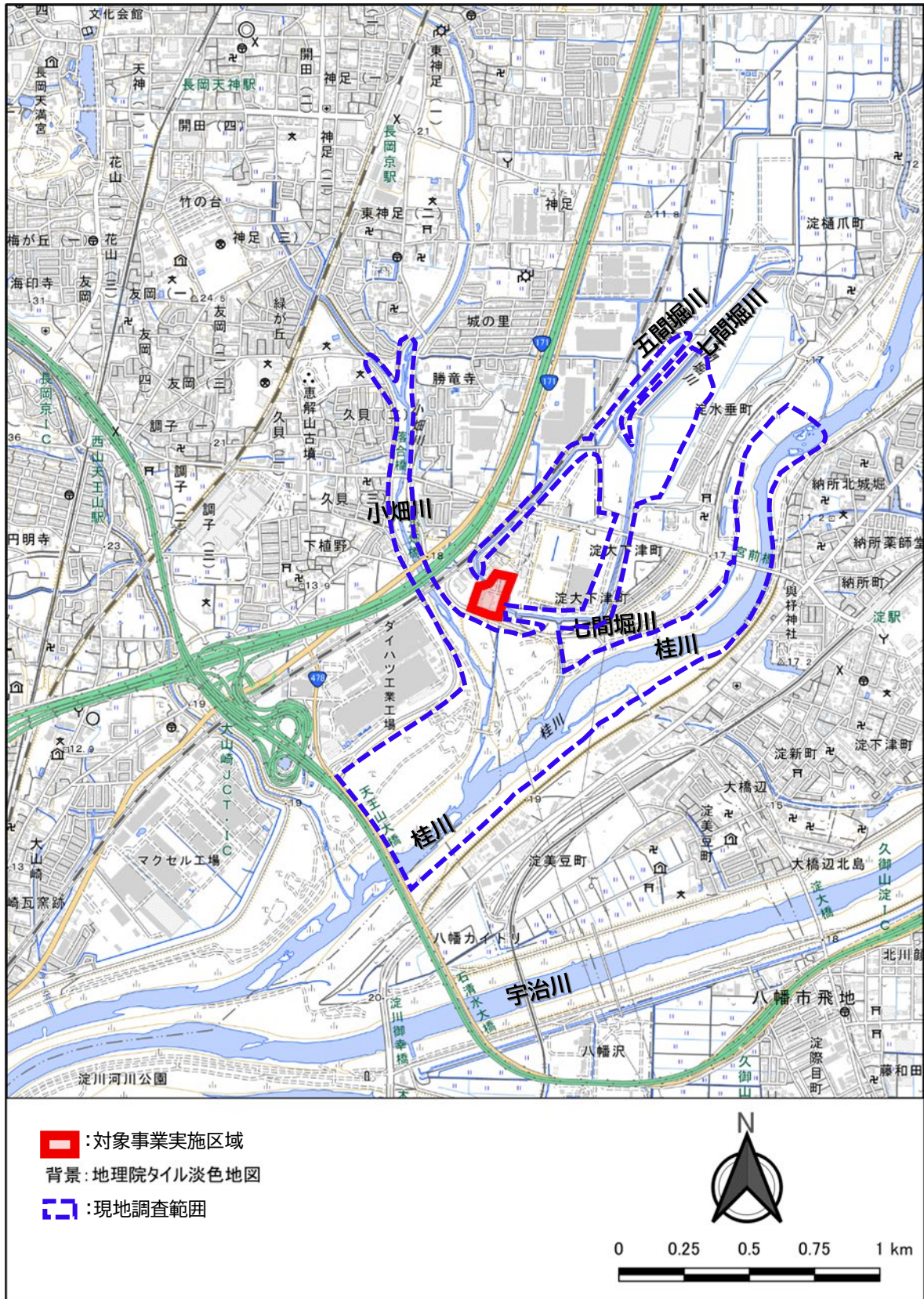


図6-23 植物生育環境としての土壌の現地調査範囲

ア. 調査すべき情報

調査地域における植物生育環境としての土壌の状況を把握するため、植物相の調査地点と同一地点において土壌調査を実施する。

イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

ウ. 調査対象地域・地点

資料調査は、調査地域とする。また、現地調査は、対象事業実施区域の近隣で煙突排ガス、排水及び運搬車両の走行の影響が大きいと想定され、植物生育環境としての土壌を把握できる河川敷（五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川）を中心とした範囲で実施する（図6-23参照）。

なお、土壌分析を実施する調査地点は、現地確認を踏まえて設定する。

エ. 調査期間等

調査時期は、表6-35に示すとおりである。調査時期は年1回とし、土壌採取にあたっては極端な高温時や積雪時等を避けた時期とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-36に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-36 植物生育環境としての土壌の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働（煙突排ガス）			
生育環境としての土壌			
	「6-1-1(2)ア.d 供用時の施設の稼働（煙突排ガス）」において予測した結果を用いた定量的な予測	（地域・地点）対象事業実施区域を中心とした影響範囲（五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷）	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期

ア. 予測の基本的な手法

予測は、文献その他の資料調査及び現地調査から得られた情報の整理・分析結果を基に、直接的影響（植物への直接的改変、生育環境への直接的改変等）及び間接的影響（大気、水質等の生育環境への間接的な影響）について行う。事業計画の内容を踏まえ、「第2章2-2-1（5）イ」で抽出した重要な種及び重要な群落の分布又は生育環境の改変の程度について、事例の引用または解析を基に行う。

イ. 予測地域・地点

予測地域・地点は、対象事業実施区域を中心とした影響範囲（五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷）とする。

ウ. 予測対象時期等

予測対象時期は、供用時は事業活動が定常状態となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

## 6-8 生態系

### 6-8-1 地域を特徴づける生態系

対象事業の実施に伴う地域を特徴づける生態系に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中において運搬車両が増加することや供用時における運搬車両の走行、施設の稼働に伴う煙突排ガスの放出や生活排水及びプラント排水余剰分の公共用水域への放流がある。このため、周辺環境への影響の可能性があることから、その影響を検討するため、生態系に関する調査、予測及び評価を実施する。

なお、建設工事中及び供用時の対象事業実施区域における生態系への影響については、現し尿処理施設の跡地に建設するため、生態系を直接的に改変しないことから、対象事業の実施の影響は軽微であるため調査対象としていない。

#### (1) 調査の手法

調査の手法は、表6-37に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-37 生態系調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
動植物及びその分布の状況、重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自然環境保全基礎調査」(環境省)、「環境省レッドリスト2020,2025」(環境省)、「京都府レッドデータブック2015」(京都府)等を対象に収集整理</li> <li>自治体等による植物調査等の結果</li> </ul>	(地域・地点)調査 地域	最新年度
現地調査			
動植物			
動植物その他の自然環境に係る概況	既存資料及び現地調査結果に基づき、上位性、典型性、特殊性の視点から複数の注目種を抽出し、その生息・生育環境等の情報を収集することによる	(地域・地点)五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷	4季
複数の注目種等の生息、他の動植物相との相互関係又は生息・生育環境の状況			

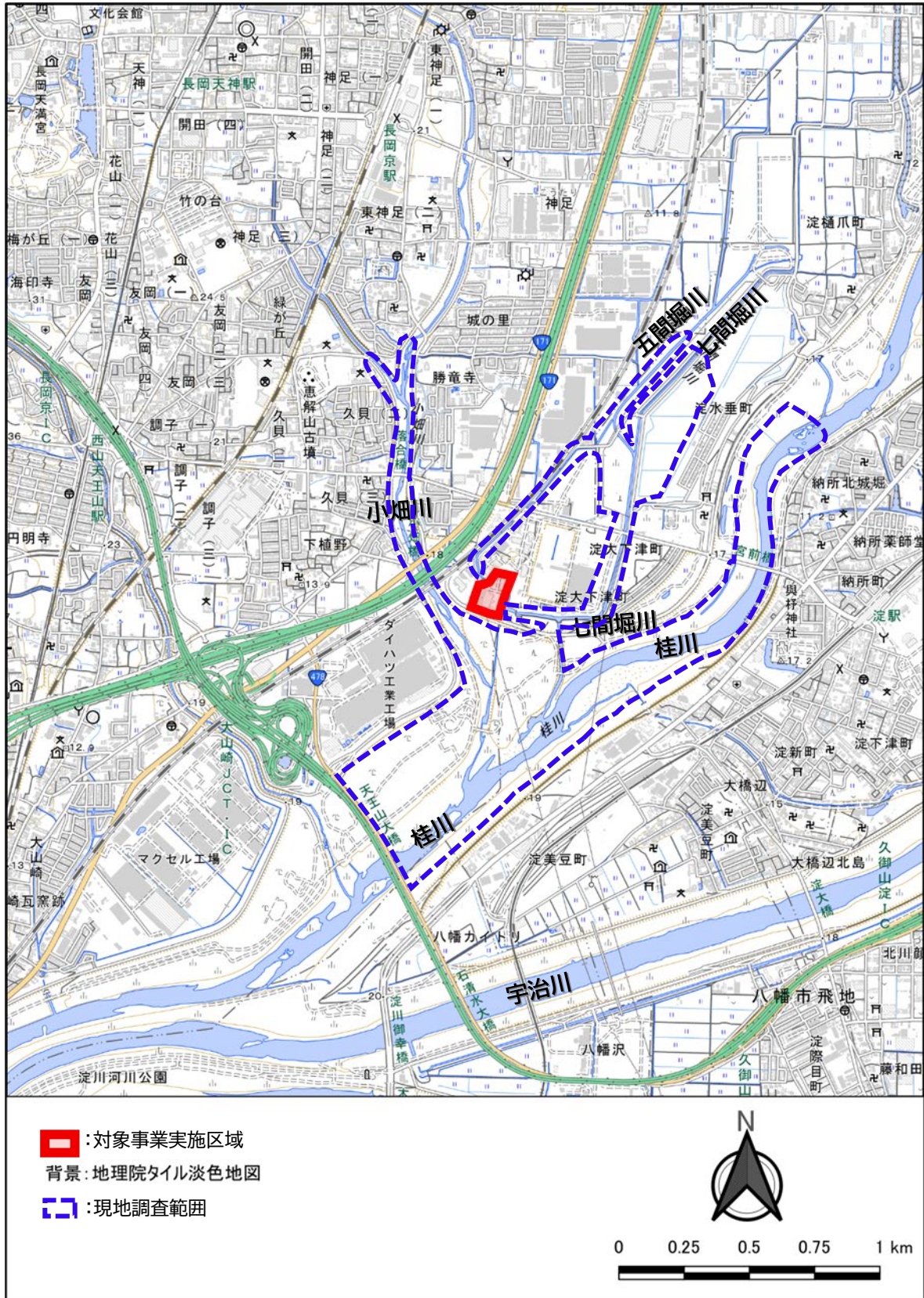


図6-24 生態系の現地調査範囲

ア. 調査すべき情報

調査地域における動植物その他の自然環境に係る概況及び複数の注目種等の生態、他の動物相との相互関係又は生息・生育環境の状況を把握する。

イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、既存資料及び現地調査結果に基づき、上位性、典型性、特殊性の視点から複数の注目種を抽出し、その生息・生育環境等の情報を収集することによる。

ウ. 調査対象地域・地点

資料調査は、調査地域とする。また、現地調査は、対象事業実施区域の近隣で煙突排ガス、排水及び運搬車両の走行の影響が大きいと想定され、生息・生育環境を把握できる河川敷（五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川）を中心とした範囲で実施する（図6-24参照）。

なお、生息・生育環境等の情報収集を実施する調査地点は、現地確認を踏まえて設定する。

エ. 調査期間等

調査時期は、表6-35に示すとおりである。

動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、調査対象地域における注目種等(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の状況を適切に把握できる時期とし、4季（春季、夏季、秋季、冬季）に各1回とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-38に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-38 生態系の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
<b>建設工事中</b>			
資材等の運搬車両の走行			
地域を特徴づける生態系			
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1 (2) ア.c 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	建設工事の実施による影響が最大となる時期
<b>供用時</b>			
施設の稼働(排水)			
地域を特徴づける生態系			
	重要な種及び重要な群落の分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
施設の稼働(煙突排ガス)			
地域を特徴づける生態系			
	大気質「供用時の施設の稼働(煙突排ガス)」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
廃棄物運搬車両等の走行			
地域を特徴づける生態系			
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1 (2) ア.c 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
解体工事中			
資材等の運搬車両の走行			
地域を特徴づける生態系			
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1(2)ア.c 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点)対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	解体工事の実施による影響が最大となる時期

ア. 予測の基本的な手法

予測は、文献その他の資料調査及び現地調査から得られた情報の整理・分析結果を基に、直接的影響及び間接的影響について行う。事業計画の内容を踏まえ、注目種の分布、生息・生育環境の改変の程度について、事例の引用または解析を基に行う。

イ. 予測地域・地点

予測地域・地点は、対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)とする。

ウ. 予測対象時期等

予測対象時期は、供用時は事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期とし、建設工事中、解体工事中は各工事の実施による影響が最大となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

## 6-9 景観

## 6-9-1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観

対象事業の実施に伴う主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に影響する要因として、建設工事中及び供用時における施設の稼働時に一時的に新旧の建屋及び煙突が存在すること、現ごみ処理施設の解体工事完了後は煙突の位置が変わった状態となることから、その影響を検討するため、景観に関する調査、予測及び評価を実施する。

事前調査として、配慮書において、文献調査により主な眺望点及び景観資源の状況を把握した。また、眺望点7地点の現地踏査（令和6年8月22日（着葉季））を実施した。

実施場所は、主要な眺望点と日常的な眺望点（近隣住宅地、自転車道及び鉄道の車窓）とする。

## (1) 調査の手法

調査の手法は、表6-39に示すとおりである。また、調査地点は図6-25及び図6-26に示すとおりである。

表6-39 景観調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
主要な眺望点の状況 景観資源の状況	京都府ホームページ、大山崎町、京都市、長岡京市、向日市、八幡市、久御山町ホームページ等を対象に収集整理及び配慮書の現地踏査結果	(地域・地点) 調査地域	最新年度
現地調査			
主要な眺望景観の状況	現地調査、写真撮影	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点：7地点（図6-25参照） 景観資源 <sup>※1</sup> ：16地点（図6-25参照）	2季 <sup>※2</sup> （着葉季、落葉季）
		(地域) 調査地域 (地点) 日常的な眺望点5地点 （図6-26参照）	2季 （着葉季、落葉季）

※1 歴史的・文化的景観資源と同じ地点である。

※2 配慮書において1季（着葉季）は現地踏査にて実施した。

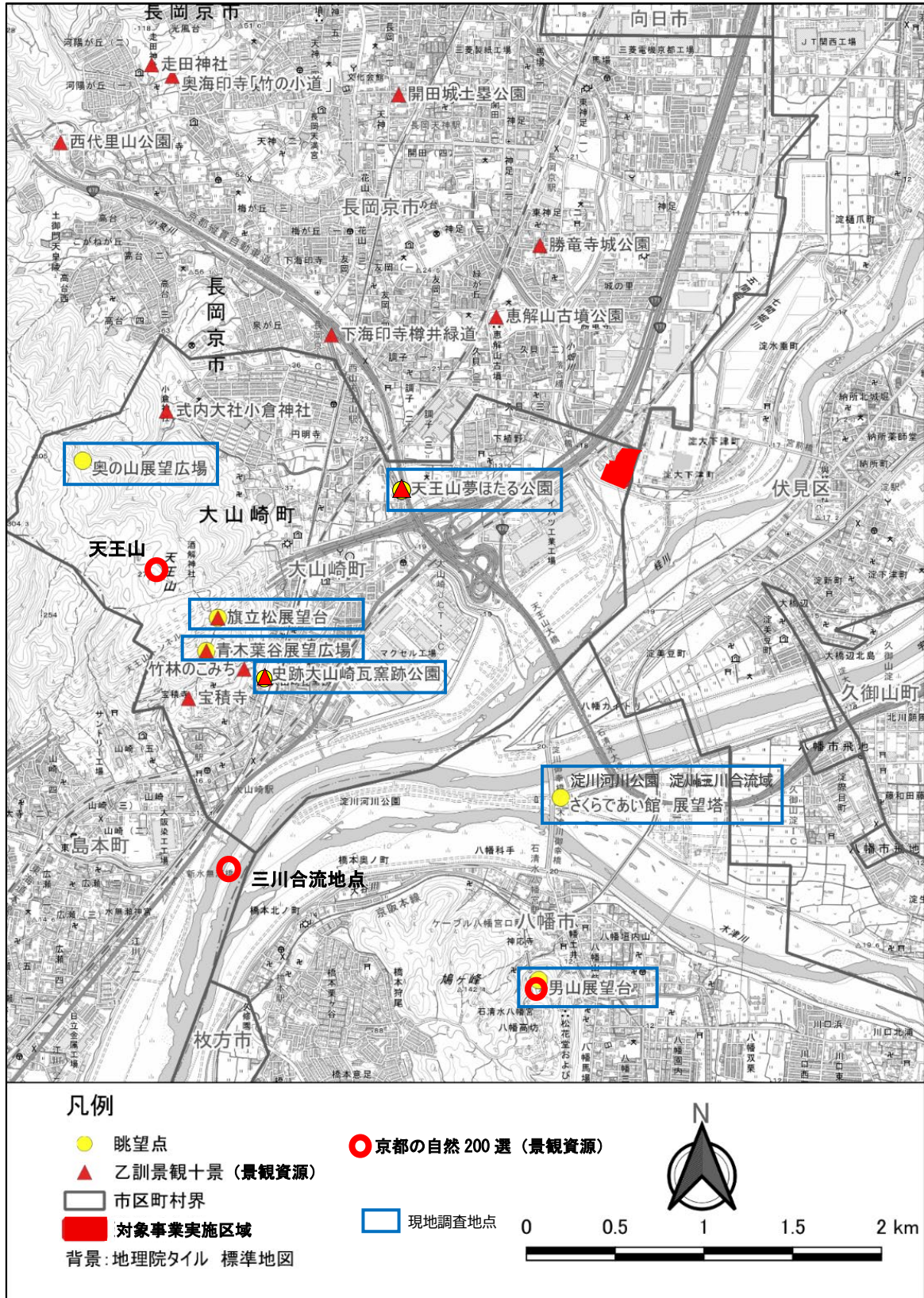
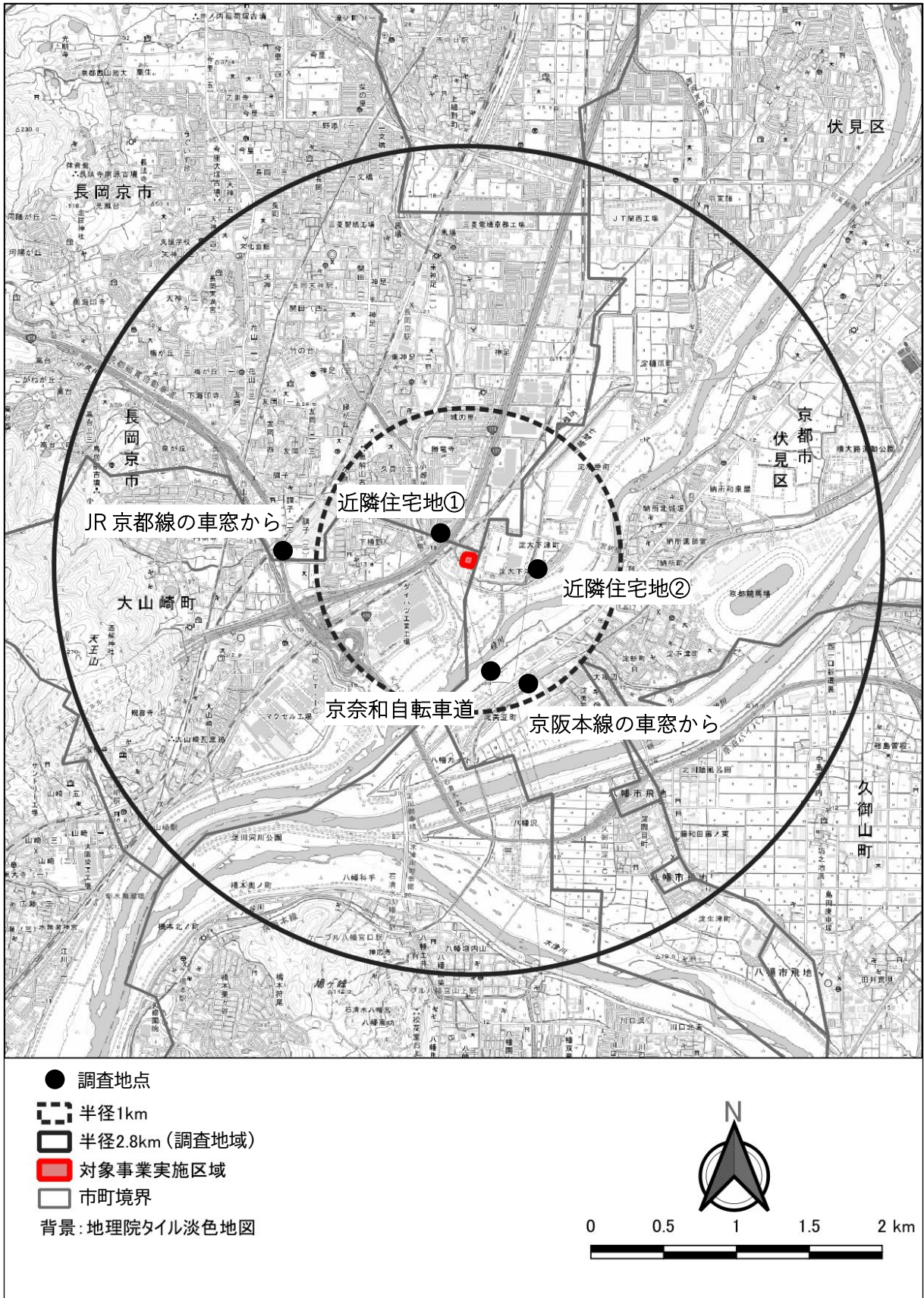


図6-25 景観の調査地点(その1)



※ 図中の半径1kmの破線は距離の目安として示している。

図6-26 景観の調査地点(その2)

ア. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、配慮書で主な眺望点を調査した資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査は、現地調査及び写真撮影により行う。

イ. 調査対象地域

調査対象地域は、調査地域とする。

ウ. 調査地点

調査地点は、主要な眺望点7地点（表6-40）と対象事業実施区域が視認されると考えられる日常的な眺望点5地点（表6-41）の合計12地点とする。調査地点の概要を表6-40及び表6-41に示す。

近隣住宅地は、対象事業実施区域の最近隣の住宅地2か所とし、そのほかに煙突が視認可能であり日常生活において景観に影響があると考えられる京奈和自転車道、JR京都線及び京阪本線の車窓からの景観を対象とする。電車の車窓からの景観については、対象事業実施区域に最も近い路線は東海道新幹線であるが、通過速度が速いことから、日常生活により密着した景観という観点で、JR京都線及び京阪本線を調査地点として選定した。なお、計画段階環境配慮書において、眺望点からの景観調査を実施しており（第3章3-1-1(2)景観参照）、これらの調査結果も踏まえて景観への影響を調査する。

表6-40 調査地点の概要(眺望点)

名称	所在地
旗立松展望台	大山崎町
青木葉谷展望広場	大山崎町
奥の山展望広場	大山崎町
史跡大山崎瓦窯跡公園	大山崎町
天王山夢ほたる公園	大山崎町
淀川河川公園 淀川三川合流域 さくらであい館 展望塔	八幡市
男山展望台	八幡市

表6-41 調査地点の概要(日常的な眺望点)

調査地点名	地点概要
近隣住宅地①	地域の人々が日常的に利用している場等の眺望景観となる地点
近隣住宅地②	
京奈和自転車道	
JR 京都線の車窓から	
京阪本線の車窓から	

エ. 調査期間等

調査時期は、2季（着葉季及び落葉季）とし、視程のよい晴天日とする。

なお、配慮書において、主要な眺望点からの眺望景観は1季（着葉季）実施しているので、その結果を利用する。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-42に示すとおりである。

表6-42 景観調査の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
建設工事中			
造成工事等による一時的な影響			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			
	フォトモンタージュ法	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点：7地点 (図6-25参照)、日常的な眺望点5地点 (図6-26参照)	新たな工作物の完成まで
供用時			
地形改変後の土地及び工作物の存在			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			
	フォトモンタージュ法	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点：7地点 (図6-25参照)、日常的な眺望点5地点 (図6-26参照)	新たな工作物の完成後、解体工事において現ごみ処理施設の煙突、建屋が解体されるまで
解体工事完了後			
地形改変後の土地及び工作物の存在			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			
	フォトモンタージュ法	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点：7地点 (図6-25参照)、日常的な眺望点5地点 (図6-26参照)	解体工事完了後

ア. 予測の基本的な手法

予測項目は、調査地点からの眺望景観の状況を対象とする。

予測は、事業計画に基づき景観予測図（フォトモンタージュ）を作成し、その眺望景観の変化を示す。

イ. 予測地域

予測地域は、調査地域とする。

ウ. 予測地点

予測地点は、主要な眺望点7地点と日常的な眺望点5地点の合計12地点とする。

エ. 予測対象時期等

予測対象時期は、新たな工作物の完成まで（現ごみ処理施設と建設工事中の新ごみ処理施設の2施設が存在）、新たな工作物の完成後（新ごみ処理施設、現ごみ処理施設の2施設が存在）、解体工事終了後（新ごみ処理施設のみ存在）とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

6-9-2 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業の実施に伴う人と自然との触れ合いの活動の場に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中においては、運搬車両の走行に伴う影響が考えられる。また、供用時には、新たな工作物の出現及び運搬車両の走行に伴う影響が考えられる。これらの影響を検討するため、人と自然との触れ合いの活動の場に関する調査、予測及び評価を実施する。

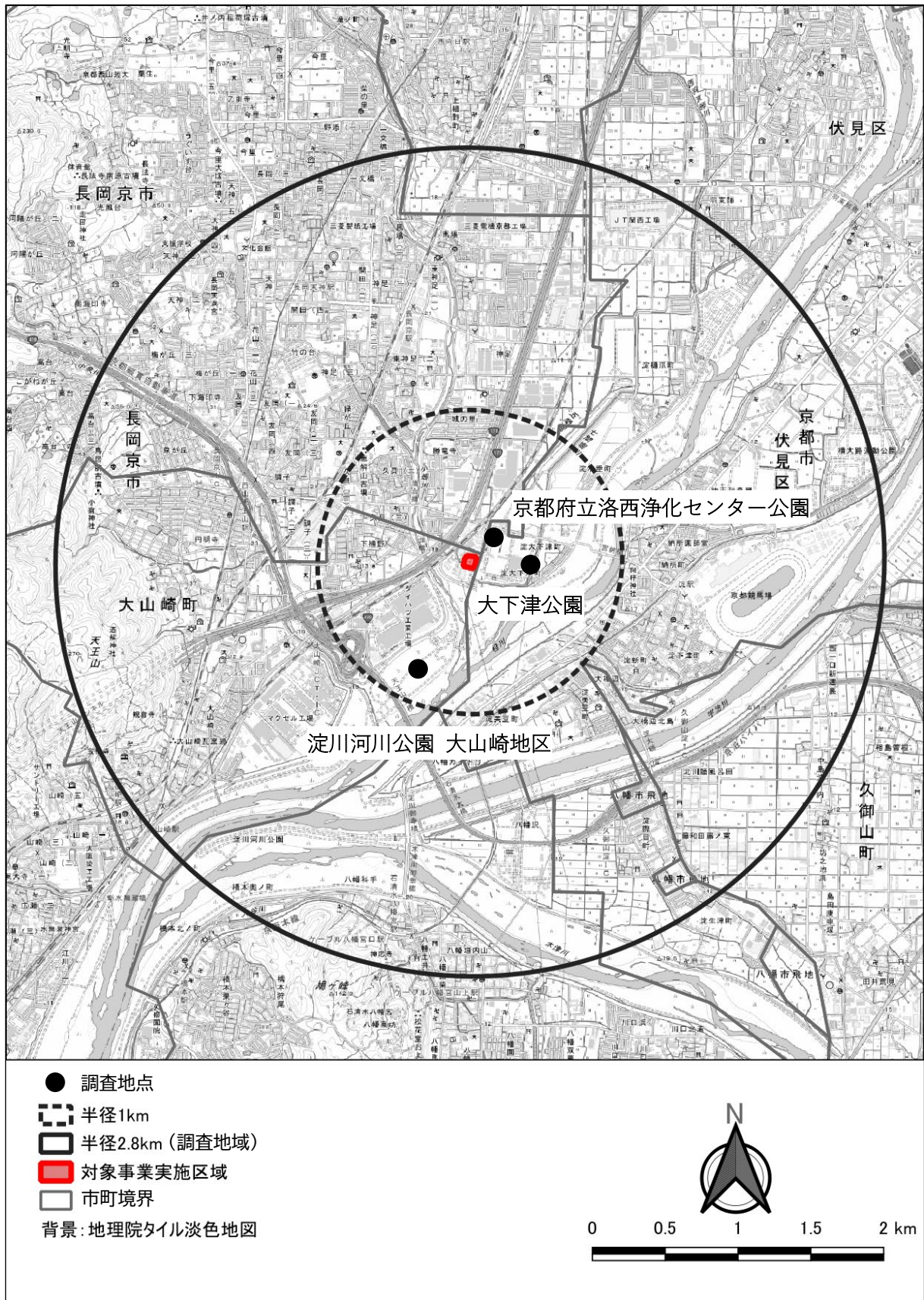
事前調査として、配慮書において、既存資料調査により人と自然の触れ合いの活動状況を把握した。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-43に示すとおりである。また、調査地点は図6-27に示すとおりである。

表6-43 人と自然との触れ合いの活動の場調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
人と自然との触れ合いの活動の場の概況	京都府ホームページ、大山崎町、京都市、長岡京市、向日市、八幡市、久御山町ホームページ等を対象に収集整理	(地域・地点) 調査地域	最新年度
現地調査			
人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況			
人と自然との触れ合いの活動の場の概況	現地調査及び自治会への聞き取り、写真撮影等	(地域) 調査地域 (地点) 3地点 (図 6-27 参照)	2回 (平日及び休日)
主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用者	現地調査及び自治会への聞き取り、写真撮影等	(地域) 調査地域 (地点) 3地点 (図 6-27 参照)	2回 (平日及び休日)



※ 図中の半径1kmの破線は距離の目安として示している。

図6-27 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点

ア. 調査すべき情報

人と自然との触れ合いの活動の場として、公園や芝生広場、テニスコート、球技場などがあり憩いの場、スポーツの拠点を配慮書にて抽出した。

調査対象は、人と自然との触れ合いの活動の場の概況及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用者数、利用状況及び利用環境等とする。

イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査は、現地調査及び聞き取り、写真撮影等により行う。

ウ. 調査対象地域

調査対象地域は、調査地域とする。

エ. 調査地点

調査地点は、調査地域内の主要な人と自然との触れ合いの活動の場のうち、対象事業実施区域から距離が近く視認できる場所で、運搬車両の走行及び新たな工作物の出現により影響が想定される3地点とする（図6-27参照）。調査地点の概要を表6-44に示す。

京都府立洛西浄化センター公園は、対象事業実施区域から最も近く広大な芝生広場やスポーツ施設を有する公園であり、近隣住民以外の利用も活発であり、運搬車両の走行及び新たな工作物の出現により影響が生じる可能性がある。

大下津公園は、対象事業実施区域から最も至近距離にある近隣住民のための公園であり、近隣住民が樹木や土に触れられ、運搬車両の走行及び新たな工作物の出現により影響が生じる可能性がある。

淀川河川公園（大山崎地区）は、桂川・宇治川・木津川の合流点に近い広域的な河川利用の拠点であり、散策、マラソン、野鳥観察などの自然享受活動が活発に行われており、新たな工作物の出現により影響が生じる可能性がある。

表6-44 人と自然との触れ合いの活動の場調査の概要

調査地点名	地点概要
京都府立洛西浄化センター公園	レクリエーション活動や、学習、教育活動が行われる地点
大下津公園	
淀川河川公園（大山崎地区）	

オ. 調査期間等

調査時期は、人と自然との触れ合いの活動の場として利用されることの多い時期において、平日及び休日の2回実施する。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-45に示すとおりである。

表6-45 人と自然との触れ合いの活動の場調査の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
<b>建設工事中</b>			
資材等の運搬車両の走行			
人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境			
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の改変の程度の把握及び事例の引用又は解析	(地域) 調査地域 (地点) 3地点	工事の実施による環境影響が最大となる時期
<b>供用時</b>			
地形改変後の土地及び工作物の存在			
人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境			
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の改変の程度の把握及び事例の引用又は解析	(地域) 調査地域 (地点) 3地点	新たな工作物の完成後及び事業活動が定常状態となる時期
廃棄物運搬車両等の走行			
人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境			
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の改変の程度の把握及び事例の引用又は解析	(地域) 調査地域 (地点) 3地点	新たな工作物の完成後及び事業活動が定常状態となる時期
<b>解体工事中</b>			
資材等の運搬車両の走行			
人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境			
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の改変の程度の把握及び事例の引用又は解析	(地域) 調査地域 (地点) 3地点	工事の実施による環境影響が最大となる時期

ア. 予測の基本的な手法

予測項目は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境を対象とする。

予測は、事業計画の内容を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の程度の把握及び事例の引用又は解析により行う。

イ. 予測地域

予測地域は、調査地域とする。

ウ. 予測地点

予測地点は、京都府立洛西浄化センター公園、大下津公園及び淀川河川公園（大山崎地区）の3地点とする。

エ. 予測対象時期等

予測対象時期は、建設工事中、解体工事中については、工事の実施による環境影響が最大となる時期（運搬車両の交通量が最大となる時期）、供用時については、新たな工作物の完成後及び事業活動が定常状態となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

## 6-10 廃棄物等

## 6-10-1 廃棄物

対象事業の実施に伴う廃棄物に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中における一時的な影響として建設廃材等が発生すること、供用時における施設の稼働により日常的に廃棄物の発生があることから、その影響を検討するため、廃棄物に関する調査、予測及び評価を実施する。

## (1) 調査の手法

調査手法は、表6-46に示すとおりである。

表6-46 廃棄物の調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
廃棄物	対象事業の計画書等の整理	(地域・地点) 対象 事業実施区域	最新年度

## ア. 調査すべき情報

調査対象は、建設工事中、解体工事中、施設の稼働に伴い発生する廃棄物とする。

## イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、建設工事中、解体工事中、施設の稼働に伴い発生する廃棄物に関する文献その他の資料、情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

## ウ. 調査対象地域

調査対象地域は、対象事業実施区域とする。

## (2) 予測の手法

予測の手法は、表6-47に示すとおりである。

表6-47 廃棄物等の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
建設工事中			
造成工事等による一時的な影響			
廃棄物の種類、発生量			
	建設工事に伴う廃棄物の発生状況の把握	(地域・地点) 対象事業実施区域	工事期間
供用時			
廃棄物の発生			
廃棄物の種類、発生量			
	対象事業の実施に伴う廃棄物の種類ごとの発生状況の把握	(地域・地点) 対象事業実施区域	事業活動が定常状態となる時期
解体工事中			
解体工事等による一時的な影響			
廃棄物の種類、発生量			
	解体工事に伴う廃棄物の発生状況の把握	(地域・地点) 対象事業実施区域	工事期間

ア. 予測の基本的な手法

予測項目は、建設工事中、解体工事中、供用時の廃棄物の種類、発生量を対象とする。

予測は、既存資料及び事業計画に基づき、建設工事中及び解体工事中については工事に伴う廃棄物の発生状況の把握、供用時については対象事業の実施に伴う焼却灰等の廃棄物の種類ごとの発生状況の把握とする。

イ. 予測地域・地点

予測地域・地点は、対象事業実施区域とする。

ウ. 予測対象時期等

予測対象時期は、建設工事中及び解体工事中においては工事期間、供用時には事業活動が定常状態となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-10-2 建設工事に伴う副産物（残土等）

対象事業の実施に伴う副産物（残土等）に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中における建設残土の発生があることから、その影響を検討するため、建設工事に伴う副産物（残土等）に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査手法は、表6-48に示すとおりである。

表6-48 建設工事に伴う副産物(残土等)の調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
副産物（残土等）	対象事業の計画書等の整理	(地域・地点) 対象事業実施区域	最新年度

ア. 調査すべき情報

調査対象は、建設工事中及び解体工事中に発生する副産物（残土等）とする。

イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、建設工事中及び解体工事中に発生する副産物（残土等）に関する文献その他の資料、情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

ウ. 調査対象地域

調査対象地域は、対象事業実施区域とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-49に示すとおりである。

表6-49 建設工事に伴う副産物(残土等)の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
建設工事中			
造成工事等による一時的な影響			
副産物（残土等）の種類、発生量			
	建設工事に伴う副産物(残土等)の発生の状況の把握	(地域・地点) 対象事業実施区域	工事期間
解体工事中			
解体工事等による一時的な影響			
副産物（残土等）廃棄物の種類、発生量			
	解体工事に伴う副産物(残土等)の発生の状況の把握	(地域・地点) 対象事業実施区域	工事期間

ア. 予測の基本的な手法

予測項目は、建設工事中、解体工事中時の副産物（残土等）の発生量を対象とする。

予測は、既存資料及び事業計画に基づき、建設工事中及び解体工事中については工事に伴う副産物（残土等）の発生の状況の把握とする。

イ. 予測地域・地点

予測地域・地点は、対象事業実施区域とする。

ウ. 予測対象時期等

予測対象時期は、建設工事中及び解体工事中の工事期間とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

## 6-1 1 温室効果ガス等

### 6-1 1-1 温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）

対象事業の実施に伴う温室効果ガスに影響する要因について、建設機械等の稼働、運搬車両の走行、供用時における施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスが発生することから、その影響を検討するため、温室効果ガスに関する調査、予測及び評価を実施する。

#### (1) 調査の手法

調査手法は、表6-50に示すとおりである。

表6-50 温室効果ガス等の調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
建設機械や施設の稼働の状況	工事計画、事業計画及び文献その他の資料を対象に収集整理	(地域・地点) 対象事業実施区域	最新年度
現地調査			
交通量調査			
交通量	「6-2-1 騒音」表 6-6 交通量の調査結果を利用	(地域) 運搬車両の走行道路 (地点) 運搬車両の走行ルート (A) (B) の2地点 (図 6-6 参照)	「6-2-1 騒音」表 6-6 交通量と同様

#### ア. 調査すべき情報

調査対象は、建設機械の稼働、運搬車両の走行、施設の稼働に伴い発生する温室効果ガスとする。

#### イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、工事計画、事業計画及び文献その他の資料、情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査は、「6-2-1騒音」において実施する交通量の調査結果を利用する。

#### ウ. 調査対象地域・地点

調査対象地域・地点は、対象事業実施区域及び運搬車両の走行道路とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-51に示すとおりである。

表6-51 温室効果ガスの予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
<b>建設工事中</b>			
建設機械等の稼働			
温室効果ガスの排出量			
	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.0」(令和7年3月、環境省・経済産業省)に基づき算定	(地域・地点) 対象事業実施区域	工事期間
資材等の運搬車両の走行			
温室効果ガスの排出量			
	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.0」(令和7年3月、環境省・経済産業省)に基づき算定	(地域) 運搬車両の走行道路 (地点) 運搬車両の走行ルート (A) (B) の2地点 (図6-6参照)	工事期間
<b>供用時</b>			
施設の稼働			
温室効果ガスの排出量			
	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.0」(令和7年3月、環境省・経済産業省)に基づき算定	(地域・地点) 対象事業実施区域	供用時
廃棄物運搬車両等の走行			
温室効果ガスの排出量			
	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.0」(令和7年3月、環境省・経済産業省)に基づき算定	(地域) 運搬車両の走行道路 (地点) 運搬車両の走行ルート (A) の1地点 (図6-6参照)	供用時
<b>解体工事中</b>			
建設機械等の稼働			
温室効果ガスの排出量			
	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.0」(令和7年3月、環境省・経済産業省)に基づき算定	(地域・地点) 対象事業実施区域	工事期間
資材等の運搬車両の走行			
温室効果ガスの排出量			
	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.0」(令和7年3月、環境省・経済産業省)に基づき算定	(地域) 運搬車両の走行道路 (地点) 運搬車両の走行ルート (A) (B) の2地点 (図6-6参照)	工事期間

ア. 予測の基本的な手法

予測対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタンガス、一酸化二窒素とし、これらの排出量を二酸化炭素排出量に換算する。

予測は、工事計画や事業計画に基づき、建設機械等の稼働や運搬車両の走行、供用時における施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量をシステム境界ごとに切り分けて算定する。また、発電等による温室効果ガスの削減量についても考慮するものとする。

算定は、最新の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」に示された方法に準じて行う。

イ. 予測地域・地点

予測地域・地点は、対象事業実施区域及び運搬車両の走行道路とする。

ウ. 予測対象時期等

予測対象時期は、建設工事中及び解体工事中については工事期間、供用時については事業活動が定常状態となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、予測された温室効果ガス排出量について、以下の3つの視点から本事業が地域の脱炭素化及び環境保全に寄与することを客観的に判断する。

① 実行可能な範囲内での回避・低減の妥当性

工事中においては、最新の排出ガス規制適合車や建設機械の採用、アイドリングストップ等の運用の徹底により、排出負荷が実行可能な範囲内で最小化されているかを評価する。供用時においては、最新の燃焼制御技術や高効率発電設備の導入状況を精査し、「実行可能な最善の技術 (BAT)」が導入されているかを評価の指標とする。

② 上位計画及び環境目標との整合性

算定結果を、以下の計画に掲げられた削減目標及び施策の方向性と照らし合わせ、整合性を評価する。

- 地球温暖化対策計画（環境省）（2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラル）
- 京都府地球温暖化対策条例に基づく京都府地球温暖化対策指針
- 京都府地球温暖化対策推進計画
- 大山崎町地球温暖化対策実行計画及び乙訓環境衛生組合の関連計画

③ 廃棄物発電による削減貢献量の評価

本事業により創出される廃棄物発電エネルギー（サーマルリサイクル）が、従来の商用電力等による化石燃料由来の排出量をどの程度代替・削減できるかを算出し、地域全体の温室効果ガス排出抑制に対する「純削減効果」の大きさを評価の対象とする。

④ 総括的な判断

以上の評価軸に基づき、本事業が気候変動対策に対して負の影響を最小化できているかどうか、かつエネルギー回収によるプラスの寄与を最大化できているかどうかを確認することで、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

## 6-1 2 文化財、埋蔵文化財包蔵地等

### 6-1 2-1 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域は長岡京跡に位置している。対象事業の実施に伴う埋蔵文化財包蔵地に影響する要因として、埋蔵文化財が包蔵されている可能性があることから、建設工事中の一時的な影響を検討するため、埋蔵文化財包蔵地に関する調査、予測及び評価を実施する。なお、建設工事時に掘削する際に、必要に応じて立会調査等を実施する。

#### (1) 調査の手法

調査手法は、表6-52に示すとおりである。

表6-52 埋蔵文化財包蔵地調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
埋蔵文化財発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大山崎町教育委員会資料</li> <li>・京都府遺跡調査報告書</li> <li>・京都府埋蔵文化財情報</li> </ul>	(地域・地点) 対象事業実施区域	過去すべて

#### ア. 調査すべき情報

調査対象は、対象事業実施区域の埋蔵文化財とする。

#### イ. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料、情報の収集並びに当該情報の整理及び分析を実施し、教育委員会、学識経験者等の指導・助言を受けて調査を進めることとする。調査は埋蔵文化財の存在する可能性については、事前調査を入念に行い、事前に試掘調査や発掘調査が必要と判断された場合には、建設工事前に調査を実施する。

#### ウ. 調査対象地域・地点

調査対象地域・地点は、対象事業実施区域とする。

#### エ. 調査期間等

調査期間は、既存資料調査に示されている過去すべてとする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-53に示すとおりである。

表6-53 埋蔵文化財包蔵地調査の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
建設工事中			
造成工事等による一時的な影響			
埋蔵文化財包蔵地			
	文献及び関係者ヒアリング等を踏まえた定性的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域	建設工事に着手する時期

ア. 予測の基本的な手法

予測項目は、建設工事中の造成工事等による一時的な影響となる可能性がある対象事業実施区域の埋蔵文化財包蔵地を対象とする。

予測は、文献及び関係者へのヒアリングを踏まえ、埋蔵文化財包蔵地の可能性の把握とする。

イ. 予測地域・地点

予測地域・地点は、対象事業実施区域とする。

ウ. 予測対象時期等

予測対象時期は、建設工事に着手する時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを評価する。

## 6-1 3 歴史的・文化的景観

## 6-1 3-1 主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観

対象事業の実施に伴う主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観に影響する要因として、建設工事中及び供用時における施設の稼働で、一時的に新旧の建屋及び煙突が存在すること、現ごみ処理施設の解体工事完了後は煙突の位置が変わった状態となることから、その影響を検討するため、景観に関する調査、予測及び評価を実施する。

事前調査として、配慮書において、文献調査により主な眺望点及び歴史的・文化的景観資源の状況を把握した。また、眺望点7地点の現地踏査（令和6年8月22日（着葉季））を実施した。

## (1) 調査の手法

調査手法は、表6-54に示すとおりである。また、調査地点は図6-28に示すとおりである。なお、景観調査については、「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観」（p6-80）と合わせて実施する。

表6-54 歴史的・文化的景観調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況	京都府ホームページ、大山崎町、京都市、長岡京市、向日市、八幡市、久御山町ホームページ等を対象に収集整理	(地域・地点) 調査地域	最新年度
現地調査			
主要な歴史的・文化的眺望景観の状況	現地調査、写真撮影	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点：7地点 (図6-28参照)、歴史的・文化的景観資源 <sup>※1</sup> ：16地点 (図6-28参照)	2季 <sup>※2</sup> (着葉季、落葉季)

※1 景観資源と同じ地点である。

※2 配慮書において1季（着葉季）は現地踏査にて実施した。

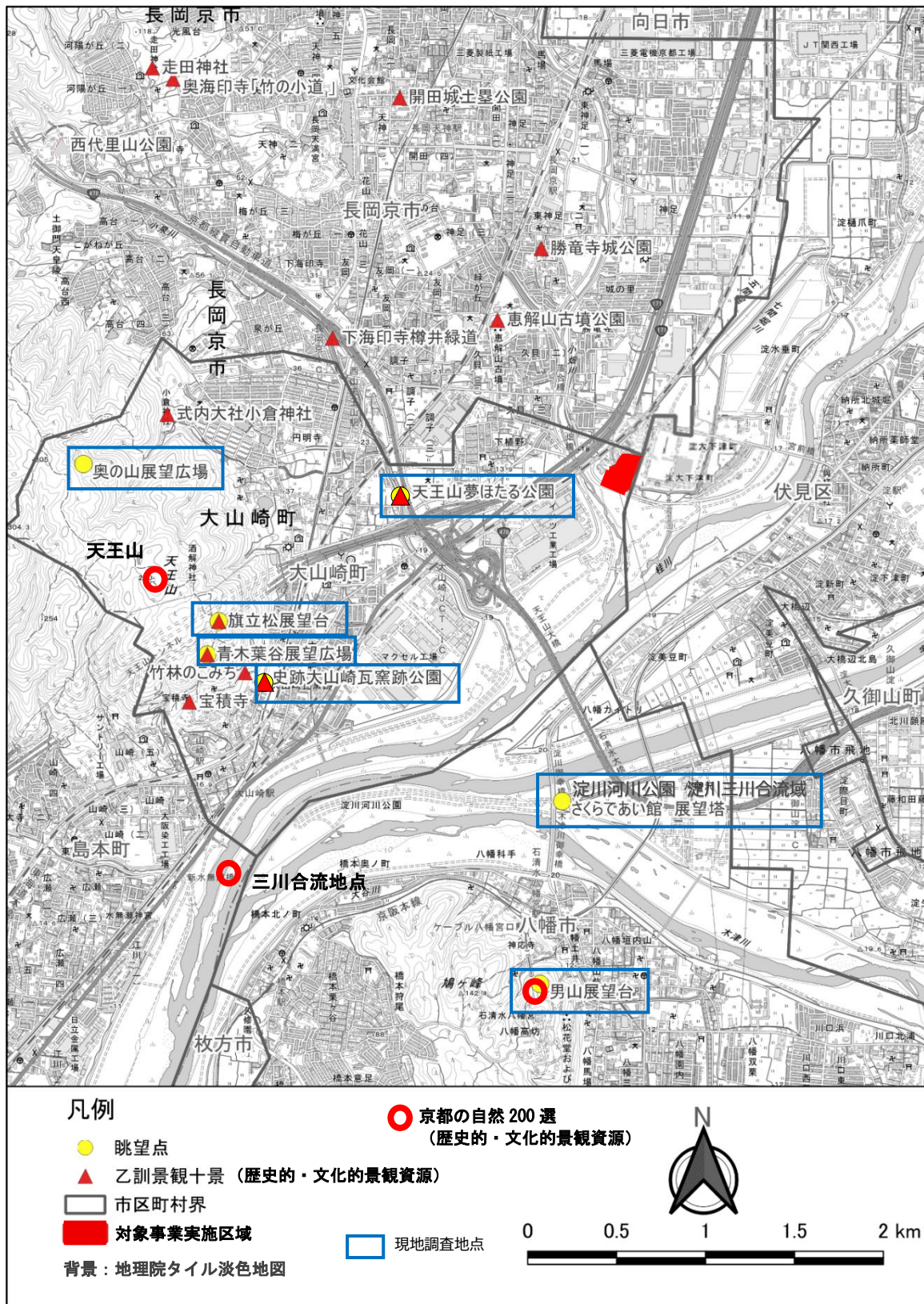


図6-28 歴史的・文化的景観の調査地点

ア. 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、配慮書で景観資源を調査した資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査は、現地調査及び写真撮影により行う。

イ. 調査対象地域

調査対象地域は、調査地域とする。

ウ. 調査地点

調査地点は、主要な眺望点7地点（第3章の表3-14参照）及び歴史的・文化的景観資源16地点とする。

エ. 調査期間等

調査時期は、2季（着葉季及び落葉季）とし、視程のよい晴天日とする。

なお、配慮書において、主要な眺望点からの眺望景観は1季（着葉季）実施しているので、その結果を利用する。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-55に示すとおりである。

表6-55 歴史的・文化的景観調査の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
<b>建設工事中</b>			
造成工事等による一時的な影響			
主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観			
	フォトモンタージュ法	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点:7地点(図6-28参照)	新たな工作物の完成まで
<b>供用時</b>			
地形改変後の土地及び工作物の存在			
主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観			
	フォトモンタージュ法	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点:7地点(図6-28参照)	新たな工作物の完成後、解体工事において現ごみ処理施設の煙突、建屋が解体されるまで
<b>解体工事完了後</b>			
地形改変後の土地及び工作物の存在			
主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観			
	フォトモンタージュ法	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点:7地点(図6-28参照)	解体工事完了後

ア. 予測の基本的な手法

予測項目は、調査地点からの眺望景観の状況を対象とする。

予測は、事業計画に基づき景観予測図(フォトモンタージュ)を作成し、その眺望景観の変化を示す。

イ. 予測地域

予測地域は、調査地域とする。

ウ. 予測地点

予測地点は、主要な眺望点7地点とする。

エ. 予測対象時期等

予測対象時期は、新たな工作物の完成まで（現ごみ処理施設と建設工事中の新ごみ処理施設の2施設が存在）、新たな工作物の完成後（新ごみ処理施設、現ごみ処理施設の2施設の存在）、解体工事終了後（新ごみ処理施設のみ存在）とする。

（3）評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。



## 第7章 その他規則で定める事項



7-1 対象事業を実施するために必要な許認可等

表7-1 対象事業を実施するために必要な許認可等

申請・届出の名称	許認可等を行う者	関係法令
建築確認申請書	京都府乙訓土木事務所 建築主事	建築基準法
一般廃棄物処理施設設置届出書	京都府知事	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ばい煙発生施設設置届出書及び水銀排出施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	大気汚染防止法
特定施設設置届出書	京都府知事	ダイオキシン類対策特別措置法
特定施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	水質汚濁防止法（※）
特定施設設置許可申請書	京都府乙訓保健所長	瀬戸内海環境保全特別措置法（※）
特定工場設置届出書及び特定施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	京都府環境を守り育てる条例
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	京都府乙訓保健所長	土壌汚染対策法
自家用電気工作物の工事計画の届出書及び自家用電気工作物の保安規定の届出書	中部近畿産業保安監督部長	電気事業法
対象建設工事の届出書	京都府知事	建設リサイクル法
埋蔵文化財発掘の届出	京都府教育委員会教育長	文化財保護法

※ 日最大排水量が50m<sup>3</sup>以上ある場合は瀬戸内海環境保全特別措置法の許可が、50m<sup>3</sup>未満の場合は水質汚濁防止法の届出となる。

7-2 方法書に関する業務の委託先

名称 : 株式会社東和テクノロジー 京滋営業所  
 代表者の氏名 : 福永 和弘  
 主たる事業所の所在地 : 京都市西京区嵐山朝月町5-5番1-1

